

令和6年6月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月13日】

1 櫻木善仁（新和会） 25～33ページ

議案第42号 亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について

1 改正内容について

議案第44号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

1 改正内容について

議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 自治振興費、自治会支援事業の増額補正について

（1）補正の内容について

報告第2号 令和5年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

1 第8款 土木費、第4項 都市計画費、都市づくり戦略推進事業について

（1）繰越理由について

2 伊藤彦太郎（勇政） 33～36ページ

議案第51号 市道路線の認定について、及び議案第52号 市道路線の認定について

1 一般国道25号線上に市道を認定する理由について

2 重複する区間の管理者はどうなるのか

3 鈴木達夫（結） 36～43ページ

議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 災害対策費、及び第2表 継続費、防災情報伝達システム整備事業の増額補正について

（1）整備方針の変更の経緯とポイントについて

（2）孤立する恐れのある地域等への対応について

（3）予算について

（4）市公式LINEとの連携について

4 福沢美由紀（日本共産党） 43～52ページ

議案第39号 亀山市税条例の一部改正について

1 改正の内容について

議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 災害対策費、及び第2表 継続費、防

災情報伝達システム整備事業の増額補正について

- (1) 補正の内容について
 - (2) 計画変更に至った経緯について
 - (3) 高齢者・障がい者への対応について
 - (4) 市民への周知について
- 2 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
- (1) 補正の内容について

5 深水隆司（新和会） 52～59ページ

議案第39号 亀山市税条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 周知方法について

議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、市民活動応援事業の増額補正について
 - (1) 交付金の増額理由について
 - (2) 交付時期について
- 2 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
 - (1) 予防接種委託料の内容について
 - (2) 周知方法について

6 櫻井清蔵（勇政） 59～67ページ

議案第43号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 一部改正の背景と改正内容について

議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
 - (2) 予防接種に向けた準備について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、民間保育所等整備事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、市民活動応援事業の増額補正について

- (1) 当初予算成立直後に補正をする理由について

議案第46号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 1 第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、システム修正委託料の増額補正について

- (1) 現行の保険証廃止に伴う資格確認書の発行について

- (2) 10割負担の特別療養費について

議案第44号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されるに至った背景及び経緯について
- 2 所有者の責務強化について

議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 歳出 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 災害対策費、及び第2表 継続費、防災情報伝達システム整備事業の増額補正について

- (1) 令和6年度当初予算に計上されなかった理由について

- (2) 能登半島地震から新しく得られた教訓について

- (3) 5箇所の屋外スピーカーの効果について

- (4) 関地区の同報系無線の今後の取扱いについて

- (5) 孤立している地域からの災害対策本部への情報伝達について

- 2 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金の増額補正について

- (1) 就学前教育・保育施設整備交付金について

- ア 使途について

- (2) 地域介護・福祉空間整備等交付金について

- ア 使途について

- イ 交付金の対象施設と補助率について

- ウ 自家発電設備について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月14日】

1 深水隆司（新和会） 86～98ページ

持続性を保つ健全な財政運営について

- 1 財政構造改革骨太方針2024について
 - (1) 骨太方針の内容について
 - (2) 具体的な手法について
 - (3) 職員の意識改革について

地域医療の充実について

- 1 医療センターの機能強化と経営健全化について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) 人工透析の収益について
 - (3) 病院経営について

道路の保全・整備について

- 1 市道の適正管理について
 - (1) 市道の定義について
 - (2) 地元施工について

行政DXの推進について

- 1 亀山市公式LINEについて
 - (1) 現状について
 - (2) 利用拡大について
- 2 書かない窓口について
 - (1) 現状について
 - (2) 更なる利便性の向上について

2 今岡翔平（勇政） 99～109ページ

財政構造改革骨太方針2024について

- 1 歳入確保の考え方について
- 2 財政構造集中改革管理委員会について

市立医療センターについて

- 1 医師が病院事業管理者になることについて
- 2 医療体制への影響について

空き家対策について

- 1 今議会に提案されている亀山市空家等対策の推進に関する条例の改正内容について
- 2 空き家情報バンクの物件情報の充実について

- 3 特定空家等について
- 4 管理不全状態の空家等について

3 森 英之（結） 109～120ページ

財政構造改革骨太方針2024について

- 1 本方針を策定することになった経緯と目的について
- 2 財政構造改革の考え方について
- 3 財政構造改革は、歳出削減のみに取り組むのか

広報かめやまについて

- 1 広報かめやまの発行回数について

小学校のプール授業の今後のあり方について

- 1 今年度の小学校のプール授業について
- 2 外部資源活用の考え方について

4 服部孝規（日本共産党） 121～133ページ

財政構造改革骨太方針2024について

- 1 現在の財政状況をつくってしまったこれまでの財政運営に問題はなかったのかについて
- 2 財政調整基金だけを見ずに基金全体で財政状況を見ることについて
- 3 取組方針の「令和6年度当初予算の9割を上限とする予算編成方針」でいいのかについて
- 4 今後の4つの大規模事業が本当に出来るのかについて

新庁舎建設について

- 1 建設予定地として亀山駅周辺を選定した判断は正しかったのかについて
- 2 建設に当たって最も重視すべきことは何なのかについて
- 3 庁舎を分散型ではなく集約型にした判断は正しかったのかについて
- 4 95億円という総事業費は、現在の財政状況を踏まえても実現可能で適切なものなのかについて

5 新 秀隆（公明党） 133～142ページ

安心安全のまちづくりについて

- 1 亀山市歴史的風致維持向上計画について
 - (1) 関宿の舗装の美装化等について
 - (2) 関宿の裏道整備の進捗状況について
- 2 防災情報伝達システム整備事業について
 - (1) 事業の概要について
 - (2) システムの運用管理について
 - (3) 工事の計画について

住宅施策について

- 1 住宅取得支援事業の計画及び進捗について
- 2 借上型市営住宅について
 - (1) 住宅確保要配慮者について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月17日】

1 古田吉昭（新生みらい） 144～155ページ

商業施設の誘致について

- 1 コストコの建設工事の進捗状況について
- 2 今後の対応について

風水災害について

- 1 災害時の市民への対応について
- 2 避難情報の基準について
- 3 今後の対応について

鈴鹿川堆積土砂の取扱いについて

- 1 現在の状況について
- 2 今後の対応について

新庁舎建設について

- 1 建設工法について
- 2 災害時の機能について
- 3 防災拠点としての庁舎の考え方について

2 櫻木善仁（新和会） 155～167ページ

新庁舎建設について

- 1 新庁舎のコンセプトについて
- 2 新庁舎建設予定地の選定について
- 3 市民とのワークショップ、アンケート等が基本計画へどのように反映されたのか

野外体験保育（自然保育）の取組について

- 1 野外活動を中心とした、地域の自然を活用する体験を取り入れた保育や幼児教育の推進に対する考え方について
- 2 現状について
- 3 今後の展望について

農業経営基盤強化促進法の改正に伴う地域計画（人・農地プラン）について

- 1 地域計画の主な目的と目標について
- 2 地域計画策定の進捗状況について
- 3 農地利用の現状について
- 4 非農業的土地の活用について
- 5 将来の展望や長期的なビジョンについて

3 伊藤彦太郎（勇政） 168～182ページ

財政構造改革骨太方針2024について

- 1 「改革方針等」における「目標」について
 - (1) 「聖域なき歳出削減」の意味について
 - (2) 数値目標について
 - (3) 既に予算化された事業の取扱いについて
- 2 各種事業との整合性について
 - (1) 新庁舎整備事業について
 - (2) 中学校全員喫食制給食実施事業について
 - (3) リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業について

契約調達について

- 1 業者情報の取扱いについて
- 2 見積りの必要性について

中学校全員喫食制給食実施事業について

- 1 給食運搬用エレベーターの仕様変更について
 - (1) バリアフリー化について
 - (2) 給食運搬用エレベーターの必要性について
- 2 外部調理委託業者選定のプロポーザルについて
 - (1) 仕様書の内容について

4 鈴木達夫（結） 182～195ページ

亀山市の現状と今後について

- 1 多くの市民からよく尋ねられることについて問う
 - (1) コストコは必ず来るの？
 - (2) リニアはいつ通るの？亀山市のメリット・デメリットは？
 - (3) 新たな工業団地は造るの？
 - (4) 亀山市の財政はそんなに弱くなったの？
 - (5) 亀山市の教育環境は整っているの？
 - (6) 「緑の健都 かめやま」は着実に進んでいるの？

5 福沢美由紀（日本共産党） 195～207ページ

中学校全員喫食制給食実施事業について

- 1 なぜ給食センターや給食室の建設が不可能だったのかについて
- 2 調理等業務委託事業者選定の経過について

保育所等ICT化推進事業について

- 1 保育所等におけるメリットやデメリットの検証について

保育所等での使用済み紙おむつの処分について

- 1 保育所等におけるメリットやデメリットの検証について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月18日】

1 岡本公秀（新和会） 210～220ページ

知事と市町長の円卓対話について

- 1 子ども・子育て施策の充実・強化について
 - (1) 子ども医療費や給食費などの無償化について
- 2 太陽光発電施設の適切な設置・管理について
 - (1) 太陽光発電施設のトラブルに対する考え方について
- 3 地域コミュニティの維持及び活性化に向けた支援について
 - (1) 少子高齢化に伴う人口減少への対応について

令和5年度事務事業点検について

- 1 対象事業及び外部点検委員について
- 2 点検結果及び目的の達成状況について
- 3 事業の廃止について
- 4 予算への反映について
- 5 今後の対象事業について

2 櫻井清蔵（勇政） 220～230ページ

新庁舎建設について

- 1 令和6年3月27日の議会全員協議会で報告のあった新庁舎建設予定地の選定結果について
 - (1) 亀山駅周辺を建設予定地として選定した根拠について
 - (2) 財源について
 - (3) 市長の現況報告において、現在、具体的な建設地の決定に向けた取り組みを進めているとあるが、その内容について知りたい

中学校全員喫食制給食実施事業について

- 1 中学校全員喫食制給食業務委託料について
 - (1) 何を根拠に予算編成を行ったのか
 - (2) 給食業務委託料の財源内訳と地方交付税について
 - (3) 公募型プロポーザル方式による委託業者の選定について

情報公開制度のあり方について

- 1 公文書公開の考え方について
- 2 中学校全員喫食制給食実施事業について
 - (1) 第2次総合計画後期基本計画実施計画の変更、及び令和6年度当初予算の要求に係る文書を求めた情報公開請求の結果について

- ア 主要事業の変更に関する説明書の理由・内容欄や主要事業個別シートの事業概要欄、予算要求書の事業説明欄が全て黒塗りになっていることについて
- イ 実施計画の変更及び予算要求書の添付書類が全て全面黒塗りになっていることについて
- ウ 教育委員会に対する情報公開請求で一度公開されている文書が今回の情報公開請求で公開されていないことについて

次期市長選挙について

- 1 2009年の市長マニフェストにおいて、「市長の任期を最長3期12年に制限する」とし、情報公開と首長の多選禁止は21世紀の自治体経営の標準装備品、「絶対的権力は腐敗する」というイギリスの歴史家・アクトンの言葉を引用して、強大な権限を持つ市長の任期を制限すると公約に掲げられたが、現在、4期目の最終年を迎え、次期市長選挙を年明けに控えている中で、改めて市長任期の考え方について確認する

3 豊田恵理（会派に属さない議員） 231～240ページ

公共施設マネジメントについて

- 1 上水道事業の現状について
- 2 亀山市新水道ビジョンとの整合について
- 3 今後の上水道事業の進め方について

財政構造改革骨太方針2024について

- 1 方針を策定するに至った背景について
- 2 取組方針について
- 3 推進体制について

4 高島 真（会派に属さない議員） 240～251ページ

通学路について

- 1 令和6年3月議会の質問以降における通学路の現状について
- 2 歩車分離式信号機の設置について
- 3 地域住民や保護者からの通学路の安全性に関する要望に対する学校の関わり方について

マイナンバーカードについて

- 1 現在の普及率について
- 2 更なる普及促進に向けた取組について

鈴鹿亀山道路について

- 1 鈴鹿亀山道路の概要と道路整備による効果について
- 2 道路整備を進めるに当たり、地域住民や地権者などの協力が必要となる中、今後の対応について

5 中島雅代（会派に属さない議員） 251～262ページ

身寄りのない方のサポートについて

- 1 現状について
- 2 身元保証等高齢者サポート事業における消費者の保護について
- 3 権利擁護について

学校、保育施設等におけるサル対策について

- 1 現状について
- 2 対策について

【関連質問】

1 小坂直親（新生みらい） 262～268ページ

新庁舎建設について

- 1 総事業費95億円の内訳（歳出）について

コストコの進出について

- 1 操業開始時期が令和6年から令和8年と言われているが、延期の可能性と協定書の意義について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月26日】

1 岡本公秀（新和会） 280～285ページ

議案第58号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業、及び定額減税調整給付事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

令和6年5月31日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和6年5月31日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第39号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 6 議案第40号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 7 議案第41号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 8 議案第42号 亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について
- 第 9 議案第43号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 10 議案第44号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 12 議案第46号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 13 議案第47号 財産の取得について
- 第 14 議案第48号 市道路線の認定について
- 第 15 議案第49号 市道路線の認定について
- 第 16 議案第50号 市道路線の認定について
- 第 17 議案第51号 市道路線の認定について
- 第 18 議案第52号 市道路線の認定について
- 第 19 議案第53号 市道路線の変更について
- 第 20 議案第54号 市道路線の廃止について
- 第 21 議案第55号 専決処分した事件の承認について
- 第 22 議案第56号 専決処分した事件の承認について
- 第 23 議案第57号 専決処分した事件の承認について
- 第 24 報告第 2号 令和5年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 25 報告第 3号 令和5年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 26 報告第 4号 令和5年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 27 報告第 5号 専決処分の報告について
- 第 28 報告第 6号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番 古田吉昭君 2番 櫻木善仁君

3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書記	渡邊靖文
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午前10時02分 開会）

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年6月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

2番 櫻木善仁 議員

11番 福沢美由紀 議員

のご両名を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月26日までの27日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から6月26日までの27日間と決定しました。

次に、日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、落合選挙管理委員会事務局長は、公務のため本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書6件及び令和5年度工事監査結果報告書が、また亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会及び公益社団法人亀山市シルバー人材センターから令和5年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出され、会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に、日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和6年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告をし、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済は、内閣府の月例経済報告において、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、令和6年能登半島地震の経済に与える影響等に十分留意する必要があるとされております。

また、国の経済財政諮問会議におきましては、中長期の重点課題として、地域活力の創生等について議論がなされており、本年の骨太の方針に少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる経済社会を構築するための方策を盛り込むこととされております。こうした動向は、

今後の市政運営にも影響がございますので引き続き注視してまいります。

一方、昨今の国際情勢及び社会経済状況の影響によるエネルギー価格・物価の高騰をはじめ、働き方改革の進展による急激な人件費の上昇等の局面の変化は、市の財政運営にも大きな影響を及ぼしており、このまま対策を講じなければ、市財政が立ち行かなくなる状態に陥るおそれがございます。

こうした中、今後、廃棄物処理施設の更新や新庁舎の整備、学校施設等の長寿命化を控え、早期に現在の財政調整基金の繰入れに依存する財政構造を改善する必要があります。そこで、抜本的な財政構造の立て直しを短期集中的に行うことを目的として、このほど財政構造改革骨太方針2024～次代へつなぐ、財政構造の刷新を～を策定いたしましたので、この方針に基づき、聖域なき歳出削減の取組を全庁挙げて断行してまいります。

ところで、先日、重要伝統的建造物群保存地区を有する105市町村で組織する全国伝統的建造物群保存地区協議会総会が長野県長野市において開催され、東海道関宿まちなみ保存会の会員と共に出席をし、保存地区を有する市町村の様々な取組に触れるとともに、関係者との情報交流を深めてまいりました。とりわけ本年は、関宿が重伝建選定40周年の節目を迎えますので、保存活動団体や地域の皆様との連携・協働の下、東海道の宿場町で唯一の伝建地区である関宿の歴史的風致を後世に継承し、亀山への愛着と誇りの醸成一層浸透させる取組を進めてまいりたいと考えております。

一方、今月22日には、市立図書館において、県と市町のパートナーシップの深化や地域の諸課題に対する共通認識の醸成を目的として、三重県知事との円卓対話が開催されました。子ども・子育て施策の充実・強化、太陽光発電施設の適切な設置・管理など、3つのテーマについて知事と率直な意見交換を行い、情報共有と相互理解を深めることができました。今後も様々な分野で県との連携・協働を図りながら、施策の推進につなげてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、魅力的な都市空間の形成のうち、都市づくり戦略推進事業につきましては、都市マスタープランに基づき適正な土地利用誘導を図るため、みずきが丘及びアイリス町の用途地域指定に向けた準備を進めているところでございます。引き続き、コンパクトで利便性の高いまちづくりの推進に向け取り組んでまいります。

また、景観づくり推進事業につきましては、亀山城下町景観形成推進地区の景観重点地区化を含めた亀山市景観計画の改訂に向け、地域住民との協議を進めているところでございます。

一方、公園施設長寿命化事業につきましては、去る3月29日にインクルーシブ遊具を含めた大型複合遊具等の更新を行い、亀山公園わんぱく広場をリニューアルオープンいたしました。大型連休をはじめ市内外から多くの方々来園され、好評をいただいております。こうした中、亀山公園に引き続き、老朽化した東野公園の複合遊具等を更新するため、現在、公募型プロポーザル方式による工事施工者の選定手続を進めているところでございます。

次に、住環境の向上のうち、民間活用市営住宅事業につきましては、昨年8月に亀山市借上型市営住宅選定委員会において、東御幸町地内の新築物件1棟5戸が借上型市営住宅として選定されましたので、当該物件を借り上げ、老朽化が著しい市営住宅の住み替え用とするため、本議会に関係

条例の改正を提案いたしております。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、新たに管理不全空家等が規定されたことから、空き家の活用や適切な管理の確保、特定空家の除却等、空き家対策の推進に向け、本議会に関連条例の改正を提案いたしております。

次いで、上下水道の充実のうち、公共下水道施設整備事業につきましては、去る3月末に能褒野町、川崎町、阿野田町、天神三丁目及び四丁目等の区域において供用開始を行ったことから、令和5年度末における公共下水道人口普及率は、前年度同期より1.1ポイント増の63.1%となっており、引き続き、快適な生活環境と健全な水環境を維持していくため、下水道未普及地域での整備を進めてまいります。

次に、道路の保全・整備につきましては、都市計画道路整備事業では、市内環状道路の整備に向け、和賀白川線の国道1号亀山バイパス以北について、用地買収に向けた地権者との交渉を進めているところでございます。また、道路新設改良事業では、市道川合9号線の道路拡幅に向け詳細設計を進めているところであり、引き続き、用地測量等を行い、事業の推進を図ってまいります。

次いで、地域公共交通の充実につきましては、引き続き、コミュニティバスの乗降調査を実施し、利用実態の把握と課題整理を行うとともに、関係地域との意見交換を通じた利用促進に努めているところでございます。

ところで、令和6年能登半島地震の発災に伴う三重県と連携した輪島市への対口支援につきましては、これまで本市から延べ52名の職員等を派遣し、被災地の支援を行うとともに、現地において様々な情報や状況等を把握したところであります。

こうした中、防災・減災対策の強化のうち、懸案となっております防災情報伝達システム整備事業につきましては、対口支援により得られた情報と教訓を基に、震災時の情報伝達の在り方を再検討し、防災情報伝達システム整備方針を見直したところであり、この改訂後の整備方針に基づき、来年度末の完成を目指し、防災情報伝達システムの整備による災害時における情報伝達の重層化を図るため、本議会に関連経費の予算補正を提案いたしております。

一方、出水期を前にして今月12日に水防訓練を実施し、亀山市消防団員を中心とした約350人の参加により、基本的な水防工法である土のうづくりや改良積み土のう工法の技能の習得と向上を図ったところであります。また、今月19日には、津市の雲出川緑地を会場として開催された、令和6年度三重四川連合総合水防演習に参加し、各市町の消防団とともに水防工法演習、被災者救助訓練など、総合的な水防演習を行い、防災意識の高揚に努めたところでございます。

次いで、消防力・地域安全の充実のうち、現在、津市及び鈴鹿市との3市消防本部で計画を進めております消防指令業務の共同運用につきましては、今月、津市において、消防共同指令センター整備工事の仮契約が締結されたところであり、引き続き、3市で連携を図りながら、令和8年4月の本格運用開始に向け、着実に取組を進めてまいります。

また、さらなる救急体制の充実により、市民の安全・安心の確保を図るため、今月、亀山消防署の高規格救急車1台の更新に向けた車両購入に関する仮契約を締結いたしましたので、本議会に、財産の取得について提案いたしております。

一方、防犯カメラを設置する自治会に対し、本年度から新たに支援を行う地域防犯カメラ設置支援事業につきましては、制度内容の周知を通して、既に複数の自治会に対し関係補助金の交付決定

を行っております。今後も防犯環境の充実を図ることで、地域の体感治安の向上に努めてまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築のうち、ごみ溶融処理施設大規模整備事業につきましては、今月、溶融物処理設備や計装設備など、老朽化した設備・機器を更新する工事に着手したところでございます。引き続き、長寿命化計画に基づき計画的に更新することで、施設の延命化に努めてまいります。

次いで、自然との共生のうち、森林環境譲与税を活用し進めております森林経営管理事業につきましては、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、本年度は坂下地区での森林整備に加え、加太梶ヶ坂地区等での意向調査と加太板屋地区等での境界明確化にも取り組んでまいります。

また、亀山版OECM認定制度、かめやま生物多様性共生区域認定制度につきましては、先月1日から令和6年度前期分の申請受付を開始したところであります。引き続き、本制度による認定を進め、市域における生物多様性保全の機運醸成を図ってまいります。

次に、歴史文化を生かしたまちづくりの推進のうち、東海道街道環境整備事業につきましては、関宿内の東海道における舗装美装化の早期完了に向け、工事発注手続を進めているところでございます。また、歴史博物館におきましては、本年10月に開館30周年を迎えることから、来月から隔月で「日本史からみた亀山」と題し、5回の連続記念講演会を開催し、市民等に対し、本市の歴史や文化を学ぶ機会の提供に努めてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進と地域医療の充実のうち、第二期かめやま健康都市大学につきましては、第一期と同様の4つのコースを設置するとともに、講座数を拡大して実施してまいります。開講に当たりましては、来る7月6日に、中央コミュニティセンターにおいて第二期のスタートイベントを開催し、公益財団法人結核予防会理事長の尾身 茂氏による講演のほか、かめやま健康都市大学、豊田学長をはじめ、中村桂子東京医科歯科大学大学院教授や健都サポーターの方々との座談会も予定いたしております。引き続き、健康に関する学びと実践の機会の提供を通じ、市民の皆様のヘルスリテラシーの向上を図ってまいります。

また、第一期かめやま健康都市大学の受講生のうち、64名の方が健都サポーターとして登録をいただいておりますので、今後はかめやま健康都市大学での学習・実践の成果を生かした率先行動等に取り組んでいただくことで、市民の健康増進の好循環につなげてまいります。

一方、アプリd e ウェルネス推進事業につきましては、新たに健康マイレージアプリで利用できるウォーキングマップの作成に向け、地域まちづくり協議会への協力依頼を行ったところであります。作成に当たりましては、三重県ウォーキング協会と連携した支援を行い、本年度内でのマップ作成に向け、取組を進めてまいります。

さらには、一昨日には、亀山商工会議所と全国健康保険協会三重支部との健康経営普及促進に関する三者協定に基づく事業者向けの健康経営セミナーを、亀山商工会議所において開催いたしました。この取組を起点に、各種検診の受診勧奨やヘルスリテラシー向上のための研修の開催など、様々な支援を展開することにより、市内事業所の健康経営の実践につなげてまいります。

また、がん患者の方などが自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう支援を行う、がん患者支援事業につきましては、アピアランスケア等の助成制度についてのチラシやポスターを作

成し、医療機関への配付を行うとともに、骨髄バンクのドナー登録の支援について、事業者等への周知を行っているところであります。引き続き、市ホームページ等により、これらの新しい制度の周知に努めてまいります。

一方、感染症対策の推進につきましては、新型コロナウイルスワクチンが、本年秋から定期接種化されることに伴い、国等の動向を注視しつつ、市内医療機関や亀山医師会等と連携を図り、適切な予防接種に向けた準備を進めているところでございます。なお、この予防接種の実施に当たり、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、医療センターにつきましては、本年4月から新たな病院事業管理者の下、亀山市立医療センター経営強化プランを推進し、引き続き、地域医療を担う中核病院として医療提供体制の充実・強化を図るとともに、経営の健全化に努めてまいります。また、本プランに基づき施設・設備の最適化を図るため、今月、老朽化した病棟エレベーターのリニューアル工事を行ったところでございます。

一方、国民健康保険事業につきましては、昨日、令和6年度第1回亀山市国民健康保険運営協議会を開催し、本年12月から実施されるマイナンバーカードの健康保険証等の利用を基本とする仕組みについて、情報共有やその対応に関する検討を行ったところであり、引き続き安定的かつ健全な運営のための各種準備を進めてまいります。

なお、マイナンバーカードの健康保険証等の利用に対応するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、地域福祉力の向上につきましては、来る7月5日に中央コミュニティセンターにおいて、「誰ひとり取り残さないまち、亀山をめざして」をテーマに地域福祉シンポジウムを開催いたします。このシンポジウムでは、重層的支援体制整備事業に関する先進事例に基づく基調講演や、本市の取組を振り返りながらのトークセッションを予定しており、これらの機会を通じて、事業内容の周知を図ってまいります。

一方、国の物価高騰対策に伴う交付金を活用し給付を行う、住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金及び住民税非課税世帯子ども加算給付金につきましては、本年3月までに対象となる全ての世帯への個別通知を行い、順次申請に対する給付を進めており、先月末までに住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金は81.9%、住民税非課税世帯子ども加算給付金は96.4%の対象世帯等に給付を行ったところであります。引き続き、全ての対象世帯が給付を受けていただけるよう、再通知を行うなど、速やかな給付に努めているところでございます。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業につきましては、先月から毎月、亀山医師会との共催により、市立図書館を会場として、高齢者の健康に関する連続講座「かめやま健康セミナー」を開催しており、高齢者を中心に市民に向けた健康教育を進め、フレイル予防等の普及啓発に努めてまいります。

一方、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、既存の認知症高齢者グループホームが実施する非常用自家用発電機の整備を支援することにより、災害時の利用者の安全確保と介助者の安全及び介助環境を確保するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、先月2日の世界自閉症啓発デー及び同月8日までの発達障害啓発週間に合わせ、市立図書館において、発達障がいに関する書籍等を紹介

するコーナーを開設し、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深める取組を行ったところがあります。引き続き、障がいの有無に関わらず、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現に向け、障がいに対する正しい理解の啓発に努めてまいります。

次いで、文化芸術の推進のうち、かめやま文化年事業につきましては、本年4月より公募型の文化芸術創造事業補助金のエントリーを開始し、このほど子どもたちの文化芸術活動への参画拡大につながる7件の補助対象事業を決定したところであります。また、来月からは、食文化や演劇をテーマとした小・中学校への出前講座や俳句講座を開催するなど、文化芸術活動団体との連携により文化芸術に触れる機会を創出してまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、今月6日に西野公園体育館におきまして、本年度最初の市民体力テストを実施し、74名の方にご参加いただきました。引き続き、来月28日と10月14日にも実施を予定しており、自身の体力・運動能力の現状を知っていただく機会として、多くの方にご参加いただけるよう周知を図ってまいります。このほか来月22日と12月7日には、西野公園体育館におきまして、ニュースポーツ大会の実施も予定いたしており、いずれの事業もスポーツ推進委員の皆様と連携の下、誰でも気軽に参加できるスポーツの機会として取組を進めてまいります。

また、スケートボード等のアーバンスポーツができる環境の整備につきましては、昨年度の試験開放利用者に対するアンケート調査の結果等を踏まえ、名阪工業団地第三公園を開放することにより、夏休み期間中からご利用いただけるよう準備を進めているところでございます。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、民間産業団地亀山・関テクノヒルズへ立地した企業のうち、本年4月に1社が操業を開始され、また、2社が本年度中の操業に向けて順調に事業を進められております。引き続き、進出決定がなされている企業の早期操業を支援するとともに、残る区画への積極的な企業誘致を展開してまいります。

一方、雇用の確保につきましては、来る7月1日に来春の高校卒業予定者を対象とする求人活動が解禁になるのを前に、来月3日、市内事業所で構成する亀山市雇用対策協議会の主催により、県内の高校進路担当者と企業が情報交換を行う求人懇談会が開催されます。今後も亀山市雇用対策協議会、鈴鹿ハローワーク、亀山商工会議所等の関係機関と連携しながら、雇用の確保等に向けた支援を行ってまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、創業等支援事業につきましては、本年度から空き店舗等活用支援事業補助金の指定区域を亀山市立地適正化計画に位置づける居住誘導区域へ拡大するとともに、補助対象となる経費につきましても、改装工事費に加え、改装工事の期間中に生じた空き店舗等の賃借料も対象としたところであります。また、創業予定者等を対象とした創業セミナーにつきましても、来る7月から受講生の募集を行ってまいります。今後も亀山商工会議所との連携により、市内での創業を支援し、にぎわいのある商業地域の形成につなげてまいります。

次いで、農林業の振興のうち、農業振興につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を解決するため、地域農業の現状と課題を整理し、地域の話合いを支援しながら、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の作成を、本年度は井田川地区、川崎地区等において進めてまいります。

また、本年度は、亀山茶及び亀山紅茶の普及や、お茶文化の継承、市民にお茶のおいしさと楽しみ方を再認識していただくことを目的とした協働事業「亀山茶・亀山紅茶のある暮らし」を実施しており、今月9日に市立図書館において新茶まつりを開催し、手摘みした亀山茶の新茶の振る舞いを行うとともに、今月23日には、日本茶インストラクターからおいしくお茶を入れられる方法を学ぶ教室を開催したところであります。

一方、ニホンザル等獣害対策事業につきましては、今月8日に三重大学及び三重県猟友会亀山支部と獣害被害対策の推進に関する協定を締結したところでございます。今後は本協定に基づき、ニホンザル及びニホンジカについて、GPSを活用した被害リスクマップを作成することで、効率的な捕獲を進め、獣害被害の軽減に取り組んでまいります。

次に、まちづくり観光の活性化のうち、本市の夏の風物詩である亀山市納涼大会につきましては、納涼大会実行委員会により、今月、市内の中学校において竹あかりを制作するワークショップが開催され、また7月には灯おどりの練習会が計画されるなど、来る8月11日の開催に向け準備が進められているところでございます。

一方、観光施設の改修等については、石水溪キャンプ場バンガロー施設の冷暖房設備の設置やトイレの改修、市営若草住宅跡地を活用した観光駐車場の整備に向け、それぞれ準備を進めているところでございます。なお、石水溪キャンプ場バンガロー施設への冷暖房設備の設置に伴い、利用する場合の費用負担を定めるため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線三重県駅の誘致につきましては、去る3月に、三重県においてリニア開業効果を県全体へ波及・発展させていく取組の方向性を示す三重県リニア基本戦略が策定されました。これにより県は、本年度からこの行動計画となる「みえリニア戦略プラン（仮称）」の策定に着手することとされておりますので、県内駅候補地を有する本市といたしましても、一層、県との連携を図ってまいります。

一方、一般国道306号鈴鹿亀山道路の整備につきましては、現在三重県において市内区間における用地測量や橋梁設計が実施されております。引き続き関連する一般国道306号川崎庄内バイパスの整備と併せて、早期の整備促進が図られるよう県等との調整を進めてまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進につきましては、本年4月に子ども未来部を新たに設置し、子どもに関する施策の情報やニーズを迅速かつ的確に把握することで施策へ反映させるとともに、教育施設及び保育施設等を一体的に管理し、より効率的な運営を行っております。あわせて、母子保健と児童福祉の両機能を一体化した亀山市こども家庭センターを開設し、妊娠期から子育て期までの子どもに関するあらゆる相談をワンストップで受け付け、そのニーズを的確に把握し、必要な支援や関係機関等につなぐソーシャルワーク機能の強化に努めております。今後も充実・強化した組織体制により、子ども施策を総合的かつ強力に推進するとともに、子育て家庭への切れ目のない包括的な支援を行ってまいります。

また、第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画につきましては、本年度末で計画期間が終了いたしますことから、次期計画の策定に向け、昨年度に実施いたしました子ども・子育て等に関するアンケート調査の結果を基に、保育サービス等に関する今後のニーズ量の分析や、現計画の成果等を取りまとめているところであります。こうした分析等を踏まえ、亀山市子ども・子育て会議にお

いて議論を重ね、本年度末の策定に向け作業を進めてまいります。

一方、待機児童の解消と就学前教育・保育機能の充実のため、民間事業者による認定こども園化に対する支援を行う民間保育所等整備事業につきましては、国の就学前教育・保育施設整備交付金の内示を受け、民間事業者により令和7年度の開設に向けた準備が進められているところでございます。

なお、整備に係る国の交付金の補助基準額の改定に伴い、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、子育て世代包括支援事業のうち、助産師が家庭訪問を行う産後ケア事業につきましては、産後における心身の不調や育児不安がある12か月未満のお子さんを育てる母親からの希望を受け、助産師が心身のケアや相談、育児のサポートを行っており、本年度からは対象者の拡充と自己負担の軽減を行うことで支援の充実を行っているところであります。

一方、福祉医療費助成事業につきましては、子ども医療費の窓口無料化を中学生まで拡大することで子育て支援の充実を図るため、本年9月からの実施に向け、システム改修のほか受給資格証の交付や市民への制度の周知等の準備を進めてまいります。

また、発達等に配慮を必要とする子どもへの支援につきましては、就学前教育・保育の現場において、みえ発達障がい支援システムアドバイザーに認定された職員が保育園や幼稚園での支援を行ってまいりました。こうした中、本年度からはアドバイザーを1名増員して2名体制とすることで、発達支援に関する専門性の向上に努め、配慮を必要とする子どもを含めたクラス全体に対する効果的な支援体制を公立全園に拡大をし、さらなる充実を図っているところでございます。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、地域予算制度による重点的な財政支援により地域活動の活性化を図るため、地域まちづくり交付金の見直しを行いましたので、地域まちづくり協議会に対し、見直し内容の周知を図り、既に複数の地域活動に対して、地域活性化支援事業交付金を活用いただいております。また、地域担当職員や地域まちづくり推進アドバイザーの派遣等の人的支援を積極的に行うとともに、地域まちづくり協議会の組織強化に向け、亀山市地域まちづくり協議会連絡会議と連携して、地域リーダーの発掘・養成のための地域担い手育成研修の開催に向けた準備を進めているところでございます。

なお、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、3地区の自治会活動を支援するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、市民参画・交流活動の促進と協働の推進のうち、協働事業提案制度につきましては、今月の行政情報番組において、本年度に実施する3件の協働事業と過去の協働事業を紹介するなど、協働に関する意識啓発と情報発信を行っております。

また、市民活動応援事業につきましては、引き続き応援制度を活用した市民活動の支援や活性化に努めるとともに、さらなる制度の充実を図るための検討を進めているところでございます。

なお、令和5年度における市民活動応援券の使用率が高かったことに伴い、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

ところで、来年1月11日の市制施行20周年に向けた取組といたしまして、来月3日から関連事業で使用する統一したロゴマークのデザイン募集を行ってまいります。今後も、市民が参画でき

る工夫も凝らしながら、市制施行20周年の節目を祝う機運醸成に努めてまいります。

次いで、移住・定住の促進のうち、移住交流促進事業につきましては、首都圏等において本市のPRや情報発信等を行う移住・交流促進アドバイザーのうち、1名が本市に移住されたことから、新たなアドバイザーを募集し、現在、登録者の選定を進めているところであります。今後も首都圏等での積極的な情報発信を行い、本市への移住や関係人口の創出につなげてまいります。

次に、人権の尊重とダイバーシティ社会の推進につきましては、来月23日から29日までの男女共同参画週間に合わせ、市立図書館において、男女共同参画推進パネルの展示を行うほか、来る7月13日には、三重県との連携により、男女共同参画連携映画祭を市文化会館において開催することとしております。こうした機会を捉え、男女共同参画の意識啓発に努めてまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、財産・情報の適正な管理・活用のうち、新庁舎の整備につきましては、本年3月末に亀山駅前周辺を建設予定地として選定したところであり、現在、具体的な建設地の決定に向けた取組を進めているところでございます。

次に、行政DXの推進のうち、マイナンバーカードの普及促進につきましては、これまでの継続的な取組により、現在、マイナンバーカードの交付率は約80%に達している状況であります。こうした中、さらなる普及促進を図るため、来月から、市立図書館や市内のショッピングセンターのほか、新たに市内高齢者施設や自宅等への戸別訪問による申請受付を行うなど、マイナンバーカードの申請機会の拡充に取り組んでまいります。

次いで、持続性を保つ健全な財政運営のうち、行財政改革の一環として取組を進めております事務事業点検につきましては、昨年度、外部委員による点検を実施しました6事業について、その点検結果に対する取組の方向性を取りまとめるとともに、来る8月に次なる事務事業点検を実施するべく、現在準備を進めているところでございます。引き続き、この取組を活用し、行政経営資源の再配分等につなげてまいります。

次に、多様な手法による安定した財源の確保につきましては、今後の公的利用が見込めない公有財産の民間等への貸付けや売却を積極的に進めるため、市営住宅跡地等の未利用地について、庁内検討委員会において検討を進めているところでございます。

また、ふるさと納税制度の活用につきましては、制度の趣旨を踏まえつつ、さらなる寄附金の増加を図るため、今月22日に公募型プロポーザル方式により、ふるさと納税業務委託に係る受託候補者の選定を行ったところであります。加えて、今月から、市内のゴルフ場において、市外からの来訪者がその場でふるさと納税ができる現地決済型ふるさと納税を開始いたしました。今後も、寄附者の利便性を高めながら本市の魅力発信に努め、選ばれるまちとなるよう取り組んでまいります。

一方、令和6年度税制改正により実施されることとなりました令和6年度分の個人市民税における定額減税につきましては、今月、給与所得者に係る減税後の特別徴収税額決定通知書を、特別徴収義務者に発送いたしました。今後は、事業所得者等で普通徴収及び年金特別徴収の方につきましても、適切に事務を進めてまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年2月11日から5月10日までにおける負担つきでない100万円以上の寄附受納

の状況は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

また、同期間における一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万未満の工事請負契約はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

令和6年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、国の動向といたしましては、昨年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画において、今後の教育の方向性として、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会のづくり手の育成、日本社会に根差したウェルビーイングの向上の2つを教育政策の柱として掲げています。具体的には、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、教育デジタルトランスフォーメーション（教育DX）の推進等を図っていくことを基本方針としています。

次に、県の情勢であります。本年3月に県の教育振興基本計画である三重県教育ビジョンが策定されました。コロナ禍で再認識された学校の役割を踏まえ、単にコロナ禍前に戻るのではなく、これまで制限されてきた学校教育の活動のうち、真に必要なものの回復やICTの活用などにより、新しい時代の学びを実現していくことが重要としています。

この中で、子どもたちに育みたい力として、「自立する力」「共生する力」「創造する力」の3つの力が示され、その力を育成するための6つの基本施策が掲げられています。

また、いじめ防止対策を積極的に進めるため、いじめの防止に関する基本施策を掲げるとともに、子どもたちが、自他のかげがえのない価値を認識しながら、様々な分野に積極的に挑戦し、自身の可能性を伸ばすことができるよう一人一人の自己肯定感を涵養する教育の推進等の施策を新たに設けています。

このような情勢を踏まえて、教育委員会といたしましては、各種計画の進捗管理を行うとともに、学校及び家庭・地域との連携・協働を図りながら、重点的な取組を着実に進めてまいります。

それでは、それぞれの事業進捗について、学校教育関係からご説明申し上げます。

まず、子どもたちの学力・学習状況につきましては、計画期間の2年目となる亀山市学力向上推進計画（第4版）に沿った取組を進めてまいります。また、先月実施した全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック等の活用を通じて一人一人の学習状況を把握し、指導の改善や個に応じた指導を引き続き進めてまいります。

体力の向上に関しましては、一人一人の運動量確保に努めるため、本年度も健康運動実践指導士等の外部講師を市内の各小学校、幼稚園等に派遣し、体育の授業改善や遊びの工夫等について研修及び実践を行ってまいります。

さらに、学力及び体力の向上に関する取組として、全ての小・中学校で年3回Kameyama Study Weekを、年2回Kameyama Sports Weekを設定し、基礎的、基本的な学習内容の確実な定着や、体を動かす習慣づくりを各校の実情に応じて進めてまいります。

次いで、情報教育につきましては、引き続き亀山市版ICT運用ガイドブックの周知を図るとともに、個別最適な学びと協働的な学びを推進するため、これまでの実践とICTを最適に組み合わせ、学びの質を向上させてまいります。また、1人1台端末の家庭へ持ち帰っての学習を、小学4年生以上の学年において実態に応じて毎日実施いたします。一方、学校における端末の活用や家庭におけるインターネットに触れる機会の増大に伴い、子どもの発達段階に応じた情報モラル教育につきましても一層推進してまいります。

次に、いじめ防止対策につきましては、昨年度改定した亀山市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針に沿った取組を着実に実践してまいります。また、いじめの予防、いじめの発生への迅速な対応、いじめの丁寧な事後対応、関係機関との早期の連携など、再度教職員に周知徹底を行い、いじめの正確かつ積極的な認知を進めます。さらに、いじめを生まない環境づくりや子どもたちがいじめを訴えやすい環境づくりを進めるとともに、児童・生徒一人一人がいじめの重大性を理解し、いじめ問題に正しく向き合うことができるよう、保護者、PTAとも連携し、きめ細かな対応を行っているところでございます。

不登校への対応といたしましては、市内全ての小・中学校に、教室に入りづらさを感じる児童・生徒の居場所として校内ふれあい教室を設置することにより、子どものペースに合わせた学習のサポートや、相談等を実施できる体制を整えました。また、亀山市適応指導教室「ふれあい教室」を亀山市教育支援センター「ふれあい教室」に名称を変更し、NPO法人「フリースペースかめっこ」との連携により、誰一人取り残すことのない学びの保障の取組を充実させてまいります。加えて、教職員の研修や県内高等学校等と連携した児童・生徒への進路相談等の取組も適宜行ってまいります。さらには、市立図書館の一部を活用し、学校に行きづらい児童・生徒の居場所であるサークルルームの取組も引き続き行ってまいります。

次に、今後の中学校部活動の在り方につきましては、国や県の動向を注視するとともに、他市町との情報交換、健康福祉部等とも連携を図りながら亀山市部活動の在り方検討会を開催し、令和8年度中の地域移行の一部実施に向けて、方向性の整理を行ってまいります。また、児童・生徒や保護者へのアンケートを実施しつつ、休日における今後の部活動の地域移行に向けての情報発信等も行ってまいります。

続きまして、中学校給食関係についてご説明申し上げます。

中学校全員喫食制給食実施事業につきましては、外部調理委託による食缶搬入方式での令和8年度2学期からの給食実施に向け、公募型プロポーザル方式による亀山市中学校給食調理等業務委託業者の選定を来月から行う予定です。また、亀山中学校及び中部中学校における配膳室等の整備に係る設計業務の発注に向け、準備を進めているところでございます。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、地域の学び推進事業につきましては、かめやま人キャンパスと公民館事業を基軸に様々な学びを提供し、地域の課題解決に取り組む人材育成を行うことを目的に、地域まちづくり協議会や市内で活動している団体、市内高等学校とも連携しながら、今月から中央公民館講座を順次開講し

ています。

次いで、子育て学習展開事業につきましては、家庭教育出前講座等を実施することにより、就学前児童、保護者等に向けた親の学びの場を提供し、家庭や関係団体等の課題意識の醸成を進め、家庭の教育力向上に取り組んでまいります。

また、放課後子ども教室推進事業につきましては、放課後や週末に地域の方々の参画を得ながら、地域の中で子どもが安心して学習活動や体験・交流活動が行える環境づくりに努めるとともに、地域全体で子どもたちの育みを支える地域学校協働活動の仕組みづくりに取り組んでまいります。

続きまして、図書館関係についてご説明申し上げます。

市立図書館では、昨年度に構築した亀山市立図書館運営評価手順に基づき、館の運営評価を実施し、見いだされた課題の改善を図ってまいります。

また、学校との連携につきましては、引き続き小・中学校との相互貸借「ほんくる。」の利用促進を行うとともに、電子図書館に児童書の同時アクセス無制限パッケージの導入を行い、授業等で学級全員が1人1台端末等を活用して同時に同じ本を見ることができるよう新たな読書環境の整備を進めているところでございます。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第39号から日程第28、報告第6号までの24件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第39号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、市民税関係でございますが、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とするとともに、公益法人等に係る課税の特例の規定を廃止いたします。

2つ目といたしまして、市民税の減免について、令和6年能登半島地震を含め、国内で頻発する災害を受け、減免を受けようとする者が自分で申請することができない場合の対応として、職権による減免を可能といたします。

3つ目といたしまして、令和6年能登半島地震により被災者が有する資産について受けた損失の金額を、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失金額として、令和6年度以後の年度分の個人の市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除として適用することができることといたします。

4つ目といたしまして、固定資産税関係でございますが、固定資産税の減免について、令和6年能登半島地震を含め、国内で頻発する災害を受け、減免を受けようとする者が自分で申請することができない場合の対応として、職権による減免を可能といたします。

5つ目といたしまして、地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例について、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により令和8年3月31日までに整備した一定の固定資産に係る特例措置が新たに導入されたことに伴う規定の整備等を行うことといたします。

6つ目といたしまして、新築の認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることといたします。

7つ目といたしまして、特別土地保有税関係でございますが、特別土地保有税の減免について、令和6年能登半島地震を含め、国内で頻発する災害を受け、減免を受けようとする者が自分で申請することができない場合の対応として、職権による減免を可能といたします。

最後に、8つ目といたしまして、その他でございますが、地方税法等の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日とし、一部の規定の施行日等は、別途定めることといたします。

また、公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を市民税の寄附金控除の対象とする規定に関し、所得税法等の一部を改正する法律附則における寄附金控除に関する経過措置の適用がある場合は、同法による改正前の所得税法第78条第3項の規定により、特定寄附金とみなされるものを含むこととする等の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第40号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により令和8年3月31日までに整備した一定の固定資産について、地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例が導入されたことから、当該固定資産に対して課する都市計画税の課税標準の特例割合を地方税法において参酌することとされております特例割合に基づき、2分の1といたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第41号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育士及び保育従事者の配置基準が見直されました。

市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、家庭的保育事業等に従事する者及びその員数は、児童福祉法第34条の16第2項第1号の規定により、省令基準に従い条例で

定めることとされておりますことから、改正後の省令基準と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、改正された省令基準に従い、家庭的保育事業等に配置する保育士及び保育従事者の数を、満3歳以上満4歳未満の児童については、おおむね20人につき1人でありますのをおおむね15人につき1人に、満4歳以上の児童については、おおむね30人につき1人でありますのをおおむね25人につき1人に、それぞれ改めるものでございます。

2つ目といたしまして、本条例で引用しております「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

また、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の保育士及び保育従事者の配置基準に関する規定は適用せず、改正前の配置基準は、なおその効力を有することとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第42号亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正についてでございますが、亀山市石水溪キャンプ場バンガロー施設を利用者が年間を通じて快適に利用できるよう令和6年7月1日からバンガロー施設に冷暖房設備を設置することに伴い、当該設備を利用する場合の利用料金への加算額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、バンガロー施設において冷暖房設備を利用する場合は、当該バンガロー施設の利用料金に、1棟につき、午後4時から翌日午前9時までにあつては300円の、午前10時から午後3時までにあつては100円の範囲内におきまして、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加算することといたします。

なお、施行日は令和6年7月1日といたします。

次に、議案第43号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、市では、高齢者、障がい者、独り親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保を図るため、亀山市住生活基本計画において、民間が所有する賃貸共同住宅を活用した市営住宅の供給を推進することといたしております。

こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により、新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸につきましては、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、新たに設置する借り上げによる市営住宅の名称、位置等を定めるものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第44号亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、本条例で定義しております管理不全状態の空家等に対し、新たに同法で管理不全空家等が規定されましたこと等から、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、管理不全状態の空家等の定義を削り、同法に定めのある管理不全空家等を引用して定義するとともに、これに伴う所要の整備を行うものでございます。

2つ目といたしまして、管理不全空家等の所有者等に対する指導及び勧告の措置が同法で規定されましたことから、管理不全状態の空家等に対する措置の規定を削るものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第45号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ2億5,403万8,000円を追加し、補正後の予算総額を224億6,403万8,000円といたしております。

初めに、継続費につきましては、防災情報伝達システム整備事業につきまして、令和6年度及び令和7年度の2か年におきまして、総額4億200万円の継続費を計上いたしております。

次に、地方債補正につきましては、緊急防災事業の限度額を変更いたしております。

まず、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費におきましては、能登半島地震震災を教訓として本市の災害対策を検討するに当たり、災害時における通信インフラの強さと多くの住民に必要な情報を迅速に伝達できるシステムの必要性を再認識いたし、本市の防災情報伝達システムの主体をハード面重視からソフト面重視として、市独自の防災アプリを主体とした情報伝達の重層化に重点を置いた、防災情報伝達システムの整備に係る工事請負費などを計上いたしております。

次に、民生費には、市内のグループホームが整備する非常用発電機設備に対し、国の地域介護・福祉空間整備等交付金の交付決定がありましたことから、その整備に係る補助金を計上いたしております。

次に、衛生費には、秋から開始する新型コロナウイルスワクチン定期接種に要する経費を計上いたしております。

次に、それ以外の補正予算につきましては、総務費において、自治会等に対するコミュニティ助成事業補助金を計上し、民生費に、民間保育所の整備に係る国庫補助金負担割合の変更などがあつたことに伴う、施設整備に係る補助金の増額を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金では、地域介護・福祉空間整備等交付金や就学前教育・保育施設整備交付金などを計上するとともに、諸収入では、コミュニティ助成事業助成金やワクチン生産体制等緊急整備基金助成金を計上するほか、市債では緊急防災事業債を計上いたしております。

また、補正予算の財源調整により、財政調整基金繰入金を減額いたしております。

次に、議案第46号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,169万3,000円を追加し、補正後の予算総額を48億4,289万3,000円といたしております。

補正内容は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応など、社会保障・税番号制度の改正に伴うシステム修正委託料を計上するとともに、その財源となる国庫支出金を計上いたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び国民健康保険事業特別会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第47号財産の取得についてでございますが、平成27年に取得した高規格救急自動車を更新することで、消防力の維持を図るため、高規格救急自動車の取得について、令和6年5月14日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は1,958万円、契約の相手方は津市垂水99番地の1、三重トヨタ自動車株式会社、代表取締役 竹林憲明でございます。

次に、議案第48号から議案第52号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である本町18号線、川合52号線及び川合53号線の、また国道の路線の変更に伴い、市道として存置する必要がある道路である梶ヶ坂1号線及び市場1号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第53号市道路線の変更についてでございますが、国道の区域変更に伴う板屋北在家線の路線の変更につきまして、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第54号市道路線の廃止についてでございますが、国道との重複認定解消のための北在家板屋線の路線の廃止につきまして、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第55号専決処分した事件の承認についてでございますが、亀山市税条例につきまして、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、市民税関係といたしまして、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、デフレを脱却するための一時的な措置として実施される納税義務者及び国外居住者を除く配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を、納税義務者の令和6年度分の個人住民税から控除する特別税額控除につきましては、令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者について適用することといたしました。また、当該特別税額控除が実施されることに伴う規定の整備を行ったものでございます。

次に、固定資産税関係といたしまして、平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における固定資産税の負担調整措置の仕組みを3年間延長し、令和8年度までといたしました。また、令和3年度及び令和4年度に限り実施した負担調整措置を廃止いたしました。

なお、施行日は令和6年4月1日とし、固定資産税関係については、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用することといたしました。

次に、議案第56号専決処分した事件の承認についてでございますが、亀山市都市計画税条例につきまして、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における都市計画税の負担調整措置の仕組みを3年間延長し、令和8年度までといたしました。また、令和3年度及び令和4年度に限り実施した負担調整措置を廃止いたしました。

2つ目といたしまして、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する特例を設けました。

3つ目といたしまして、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行いました。

なお、施行日は令和6年4月1日とし、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用することといたしました。

次に、議案第57号専決処分した事件の承認についてでございますが、亀山市国民健康保険税条例につきまして、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を29万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を54万5,000円に引き上げることといたしました。

なお、施行日は令和6年4月1日とし、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することといたしました。

続きまして、報告第2号令和5年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、令和5年度に繰越明許費の承認をいただいております戸籍住民基本台帳管理費など16事業につきまして繰越額が確定し、令和6年度へ繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号令和5年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、亀山配水池緊急遮断弁室配水管布設工事などの建設改良費につきまして繰越額が確定し、令和6年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第4号令和5年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、井田川・能褒野処理分区下水管渠布設工事及び汚水施設設計業務委託などの建設改良費等につきまして繰越額が確定し、令和6年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号専決処分の報告についてでございますが、御幸町地内において発生した施設管理瑕疵による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和6年3月29日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により市の私債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和6年度各会計補正予算の補足説明を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第45号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをご覧ください。

第2表 継続費につきましては、防災情報伝達システム整備事業について、令和6年度、令和7年度の継続費4億200万円を計上し、年割額は令和6年度は1億5,400万円、令和7年度は2億4,800万円といたしております。

続きまして、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながらご説明をいたします。13ページをご覧ください。

上段中ほどの第2款総務費、自治会支援事業480万円につきましては、辺法寺自治会、下庄自治会、栄町自治会が実施する事業が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択されましたので、市を經由して交付する補助金を計上するもので、事業の内容につきましては、自治会活動のための印刷機などの備品購入でございます。

その下、防災情報伝達システム整備事業1億5,400万円につきましては、市独自の防災アプリを主体とした防災情報伝達システムの整備を2か年の継続事業として実施するもので、その初年度の事業費を計上いたしました。

下段の第3款民生費、社会福祉費の一般事業773万円につきましては、民間の認知症高齢者グループホームの非常用自家発電設備設置に対する国庫補助が採択されましたので、市を經由して交付する補助金を計上いたしました。

次に、15ページをご覧ください。

上段の第3款民生費、民間保育所等整備事業138万8,000円につきましては、認定こども園を整備する2つの事業者への補助金に活用しております国の就学前教育・保育施設整備交付金について、補助基準額が改定されたことにより市の負担額が増加するものです。

なお、この負担増加分につきましては、歳入において計上いたしております国庫補助金の増額分で全額充当されるものでございます。

下段の第4款衛生費、予防衛生事業8,462万7,000円につきましては、本年秋から開始する新型コロナウイルスワクチン定期接種に係る経費を計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

戻りまして、9ページをご覧ください。

上段の第15款国庫支出金、地域介護・福祉空間整備等交付金773万円につきましては、市内の認知症高齢者グループホームの非常用自家発電設備設置に係る国庫補助金を計上いたしました。

その下、就学前教育・保育施設整備交付金5,778万1,000円につきましては、認定こども園の整備を行う2つの事業者に対し、国庫補助金の負担割合が増加したこと及び補助基準額の改定に伴い増額をいたしました。

中段の第19款繰入金、財政調整基金繰入金2,614万7,000円につきましては、今回の補正予算の財源調整により減額いたしました。

下段の第21款諸収入、コミュニティ助成事業助成金480万円につきましては、自治会支援事業の財源とするため計上いたしました。

その下、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金5,312万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン定期接種に係る経費の財源として計上いたしました。

次に、11ページをご覧ください。

第22款市債、緊急防災事業債1億5,400万円につきましては、防災情報伝達システムの整備を2か年の継続事業として実施するもので、初年度の事業の財源として計上いたしております。

続きまして、議案第46号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

29ページをご覧ください。

歳出につきましては、第1款総務費、一般管理費1,169万3,000円につきましては、社会保障・税番号制度の制度改正に伴うシステム修正委託料を増額いたしました。

また、この財源につきましては、戻りまして26ページの第7款国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金1,169万3,000円として全額を計上いたしました。

以上で、一般会計補正予算（第1号）及び国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 美和子君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、お諮りします。

明日6月1日から12日までの12日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

明日6月1日から12日までの12日間は、休会することに決定しました。

以上で本日の予定は終了いたしました。

次の会議は13日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前11時44分 散会）

令和6年6月13日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

令和6年6月13日（木）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第39号 亀山市税条例の一部改正について

議案第40号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第41号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第42号 亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について

議案第43号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第44号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第46号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第47号 財産の取得について

議案第48号 市道路線の認定について

議案第49号 市道路線の認定について

議案第50号 市道路線の認定について

議案第51号 市道路線の認定について

議案第52号 市道路線の認定について

議案第53号 市道路線の変更について

議案第54号 市道路線の廃止について

議案第55号 専決処分した事件の承認について

議案第56号 専決処分した事件の承認について

議案第57号 専決処分した事件の承認について

報告第2号 令和5年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 令和5年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第4号 令和5年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第5号 専決処分の報告について

報告第6号 放棄した私債権の報告について

第 2 請願第 1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番 古田吉昭君

2番 櫻木善仁君

3番 深水隆司君

4番 草川卓也君

5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	落合巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書記	新山さおり
書記	西口幸伸		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は、公務により午前中は欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承

承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

おはようございます。

新和会の櫻木でございます。

通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず初めに、議案第42号亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について伺います。

まず、この条例改正の経緯と内容についてご説明をお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

おはようございます。

今回の条例改正の内容でございますが、石水溪キャンプ場のバンガロー施設を利用者に年間を通じて快適にご利用いただけるよう、令和6年7月1日から冷暖房設備を設置することに伴い、当該設備を利用する場合の利用料金への加算額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、バンガロー施設において冷暖房設備を利用する場合、当該バンガロー施設の利用料金に1棟につき宿泊区分の午後4時から翌日午前9時までには300円、休憩区分の午前10時から午後3時までには100円を上限に、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加算することとするものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

これは昨年9月の定例会において、一般質問で宿泊施設の環境整備について質問をさせていただきました。今回、石水溪キャンプ場のバンガロー施設に冷暖房設備が設置されたことは、宿泊施設の環境整備の第一歩として非常に評価できるものでございます。

今回、この利用料金への加算を定める条例ということなんですが、利用料金の設定を統一あるいは基準を明確にする条例は亀山市にはございません。今回、午後4時から翌日9時まで300円、午前10時から午後3時まで100円と料金設定されていますが、その根拠についてお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の利用料金の上限設定に当たりましては、受益者負担の適正化の観点から、冷暖房設備の利用に伴い必要となる電気料金の実費分相当額を利用者にご負担いただくこととしたものでございます。

利用料金の上限につきましては、石水溪キャンプ場バンガロー施設の電気料金のうち、基本料金と冷暖房設備の利用に伴う消費電力量料金を1時間単位で算出した上で、午後4時から翌日午前9時までの17時間利用する場合を300円、午前10時から午後3時までの5時間利用する場合を100円と設定したものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

受益者負担ということで17時間と5時間ということで、およそ20円ぐらいになるんでしょうかね。その中で、この冷暖房設備の設置による利用料徴収ということですが、他市では、冷暖房の光熱水費を1年間の施設の施設運営管理費に含めて計算するため、冷暖房代込みの利用料金として自治体、あるいは適切な利用環境を保つために冷暖房の利用、必要不可欠になっている状態、今日も夏日が予想されていますけど、この夏の熱中症対策、また冬の防寒対策、そして24時間換気など、分かりやすい使用料金の設定の観点から、この冷暖房に対する加算を行わない自治体もございます。

市の状況は、他市の状況を調査して最善として判断されたのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の設定につきましては、他市の状況等も踏まえまして、本市では冷暖房施設の電気料金につきまして当該設備を利用した場合にその分が増加することになりますが、今回の冷暖房設備の利用につきましては受益者が明確でございます。このことから、冷暖房設備の利用に伴い増加する電気料金につきましては、指定管理料として市が負担するのではなく、受益者負担の適正化の観点から利用者にご負担いただくものとしたものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

電気料金というのは、変動したり、通常、光熱水費というものも切り分けがなかなか難しいと思います。指定管理者の事務作業の負担にならないように配慮をしていただくことを添えて質疑は終わります。

次に、議案第44号亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について伺います。

住宅が空き状態になり、管理されないことで住居利用が難しく、そのまま放置しておく周囲に悪影響を及ぼすいわゆる特定空家等になることを抑制するため、空き家等の所有者の責務をより強

くすること、市民の役割を条例で規定されたもので、そもそもこの条例の改正が必要だったのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

おはようございます。よろしく申し上げます。

空き家対策につきましては、適正に管理されていない空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているとともに、地域の魅力や活力の低下につながることを懸念されるため、生活環境の保全を図り、併せて、空き家等の活用を促進する目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行され、令和5年12月13日に一部改正されたところでございます。

本市では、平成28年9月に施行いたしました亀山市空家等対策の推進に関する条例において、そのまま放置しておけば特定空家等に該当するおそれのある状態、いわゆる管理不全状態の空き家を法に先駆けて規定しておりました。

一方、法は、令和5年12月13日改正時に、管理不全空家として新たに位置づけましたが、国のガイドラインを確認する限り、市が条例に規定した管理不全状態の空き家に対し内容に相違がないことから、今回の条例改正では「管理不全状態の空家等」の定義を条例から削除し、管理不全空家等を引用して定義するなどの内容となっております。

したがいまして、条例の一部改正について本議会でお認めいただければ、管理不全状態の空き家は管理不全空家等として法により運用することとなり、措置についても、改正された法に規定されているため、条例から削除しております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

その改正の前後を比較すると、改正前の第10条1項では、規定により認定した管理不全状態の空家等の所有者に対して改善に必要な措置を取るよう助言または指導をすることができました。2項では、助言または指導した場合において、なお当該状態が改善されないと認めるときは、当該助言または指導を受けた者に対して、改善に必要な措置を取ることを勧告することができました。しかし、今回、この2項はまず削除されました。

今度、改正後は国が定める管理不全空家等、法第13条1項に規定する管理不全空家等をいう号が追加をされております。ここでは、助言・指導はこの中に含まれております。ただ、この後の法第13条2項、勧告する条文が削除された状態になっております。市の条例が緩和されるため、記載するべきではないでしょうか。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

本条例の第1条では、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めるとしており、今回の改正は、法律より先に条例で規定していた管理不全状態の空き家に対する措置等が法で整備されたため、法と重複する規定を削除す

るものでございます。

しかしながら、今回の改正により、法を準拠することで管理不全空家等に対する措置が条例上読み取れなくなりますことから、この改正をお認めいただければ、改正後の条例と法の関係などについて、市の空き家対策に係るホームページなどを通じて周知を図りたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど答弁にあったように、2項のところが読み取れないというところでございますが、本来、条例で制定するのが妥当と思いますが、法も含めた改正の案であれば、答弁にあったようにホームページを通じて、分かりやすく文章として掲載をしていただきたいというふうに思います。

また、国が定めるこの空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正では、空き家が発生して不全となる前の空き家の活用拡大が示されてございます。これを市の条例に反映する必要はないのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

空き家の発生は、その状態が悪化することにより倒壊の危険が生じるだけでなく、地域の活力を低下させ、まちづくり等にも影響を与えます。その対策として、所有者が空家等を改修や改善し活用していくことで管理不全空家等の発生を抑制でき、さらには地域の活性化にもつながることが期待されます。

今回の法改正による3本柱の一つであります活用の拡大につきましては、空家等活用促進区域として重点的に空家等の活用を図るエリアを促進区域として定め、当該区域内で経済的・社会的活動の促進のために誘導すべき用途として、国や県と連携しながら建築基準法等の規定の合理化を図り、空家等の用途変更や建て替え等を促進することができるとなりました。

空家等活用促進区域を含めた活用の拡大に伴う区域指定などにつきましては、別途要綱や空家等対策計画の改定等により定めませんが、事業の実施につきましては、現況を見極めつつ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ますます空き家というのは増えていくと思います。先ほどもいろんな施策を答弁いただきましたけど、やはりこれは慎重に検討している場合ではなくて、その間に空き家というものはどんどん悪化が進みますので、事業の実施を急いでいただきたいというふうに思います。

それでは次に、議案第45号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、第2款第1項総務管理費、第11目自治振興費、自治会支援事業の増額補正について、予算書に記載されているコミュニティ助成事業補助金480万の増額についてですが、まずどんな事業なのかご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

ご質問のコミュニティ助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源に、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、地域のコミュニティ活動に対して助成をしている事業でございます。市から県を通じて申請をしているところでございます。

なお、コミュニティ助成事業には、防災組織育成事業や青少年健全育成事業、また国際化推進助成事業など多様な助成メニューがございますが、今般、令和6年度事業として本市において採択をされました一般コミュニティ助成事業につきましては、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、自治会や地域まちづくり協議会などのコミュニティ組織が実施をするコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業が対象でございます。助成金額は1件につき100万円から250万円までとされております。

なお、市を経由して補助金を交付するため、補正予算を計上いたしましたところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回の補正額は宝くじということで、480万円の増額補正を行っていますが、今回採択された団体と、それぞれがどのような事業としてこの補助金を活用されていく予定なのか、差し支えなければご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

本年度につきましては、辺法寺自治会のかんこ踊り、それから亥の子祭りに関する伝統行事用のちょうちんやはんてん、テントなどを整備する事業に200万円、それから下庄自治会の自治会活動用の複合機やパソコン、草刈り機などを整備する事業に160万円。それから栄町自治会の自治会活動用の複合機を整備する事業に120万円の合わせて3件、480万円が採択をされたところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

具体的な説明をありがとうございます。

今回、申請の状況を今ご説明いただいた3団体となるんですが、具体的に今回、じゃあ申請はほんだけあって、そのうちこの3件が採用されたのかということと、また先ほど助成金1件につき100万から250万ということなんですがこれは全額補助をされるものなのか、あるいはよくある、事業費2分の1等自己負担が発生するということがあると思うんですけど、そういうところ、どれぐらいの補助率になるかということもご説明をお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず、申請件数でございますが、前年の令和5年度中に申請をいただいた件数でございますが、先ほど答弁させていただきました各自治会からの3件のほか、地域まちづくり協議会から1件、合計4件の申請がございまして、そのうち3件が採択されたというところでございます。

そして、申請などで自己負担が生じるのかというようなご質問でございます。

採択をされましたこの一般コミュニティ助成事業の補助率は10分の10でございますが、申請時におきまして、総事業費における助成上限額の250万円を超えるような場合、その超えた部分でありますとか、また、助成額が10万円単位でございますので、10万円未満の端数部分につきましては自己負担が生じる場合がございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

補助率100%ということですが、先ほどの10万円未満の場合は一部負担金が発生するということですが、まちづくり協議会だとか自治会等の団体にとっては非常にありがたい事業だと思います。今回4件申請されて3件ということで、1団体はちょっと漏れてしまったんですけど、ぜひ次回も、サポートをしてあげてほしいなと思っています。

この事業はこれだけありがたい事業で、それぞれがこの各団体に対して周知をしっかりとされているのか。また、この申請手続、こういうふうな申請って面倒くさい多分申請が発生するんだと思うんですけど、自治体等にどのようなサポートを行っていますか。また、こういうのは最近インターネットで登録なんかができるんですけど、そういう便利なツールを使いながらサポートをしているのかということをご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず周知でございます。これまで市広報や市ホームページにコミュニティ助成事業の募集案内記事を掲載するとともに、各地域まちづくり協議会のほうにはメールでご案内をさせていただいてきたところでございます。また、昨年度は、9月1日号の市広報と併せて、各自治会長宛にも案内文を送付をし、周知方法の改善を図ったところでございます。

さらに、本年度に申請をいただくこととなります令和7年度実施分につきましては、現時点で自治総合センターからの募集案内はまだないところでございますが、例年どおり8月中旬から9月頃の募集が見込まれることから、各団体に今、この申請について余裕を持ってご検討いただけるよう、6月1日号の市広報と併せて、昨年同様、自治会長宛てに案内文を送付するとともに各地域まちづくり協議会にメールで案内をさせていただいたところでございます。

支援でございますけれども、申請時及び実績報告時など事業概要の説明を含め、各書類の整備や添付資料等についても担当部署の職員により丁寧にサポートを行っているところでございまして、ご質問のありました電子的な申請というのではなくて、窓口で申請書類を提出いただくというよう

な方法を取っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それぞれ書面でやるということで、やはりこの自治会長さんも大変だと思いますので、また電子をできるだけ活用していただきたいなと思います。コミュニティ活動を活発に行って、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上にさらなるサポートをお願いしたいと思います。

最後に、報告第2号令和5年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について伺います。

今回、この令和5年度は15件の繰越予算が計上されていますが、給付事業の年度またぎや道路整備事業で外的要因によりやむを得ず予算を繰り越される場合は理解できるんですが、この第8款土木費、第4項都市計画費、都市づくり戦略推進事業については、説明欄に亀山市周辺まちづくりのエリアプラン策定について、他事業との調整を図ったことから年度内に執行することができなかつたと記載があります。

そこで質問です。

内部的な事情により繰越しに至ったのはなぜか、ここには市庁舎も含まれるのか、説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

都市づくり戦略推進事業費は、都市マスタープランに掲げる都市づくりの戦略方針に基づき、土地利用制度の検討や都市機能誘導区域の魅力向上、居住誘導区域への居住の集約化を目指すため、亀山駅周辺地域、関宿周辺地域、井田川地域の3つの地域でエリアプランの策定を行う事業でございます。この策定に向け、令和5年度におきましては、亀山駅周辺地域のエリアプラン策定を行うこととしておりましたが、亀山駅周辺地域が新庁舎建設候補地の一つとなり、建設予定地の決定が3月となったことから、新庁舎の位置を反映したエリアプランの年度内策定が困難となり、業務委託料である450万円を繰越ししたものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新庁舎の建設予定地の決定が遅れたことにより、関連事業となった亀山駅周辺まちづくりのエリアプラン策定がこれまでの間に何も行うことができなかつたということで、今回、業務委託費450万が全額繰越しされるというようなことになったわけです。建設予定地の決定が遅れたことは非常に影響が大きいかなというふうに思います。

これ以上は、突っ込むとちょっと一般質問になりますので、事業計画がこの令和6年度までとなっております。その中で、この成果物を含めてこの1年間の遅れが発生しているのに今後の影響はないのかということで、この後続の都市マスタープラン等の改定等の影響度についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

亀山駅周辺まちづくりにおいては、実現目標を回遊性の高い複合都市機能集積地の形成としており、エリアプランの策定につきましては、エリア内におけるにぎわいと回遊性をつくり出す道路や低未利用地を活用したにぎわい施設など、公共と民間が一体となった土地利用の方針を定める必要があることから、新庁舎の詳細な位置決定が必要不可欠となります。

現時点におきましては新庁舎の詳細な建設位置は示されていないところですが、今後、新庁舎の詳細な建設位置が確定された後に、エリアプラン施策に向け、関係部署と連携、調整を行い、取組を進めてまいりたいと考えております。都市マスタープラン及び立地適正化計画につきましては、令和7年・8年度の2か年にて計画改定を予定しておりますが、エリアプラン策定の進捗状況を踏まえ、評価・検証を行った上で、将来の都市構造実現に向けた方針を示したいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。

じゃあ先ほど3つのエリアプランの策定を行う事業と答弁されましたが、亀山駅周辺以外の関宿周辺地域及び井田川地域のエリアプランの進捗状況は問題はないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

関宿周辺地域及び井田川地域につきましては、令和3年度より地域住民との組織づくりに向けた協議、住民意見の把握を行い、まちづくりに関する方針整理をしているところでございます。

各地域の取組状況といたしまして、まず、関宿周辺地域におきましては、都市計画道路木崎新所線の見直しについての都市計画決定を行うとともに、本地域の実現目標であるまちづくり観光の推進に向けた地域住民との協議を進めるための資料作成、地域住民との意見交換を行ったところでございます。

次に、井田川地域につきましては、本地域の実現目標である多世代循環コミュニティの形成を進めるため、住民アンケート調査の結果の検証や今後の進め方等について、地域自治会役員の方々と協議を行うとともに、住宅団地再生の取組を行っている民間事業者への聞き取り調査を実施したところでございます。

今後も地域との協議を継続して進めていながら、地域の状況に合った策定方法やエリアプランの在り方についても、地域の声を聞きながら、様々な方法での施策を含め検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

このエリアプランというのは、亀山市にとって非常にこの先重要になってくると思います。急ぐわけではないんですけど、やっぱり市民の意見を十分に取り入れて慎重に進めながら今後、先、何十年と続く亀山市に新しい風を入れながら、運営をお願いしたいと思います。

今日は以上で議案質疑を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案第51号市道路線の認定について及び議案第52号市道路線の認定について質疑をさせていただきます。

今回、通告で1番としまして、一般国道25号線上に市道を認定する理由についてというふうに通告させていただいております。この国道25号線、名阪国道も25号線なんですけれども、それに並行して走る一般国道25号線という2つの道路があるわけで、今回はその一般国道25号線のほうですね。加太地区内を走っておるわけなんですけれども、この現在国道であるところに今回、その上に市道路線の認定を行うイレギュラーな形なのかなと思いますけれども、一般的には、なぜ国道上に市道を認定するのか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

当該路線につきましては、現在、三重県で管理しております一般国道25号加太地内における猪之元橋の橋梁の架け替えに伴うバイパス道路工事であり、旧道となる現道の国道25号を市道として認定するものでございます。

三重県で実施する道路事業におきましては、平成13年5月1日付の三重県通知、道路の改築に伴う旧道区間の管理に係る市町村道認定の手続についてに基づき実施されており、新しい道路ができることによって発生する旧道の取扱いについて、工事实施前までに決定しておくこととされております。

市道認定につきましては、亀山市道路認定及び廃止に関する規程に基づき実施しており、当該路線は、この規定の第2条第2項により、国道、県道または市道のいずれかの道路から公共施設に接続する道路に該当し、国道から公共施設である河川施設に接続する道路となります。また、当該道路の沿道は住宅地や耕作地として利用されており、規定の第2条第6号により、国道または県道の路線の変更または廃止に伴い市道として存置する必要がある道路にも該当しますことから、路線廃止とするのではなく市道として移管を受けることとしております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

三重県からの通知、平成13年からということでしたけれども、によってそういうふうに工事前にもう認定しておくんだみたいなことではあると思うんですけども、これ、制度としてそういうふうなものがあるのかなのかという部分で微妙な話かなと思いましたもので、これはそういった手法を取っているのはこの三重県だけなのか、全国的にこういうふうなやり方をしているのか、その点が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

今回の通知につきましては、制度ではございません。あくまでも通知です。これは、国土交通省のほうから過去、ちょっと記憶では昭和四十何年に国のほうからこういう形でという通知が県にございまして、県のほうから再度各市に通知がされているものでございますので、三重県だけではないというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

一応そういうふうな、全国的にはこういうふうな手法を取るところがきっと多いんだろうということで、それは確認させていただきました。

これにつきましては、一般国道25号線の整備、猪之元橋の付け替え、以前から老朽化というのかとにかく狭くて通りにくい場所やということで地元からも要望があって、なかなか進まなかった。本当に、関地区の先輩議員も見えますけれども、皆さんそれなりにお骨折りいただいておって、それがやっどこさ実現するのかなという感じではあるんですけども、ただ、やっぱりそれまで結構難航していた部分があるということで、認定するのはいいけれども本当に進むのかというふうな声も実は上がってまして、もっと事業の見通しが立ってからでもいいんじゃないのかなという話、この認定するのにしてもというのもありましたけれども、なぜ今の時期の認定なのかという点について、まず確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

この時期に認定する理由といたしましては、早ければ本年度より工事が実施されることから、今回、市道認定を行うこととなりました。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

事業化が見えてきたというか、事業化に着手するということではあるんですけども、やはり、これは事業に着手していただくのは本当にありがたいことなんですけれども、本当に進むのというのがありまして。その見通しですね、スケジュールがもし今の段階で分かっていたらちょっとその点も確認したいんですけども。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

三重県事業であります一般国道25号猪之元橋の道路改良事業につきましては、平成28年度に地域住民の皆様より猪之元橋の周辺の改修について要望をいただき、三重県において事業化に向けての検討が進められました。

その後、令和4年度には道路の設計業務委託が実施され、令和5年度には用地立会いを行い、令和6年4月と5月に地元説明が開催されました。今後は、地元のまちづくり協議会での説明会も予定されると伺っております。令和6年度につきましては、一部用地買収を実施し、順調に進めば秋以降、右岸側の橋台工事に着手していくと伺っております。また、令和7年度以降のスケジュールにつきましては、予算及び用地交渉の進捗にもよりますが、引き続き用地買収や工事を進め、令和11年の新道の供用開始を目指して事業の推進を図ってまいりたいと三重県から伺っております。

なお、旧道となる当該路線の市への移管については、それ以降になると考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

令和11年供用開始を目指すというような感じということを確認させていただきました。

もちろんそんなにすぐというわけじゃないんでしょうけれども、本当に長年、20年、30年ぐらい皆さんにご尽力いただいた結果ということを見ると、やはり少しでも早くという意味では、やはり期待が膨らむ部分ではあるかなとは思いますが。

そんな中で令和11年、今回、今令和6年なわけですけども、5年間の間この重複が発生するわけなんですけれども、この間の管理、この管理者は一体どこが行うのか、国なのか、県なのか、市なのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

路線認定が重複する区間の措置としましては、道路法第11条第2項に基づき、都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については都道府県道に関する規定を適用することとなっており、認定が重複している期間については、引き続き三重県が管理していくこととなります。

バイパス工事が完了し、新道が供用開始される際は、当該路線について三重県より管理引継ぎを受け、県の道路区域の変更手続が完了次第、市道として管理することとなります。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

すみません、ちょっと1点確認したいんですけども、都道府県道というふうに言われたんですけども、一応これは国道というふうな認識なんですけれども、その国道であっても都道府県道に関する規定が適用されるということによろしいですか。その点、確認させてください。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

国道25号につきましては、現在、県の管理となっておりますので、都道府県道の路線という位置づけで、道路法11条第2項を読ませていただいております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

この管理の部分にもちょっと関するところで、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども、今回、当然令和11年になってからの話ではあるんですけども、やっぱりその管理という部分でやはり安全対策というのが非常に求められる部分があるということです。

今回、参考資料の市道路線の認定にも出ていますけれども、梶ヶ坂1号線の起点と市場1号線の起点を結ぶ形で新道が設定されている形にはなっておりますけれども、特に、この梶ヶ坂1号線の起点の周辺の絵を見てもらうと分かりますように、擁壁で囲まれてはいますけれども、台地状になっているんですね。その壁の部分を突き抜ける形になるんですけども、そうすると、新たな梶ヶ坂1号線のこの道とその新道との間に、1つの大きな壁というか丘みたいなものが発生してしまうわけなんですけれども、この辺はここまで含めてこれを削るのか、そのまま谷状で抜く形になるのか、安全対策にも関わってくる部分なので、そこら辺はどういう話になっているのか、その辺が分かるんやったらちょっと確認させていただきたいんですけども。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員に申し上げます。

今、この内容は市道路線の認定に関わる問題ですので、少し範囲を超えておりますので、ご注意願います。

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっと分からないんだったら構いませんので、またこれは産業建設委員会のほうで聞かせていただきたいと思います。

以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

結の鈴木達夫です。

議案質疑をさせていただきます。

私の今日の質疑は、議案第45号、亀山市一般会計補正予算のうち、防災情報伝達システム整備事業の増額補正についてお聞きしたいと思います。

令和4年からスタートしました第2次総合計画後期基本計画によれば、今年、令和6年と来年に

かけて、同報系防災行政無線の整備を市内100%完備して、併せて伝達手段の重層化、DX化による防災業務のワンオペレーション化を図るべく、トータルとして3億1,000万の事業費として主要事業に位置づけられていました。

そこで今回5月の総務委員会、そして今議会、整備方針の見直しと申しますか改定が示され、それに即した補正予算が提案されたわけですが、それでは1番目の質疑をさせていただきます。なお、この案件については、私が最初の質疑者であるため、市民の方にも分かりやすく明快な答弁をお願いします。

まず、今回示された整備方針の変更の経緯と変更するポイントの説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防災情報伝達システム整備事業でございますが、令和4年度から電波伝搬調査を開始し、令和5年3月に総務委員会で基本的な整備方針をご説明し、令和5年度には実施設計を行いながら、システムの整備に向けて詳細な検討を進めてまいりました。

本年1月1日に、令和6年能登半島地震が発生いたしました。被害状況や支援状況、復旧状況など様々な情報を把握していく中におきまして、それらの教訓を基に、災害時における通信インフラの強さと多くの住民に必要な情報を迅速に伝達できるシステムの必要性を再認識いたしましたところであり、防災情報伝達システムの主体をハード面重視からソフト面重視へと転換し、市独自の防災アプリを主体とした情報伝達の重層化に重点を置いた防災情報伝達システム整備方針へ見直しを行ったものでございます。

今回の整備方針の見直しをするに当たり、3つのポイントで再検討いたしております。

1つ目は、情報伝達手段をハード面重視からソフト面へ変更としまして、防災情報伝達システムの主体となる市独自の防災アプリを導入いたします。

2つ目は、孤立するおそれのある地域などへ情報伝達の強化としまして、土砂災害など災害リスクが高く、孤立するおそれの高い中山間地域に補完的に同報系屋外スピーカーを設置いたします。

3つ目は、防災DXによる情報伝達・収集機能の強化といたしまして、発令判断支援システムの整備や各指定避難所や地区コミュニティセンターなどへ、デジタル簡易無線機やIP無線機などを配備することとございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今のご答弁、この変更についての文書でも私も読ませていただいたんですけどね。

まず、その伝達システムの主体をハード面重視からソフト面重視に転換するということが、この辺がちょっと分かりづらい、市民に伝わりづらいと思うんです。つまり、具体的には、従来の実施計画では、防災行政無線をアナログ式からデジタル式に変更し、市内に12か所に設置するものを、その設備を今度は孤立するおそれのある5地区に限定し、いわゆる情報伝達の主流、主力を市民の方、多くの方が持っておられるスマートフォンを活用していただくということなんですね、簡単に

分かりやすく言えば、確認です。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

議員ご見解のとおりでございます。

防災行政無線のスピーカーは補完伝達設備として5基を設置いたしますが、基本的には市内全域で防災情報などの緊急情報は、市民の手元に直接届くスマートフォンの防災アプリを中心としながら、様々な伝達手段を重ね合わせる情報伝達システムの確立を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

そのほうが分かりやすいと思いますね。

それでは、孤立するおそれのある地域への対応についてに入ります。2番目です。

実は、これちょっと確認したいんですけども、令和6年2月、今年の亀山市地域防災計画では孤立集落発生の可能性という項に、ゼロとなっているんです。ゼロ、今回の改定案では5地区を孤立するおそれのある地域としたんですね。この差異は何なのか説明をいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

今回の整備方針でお示ししております土砂災害など災害リスクの高い、孤立のおそれのある中山間地域5か所につきましては、その地域特性、高齢化率などを洗い出し、孤立化のおそれや地域の土砂災害危険度その他、その範囲など、ハザードリスクを考慮して決定しております。かつては、昭和49年の集中豪雨による災害では、河川氾濫により、野登地区では橋の倒壊で完全に孤立し、自衛隊が派遣された事例がございます。また、直近では平成29年10月の台風21号で、加太地区での名阪国道や一般国道25号線などが通行止めになり、加えてJR関西線が長期不通となった経過もございました。

近年では、台風などによる自然災害や令和6年能登半島地震のように想定以上の災害が起こり得ます。特に災害発生時には、市の特性として中山間地域へ通じる道路が土砂崩れなどにより途絶した場合など、地域が孤立化し、救助活動は困難になるということが想定されますことから、過去の災害の被害状況や避難所開設状況なども考慮し、現時点で考えられる設置場所の選定を亀山市として総合的に判断した5か所でございます。

一方、亀山市地域防災計画に掲載しております孤立集落発生の可能性のある箇所につきましては、約10年前の三重県が作成した平成25年度三重県被害想定調査から引用している状況でございます。今回の整備方針の検討の時期が地域防災計画の更新、策定の時期と重なったことから整合ができませんでしたが、過去の災害の被害状況や避難所開設状況なども考慮し、より現状の亀山市の地域特性に即した表記となりますよう、三重県と協議を行いながら、地域防災計画の次期改定時には整合を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

分かりました。過去の経緯等を踏まえて、総合的に市独自の判断で5か所を孤立するであろうと定めた。そういう意味では一定の評価はしますけれど、やっぱり県との協議、整合はもう早急に図っていただきたいと思います。

では、次の質疑に入ります。

冒頭の答弁の中で、1月1日に発生した能登地震がこの計画変更の大きな引き金となったというような説明です。能登の地方は今でもまだ余震が続いている、非常に不安な毎日かと思えます。

つまり、行政無線・同報無線が倒壊や停電等によりあまり機能していなかったと、この変更の中では脆弱性が露呈されたというような表現をされているんです。

そこで、新しい予算が認められたとしたら新たな5か所に設置する同報系の防災行政無線は、これは実効性をどうもくろんでいるのか。スピーカーとか、あるいは耐震性、あるいは停電対策、機能は相当アップするんですかという疑問を用意しました。お願いします。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

輪島市によりますと、3月28日時点で213基ある防災行政無線のうち、およそ4分の1に当たる54基の無線が使えない状態になっているということでございます。輪島市は、防災行政無線が停電エリアにあたり、断線により電気が不通となっているなどが原因といたしております。

それらの無電源での機能喪失や倒壊などを令和6年度能登半島地震での教訓を踏まえながら、より実効性のあるシステムを整備してまいりたいと考えておる次第でございます。

具体的に申し上げますと、市内中心部では、復旧した通信インフラからスマートフォンなどを使い、自ら情報を取得し、地域へ情報が強く伝わる一方、土砂災害のリスクの高い、孤立するおそれのある中山間地域は、高齢化などの理由で情報弱者の方も多くお住まいと考えられ、防災アプリなどの通信インフラによる情報伝達が弱く、遅くなるおそれもございます。

そのことから、市民の手元に直接届く防災アプリを主体にしつつ、その伝達を補強するため、特に土砂災害警戒区域などのハザードリスクを考慮した孤立するおそれの高い中山間地域5か所、具体的には池山公民館、白木一色地区、関南部地区、鈴鹿馬子唄会館、加太小学校にスピーカーを設置することとしました。これまでの本市における災害の被害状況や避難所開設状況も考慮し、災害リスクの高い孤立のおそれのある中山間地域における効果的・効率的な災害対応や情報伝達の重層化の観点からも、この5か所へのスピーカー設置の実効性は高いものと総合的に判断いたしましたものがございます。

また、スピーカーの性能でございますが、機能・性能につきましては、停電時にも長時間作動を可能とするものとし、南海トラフ地震における本市の想定最大震度である震度6強に対応できる設計としております。システムやスピーカーの設備は、電源が喪失した状態でも72時間以上稼働し、外部非常電源による稼働も可能といたします。

また、これまでのアナログ式スピーカーではなく、雑音が入らないデジタル式高性能スピーカーを配備するため、音声伝達距離が広く音がクリアに聞こえるなど、性能はアップするものと考えて

おります。同様に、屋外スピーカーの仕様につきましても、震度6強に対応できる設計とする予定でございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

時間がありますので、もっとゆっくり答弁いただいても構いませんので、お願いします。

今の答弁ですと、1月1日に発生した能登半島地震で、3月末、輪島の数字がどうこう、何か4分の1、五十何基が使えない。そうでなくて、その発災時にその防災行政無線がどういう状況であったのか、あるいはスマホやインターネットの回復がどんな速さで復旧をしたのかと、そういう臨場感のあった情報でないと、やはりこの能登半島の地震が今回の改定の大きな引き金になったという理由にはならない。何かもう少し、その当時、5日、1週間の中でどういう状況であったかという、そんな情報はないんですか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

新聞報道などによりますと、防災行政無線につきまして、電源喪失によるバッテリー切れや故障などにより、例えば、石川県珠洲市では76基のスピーカーのうち1月6日までの正常稼働は約10基、輪島市では1月3日以降、213基あるスピーカーの大半が稼働できなかったと報道されております。また、穴水町のほうでは1月3日から5日の間に46基の施設がほぼ使えなくなったという状況でございます。

通信インフラの強さという意味では、このときの対応で、大手通信各社が発災直後から復旧活動を開始しておりまして、陸上の移動基地局が現地に向かうんですけれども、道路寸断で移動に長時間というような状況が生じておられました。その中で、通信大手の会社は海底ケーブルなどを活用した船上基地局による通信確保や、ドローンを使った、ドローンと移動基地局を有線で接続したドローン無線中継システム展開。あるいは、アメリカのスペースX社の人工衛星を使ったインターネットサービスであるスターリンクの受信アンテナ約700台を各地の避難所に無償配付し、被災者に通信環境を提供するなど、これら1月7日までにはそれらの通信サービスの提供を開始し、様々な手段によって、約2週間でネットインフラの応急復旧を完了したと言われております。

参考までに、充電サービスについては、1月3日から各避難所、また営業所のほうで充電サービスを展開したとお聞きしております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

管理監、そこなんですね。いわゆる情報の伝達システムの主体をハード面重視から、いわゆる防災行政無線でなくて、スマホ、インターネット等のそれに、ソフト化に重視したんだと。この辺は今答弁をせっかくしていただきましたので、もう少し丁寧に説明を加えながらこの案件、議案の提出は必要なのかなというふうに思いました。

次に、関地区の既存の同報無線、33か所はどうかという質問を用意したんですけど、通告

書を見ますとこの後に質疑をされる議員も見えますので、そちらの議員にお任せをしたいと思いません。

次に3番、予算についてという項を設けました。2年にわたる継続費で、4億を超える大きな予算なんですね。それも当初予算でなくて、この補正で出された。その意味で丁寧に市民の方に説明をいただきたいんですけども、この事業費の内容、そして運用はいつから開始できるのか、あるいはそれに対する財源の内訳について説明を求めたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防災情報伝達システム整備事業に係る予算につきましては、令和6年度は1億5,400万円、7年度は2億4,800万円で、2か年の継続費として合計は4億200万円を見込んでおります。

補正予算をお認めいただいた後には、入札・仮契約などの事務処理を行い、9月議会にて契約に係る議決をいただき事業着手、令和6年度下半期及び令和7年度の約1年半の工期で、システムや防災アプリの開発、屋外スピーカーの設置工事など、それぞれの機器の構築や連携を含めて一体的な整備工事として進めてまいります。システム全体の完成は令和7年度末を予定しており、運用開始は令和8年度当初、令和8年4月から見込んでおります。

この整備工事費の財源につきましては、充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債を活用いたします。なお、緊急防災・減災事業債の対象とならない一般財源は、令和7年度2億4,800万円のうち1,700万円ございますが、これは関町地内の旧設備撤去費と避難行動要支援者様への貸与予定のタブレット端末費用となっております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

分かりました。令和8年4月から運営はできるということですね。

100%の充当の事業債であると。それから、交付税措置はその7割ということですね。

事業債の対象外、一般会計より繰入れのものが1,700万という数字はどんなものか。それから、入札方式がどうなのか、いわゆる競争をするのか、たくさんメーカーさんあるいは業者さんがいて競争をする可能性があるかどうか、競争力が働くか、これだけ確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

先ほど申し上げましたとおり、一般財源の部分につきましては、旧設備の撤去費と避難行動要支援者へのタブレット端末の貸与なんですけれども、費用なんですけれども、入札方法に関しては、一般競争入札という形で進めさせていただきたいと思えます。国内でもそういった専門の業者がたくさん見えますので、一般競争入札という形で対応していきたいと考えております。

（「競争するところがたくさんある」の声あり）

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

分かりました。ありがとうございました。

次に、4番目の市公式LINE等との連携についてという質問を用意しました。

スマホによる新たに導入されるアプリについては、市の職員あるいは消防関係の方はもちろん、地域の防災関係者はもとより、多くの市民の方に登録を期待しているところだと思いますが、この登録といいますか、加入者の目標みたいな数字というのは持っておられますか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防災アプリの加入者の目標ということですが、今回整備する防災アプリは、登録者に対し緊急情報を伝達するだけでなく、職員や消防団への情報伝達、非常参集のほか、日頃から、平時から自治会や自主防災会などのグループ単位での連絡ツールとしても活用できる仕様で開発を進めてまいります。本アプリは、緊急時の防災情報に特化した市民の命を守る情報伝達ツールであると考えております。そこで、2万人の加入を目指して取り組んでまいりたいと考えています。様々な機会を通じまして、防災アプリの加入促進に努めてまいります。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

登録目標2万人ということなんですけれども、私、この質疑通告を出させていただいた時点では、どちらかというと、今運用が始まりました市の公式LINEあたりと連携をすべきだと、むしろ自動連携ぐらいしたほうができるようになったほうがいいんじゃないかなぐらいのことを考えました。

いろいろと質問に当たっていろいろ調べた中で、今も、木田管理監、答弁があったんですけれども、やっぱり、これも私は、自分の意見は言ったらいけないんですけど、こういう考え方もあるということで、これは別もんだと情報が混乱したり緩慢化したりで、今はやっぱり命を守るための特化したツールであるべきではないのかなとも思ったんです。その辺も含めまして、亀山市公式LINE等への他のアプリとの連携を今の時点でどう考えてみえるのか、お願いします。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

すみません。先ほどの答弁の中で、一般競争入札というところの件でございますけれども、管理業務委託もございまして、その部分については指名競争入札とさせていただきます。申し訳ございません。

市公式LINEとの連携はどう考えているのかということですが、防災アプリは本庁の基地局と直結しており、Jアラートを含め自動発信にて即時に情報を届けられることが大きな特徴となっております。緊急防災情報に特化した情報伝達ツールであると考えております。一方、市公式LINEは、広く市政情報を発信する広報媒体であり、それぞれの役割も異なっております。そのことから、防災アプリと市公式LINEとのシステム自動連携につきましては、現時点では考えておりません。

しかしながら、防災アプリや市公式LINEは、市で管理する情報発信ツールでございますので、自動配信とはなりません。市民への情報提供を行うためには、市公式LINEと緊急時の防災情報の共有は図ってまいりたいと考えています。

また、様々なツールを通じて情報が競合することになりますが、多種多様な情報伝達手段の重層化することが有事に備えては非常に有効であると考えておる次第でございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今の時点では自動連携は考えていないと、おのおの役割は若干違うんだと。しかし、情報の重層化という意味では、お互いにしっかりと利活用していくというような答弁であったのかなというふうに思います。

この災害時の情報システムの確立については本当に歴史が長く、平成16年の合併協議会の協議の上にも上がっていたんですね。それから、第1次総合計画の基本構想の中には災害に特化した書き込みはありませんが、後期基本計画の中では、やはり平成23年の東日本大震災によって、こういう災害に対する危機感というもの、機運が一気に高まってきて、後期の中では初めて災害時の情報システムの確立ということが上がっております。

それから、もう十四、五年たった中で、もちろんその中でも国のほうも変わったり、それに合わせて市の担当部局は様々な混乱といますか、ばたばたしてきたというのが実情かと思います。

長い間検討を重ねたこの案件に対し、時代、あるいは我々の生活実態に即した改定案でもあるかのように思います。まだまだ詰めなければいけないことがたくさんあると思いますので、しっかりとその辺の詰めを進めていただきたいと思います。

私の質疑はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時29分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案質疑をさせていただきます。

まず1点目です。

議案第39号亀山市税条例の一部改正についてです。

今回39号だけで6項目ほどあります。税率が低くなるとか、税金が安くなるとか、申請がしやすくなるとか、あるいは逆に高くなるとかいろいろなんですけれども、これを知ることによって国

の動向とかも分かるので聞いていきたいなと思うんですが、ちょっと多いので、ちょっとチョイスしてお聞きします。

特に今回、能登半島地震を受けて改正された税制改正があるんですけども、そのうち、今後災害時に亀山市民にも影響があるものについてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の市税条例の一部改正につきましては地方税法等の改正によるものでございまして、その中で、市民税及び固定資産税関係の減免に関する改正がございまして、

その中で、お尋ねの災害の関係でということですが、市税の減免につきましては、現在減免を受けようとする方は自分で減免申請を行っていただく必要がございます。しかしながら、今回の改正によりまして、市民税及び固定資産税の減免について、令和6年能登半島地震を含め国内で頻発する災害を受け、減免を受けようとする方が身体の負傷や入院等により自分で申請することができない場合の対応として、職権、これは職務を行う上で与えられている権限でございまして、による減免を可能とするものでございます。

ですので、災害に限らずですが、さきの能登半島地震の発生を踏まえまして、災害における減免を念頭に、今後の備えとして、あらかじめ職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私は災害のときだけかと思っていましたけれども、災害に限らずということでお伺いしました。

その次、チョイスしたのは、わがまち特例に関連するもののうち、一体型滞在快適性等向上事業というものに係る税制改正についてお聞きしたいと思います。この一体型の事業ということの説明も含めてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

地方自治体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例といいますが、その関係で整備するものでございまして、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により令和8年3月31日までに整備した一定の固定資産について、わがまち特例が導入されましたことから、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を地方税法において参酌することとされている特例割合に基づき、2分の1とするものでございます。

この一体型滞在快適性等向上事業とは、官民一体で、居心地がよく歩きたくなる町なかづくりを目指す区域、滞在快適性等向上区域といいますが、におきまして、市町村による公共施設の整備管理と一体となって土地所有者等が交流滞在空間を創出する事業でございまして、本事業により整備

した一定の土地、家屋、償却資産に対して、固定資産税の課税標準が2分の1となります。

対象となる事例といたしましては、広場や通路としてオープンスペース化した土地とその上に設置したベンチ、また歩道に面した建物低層部の階をオープン化した家屋について、不特定多数の方が無償で交流・滞在できる家屋の部分などがございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

亀山市には関宿もありますし、こういう歩きたくなるようなまちづくりに市民がもしかしたらこういうことで協力して関わってくるかもしれないなと思って、これもチョイスさせていただきました。幅がある税率、特例の割合のうち、国の言うとおりの2分の1に定めたということでした。

3つ目ですけれども、新築の認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置についてということについても改正がありましたので、ここもお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置における申告の見直しを行うものでございます。

現在は、分譲マンション等の区分所有に係る住宅の場合、各区分所有者から申告書の提出があった場合に限り、固定資産税の減額措置が適用されることといたしております。今般、長期にわたって良好な状態で使用される構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するために制度の見直しが行われ、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められたときは、区分所有者から申告書の提出がなかった場合におきましても、当該減額措置、新築軽減ということがございますが、その減額措置を適用することができることとなるものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ちょっと分かりづらかったんですけど、要するに、例えばマンションですと、お一人お一人が申請、書類を出さなくちゃいけないところが、区分何とか、例えば管理組合の方とか代表される方お一人が申請することによって減額措置ができるという。やりやすくなる、促進するためとっておられたので、長期優良住宅を促進するために申請がやりやすくなるという解釈でよかったですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議員おっしゃいますように、マンション管理組合の管理者等が、今ですと区分所有者一人一人が減額の申請を提出する必要があるんですが、そういったことではなくて、申請の便宜というか簡略化というふうなことにつながるといふふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

それぞれ理解いたしました。

次の議案に移りたいと思います。

議案第45号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

ここから2点伺います。

先ほど鈴木議員も質問されました第2款総務費の防災情報伝達システム整備事業の増額補正についてお聞きします。

先ほどの質問で、補正の内容であるとか計画変更に至った経緯については理解いたしましたので、詳しくはもう伺わないこととします。要するに、このシステムについては、昔からというか大分前からいろんな方法があるので、FMラジオを使ったらどうだとか、機械を各家に配ってどうしたらとかどんどん変わってくるので研究したいと言っておられたのが、令和4年ぐらいから、各市の中にスピーカーを設置するということで、令和5年は調査されてきたんですけども、やはり令和6年の能登半島の地震の教訓から、ハードからソフトへということで整備方針の大きな変更がされたということ、この説明を今年の5月15日の総務委員会の協議会で説明をいただいたところでございます。

私がさらに追加してお聞きしますのは、この5月15日に総務委員会の協議会で説明いただいた方針と今回補正予算に係るこの事業の方針というのは全く一緒に変わらないものかどうかだけ、まず確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

5月15日の総務委員会協議会で整備方針をお示ししましたが、その事業内容どおり、防災情報伝達システムの機能に影響がないよう事業を進めてまいります。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

方針が変わらないという確認をさせていただきました。

それで、そのときの方針のときに頂いた資料で上がっている金額と今回の補正額で差があるんですね、概算事業費から、減額となっているんですね、今回、そのときの資料に比べて。その理由は何ですか。

○議長（森 美和子君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今回の補正予算におきまして、防災情報伝達システム整備事業の予算計上額が整備方針の概算事業費から減額している理由でございますが、本事業につきましては、総合計画後期基本計画の主要事業でございますので、事業の目的や内容などの事業形成要件を変更したものではありませんので、これまでと同様に財政的視点から予算査定を行ったものによるものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

財政的視点から査定をして減額となったという答えでした。

いろんな積み上げを見られたと思うんですね、そちらの担当として、これが要る、これが要るといふのを見られた上で必要がないものがあるって減らせるんじゃないですかということ割と、ピンポイントに何か狙いがあるって減らされたということではないのですか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたが、あくまでもこの事業形成要件を変更するものではございませんでして、財政上の観点から予算査定を行ったものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

具体的にここが無駄だとか、そういうことではないというふうに理解いたしました。

そうしますと、やっぱりこれは命に関わる予算ですので、この財政を減らすことによって機能とか安全性に影響が出てこないのかということについて確認をしておきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

答弁を求めます。

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

先ほども申しあげましたとおり、4億200万円の継続費、この中で、生命や財産を守るためのシステムとして機能に影響がない形で事業化を行ってまいります。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

これは今後また委員会などで、しっかりと見ていきたい、言っていただきたいと思います。何を減らしたのか、それで本当に大丈夫なのかということは、大丈夫だにご答弁はされましたけれども、議会としてもしっかり見ていかなくちやいけないなと今の答弁で感じました。

次ですけれども、通信インフラの強さということで、先ほど答弁いただいたことの具体的な状況を聞いたんですけども、かなり具体的に鈴木議員の質問に対してご答弁されていましたが、本当に事業者というのはすごいパワーを持ってできるんだということも感じましたし、ハード面というのが本当に地震なんかによってかなりダメージを受けるんだということも理解いたしましたので次の質問に移りたいんですけども。

気になるのが、スマホでできるということで、すごく身近でいいなと思う反面、スマホということでハードルが上がる方もいらっしゃると思うんです。お持ちでない方もいらっしゃると思うし、そういう方に対してどうするのかとか、高齢者や、含まれますけど、あと障がいのある方ですね。

障がいも多様ですので、そういう方への対応については本当にしっかりと聞き取って、きちっと対応していただきたいなあとと思うんですけれども、そちらに対する考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

スマートフォンをお持ちでない方とか、使い方が分からないという方もお見えになると思いますけれども、この件に関しては、今後数年内には、例えば携帯電話だけの方もお見えになると思うんですけれども、3G回線の携帯電話がスマートフォンに今後切り替わりますので、そういった方々に対しては、丁寧に説明会とか防災講座なんかを通して説明を、使い方なんかをアプリのインストールを含めてご説明させていただいたりと考えております。

また、高齢者、障がい者の方などの特に避難行動要支援者の情報伝達の方法につきましては、ご自宅のテレビに専用機器を貸与させていただきまして緊急情報の配信を受信していただくとか、たまたま手持ちでスマートフォンがございました方については防災アプリをインストールしていただく。あと、そういうような手段もない場合については専用タブレットを貸与させていただく考えております。

現在、想定しております基本的な考え方としましては、避難行動要支援者名簿登録者の中から、まずは災害リスクの高い地域に居住されている方、約150名なんですけれども、を対象者として対応してまいりたいと考えております。この場合には福祉部署、関係部署との連携や協力が大切ですので、そういった協力を得ながら、ご本人の実情や意向に沿えますよう聞き取りを行って、丁寧に整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

機器の貸与やテレビなどへの投影なども含めて考えていただいているということは分かりました。

障がい者というのは本当に多様ですので、亀山市は障害者協会というのが、具体的に部会があるとかそういうことではないので、それぞれのどこが本当に大変なのかということは福祉を通して聞き取っていただくとか、また県にも聞き取っていただくとか、しっかりと対応をしていただきたいなと思います。

それから、市民への周知についてお伺いしたいんですけれども、先ほど令和8年4月からこれ開始できるようにしますよということは分かりましたけれども、これが通った暁にどんなふうにされるのかとか、いろいろ今までもやると言いながら、どんどん変わってきた経緯がありますので、これで決定したよということも含めて、どのように周知していかれるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防災情報伝達システム整備事業の実効性を高めるには、防災アプリの普及が必要不可欠と考えて

おります。例えば、職員の非常参集訓練などの活用を図るほか、市独自アプリの機能としてグループ間のメッセージ機能を実装する予定でございます。

自治会や自主防災会の活動に普段から活用していただくとともに使用方法に親しんでいただく、そのことによって防災アプリの普及につなげていきたいと考えておるところでございます。

今後は、市ホームページやケーブルテレビ、あるいは広報などを通じて、市民へ事業内容を周知しながら、防災アプリ加入促進のための説明会開催や、現在も年間40回ほど防災出前講座で地域へ出向いておりますので、こういった機会を通じて、様々な機会を通じて、事業内容のPRや防災アプリのインストールの進捗を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

まち協ですとか、自治会長さんとか、どんどんメンバーが替わっていきますので、そこについては本当に丁寧に毎回毎回言わないといけないということがきつとあるとは思いますが、命を守ることでありますので、是非ともお願いしたいと思っております。

そして、先ほどちょっと話題になっておりましたシステム設置後の旧関町の防災行政無線の扱いについて、撤去費用も入っているというようなことを先ほど言われていたんですけども、全て撤去する予定なのか、活用できるとかそういうことはないのか、伺いたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

現在、関町地内にある同報系行政無線につきましては、アナログ無線であり、総務省周波数再編アクションプログラムの中で、できる限り早くデジタル化へ移行することが示されております。

関町地内の同報系無線屋外スピーカーは33か所ございますが、デジタル方式の今回の防災情報伝達システムの整備に伴い、令和7年度末までには原則撤去をする予定といたしております。

しかしながら、地域によれば、屋外スピーカーのマイク設備を活用しているというお話もお聞きしておりますので、それぞれの地域の状況、実情など丁寧に確認させていただいて、どのような活用ができるかなど検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

要するに、無線は切れるけれども、マイク設備は使える可能性があるということでよかったですか。もし使うと言ったら、それに対するいろんな費用が出てくるかと思うんですけども、そこについてはどうなのか伺いたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

基本的には、そういったスピーカーだけは残っていく場合、その財産を所管替えというか、地元さんのほうにお渡しさせていただく形になるかと思うんですけども、その際には当然電気代とか、

例えばバッテリーとか含めた費用、あと保守的な部分もあるかと思しますので、現在のところまだ少しその辺の数字は出てはおらないんですけども、そういったことを丁寧に説明させていただいて、その上で地元さんのほうにも検討いただいて、使っていこう、使っていないという判断をしていただいて、個別に対応させていただきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

検討していただきたいと思います。

では、次に質問いたしますのは、第4款の衛生費、予防衛生事業、コロナワクチンのことですね。増額補正が出ておりますので、これについて補正の内容と事業の経過について、今年から変わってくるということですので、ご説明を願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今回補正をさせていただきます新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、令和6年3月末まで予防接種法上の臨時特例として実施をされてまいりました。

こちらにつきましては、令和6年度以降は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的としたB類の定期接種に位置づけられまして、季節性のインフルエンザと同様に65歳以上の方、60歳から64歳で一定の基礎疾患をお持ちの方、こういった方を対象に秋冬の年1回の定期接種として実施するという、そういう方向性が昨年11月に示されたところでございます。

この方針に基づきまして、去る3月29日に予防接種法施行令の一部改正がなされまして、秋以降の予防接種が行えるよう、必要な経費として8,462万7,000円を計上させていただいております。

その内訳といたしましては、ワクチン接種時に使用する予診票の印刷製本費で14万7,000円、国が示しております標準的な接種単価を基にして積算をいたしました個別接種を実施いただく医療機関への予防接種委託料が8,448万円、こちらを計上させていただいております。

また特定財源といたしましては、国の設置した基金を財源としたワクチン生産体制等緊急整備基金助成金5,312万円を計上させていただいております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今年からは季節性のインフルエンザ並みの扱いになってくるということをお伺いしました。

対象についても伺ったわけですけども、市民は具体的にどのように接種していくことになるのかなということは、インフルエンザのことを想定すると分かりやすいのではありますが、何かこのコロナワクチンって、物すごく冷凍しておかんとあかんとか、結構インフルエンザとは違う扱いだっただんかなという気がするんですけども、市内の医院さん、医師会の方はみんなインフルエンザ並みに協力いただいて、いかれるということですか。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

市内で実施いただく医療機関につきましては、これから医師会や個別の医療機関との調整の上で、最終的には決定していただくことになります。

現時点では、想定ということにはなりませんけれども、福沢議員おっしゃっていただいたように、コロナ初期のように特殊な冷凍庫が要るといようなワクチンではなく、新しく認可をされるようなワクチンが実際には接種されることになるというふうに想定されておりまして、一般の医療機関のほうで対応ができるというふうな想定をしております。

そういったことから、現状の想定ではございますけれども、インフルエンザの予防接種を受けていただける医療機関が市内では25か所ほどございますので、それに近いような形で接種いただけるのではないかとこのように考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そうしましたら、市民は具体的にどうやって接種していくのかなということ、秋冬の季節に1回ということですが、自己負担がどんなものになるのかとか、あと、今まですごいお便りをいただいて、それを持っていくというようなことがありましたけれども、そこら辺は周知とかはどうなるのかということも含めて、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今後の新型コロナのワクチン接種の周知につきましては、これまでの特例臨時接種とは異なりまして、B類の定期接種という形になります。

そうしたことから、先ほど議員おっしゃっていただいたように、季節性インフルエンザと基本的には同じような形での周知や市民の皆さんへのご案内ということになりまして、基本的にはホームページや市広報、ケーブルテレビなどの媒体を活用した周知をさせていただく予定というふうにしております。

ですので、個別の通知というのは行う予定はしておりません。それと自己負担につきましては、接種時に窓口でお支払いをいただくこととなりますが、これも今後、医師会と委託料の契約の協議をしていくこととなりますので、その結果と合わせて決定していくことにはなりますが、現時点では国が示しております標準的な接種単価を基におおむね3割程度の負担をいただくということで、2,100円ということを今回の補正予算の積算上については想定として置かせていただいております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

一応、定期接種についてはそのように少し見ていただく、市でも見ていただくということなんです、分かりました。

それからその当初利用していた、これは補正予算にはあまり、ちょっと関わってこないか分かりませんが、ワクチンを保管、冷凍していた冷凍庫があったと思うんですけども、これについてはまだ使えるものであるならば有効に活用していくという方向を考えるべきだと思うんですが、そこにちょっと検討の余地がありますか。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

コロナワクチン接種スタートのときから、市のほうでワクチン接種を行うに当たって使用してありました冷凍庫につきましては、国のほうから支給された物品ということで、もう処分については市に委ねられているという状況でございます。

初期の頃の冷凍庫については、かなり低温の冷凍をするような形のものになっておりますので、ちょっと一般になかなか利用はしづらいというところもございまして、それ以外の比較的一般的な利用が可能なものにつきましては、一部のまち協さんでございまして、そちらのほうに貸与させていただいたというようなこともございます。これら初期の特殊な冷凍庫につきましては、今のところどういった形で、処分等については検討はしておりませんが、今後どうしていくのかというのは検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今の研究機関でも冷凍庫が不足していて大変だということも聞きますので、地方自治体が行うやり方として、不公平のない、ちゃんと本当に生かして使っていただけることを検討していただきたいなと思います。

私の質疑はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水隆司でございます。

通告に従い、議案質疑をさせていただきます。

私からは、議案第39号亀山市税条例の一部改正について、議案第45号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてをお尋ねしていきたいと思っております。

まず初めに、議案第39号亀山市税条例の一部改正についてですが、さきの福沢議員の質疑でもありましたので、ちょっと重複するの分かりませんが、私からは、まず初めに市民税の減免について具体的にお伺いしたいと思います。

今回の改正内容については、自分で申請することができない場合の対応として、職権により減免を可能とすることとしているとのことですが、具体的に、自分で申請ができない場合について、さきに少し説明があったかと思うんですが、もう少し具体的にどのようなことを想定されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

自分で申請できない場合はどういったときを想定されているかということでございますが、これまでは大規模災害等があった場合に、能登半島地震でそうだったと思いますが、被災地におきましては、災害減免の適用があることが明らかな場合であっても、市税の減免の適用を受けようとする方には申請書の提出が義務づけられておりますので、減免を受けることができないといった状況がございました。

ですので、被災者、自治体双方に負担が生じ、一部の自治体では既に職権による減免を可能とする自治体も条例で規定しているということでございますが、災害だけではないんですが、今回の能登半島地震で、例えば負傷して動けないとか、あるいは入院してその減免をする意思が示せないとかそういった場合、あと避難所で避難して、ちょっと連絡が取れないとか、そういったことでご自身でそういう申請ができないことが想定できますので、職権、これは職務を行う上で与えられている権限として、市サイドのほうで、職権で減免を可能とするということでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

その減免についてなんですが、職権により行うとされていますが、誰がどのように判断するのか、またその場合、その状況確認や調査方法はどのように行うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の減免に関しましては、個人市民税と固定資産税がございますが、個人市民税につきましては、例えば先ほどの避難とか身体のけがというふうなことが想定されますので、防災担当部局と連携しながら避難者の状況把握を行い、また負傷者等につきましては、福祉担当部局等と連携して対象者の把握及び減免の決定をすることになると考えております。

それと、固定資産税につきましては、通常は罹災証明を添付の上、減免申請を行っていただきますが、今回の改正により減免を受けようとする方が自分で申請できない場合は、市税務職員が現地確認を行い、対象固定資産の把握及び職権による減免の決定をすることになると存じます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

一部の人に不利益が被らないように、万全の体制をしいていただきたいと思います。

次に、固定資産税関係の内容についてですが、一体型滞在快適性等向上事業について質疑するということで、福沢議員の質疑の中で説明もありましたので、私からは、その中の滞在快適性等向上区域ですが、亀山市においてどこの区域を指すのか、もう少し具体的に説明ができればお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

滞在快適性等向上区域でございますが、市町村が都市再生整備計画を策定し、その計画の区域内に多様な人々が集い、交流する、居心地がよく歩きたくなる町なかづくりを目指す、これを滞在快適性等向上区域ということでございまして、これを定める必要がございます。

本市はこのまちづくりの考え方に共鳴し、居心地がよく歩きたくなる「ウォーカブル推進都市」に賛同をいたしておりますが、現在、本事業に関する検討が具体的な段階までは進んでおりませんので、滞在快適性等向上区域の定めはございません。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

次に、周知についてですが、市民の皆さんが、国内で頻発する災害を受け、市民税及び固定資産税が減免されるという情報を知っておれば、もう少し、少しでも安心感につながるのではないかと思うんですが、このことについてどのように今後周知されていくかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の市税の改正に限らず、これまでも税制改正につきましては、市広報やホームページを通じて周知をさせていただいておりますが、今回の税制改正につきましても、市民税及び固定資産税に関する減免とか減額といった内容がございますので、同様に市広報及びホームページを通じて市民の方々に周知をさせていただく予定でございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

周知方よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、議案第45号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、市民活動応援事業の増額補正についてお尋ねしたいと思います。

まず初めに、市民活動応援事業交付金55万2,000円の増額理由についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

市民活動応援交付金の増額理由についてでございますが、コロナ禍で中止や規模の縮小傾向にあった地域まちづくり協議会の事業並びに登録団体の活動が回復傾向にございまして、応援券を活用した地域まちづくり協議会の事業が多数実施をされ、予算編成時に想定をしていた以上に、この応援券の使用率が大きく上回り、応援交付金が不足する見込みになったことから、今回増額補正を計

上させていただいたところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

この市民活動応援事業ですが、令和5年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行され、市民活動、地域活動が活発になってきているのは誰もが知るころだと思えます。

なぜ、当初予算時に交付金申請額を想定できなかったのか。市民活動応援券につきましては、ご存じのように、人から人、人から団体に渡って初めて効果を発揮するものだと思います。そういう意味からいいますと、目標とするところは応援券の交付枚数分の交付金を交付することだと思うんです。担当部署におかれましては、それに向かって努力されていると思いますが、今回の増額補正に至った具体的な要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

令和5年度におきまして、各地域まちづくり協議会に対しまして、新規の登録団体の紹介や応援券を活用した事業の提案を積極的に担当部署のほうから行ったことから、例年に比べて下半期における地域まちづくり協議会の応援券を活用した事業が多数実施をされたところでございます。

また、令和3年度にこの制度の要綱改正を行いまして、年度途中で地域まちづくり協議会の応援券の交付枚数の変更を可能といたしましたことから、令和5年度におきましても、使用できそうにない応援券を使用したい地域まちづくり協議会へ再交付をし、その応援券を活用した事業が実施されたことなどの要因によりまして、想定していた以上に応援券の使用率が上昇したものと分析をしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

いろんな使わなかった応援券をほかのところへ回したというところだと思うんですが、この予算要求時以降にその応援券がたくさん使われたということも想定されたのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、下半期の活動が多かったというところで、若干議員おっしゃっていただいたとおり予算編成時からの活動、その使用率が多くなったということも一つの要因というふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

できるだけたくさん多く流通するように、ご努力をお願いしたいと思います。

それで交付時期についてなんです、もう既にこの本年度に入りまして、交付金を受領した団体もあるとお聞きします。

今回の補正の影響について、補正分の交付金は支払いが遅れるのではないかと心配するところがありますが、補正分の交付金の交付時期はいつ頃で、この交付金申請団体との調整は図られているのかどうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

応援交付金の交付時期につきましては、応援券を取得された登録団体から応援券を取得した翌年度の4月1日から5月31日までの期間に、実績報告とともに応援交付金交付申請書を市へご提出をいただき、交付決定の後、交付金を交付いたしますので、通年の交付につきましては、6月中旬頃までには完了となるところでございます。

本年度におきましては、申請をいただきました全78の登録団体のうち、6月5日までに既に76の登録団体への応援交付金の交付は済んでございますが、未交付の2団体につきましては、本議会において補正予算をお認めいただきましたら、速やかに交付の手続を行ってまいるところでございます。

なお、未交付の2団体におきましては、交付金の支払い時期が通年より遅れることにつきまして、今のところご理解をいただいております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

この交付金は団体活動にとって貴重な財源となりますので、今後、適正な交付をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、予防衛生事業の増額補正についてでございます。

この予防接種委託料8,448万円の内容と増額理由については、さきの福沢議員の質疑でもありましたので一部割愛させていただきますが、さきの説明の中で、財源として、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金を活用するとのことですが、このワクチン生産体制等緊急整備基金とはどのような内容のものか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

ワクチン生産体制等緊急整備基金につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症のワクチン開発と並行しまして国内のワクチン生産体制の整備を図り、早期に日本国民向けのワクチンを確保し、将来の感染症危機に即応できるワクチン生産体制を整備することを目的として設置された基金ということになっております。

これにつきまして、令和6年度の新型コロナウイルスワクチンの定期接種においても、国はこの基金を活用して、ワクチンの想定単価よりも高くなった部分について市町村への助成を行うという

ことにしたものでございまして、接種1回当たりに8,300円の助成を得るという形になっております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金を活用するというので、先ほど説明がありましたように、この基金はワクチン開発と並行して生産体制整備を図り、早期に日本国民向けの新型コロナワクチンを確保してワクチンの生産体制を整備するというので、国産メーカーの育成という側面もあると思うんですが、これまで私らがワクチン接種をしてきた中で、ファイザー社製とかモデルナ社製のワクチンの接種を受けてきたわけなんですけど、今回、この秋からの予防接種のワクチンはどこの会社のものを使用するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今年度も含めまして、令和6年度以降の新型コロナウイルスの定期接種において使用するワクチンにつきましては、季節性インフルエンザと同様に、毎年度、その流行の主流を国のほうが状況を踏まえて選定した上で示されるということで、国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会）において決定されるという形になっております。

このような中で、令和6年度の定期接種で使用する抗原株につきましては、去る5月29日に開催された当該部会の季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの製造株についての検討小委員会、こちらにおきまして、WHOのゲノム解析でありますとか現在の国内の感染の流行状況などからJN. 1系統を採用するという方向が決定されております。

今後、この決定に基づきまして、ワクチンの製造販売業者が既存のワクチンの抗原株と一部変更などを行いながら、今回のに対応したワクチンの認可を受けて製造していくという形になってまいります。

そのため、実際にどこの企業のほうがそれを製造されるかどうかということについては、まだ決まっておきませんので、現時点ではまだ未定という形になっておりますが、こうした情報につきましては、国のほうから市町村のほうにも提示されてまいりますので、そうした情報についても注視しながら、適切な接種ができるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

やっぱり市民の方は当時、コロナウイルスがはやったときには、モデルナ社製のがいいのか、ファイザー社製がいいとか、その市民の中でいろんな議論がありました。当然どこの会社のものかというのは、市民の方は気にかかる場所ですので、そこら辺の情報の発信はお願いしたいと思います。

次に周知についてですが、これはインフルエンザと同じ季節性という位置づけであるとの説明がありますが、インフルエンザであれば、流行する秋口から予防接種を受けていると思いますが、新

型コロナウイルス感染症は、私の個人的な思いとしては、言うなら、オールシーズンの予防が必要だと思うんですね。季節性という位置づけはされておりますけれども、今もたくさんの方がコロナにかかっているとお聞きします。

そういう中で、これから市民がこのコロナワクチンの接種を受けるというふうなことについては、先ほどの説明で通知はしないというふうな中で、今後その情報収集とか、どういうところを気をつけてこの予防接種を受けるようにしていったらいいのかということと、それを具体的に市としてはどのように周知をしていくのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

市民の皆さんへの周知につきましては、個別の周知は行いませんけれども、時期が近づいてまいりましたら季節性インフルエンザなどと同様に、広報やホームページ等の媒体を活用して周知はさせていただきますので、まずはそちらをご覧くださいというところと、あと、実際に接種いただく医療機関などにも啓発用のポスターとかチラシを置かせていただいたりすることで、そちらのほうでもご覧になっていただけるのかなというふうに思っております。

接種の時期につきましても、基本的には今のところは秋以降という形で国のほうからは示されておりまして、季節性インフルエンザの例から考えましても、10月ぐらいからが実施の時期になるのではないかなというふうに思っておりますので、その時期を目がけて、市民の皆様にも十分ご理解いただけるように周知はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

すみません、1点だけ。これは年何回ワクチンを受けたらいいのかということが分かればお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

接種につきましては、毎年度、秋冬に1回という形での接種が予定されております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

それで最後にですね。今回の新型コロナワクチン定期接種において、これはあってはならないことなんですが、何らかの副作用等の事故が発生した場合、どこがどのような対応をするのか、補償するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

予防接種につきましては、特に国が勧奨とか接種を推奨しております今回行う定期接種でありますとか特例の臨時接種などにつきましては、国の救済制度が設けられております。新型コロナウイルスのワクチンの接種につきましては、今回、定期接種に変更となりますが、昨年度までの特例臨時接種の際と同様に、万が一、そういう健康被害が生じたような場合におかれましては、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残った場合などになりますけれども、その健康被害が接種を受けたことによるものであるということが厚生労働大臣の認定を受けられたとき、予防接種法に基づく救済が受けられるというものでございます。

コロナのワクチンの定期接種化に伴いまして、補償を含めまして、救済内容について若干違いはございますけれども、基本的には国の定めるその予防接種の健康被害救済制度のほうを利用して救済を受けていただくという形になってまいります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

いずれにしても、大きく今度、この秋口の定期接種の内容がこれまでと変わりますので、市民の方々に十分周知をいただくようお願いをしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時07分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政の櫻井でございます。

質疑をさせていただきます。

まず、通告で議案第43号 亀山市市営住宅条例の一部改正についてでございますけれども、改正の背景と内容について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

亀山市市営住宅につきましては、亀山市住生活基本計画により、居住者の安全の確保から老朽化が著しい住宅について、市が直接管理する住宅の住み替えは行わず、民間の賃貸共同住宅を市営住宅として借り上げ、低所得者等の住宅確保要配慮者について住宅の供給を図っているところでございます。

借上型市営住宅制度の認定基準につきましては、病院やスーパー、学校、駅等に近く、利便性の高い場所であることや、住宅の設備としてエレベーターが設置されているなどのバリアフリーに対応しているものについて、優先して採用することとしております。

また、制度の募集要項では、借り上げ期間は10年間、新築であれば20年間を基本とし、社会情勢や入居者の状況により、さらに10年間延長できることとしております。借り上げ戸数につきましては、原則5戸以上をまとめて借り上げることとしておりますが、新築の場合、全戸借りで4戸以上であることが採用条件となっております。

なお、1住戸の床面積につきましては、住戸の区分に応じて単身者用が25平米以上40平米未満、世帯用が25平米以上65平米未満をそれぞれ基準として設定しております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そのような背景の下、今回5戸分を借り上げということで条例改正がされました。

当初予算を見せていただきますと、当初に民間住宅の借り上げで5,658万5,000円の予算計上をさせてもらってあると思うんですけども、今回の6月補正でその増加分が記載されていないと。ということは、当初に95戸分の予算の編成をされたのか、そこら辺をちょっと財務のほうへ確認させてもらいたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

借上型市営住宅に関する予算措置としましては、当初予算で住宅借上料5,655万6,000円を計上いたしております、この中には今回の借り上げ分も入っているというふうなことで計上いたしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、これは私の知識が浅いのか分かりませんが、5戸分を当初予算に計上する際に、この条例改正をなぜ同時にせんなんだのかとちょっと疑問が出てくるんですわ。令和5年度までは90戸だったと。令和6年度予算には、もう借り上げる5戸を含めた予算計上をしておると。

ということは、条例がない中でこの予算編成をやったと。何で同時に、この条例改正と3月の定例会のときに出されなかったのか。それについて、ちょっとお伺いしたいです。

というのは、この改正内容で、その施行日は公布の日としますと書いてありますね。はっきり日が決まっていないと。借り上げ住宅というのは、アパートとかを建築するのにどれだけ早くても、大体半年は必要ですわな。4、5、6ですよ。その前にはもう既に建築に入っておるはずなんですよ。

だから、なぜこれを同時に改正を出して、そして95戸分の予算の5,655万6,000円を改正条例とともに出せば、後からこういうような形でなく。順番が私は逆やと思っておるんですけども、そこら辺の見解をちょっと聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議員お尋ねは、議案が先か予算措置が先かということかと存じますが、予算に伴う条例、規則等についての制限として、これは地方自治法第222条で規定されておまして、普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。言い換えますと、議決案件については予算の措置が必要と。

これにつきましては、さきに議員おっしゃいますように、当初予算で予算措置はされておまして、今回それに関連する条例を提案しておるわけですが、ただ当初の予算化した状況につきましては、この借上型市営住宅につきましては、当然先ほどおっしゃいましたように工事はいきなりはできませんので、昨年度からされておると思います。そういった中で、昨年に借上型市営住宅選定委員会におきまして、この東御幸の住宅5戸については借上型住宅として選ぶというふうなことの準備を進めておまして、まずこれは間違いなく事務的に進むということで予算要求がございましたので当初予算に計上をいたしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、選定委員会はいつ開かれて、いつ決定されたのか。ちょっとそこら辺、お願いします。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

借上選定委員会につきましては、令和5年8月3日に開催しておまして、採用決定は令和5年8月8日にしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、基本的に先ほども答弁していただきましたように、ワンルームは25平米から40平米と、その家族タイプは25平米から65平米という形の基準を設けて、借り上げ年数は20年を目途にするという形でやっておるんですけども、令和5年8月3日に選定委員会で、この東御幸町の借上住宅が民間市営住宅として市が借り上げるということは適正であるということを決定的にいただいたと。

それやったら、当然同時に改正条例を上げてよかったですか、8月ですから。予算化する前ですからね。予算化する前に、恐らくそのオーナーは当然、亀山市に打診をして、そして私のところはこういう建物を建てますので、亀山市のここにあります亀山市民間活用市営住宅事業、基本的に154戸までこれを借り上げていくと、要綱が出されておるんですよ。

そうすると、8月3日、8月8日に選定委員会で明らかにされた。それだったら、当初予算でも十分、条例改正は間に合ったのと違うのかと思うんですけども。国の法律の222条云々とい

うのは、私から言ったら言い訳だなと思いますけれども。

8月の時点で、これは民間住宅を借り上げますよと選定委員会にかけて、亀山市がそのオーナーと仮契約なりするわけですからな。そんな状況で、当初予算に5,655万6,000円の予算計上、95戸分を計上された。それなら、当然3月の定例会に条例改正を提出するのが本来の姿ではなかったのかと私は思うんですけれども。私の認識が間違いなのか、市長。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど答弁いたしました、議員のご所見はご所見として伺いをさせていただきますけれども、地方自治法に基づいて、私どもが必要な措置を積み上げて、そして今回の条例改正にこの令和6年6月議会に提案をさせていただいておるものでございますので、そこは議員のお考え方としては議員のお考え方として、ご所見として伺っておきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これから、定例会に関わっているいろいろな条例が出てくるんですけれども、条例制定のときは地方自治法を遵守するという基本的な姿勢は守っていかならんのと、守っておるのと市長は言いますもんで。

この言葉をそれならちょっと言うておきますわ。地方自治法を遵守すると。もししていないときは、あなたの責任を追って追及したいと思っておりますので、その言葉を忘れやんといってください。これはこの程度にしておきますわ。

次ですが、議案第45号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてですけれども、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、予防衛生事業の増額補正についてでございますけれども、補正内容についてはお二方の議員さんが質疑されました。

それで、特に私もちょうと教えてほしいんですけれども、当初予算に予防費の予防接種事業の中の委託料に1億9,236万9,000円が計上されております。今回、新たに8,462万7,000円の追加が出されました。トータルすると3億弱のお金になるんですけれども、当初予算のときに市長が本年度は3.8%増の222億という予算編成をしておると。

これは、なぜ同時に3億弱の予防費ができなかった理由はどんな理由なのか。そこについてちょっと教えてください。

○議長（森 美和子君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今回、新型コロナの関係の定期接種化に関する経費を6月補正とさせていただきましたことにつきましては、まず昨年11月に国から、新型コロナが本年度以降、B類の予防接種の定期になるということが示されまして、その後、国のほうから自治体向けの説明会が順次開催されてっております。

最初12月25日に、これに関する金額的なものが示されたわけなんです、当初の段階ではま

だワクチンが、現時点でもそうなんですけど、どういうものを使うかというのも決まっていない状態で、ワクチンメーカー等との聞き取りとかもされていない概算の数字ということで、最初の標準的な接種費用が示されたところです。

この接種費用につきましては、その後、ワクチンの製造メーカー等とのヒアリングなどを経て、最終的に3月の半ば、3月15日になりますが、そちらのほうで自治体説明会の中で数字が示されてまいりました。

その際に、その費用が増えた分についても、先ほど深水議員のときにもご答弁申し上げたように、国の基金を活用して助成金を交付するという枠組みも含めて、そういった形での実施ということが示されてまいりました。

そうしたことから、当初予算の段階でこちらの経費について計上することは難しいというところで、今回補正対応させていただいたというところでございます。

ちなみに、他の市町の状況を見ましても、29市町中21市町が6月補正等での対応というように形で検討されている状況だったというところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、今答弁がありましたように、29市町の中で21市町が6月で補正をやっておると。そうすると、残り8つありますわな。そこら辺の動向はどうなのかな。当初で上げておるのか、まだまだこの先なのか。それをちょっと。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

ご指摘の21市町以外の8市町につきましては、基本的には当初で計上されているというふうに伺っております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

当初に上げておる8市町は、市が幾つ、町が幾つ、そこら辺はわかりますかな。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

当初で計上しておりますのは、松阪市、鈴鹿市、熊野市、尾鷲市の4市でございます。町につきましても、同じく4町のほうが当初で計上しておるところでございます。大台町、玉城町、紀北町、御浜町というふうに伺っております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、4市について、また後の大台、玉城、あとちょっと聞こえなくて分かんやけど、基

本的にここらはどんな情報を得ておるのか。これは、田村先生の地盤が多いのやわ、国会議員のな。いかに、その当初予算を膨らませたくないという気持ちがある中で、やっぱり国とのパイプ。21市町がパイプがないのかどうか、それは知りまへんで。だけど、29市町のうち8つの市町の4市4町はその情報を得て、当初に上げておるわけだ。

市長、そこについてはあなたに聞きたいんやけど、やっぱりこの八千何百万という補正予算は大きなものですからな、亀山市の財政からいくと。222億の中で8,000万の金はかなりのウェート、パーセントになると思うんですけども、その情報収集をするのはあなたの仕事やないかと思うんですけども、予算編成上において。そういうような認識はございませんかな。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、行政が様々な施策を展開していく上で、特に国の政策判断や方針、こういうものに対していかに情報を収集して、それを的確に本市の予算、あるいは行財政の運営につなげるかというのは、もう当然極めてベースとなる事項でございますので、これに限らず、私どもは最大限の組織としての対応をさせていただいてまいりました。

今回のこれは、先ほどの深水議員にもお答えをさせていただいたと思いますが、国のコロナのB類疾病に位置づけられたワクチンの対応につきましては、昨年の11月の段階で、あるいは先ほど答弁させていただいた3月の中旬の段階で、そして3月27日でしたか、この段階で、そして今回の大体の大枠が確定をしてくる段階で適切に判断をし、その対応を図ってきたものでございます。

したがいまして、先ほどご質問ありました29市町のうちの8つの市町のこのつかみで、その3月の段階で対応していくという判断がどのような背景があったのかは承知を全くいたしておりませんが、しかし今回の私どもの6月の補正におきまして、全体の標準的な国の具体的な金額が見えてきた段階で適切に精査をする中で、今回の補正の提案をさせていただいております。

先ほどもご答弁させていただきました。まだ、医師会との様々な協議を経て、そして様々な状況で、本人の負担割合のことも先ほど深水議員にお答えさせていただきましたが、福沢議員にもお答えさせていただきましたけれども、そういうことにつきまして今後の調整をさせていただく中で、本年度のこのワクチンの予防接種法のB類疾病に位置づけられた上での同法に基づく対応を亀山市としてもしっかりと対応させていただきたいと、このように考えているものでございまして、その意味で、今回6月補正で提案をさせていただいております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私は、都合のいいときは、借上住宅でもそうですよね。8月にあれしておるのに、3月に95戸分の予算をしてやると。この医療費の予防費については、国の動向は分からんけれども。いかに、もっと国とのパイプを強くしておれば、この29市町の残りの8つの市町は当初予算でこの計上をしておるといことですか。そういうような動きをあなたはすべきやと私は思うの。当初予算にこれを計上する自治体があるのやから。そういうような動きをすべきだと私は思う。

住宅の場合は、もう先でもって90を95で計上しておいて、これは内部のことですから。足元のことはこうやって先取りをやっておいて、国の動向に鑑みて、12月25日、3月15日と、それで国の基金の交付でやりますと。国の状況に基づいて、このように補正をやったというんですけども、それを他の市町ではやっておると、8つは。それは、やっぱりあなたのこの行財政運営の中で、このような補正についての姿勢が見られんから、私はこうやって聞かせてもらっておるの。いかがですか。

やはり、もう少し国との折衝を先取りすれば、当然、当初予算に計上すべき、できるべきものですよ。1億9,000万プラス8,400万を。それをしておる市町とできなかった21市町があるわけですよ、三重県下だけで。全国のことには私は知りませんで。全国、千八百三十幾つの自治体があるんやけれども。

だから、そういうような形で国の動向等、そうすべきですな。国も言うてござると思うけれども、もう少し亀山市として、あなたはもう任期僅かやと思うけれども、国とのパイプをきちっとつないだ中での市政運営をやっていただければ、こんな大型補正はせんでもええと私は思っていますけれども、いかがですか。ご所見があれば。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何遍も申し上げますけれど、国の制度、方針が確定をし、そしてこれもご案内のように、本年の4月1日から、この新型コロナウイルスの令和6年秋以降のワクチンの接種の法律が施行されておるわけございまして、3月の段階でどのようなつかみで、そのほとんど標準な接種の単価等々が確定もしていない中で、どのように予算を計上していくのか。あるいは、その中で国の負担額が全く示されていない中で、それをどのように予算計上していくのか。それから、市の負担額の選定も含めて、そういうことが全く確定をしていない2月、3月の段階で予算に計上するということが果たして適切かどうかというのは、当然私はそうは思わないところであります。

議員がそうおっしゃられる背景が何なのかよく分かりませんが、しかし今回の大型の補正は、それらが法の施行令の施行、それから具体的なワクチンの接種単価の概略、国の負担、いわゆる補助、交付金の額、こういうものがある程度見えてきたこの段階で、ほとんど多くの市町がこれに対応すべく6月議会で予算の補正をしておるということであります。

直接的な国の情報と併せて、これは当然、国の方向も含めて、私どもも様々な情報収集をいたしておりますが、当然三重県をはじめ、都道府県から入ってくる情報も併せて、29の市町は同時並行で把握をしながら、それぞれのまちの行政を運営しておるところでございますので、それが現実でございますので、議員のご所見としてはそのようなご所見であろうかと思っておりますけれども、それらの流れを踏まえて、この6月の議会で補正予算として対応させていただいて、次の様々な調整に入っていくとしますのでございます。決して遅いわけでもございませぬので、そこは現実の中でご理解をいただく必要があろうかというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

誠に、そうすると3月に上程した8市町のその自治体、怒らるるに、これ。そんなことを言うと、あなたの認識では。健康何とかかんとかの全国の何やら会長さんをやっておるらしいけどさ。

先取りして、そんな国の動向も分からんと予算計上しておる自治体はあまり好ましくないというように言い方ですやんか。そんなことを言ったら怒ると思うな、私は。私が今言った8つの首長やったら何を言っておるんやと怒るけどね、あなたの今の答弁は。

次に移りたいと思います。

第3款民生費の第2項の児童福祉費の第1目児童福祉総務費、民間保育所整備事業で、138万8,000円の増額補正があります。

これは、補正の内容はさきの補助金で、道伯の認定こども園と第三愛護園に対する補助金が、市が6,240万4,000円の補助金を出しておると思う。国が2億9,537万4,000円の補助と。そして、県も持って、民もだけれども。

今回、どのような要因でこの補正がなされたのか、それについて教えてください。

○議長（森 美和子君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

民間保育所等整備事業につきましては、認定こども園を整備する社会福祉法人等への財政支援を通じて、恒常的に発生している低年齢児の待機児童の解消と就学前教育・保育機能の充実を図るものでございます。

今回の補正の歳入予算につきましては、この事業に活用しております就学前教育・保育施設整備交付金の国の負担割合が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けたことにより、当初より引き上げられました。そのこと及び物価高騰等により基準額が引き上げられましたことにより、国の交付額が増額となりました。5,778万1,000円を増額するものでございます。

また、歳出予算につきましては、基準額が改定されましたことにより、社会福祉法人への市一般会計予算からの支出が増額いたしましたことから、この増額分につきまして138万8,000円を計上したものでございます。

なお、この歳入補正額と歳出補正額の差額5,639万3,000円につきましては、国負担分の増額に伴い、市負担分の減額となるものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

何はともあれ、子育てのために一生懸命、日夜働いている若い世代の就学前、義務教育までの児童のために、やっぱり施設整備はいいんですけれども、これは私見で、また議長に怒られるか分かりませんが、亀山市としての公立幼稚園・保育園の充実を図らんことには、あかと私は思うんです。やっぱり、これも補助金を出して民間でやってもらうのはありがたいことだと思うんですけれども、逆にやっぱり公が、亀山市が亀山市の子どもたちを育て、成人させていくという政治が亀山市で見られるようになってほしいと思うんですよ。

そのためには、民間保育所にこの国の補助金も活用した中で、ちょっとの補助金や。この補助金

は12分の3ぐらいやと思うんです、4分の1ですか。そのくらい亀山市が負担しておると思うんですけれども、それだけで済ますよりも、やっぱり総額で、2園は3億円ちょっとあったらできるんですよ。3億じゃあかんか。5億ぐらいあったらできるんですから、整備が。

だから、こういうような制度で今後やっていかはるつもりかな、市長。残り、今後とも。民間で、例えば愛児園でもそうですけれども、そういうのにかなり補助金を出していますよ。やっぱり、公的な施設、公的な就学前の子どもたちの施設の在り方というのは、こういうようなものではあかんと私は思うの。

その点を申し上げて、ちょっと時間が余りますけれども、これ以上言うとまた怒られますさかい、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をします。

まず、議案第45号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算の中に市民活動応援事業の増額補正があり、55万2,000円が計上されています。いわゆる応援券という制度であります。

市民活動応援交付金交付要綱によれば、第1条の目的で応援券を市民が活用することを通じて、応援券を取得した市民活動団体に対し、亀山市市民活動応援交付金を交付することにより、市民活動の活性化を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与するとされております。この応援券は、地域まちづくり協議会に交付されて、その活用方法はまち協に委ねられる、こういう制度であります。

そこで、まず1点目は、3月に当初予算が成立して本来6月補正というのではないのが普通なんですけれども、なぜこの6月に補正が必要になったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

市民活動応援交付金の増額理由につきましては、深水議員にも答弁をさせていただきましたが、地域まちづくり協議会の事業並びに市民団体の活動がコロナ禍からの回復傾向にあつて、予算編成時に想定していた以上に応援券の使用率が大きく上回ったため、今回増額補正を計上させていただきましたところでございますが、登録団体は年度内に取得をした応援券の枚数に応じて、応援交付金を翌年度の4月から5月までに申請をし、年度を超えてこの応援交付金の交付を受ける制度設計となっておりますことと、加えてその財源につきましては市民まちづくり基金を活用していることから、当初予算成立直後ではございますが、不足分を基金から繰り入れるとともに、6月に補正を行う必要があるものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

現行制度の中で補正はやむを得ないというふうに理解しておきます。

この市民活動応援制度がスタートして10年になります。よく覚えていますけど、スタートした時期に、まち協の行事に参加すると応援券をもらったんですよね。しょっちゅうもらうんですよね。ところが、最近はほとんどもらわないですよ、まち協のイベントに参加しても。

というのは、今増額補正の理由に上げられたように、イベントなんかで市民に直接渡すよりも、いわゆる登録団体をまち協が招いて、それでお礼として渡すというほうが大きくなってきているんじゃないかなというふうに思うんですね。

その判断は、まち協がするんですけれども、それで1つ、今回の補正はやむを得ないと言いましたけれども、果たしてこういう、市民に渡して、市民からいろいろな形で応援券が登録団体に最終渡っていくというような趣旨でスタートしたものが、いわゆるまち協がイベントで登録団体を招いて、そこで払うことによってというのは、何か制度の趣旨からちょっとずれてきておるのかなというふうに思うんですけれども。

そこで、この10年間、まち協の応援券の使用枚数で市民に渡したものと登録団体に渡したものの、この割合の変化についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

議員におっしゃっていただきましたとおり、制度当初につきましては、どちらかといえば市民にお配りさせていただいた枚数が多かったところではございますけれども、直近の経過を見てございますと、特に市民さんに配付する枚数は、推移としては変わってはございませんけれども、そもそもまちづくり協議会さんをご利用いただく枚数というのが、制度当初よりかはかなり上がっておるという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに、市民に交付するのは変わっていないけれども、まち協がいわゆるイベントなんかで登録団体を呼んでお礼をするという枚数が増えた。だから、市民と登録団体の比率が逆転した。だから、当初は市民のほうが多かったんですよね、登録団体より。ところが、今はもう市民よりも登録団体に渡すほうが多くなっているというね。

そうすると、最初に言いましたけど、この交付要綱の目的にある「市民が」というのが「まち協が」に変わってきているんじゃないかというような印象を持つわけです。

この応援制度には、発足時にもう既に市民活動応援審査検証委員会が設置されています。この審査検証委員会で、登録団体が適当かどうかとか、それから応援券の制度自体の検証もここで毎年されているわけですよ。

今回、10年目を迎えたということで、この2月に検証委員会から市民活動応援制度の検証に関する検証結果報告書が出されました。今回、こういう補正が出ましたので、私、この質疑をするために、直接担当課から、この1年間の検証委員会の議事録とそれから検討委員会の結果報告書とい

うのをいただいて読ませていただきました。

いろんなことが分かりました。時間がないので簡単に言うと、この10年間で大きく変わってきているということなんですね、市民応援券制度が。

要するに、一番大きく変わっているのは、「市民が」ということでスタートしながら、今はもう「まち協が」というのに比重が移ってきている。こういう問題なんですね。この辺の問題が、この制度を今後考えていく上でやっぱり大きな問題なのかなというふうに読んで感じたところです。

この検証委員会の議論を見ますと、例えばこういう意見が出ています。

まち協から支援されることでのみ応援券を取得できる団体では駄目だと思う。もっと使いやすい応援券に変えていく議論が必要である。また、まち協のお礼が食べ物関係団体で交付金の3割を占めているのはいびつな状態である。一般の人には応援券の還元がないので、ぜひ議論をしてほしい。ポイント制を取り入れてもいいのかなどのいろんな意見がこの検証委員会の中で指摘をされております。

まち協から登録団体への交付が増えるということは、まち協のイベントへの参加に向いているような、例えば今言ったような食、食べ物を提供するような、そういう登録団体にとってはいいんでしょうけれども、残念ながら登録団体の中にはそういうイベントに向いていないような団体もあるわけですね。

そうすると、まち協のイベントのときに応援券をもらうということに比重がかかってくると、いわゆるそういう向いていない団体にはなかなか応援がいかないというようなことも起こり得るんじゃないかということで、この検証委員会の中での議論で懸念をされているというふうに思います。

最後に、ここでやっぱり10年たった時点で、こういう検証委員会の意見もありますし、この制度の見直しはやっぱり大いにやるべきではないか。私は、これ自体はいい制度だと思いますよ。市民が券を持って、登録団体に渡して、市民団体を応援しようと。これはいいと思う。だけど、こういう比重が変わってきているような問題。発足当時と随分、やっぱり姿が変わってきているという問題です。この辺のところは毎回どういう形で、補正でしていったらいいんだということじゃなくて、そういう傾向が本当にいいのかどうかも含めて、やっぱり検証する必要があるかと思うんですが、その点の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

議員ご案内のとおり、現状、市民から市民、また市民から登録団体への応援券の流通が少ないことなどから、応援券を利用する市民のメリットをはじめ、地域まちづくり協議会への交付枚数や、さらにはこういったポイント制とありましたが、DX化などの課題も含め、引き続きこの制度の審査検証委員会におきましても、本年度においてはその議論の場を増やして、その課題解決や今後の方向性などについて、さらに検討を進めることとしておるところでございます。

また、後期基本計画の重点プロジェクトでもあります、まち紡ぎプロジェクトチームにおきましても、審査検証委員会との情報共有も図りながら、さらなる制度の充実に向け、検討を進めていくことといたしております。

いずれにいたしましても、応援券の活用により、コロナ禍からの地域活動のさらなる回復につな

げ、制度の目的でもあります市民活動の活性化と活力ある地域社会の実現がさらに進むよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回、そういう事情があつて補正をされたということは、先ほども言いましたように理解できるんですけども、この傾向がずっと続いていくということについては、やっぱり一度議論が要るのかなということで、この問題を取り上げてみました。

では、次に移りたいと思います。

次に、議案第46号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正予算は、保険証の廃止に伴って、システムの改修が必要になって計上されたもので、財源は全額国の補助金であります。

質疑に当たって、5月30日に開催された亀山市国民健康保険運営協議会に配付されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化についてという資料を読ませていただきました。

そこで、まず今回システム改修がなぜ必要になったのか、その背景と経緯について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

今般、令和5年12月27日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正並びに関連する政令の公布により、令和6年12月2日以降、保険証が廃止されることになるため、従来の保険証をこの12月2日以降に新たに交付することはできなくなります。

その中で、各種改正がございませうけれども、現在の保険証、被保険者証というのは、国保税に滞納のない通常の被保険者証、以後一般証と称しますが、こちらと、国保税に滞納がありその有効期限を数か月ごとに短くした短期被保険者証、及び保険税の滞納により保険証の代わりに被保険者の資格を有する証明となる資格証明書の3種類がございませう。

まず、本年8月に一斉に更新をする一般証は、その有効期間である翌年令和7年7月31日までの間は、本年令和6年12月2日以降も経過措置として、引き続き国民健康保険証として利用することができますが、令和7年8月1日以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方、つまりはマイナ保険証の未取得者の方には、被保険者証の代わりに資格確認書というのを交付いたします。

また、令和6年12月2日以降、マイナ保険証の未取得者で短期被保険者証、それから資格証明書の有効期限を迎える方のほか、新たに国民健康保険に加入する方や負担割合が変更となる方に対して、これまでどおり保険診療等を受けられるよう、随時資格確認書というのを交付いたします。この資格確認書などの交付等を可能とするシステム改修のために、増額補正を計上したところでございませう。

なお、今般の制度改正につきましては、被保険者に混乱や誤解が生じないように、早急かつ分かりやすい周知や丁寧な対応に努めてまいる所存でもございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

12月2日から現行の保険証が廃止をされるということに伴って、本当に様々なところが変わってくるということがよく分かりました。

市民にとって重要なことは、12月2日から現行の保険証が使えなくなる。例えば、マイナンバーカードを持っていない人、それからマイナンバーカードは持っているけれども、保険証のひもづけ、保険証として利用できるような登録がされていない、いわゆる電子証明書というんですかね、こういう形になっていない。こういう方については、上限を5年とした有効期限の資格確認書を発行するというふうな制度になっているということですね。

だから、保険証がなくなっても、いわゆる資格確認書がちゃんと交付されるんだということがまず1点です。

この12月2日から使えなくしてしまうということなんですけれども、現実どうかというと6月現在の医療機関でのマイナ保険証、いわゆる電子証明書の利用率は僅か6%なんです。ほとんどの方が、いわゆる紙の保険証で受診をされているということですね。

だから、国の社会保障審議会の部会でも、マイナ保険証を推進する側の委員からでも、本当に12月1日に大丈夫なのかという声が出ているという問題もあります。だから、やっぱりこれを本当に今のような状況で12月2日からなくしますよとして、本当に大丈夫なのかなという懸念を抱くわけでありまして。

そこでお聞きしたいのは、現在の保険証廃止に伴って代わりに発行される資格確認書について、詳しく説明をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

資格確認書の詳細でございますが、先ほど答弁した中とほとんど同じにはなりません。具体的には、マイナ保険証をお持ちでない方に対して、現行の保険証の代わりとなるような証明書でございますので、こちらについては今の法改正の中ではご自分から申請をしていただいて、本来であれば資格確認書を交付させていただくという制度になってございますが、当面の間は行政のほうから自動的に交付をさせていただくということになってございますので、当面の間は市のほうから保険証の代わりにこの資格確認書については、特に一般証でございますけれども、こちらは発行させていただくという流れになるものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それと、いわゆるマイナ保険証、電子証明書、これは有効期間が5年なんですよね。それに合わせてかどうか分かりませんが、国が言っているのは、資格確認書も有効期限の上限は5年やと。

5年を上限にして、この資格確認書を発行するんやと言っているんですけども、果たしてその5年有効の資格確認書を発行するのかな。この点についてはどうなんですか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

現時点におきましては、当市のほうでこの期間を5年とするのか、どうするのかというのはまだ未定でございます。ただ、県内のアンケート調査によりますと、各市町のほうで大体のところは1年をめどに更新をされるというふうには聞いてございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これは、矛盾が生じるんですよね。マイナ保険証は5年間有効で、それに代わるという資格確認書は例えば1年で更新やという、じゃあこっちは5年、こっちは1年とその辺の整合はどう取るのという話があると思うので、そこらはちょっとどういうふうにしていくのか、考えていく必要があるかと思います。

それからあと、さっきの答弁でありましたけど、これまでいろいろ私たちも問題として指摘した1か月、3か月、6か月しか使えない短期保険証。これがこの機会になくなるということについては、これは喜ばしいことだなというふうに思っております。

それから、もう一つお聞きしたいのは、いわゆる長期にわたる、1か月、3か月、6か月でも保険証をもらう人はいいんですけども、いわゆる10割負担、窓口で10割負担をしなきゃならないという従来でいうと資格証明書ということでやっておったようなものについて、今回の改正でいくと10割負担の特別療養費というものに置き換えるというふうに言われています。

では、窓口で10割負担、全額負担やね。全額負担をしなければならない特別療養費という名目なんですけど、これについて説明をお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず前提段階として、現状、資格証明書を発行しておるといのは、件数としては今のところゼロ件でございます。それを前提に答弁させていただきますが、特別療養費につきましては、マイナンバー法等一部改正法による健康保険証の廃止に伴いまして、議員おっしゃっていただきましたとおり、短期被保険者証の仕組みが廃止となります。長期にわたる保険税滞納者に対する保険税の納付を促す取組として、これまで行ってきました被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付した上で、マイナ保険証未取得者にはこの資格確認書の交付を行う旨の規定が整備をされました。

特別療養費は、保険医療機関等の窓口で医療費等を全額、10割を支払った後、後日申請により本来の保険給付分となる7割または8割分の払戻しを受ける制度となるところでございます。資格確認書には、特別療養費に該当することが分かるような表示があり、またマイナ保険証につきましてはカード情報を読み取った上で特別療養の表示の確認を行うことで、各保険医療機関等の窓口

おきまして、被保険者のほうに10割の負担を求めるということになるところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

本当に命に関わる診療を受診するという問題ですので、この問題は本当に慎重に扱っていただきたいということを申し上げます。

最後に、ちょっと写真を見ていただきたいんです。よろしいですか。

これは、たまたま医療機関に貼られている厚生労働省のお知らせを見つけてきたんですね。これを読んでもらうと、どういうことかという12月2日で保険証は廃止されますと書いてあるわけですね。その後に何が書いてあるかという、マイナンバーカードがなければ診察を受けられませんとしか取れない内容なんですよ。

今、いろいろ質疑でお聞きしましたがけれども、保険証がなくても資格確認書で保険証の代わりが利くんですよということは一切書いてないんですよ、一言も。だから、いかにももう12月2日から保険証がなくなります。廃止されます。だから、マイナンバーカードをつくらないと受診できませんよと言うておるんですよ、これ。

これは本当に、厚生労働省がこんなお知らせをしていいのかと思うんですよ。やっぱり正しく、保険証は廃止になるけれども、それに代わるマイナンバーカードを持っていない人たちには、そういう資格確認書は交付されますよということを書くべきなんですけど、そういうことをやらないで、あたかも本当にマイナンバーカードをつくらんだらえらいことになるよというね。これは本当に意図的で、私はこういう掲示はやめるべきだということだけ申し上げて、次に移ります。

最後に、議案第44号亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてであります。

この一部改正は、国が空家等対策の推進に関する特別措置法を一部改正したことに伴うもので、国の改正点が幾つかあるんですけど、私はこの中の空家等の所有者等の責務という問題を取り上げたいと思います。

新たに、この特別措置法に国または地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないというのを今度国は加えたんですね。ところが、亀山市はもう先へ行っているんですよ。亀山市議会が2016年9月議会で亀山市空家等対策の推進に関する条例を市が提案をしてきた。それに対して、議会のほうで部分的に修正をしたんです。特に、この所有者の責務というところではいろんな議論をして、各議員さんからも意見をいただいてまとめて修正をして、全会一致で可決したという経緯があるんです。

このときに一番議論になったのは、この所有者の責務ですよ。ここのところが議論になりました。そのときに、もう市の条例の中には、市が実施する空家等に関する対策に協力するものとして書いてあるんですよ。

だから、今回国がこれを入れましたけれども、国より先に亀山市の条例はもう2016年の時点でこういう協力のことが書いてある。だから、これは先を行っているということなんですよね。

まず最初に聞きたいのは、こういう国の特別措置法が改正されるに至ったのは、どういう背景があって、どういう経緯があって今回改正に至ったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

空き家対策の推進に関する特別措置法は平成26年に制定され、全国における空き家等対策は着実に進展してきました。一方で、人口減少が進む中、総務省が実施した平成30年住宅土地統計調査によりますと、使用目的のない空き家は約350万戸あり、今後もその数は増加し、現時点から6年後の令和12年には470万戸になる見込みとされています。

このような状況の中、空き家等の活用の拡大、管理の確保、特定空き家等の除却等の3本の柱で総合的に対策を強化することを目的として、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月に施行されました。

改正前の同法は、特定空き家等の措置を中心に規定していましたが、改正法では、空き家の増加が今後一層見込まれることから、除却等のさらなる促進や特定空き家等に対する措置を充実させるとともに、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や新たに管理不全空き家等を規定し、特定空き家と同様に、地方税法により固定資産税における住宅用地に対する課税標準の特例を解除するよう併せて改正されたところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

2016年にこの条例の審議をしてからですので、もう大分たつんですけれどもね。やっぱり、この間何が起こってきたかという、例えば固定資産税ね。固定資産税が、空き家と言えども、建物が建っておれば6分の1の軽減がある。ところが、それを壊して更地にすると丸々固定資産税がかかるという。この6分の1軽減というのが空き家を解体することにブレーキがかかっていたという問題があるんですね。

それから、相続ですね。例えば、その空き家をどうこうするといったときに、誰の所有かと調べていくと名義変更が全然されていなくて、もう随分前の人の名義になっている。そこから相続をずっとたどっていくと物すごい数の相続人が出てきて、なかなかそれを解体するとか何とかするというのが、所有者の了解を得るのが物すごく大変だとかね。いろんな問題が全国で起きてきた。そういうことに、国がいろんな形で今回、改正の案を出したということだと私は理解しています。

そういう意味では国の固定資産税も、いわゆる特定の空き家については6分の1軽減をやめるとかというようなことも打ち出しておりますし、その辺はこの間の空き家のいろんな対策をやってきた中でのことだろうと思います。

私がもう一点聞きたいのは、所有者の責務というところで、国は「努めるものとする」という言い方を「努めなければならない」というふうに換えているんですね、今回の特別措置法の新旧対照表を見ると。一方、亀山市の条例は、ここの問題については修正をつくったときに議論したんですけど、やっぱり空き家の第一義的な責任は所有者にあるんやということが随分議会の中で議論になって、もう当時最初に出てきた案は「努める」というような努力義務規定やったんですね。それを、いや、それでは弱いということで、より強い「するものとする」に改めたんですね。これが一つの大きな亀山市の条例の特徴なんですけどね。

すると、国の改正よりも強いんですよ、市の今の現行の条例の表現のほうが。この点について、

今回の条例の一部改正に当たってどんなふうに議論されたのか、考えられたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

法において、所有者等の責務は、空家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めるものとしてされておりましたが、法改正により、空家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めるとともに、国または地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないとされ、国または地方公共団体が実施する施策に協力する努力義務が規定されました。

しかしながら、平成28年9月に施行いたしました亀山市空家等対策の推進に関する条例において、市の実施する施策に協力する努力義務ではなく、第一義的な責任を有する空家等の所有者等の責務を強く規定しており、今回提案しております条例の一部改定につきましても、空家等の所有者等の責務については改正を行わないこととしております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

亀山市の、先を行った条例をそのまま生かしていただいたというふうに理解します。

私も行政に関わっていましたが、よく分からんです。「努める」という努力義務ですよ。努めるも努力義務なら、「するものとする」というのも努力義務なんですって。同じ努力義務規定なんです。でも、何が違うのかって、努めるというのは罰則規定はないんです。つまり、それに違反してもとがめられることはないというんですよ。だから、ある意味言うだけというような弱いものだというんですよ、努めるというのは。

ところが、「するものとする」というのは、いわゆるそのことに従って行動することを期待されるんだと。つまり、成果を求められるんだと。そういうような規定だから、より強いんだということですね。

だから、やってもやらんでもいいですよという「努める」ではなくして、「するものとする」、いわゆる成果を期待されるという、そういう強いものだというふうなことが分かりました。そのことを申し上げて、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時15分 休憩）

（午後 3時23分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 岡本公秀議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、通告に従い、議案質疑を行います。

まず、亀山市一般会計補正予算（第1号）、議案第45号ですね。

これに関して、まず歳出の面から伺います。

1つは、防災情報伝達システム整備事業1億5,400万円。これは、先ほどから鈴木議員と福沢議員も触れておられますが、まず最初に伺おうと思ったのが、3月議会の当初予算でなぜこれだけの大きな金額を出さなかったのか。これを補正で、3月が終わったばかりにということを通告には載せましたけれども、これは1月1日の能登半島地震というのが起こりまして、それでその能登半島地震から新しく得られた知見に基づいて計画を練り直した、そういうことが原因で、これがもしもなかったら3月に入れておったんじゃないかなと思うんですけども、この能登半島地震から新しく得られた知見というものは具体的にどういうもので、それをどういうふう新しい計画に反映されたのか、前の計画を変更して。それをお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震は、最大震度7、マグニチュード7.6の規模で発生し、現在報道されている情報では、石川県だけでも死者245人、重軽傷者1,200人、家屋全壊8,221棟、半壊1万6,584棟などの被害をもたらしております。

被害状況や支援状況、復旧状況など、様々な情報を把握していく中におきまして、情報伝達に関しては、具体的に申し上げますと令和6年能登半島地震発生直後、情報伝達や避難誘導などに混乱が生じたことや、既存の防災行政無線設備が倒壊や停電により十分に機能せず、結果的に各地で情報弱者を発生させたことなど、防災行政無線に頼った情報伝達の脆弱化が露呈されました。

被災地では今もなお、震災により防災行政無線設備の倒壊や故障により機能していない状態が続いており、スマートフォンなどの電子メールやLINEなどで代用して情報伝達が行われていると聞き及んでおります。また、復旧活動状況につきましても、通信系の復旧は建造物系に比べて早く復旧されておるということも確認しています。

それらの教訓を基に、災害時における通信インフラの強さと多くの住民に必要な情報を迅速に伝達できるシステムの必要性を再認識したところでございます。

本市の防災情報伝達システムの主体をハード面重視からソフト面重視へ転換し、市独自の防災アプリを主体とした情報伝達の重層化に重点を置いた防災行政情報伝達システムの整備方針に見直しを行ったものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

同じような大きさの地震が起こっても、それがどこに起こったということで大分状況が違うわけですね。たまたま能登半島のあの辺は高齢化が亀山市よりも強い地域とか、いろんな状況があって、

またその場その場で状況が変わるわけですが、ハード面の運用とソフト面の運用というのは、これはハードからソフトに軸足を移したとも聞こえるわけですが、僕はハードとソフトは車の両輪であって、やはりハード面の設備機器というのもおろそかにできないし、そのハードの運用がソフトであって、運用技術というのも大事なんですよね。

そういうことで、もしも亀山でそういうことがあったときは、やはり今回の1億5,400万円の内容を見ますと、無線機なんかはかなり新しいデジタルタイプに、昔のアナログ無線機じゃなくて変わっていますね。

私が以前、消防団の副分団長をやっておったときは、副やもんでそういう無線機を1台貸与されたんですよね。あれは、そんなに電波が遠いところまで飛ぶものではなかったんですよね。だけど、今回購入される新しい無線機はアナログじゃなくてデジタル無線機で、電波もかなり飛ぶし、そして消防車に搭載する無線機も、これも亀山全域をカバーできるぐらいの能力があると。だから、当然ハード面を十分充実して、そうしてから、ソフトの運用方法を一工夫、二工夫するようにやっていただくほうがベターなんじゃないかと思うんですよね。

そして、次に屋外スピーカーですね。屋外スピーカーを5か所とか、そういったことも出ていましたけど、私はこの屋外スピーカーというのはどれだけ効果があるかなあ。個人が所有しておるスマホのほうがはるかに情報が伝達しやすいかなと僕は思っておったんですが、先ほどのいろんな答弁を聞いて、重層的な二重、三重にも情報伝達を行うというためには、この屋外スピーカーも実効性があるかなと。そういう答弁を伺ったんですけれども、そういうふうに屋外スピーカーは重層的な情報の伝達には個人個人がスマホを持っておる時代ですけれども、効果があると。そういうふうに考えてもよいということですね。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

基本的には、市内全域に市民の手元へ届く防災アプリを主体とするという考え方でございますが、特に土砂災害警戒区域などのハザードリスクを考慮した、孤立するおそれの高い中山間地域にはスピーカーが必要であろうという考え方に立っております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そういうふうな観点から見ると、この屋外スピーカーもそれなりの設置価値があるというふうに判断いたします。

また、現在、旧関町というか、関には同報系無線というのが各町にあるわけですが、これもどういうふうな機能をするのか。新しい機能をくっつけてそのまま置くというわけではないと思うんですが、先ほどの答弁では、これも無線方式が古いから新しく設置、そのまま置く場所とか撤去するとか、そういうふうな話があったんですけど、こういうのを今あるものを有効に利用ということではなかなかできないものでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

同報系無線というか、無線の特質が、アナログ式が今現在、関の同報系無線でございまして、デジタルとアナログとの違いがございまして、いわゆる余分な電波がアナログのほうには含まれておりまして、それらをクリアに今は周波数がやっぱり限られていますので、それを非常に大切にしていかないかんというものはございまして、それがデジタルにすると、昔でいうアナログのレコードからCDに変わったような感覚で、クリアに電波が少なくきれいに届いていくという特性があって、これを抜本的に変えるということになると、過去の施設を利用するというのはもう全く無理で、新たに設備を設置していくという必要性があるため、関町の同報系無線につきましては新しい設備を進めることによって廃止していく形になる、原則廃止する形で考えておる次第でございまして。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

同報系無線に関してはよく分かりました。

いろんな通信技術も、やはりどんどん進みますので、それに合わせていくと。今は電波が混み合っておるといいますか、そういう状況ですので、なかなか余分な電波の割当てがないですからね、携帯がすごい普及していますから。そういうことで、これも致し方ないかなと思います。

その次に、孤立している地域への情報伝達というものを重要視するということが書いてありましたが、反対に孤立している地域へ全体の状況を、孤立している地域は何せ自分の身の回りのことしか分からないわけですから、よそのことは全然分からないと。そういうところへ全体的な情報を与えるのは大切ですけども、逆に孤立している地域から災害対策本部へ、うちの地域は今こんな状況やと、だから何とか考えてくれということを連絡する。そういうふうな逆の通信というのものも、かなり重要視されて、今回に手当てをしてもらっておるんですか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

このたびの防災情報伝達システム整備事業の中には、同報系無線という整備のほかに、移動系無線の整備を掲げております。これにつきましては、これも発災時から、現場のほうから災害対策本部への情報収集に当たって、それを抜本的に整備し直そうという考え方に基づいて、この事業と併せて進めておるところでございまして。

孤立している地域からというわけでもなく、もう市内全域での話でございましてですが、発災現場や避難所の状況の把握、情報収集につきましては、地形的特性や本庁との距離、各無線機の特性に応じてデジタル簡易無線機、あるいはIP無線機を市内15か所の指定避難所や22か所の地区コミュニティセンターに配備する方針でございまして。

これによって、指定避難所から容易に直感的操作が可能な無線機によって、発災して孤立している地域のみならず、市内全域からの情報伝達収集能力は向上するものと考えております。

また、災害時の消防団の運用を確実にするために、災害対策本部と同機能の周波数260メガヘルツ帯の移動系防災行政無線を配備し、安定した通信機能を確保し、情報伝達や収集能力の向上を図ってまいりたいというように考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

分かりました。

この新しい伝達システムが全部そろって機能し始めると、やはり非常に私たちも心強いと感じております。この防災情報伝達システムの質疑は、これで終わります。

次に、歳入に関してですけれども、民生費の国庫補助金で、就学前教育及び保育施設整備交付金というのを国から5,778万円いただけるわけですね。これに対応する支出というのは、児童福祉総務費の民間保育所等整備事業に上がっている138万8,000円なんですね。差引きすると、残り5,639万3,000円というのが余ってくるといいますか、これはどういうふうな使い道になっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

先ほども櫻井議員に答弁させていただきましたとおり、この民間保育所等整備事業につきましては、認定こども園を整備する社会福祉法人等への財政支援を行うものでございます。

今回の補正の歳入予算が増額いたしました理由は、この事業に活用しております就学前教育保育施設整備交付金の国の負担割合が引き上げられたこと、そして物価高騰等による基準額の引上げによるものでございます。

それによりまして、増額いたしました5,778万1,000円、そして歳出予算につきましては、議員がおっしゃいますように138万8,000円を計上したものでございますが、この歳入補正額と歳出補正額の差額5,639万3,000円につきましては、市の負担が国の負担分の増額に伴って軽減される、減額されるものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、この138万8,000円の民間保育所整備事業ですが、これの対象は認定こども園を今度始められる第三愛護園と道伯幼稚園がこの138万8,000円の補助相手がこの2件と見ていいわけですね。その金額は例えば半々とか、割り振るのは、例えばキャパシティに応じて割り振るとか、どういうふうにしてこの138万8,000円をこの2つの認定こども園に分けるといいますか、与えるわけですか。

○議長（森 美和子君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

この138万8,000円につきましては、2つの認定こども園化の総額の増額となりますので、それぞれの園につきましては、基準額や引上げ率に伴って計算されて配分されるものでございます。

（「分からんわけやな、金額は」の声あり）

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

この場で電卓をたたいて計算してもらわなくても結構ですので、一応分けて計算して与えられると、それだけ分かったら結構です。この話はこれで終わります。

次に、もう一つ同じく民生費の国庫補助金で、地域介護・福祉空間整備等交付金が773万円をいただけるわけですね。この用途、使い道について伺います。

○議長（森 美和子君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

お尋ねの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、高齢者福祉施設が実施する防災・減災のための施設整備に対する交付金となっております。

具体的な対象とする内容といたしましては、非常用の自家発電設備、スプリンクラー設備の整備、耐震化の改修や大規模修繕のほか、給水設備の整備や水害対策に伴う改修など、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修などが対象となるというところでございます。

今回、補正予算として計上いたしました具体的な施設整備の内容でございますが、こちらにつきましては市内の認知症高齢者グループホームが実施されます非常用自家発電設備の整備を支援するもので、これによりまして災害時の利用者の安心・安全を確保できるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、今回の対象施設の数、例えば複数あるのか、1か所なのか、そういうことを教えていただきたいのと、もう一つは補助率ですね。例えば、費用をどれだけ見てもらえると、それが773万円に入っているのか、それに関してお答えをお願いします。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今回の交付金の交付の対象施設につきましては、市内の1か所の認知症高齢者グループホームとなっております。国の補助率は10分の10という形になるんですが、今回の施設整備については、現在869万円ほどの事業費で計画をされております。

ただ、10分の10ではございますが、補助の上限がございまして、そちらが773万円という形になりますので、上限まで費用が必要になるということを見込みまして、今回その額で予算を計上させていただいております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

分かりました。

そうしますと、今回に整備される自家発電設備の設置工事に関して伺いたいですけれども、どの業者が設置するとか、どういう機種を使うとか、そういうふうなやり方ですね。例えば、入札

をすとか、随意契約で行くとか、それも市が絡むとか、その老人施設が自分のところでやるとか、そういうふうな具体的な手法に関してお伺いします。

○議長（森 美和子君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

補助事業者が今のところはまだ計画の段階でございまして、実際にどのように施工されるかということについては決まっておりませんが、基本的には補助事業者が施工業者等を選定いただく場合につきましては、市の規定に準じて行っていただくように指導させていただくということが基本かというふうに思っております。

そうした中で、市の補助金交付規則の中で、契約事務に関して補助事業者等が市に支援を求める場合というものがございます。その場合につきましては、一定の支援を入札行為等に関して実施をさせていただくこととなりますが、今回の事業者のほうからは、現時点では申出はいただいているところではございません。

今のところは、今回773万円の補助を交付するということですので、基本的には入札等で実施していただくということを想定しております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

幾ら民間の施設が設備を導入するにせよ、結構な補助金が出ているわけですので、やはりそれは当局としても、それなりにじっと見るというか、注意を持って見ていただきたいと私は考えております。

以上で質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第39号から議案第57号までの19件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第2号から報告第6号までの5件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第39号 亀山市税条例の一部改正について

議案第40号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

- 議案第47号 財産の取得について
議案第55号 専決処分した事件の承認について
議案第56号 専決処分した事件の承認について

教育民生委員会

- 議案第41号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第57号 専決処分した事件の承認について

産業建設委員会

- 議案第42号 亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について
議案第43号 亀山市営住宅条例の一部改正について
議案第44号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
議案第48号 市道路線の認定について
議案第49号 市道路線の認定について
議案第50号 市道路線の認定について
議案第51号 市道路線の認定について
議案第52号 市道路線の認定について
議案第53号 市道路線の変更について
議案第54号 市道路線の廃止について

予算決算委員会

- 議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
議案第46号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（森 美和子君）

次に、日程第2、請願第1号を議題とします。

請願第1号「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願については、会議システムに保存してあります請願文書表のとおり、所管の総務委員会にその審査を付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 1
---------	-----

受 理 年 月 日	令和6年5月20日
件 名	「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願
請願者の住所・氏名	三重県津市丸之内養正町1-1 三重県弁護士会 会長 長谷部拓哉
要 旨	えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法（刑事訴訟法の再審規定）が改正されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	森 英之、新 秀隆、福沢美由紀、岡本公秀、小坂直親、櫻井清蔵
付 託 委 員 会	総務委員会

○議長（森 美和子君）

以上で本日の日程は終了しました。

明日14日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時49分 散会）

令和6年6月14日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

令和6年6月14日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	落合巧君

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	書	記	新 山 さおり	
書	記	渡 邊 靖 文	書	記	西 口 幸 伸
書	記	山 北 康 仁			

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

おはようございます。新和会の深水隆司でございます。

一般質問ということで、私のほうからは、持続性を保つ健全な財政運営について、地域医療の充実について、道路の保全・整備について、行政DXの推進についての質問を通告に従いさせていただきますと思います。

まず初めに、持続性を保つ健全な財政運営についてでございますが、財政改革の取組について、本年5月に財政構造改革骨太方針2024が示されましたが、本方針の目標が達成されるかどうかという視点で質問をしていきたいと思っております。

この財政構造改革骨太方針2024については、現下の厳しい財政状況から早期に回復するため、抜本的な財政構造の立て直しを短期集中的に行うことを目的としているということでございますが、まずその骨太方針の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

おはようございます。

そうしましたら、骨太方針の内容ということでご質問いただきましたので、ご答弁申し上げます。

令和6年5月20日開催の全員協議会においてご報告いたしました財政構造改革骨太方針2024につきましては、本市の現在の財政状況や課題を鑑み、歳出削減に重点的に取り組むことで財政構造の立て直しを短期集中的に行い、現下の厳しい財政状況から早期に回復するため、全庁を挙げて取り組むものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

全庁を挙げて取り組むと、財政が厳しいというふうな説明でございました。

構造的な課題で指摘されているように、市税をはじめとする一般財源は減少している一方、今後も国際情勢や為替等を背景としたエネルギー・物価高騰などにより、物件費や人件費、扶助費の継続的な上昇が見込まれるとしているところでございますが、特に人件費については、今年の民間の春闘では賃金が大幅にアップされ、また日銀の経済物価情勢の展望、これは2024年4月に発行されておるんですが、その展望では、賃金上昇率は物価上昇も反映する形で基調的に高まっていくと見られております。それに相まって、消費者物価の前年比は2024年度に2%台後半となった後、2025年度及び2026年度はおおむね2%で推移すると予想されるとしているところでございます。

このような情勢の中において、どう考えても必要経費はプラス要因にしか働かないというふうなことを感じるんですが、そういう状況下の中で、改めてこのような現状認識をどう思っているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今の状況をどのように捉えているかというふうなご質問でございます。

本市の財政状況におきまして、歳入における主な一般財源である市税収入、普通交付税、臨時財政対策債の当初予算額は、平成20年度をピークに16年間で29億円減少しており、一方、歳出における人件費、物件費、扶助費の当初予算額は、国際情勢や社会経済状況の影響によるエネルギー価格高騰や物価高騰、働き方改革の進展による急激な人件費の上昇などにより、コロナ禍前の令和元年度と比較し、5年間で約22億円増加しております。これらの要因などにより、令和5年度末の財政調整基金残高は、第3次行財政改革大綱の目標値である20億円以上を下回り、約18億6,000万円となったところでございます。

これらの社会情勢による影響や人件費の上昇は今後も継続することが見込まれ、加えて、今後、廃棄物処理施設の更新や新庁舎の整備、学校施設等の長寿命化などの大規模事業が控えておりますことから、抜本的な財政構造の立て直しが急務となっております。

このような状況を鑑み、改革方針に持続可能な財政構造への改革を掲げ、将来に向かって持続可能で安定的な財政基盤を確立するため、聖域なき歳出削減を行い、数値目標として令和11年度末財政調整基金残高を25億円以上としたところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

大変厳しい現状であるという認識は分かりましたけれども、この骨太方針の目標に向かって、していこう、するのと、実際にできるのとは違うと思うんですね。

そこで、具体的な手法について入っていくんですが、令和6年度の当初予算編成時におきましては、一律5%削減のシーリングを設定されました。ところが、削減どころか、令和5年度より増

額という結果となったところでございます。

今回の骨太方針におきましては、令和6年度の当初予算の90%程度を上限に各課に配分するというところでございますけれども、本当に達成できる見込みがあるのかということが、本当にそこら辺が納得ができないというか、不安に思うところでございます。

次年度の予算の編成は毎年11月頃行われると思いますが、この11月、予算要求時に、どうしたら削減できるか、どうしたらここを削れるのかというのはもう遅いと思うんですね。もう今のうちから今現在行っている事業を、各部署において今の段階から真に有効な事業か、費用対効果は現れているか等について検討しないと間に合わないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、具体的にどのようなというふうなところで、5%削減のお話もございました。

令和6年度当初予算編成におきましては、令和5年度当初予算一般財源額の約160億円の5%である約8億円を削減する目標を掲げ、取り組んだところでございます。

しかしながら、削減額を上回る物価高騰による委託料等の増により物件費が増となったことや、人事院勧告等の影響により人件費が増となったことから、令和6年度当初予算における一般財源額は、前年度比1億1,850万円増の162億6,438万6,000円となったところでございます。

このような現状や、今後控える施設の整備などに備え、財政構造改革骨太方針2024を策定し、聖域なき歳出削減を行うために、枠配分方式により予算編成を行うことといたしました。枠配分方式における予算枠の総額といたしましては、令和6年度当初予算の90%程度を上限とすることを想定しておりますが、各所属に配分する上限額につきましては、各所属の事業内容などを勘案した額になることを想定しているところでございます。

また、枠配分方式による予算要求となるために、前例踏襲にとらわれないゼロベースからの予算編成、主要事業といえども聖域としない事務事業の見直し、これまでの行政の形を変える革新的な公民連携・広域連携、行政DXの活用による業務の効率化・合理化、市町合併後20年経過した今も見直しがされていない事務事業の再構築などの視点を持って事業の見直しを行い、歳出削減に取り組んでまいります。

あと、議員ご質問いただきました、今からでないかと間に合わないんじゃないかというふうなご質問をいただきました。今現在、令和6年度の予算をベースに、予算の意味合い、それから内容を精査する予算仕分というものを今実際進めております。したがって、この予算仕分というのは、今後の枠配分を決定する基となる資料でございますけれども、議員おっしゃられた、いわゆる事業の内容の精査は現在も進めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

枠配分方式というのがちょっとあまり理解できないんですが、要するにシーリングみたいなのをかけるような形なのかなと思うんですが、この骨太方針を達成するには、当然のことながら、先ほ

ど答弁もありましたように、現在の事務事業をきっちりと洗い出さないと無理だと思います。

しかし、行政は市民サービスであり、どのような事業においても受益者が存在すると思うんですね。それをどのように見直し、縮小、カットしていくのか。担当部局にとっては、今現在は必要だから実施している事業ばかりだと思うんです。よほどのことがない限り、今の事業を見直す、縮小なりカットするのは本当に難しい作業が必要かなと思います。

ちなみに令和5年度は、6つの事業において事務事業評価が行われました。けれども、いずれの事業も、その答申では、より効果的に事業を行うようにしなさいという指摘にとどまったということはお存じかと思います。したがって、この事業は駄目ですよというところまで切り込んでいないんですね。

過去に実施していたザ・点検の事業仕分のように、事業を費用対効果から見て、本当に必要かどうかまで評価するような仕組みが私は必要ではないかと思うんですね。その上で、その事業評価に重みを持たせて、機械的に事業の仕分を行う仕組みが必要ではないかと考えますがどうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご質問の機械的に事業をなくす仕組みが必要だというふうな内容につきましては、まず議員ご指摘いただきました外部事務事業点検につきましては、議員おっしゃられたように、今回6事業を対象とさせていただいた中で廃止をするというふうな方向性は出ていないものではございます。

この行財政改革につきましては、本年8月にまた2回目の実施をいたします。によりまして、対象事業の評価をいただくものでございまして、この点検結果によりましては、歳出削減につながるものと認識をいたしております。

また、この財政構造改革の方向性といたしましては、推進に当たっては、委員長を市長とし、副市長、教育長、政策部長、総務財政部長を委員とする財政構造集中改革管理委員会を設置し、この管理委員会において、財政構造改革に向けた具体的な取組方法について決定し進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

くどいようですが、それぞれの所管部署においては、自信や誇りを持って事業に取り組んでいると思うんですね。無駄な事業はなく、必要だから実施している事業だと思うんです。そのような中で、全庁的に行政改革の必要性、財政の危機的な状況をどのように全庁的に意識を共有していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この目標達成のために、職員一人一人が財政状況を認識した上で全職員が意識を改革し、予算編成、予算執行に対して主体的に取り組むことが重要であると認識しております。この財政構造改革

に取り組むため、4月9日に部課長級職員を対象に、本市の財政状況や今後の予算編成に係る方向性を説明し、本内容を全職員に向け発信したところでございます。

また、経営会議において、財政状況や令和7年度予算編成に対する方向性を繰り返しお示しをしたところでございます。

また、部課長級以外の職員に対しましては、令和6年度の予算を基に、所属単位で事業精査を行う、先ほどご説明申し上げました予算仕分を進める中で、意識改革を促し、情報共有を図っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

この骨太方針につきましては、短期集中的に行うとされておりますが、性急さゆえに不安を覚えるところでもございます。

行財政改革は、組織に自発的に連鎖反応が起きるような周到的な仕掛けを随所に埋め込み、じっくり花を咲かせていくことが必要ではないかと思うんです。そして、次から次へと改革の輪が広がる中で、個人の行動様式や個々の事務事業の処理の仕方の随所にまで改革の精神が宿ることを目指す、言わば土壌改良のような作業が必要ではないかと思えます。

そのような意味から、まず必要なのは、いかに連鎖反応を誘発させるかという段取りや方法論でありまして、それに従って改革の道具などが決まってくるわけなんですね。その際には、どこに連鎖反応の正しい担い手を見つけ、改革者、いわゆる旗振り役としての役割を担っていくかという視点も重要ではないかと思えますが、ご所見を願います。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご質問のどういうふうなところをターゲットに事業を展開していくのかというふうなところかと思いますが、先ほど私ご答弁申し上げましたとおり、やはり職員の意識改革、それが最も重要であるというふうに考えております。そのような中で取組を進める中で、全職員に共有認識を持っていただき、この改革を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

私が申し上げたのは、この庁内だけではなかなか難しいでしょうということです。外部の新たな考え方、外部のいわゆる専門的な知識も必要ではないかということで、そこら辺も検討をしていただきたいと思います。これはこれで終わります。

次に、地域医療の充実についてでございます。

医療センターが地域医療における重要な役割を果たすとともに、地方公営企業法の全部適用のメリットを生かした経営を図ることができるという視点で質問をしていきたいと思えます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の対応についてですが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類になりました。そのことに伴う現在の医療センターにおける新型コロナウイルス

ルス感染症の医療体制の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小森地域医療部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

それでは、新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、現在の状況を申し上げたいと思います。

当初、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当であった際は、感染拡大防止のため、感染疑い者及び感染者の院内立入りを禁止し、一般診療の患者と動線を分ける必要があったことから、令和4年3月に別棟で設置した発熱外来診察室を使用し、PCR検査や診察を行ってまいりました。その後、令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に移行し、季節性インフルエンザなどの感染症と同等の取扱いとなったことから、ご来院の皆様にはマスク着用や消毒へのご協力をお願いしつつ、現在は院内において通常の外来診療を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

現在は通常の医療体制ということで理解しました。

それで、当時、新型コロナウイルス感染症の対応のため、発熱外来施設、当時お聞きしたところによると、建設費が約3,000万円かかったと聞いておるんですが、現在そのコロナ感染症の患者も少なくなってきたと思われる中で、この発熱外来施設の活用状況と今後の活用方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

発熱外来診察室につきましては、先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染疑い者のPCR検査等で使用してまいりましたが、現在はその必要がないため、感染症に関する勉強会や会議をはじめとする院内の研修や会議スペースとして活用しつつ、今後、新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生により、再び一般診療の患者と動線を分ける必要が生じた際に備えまして、いつでも使用できるよう環境のほうの整備を行ってまいりますので、そういった形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

次に、人工透析の収益についてという項目を上げさせていただいたんですが、医療センターにおきましては、医業収益において透析が占める割合は大きいと思います。

そのような中で、よく市民の方から聞かれるんですが、近隣に透析専門のクリニックが開業されました。亀山市に2か所も透析対応ができる施設があるということは、市民にとっては安心材料の一つでもあります。近くにできたことにより、医療センターにどのような影響があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

透析クリニックが医療センターの近くに開設された影響ということについてでございますけれども、医療センターの透析治療を受けられる患者様は、外来で新たに透析治療を導入される方のほか、特に合併症その他の疾患により入院治療を伴う方の受入れが多いところでございます。

一方、近隣の透析クリニックでは、現在、市外の透析病院やクリニックに通院されている方について、自宅への送迎サービスを提供することにより受入れを図っていかれるというふうにお伺いしておるところでございます。

また、透析治療を受けられる患者様は、なじみのスタッフのほうで安心できるということもございますし、治療を受けられる時間帯もそれぞれ異なることから、近隣のというところもでございます。近隣の透析クリニックが開設されて間もないことから、医療センターへの影響につきましては今のところ明らかではございませんけれども、医療センターと近隣の透析クリニックの医療サービスについては、議員おっしゃるようそれぞれ異なる特徴がございますことから、患者様にとっては、医療サービスの選択肢が増え、よりご自身の病状や生活環境に合った治療を受けられるものと考えるところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

相乗効果が図れるような取組をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、病院経営についてでございますが、平成28年4月1日から、保健・医療・福祉の包括的な推進を図り、併せて経営基盤を確立していくということを目的として、医療センターに地方公営企業法の全部を適用し、病院事業管理者を配置するとともに、地域医療部を新設しました。

そうしたことから、これまで地方公営企業法の全部適用による病院事業管理者、いわゆる医療統括官につきましては、専任で1人これまで配置されてきたところですが、本年4月からは兼務となりました。その理由についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

平成2年開院の医療センターであります。お話しありました平成28年度から、地方公営企業法の財務規定のみを適用いたします一部適用から全部適用へ経営形態を移行いたしました。以来、病院事業管理者を設置いたしまして、病院経営に当たってきたところであります。

この病院事業管理者ですが、一貫した経営方針の下に意思決定を迅速にするということ、それから効率的に病院運営を行うために、一般的に院長と兼務する傾向がございますが、当時としては、診療に当たる常勤医師が不足をいたしてございました。その確保に大変苦慮いたしていた時期でもございまして、また折しも本市が政策的に先行いたしましたけど、在宅医療・介護連携に係る地域包括ケアシステム構築の取組の開始時期でございましたために、院長が病院事業管理者を兼務し、

診療しながら先頭に立って病院経営や地域医療連携の業務に当たることは、非常に負担が大きくて困難な状況でございました。

そこで、診療と経営の役割を分担するために、地域医療及び福祉行政に精通した事務職員を病院事業管理者として任命をいたしてきたところでございます。

しかしながら、近年、ご案内のように、三重大学や滋賀医科大学からの医師派遣等によりまして、医療センターの診療体制が整いつつあることに加えまして、谷川氏におかれては、医療センターでの経験が長くて、地域性の理解とか、亀山医師会をはじめとする関係機関との関わりも深いこと、さらに平成30年4月の院長就任後は、時の病院事業管理者の下に病院経営にも積極的に携わってきていただいたことなどを考慮いたしまして、非常に厳しい状況下でございましたコロナ禍を乗り越えた、そして新たなステージに入ったこの機会に、新しい病院事業管理者として、本市として任命をいたしたところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどの市長のご答弁にありましたように、院長先生が兼務するという形になったということですが、院長先生は外科医でもありますし、病院組織の管理者でもありますし、病院経営を担うというふうなところで、いわゆるプレーヤーでもあり、マネジャーでもあり、コーディネーターでもあると思うんですね。その院長先生のご本人の負担も大きいとは思いますが、そのほかに病院全体、医療全体に何か影響はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

谷川地域医療統括官。

○地域医療統括官（谷川健次君登壇）

本年度から医療センターの病院事業管理者兼院長を拝命いたしました谷川でございます。よろしくお願いたします。

私、医療センターへは平成17年に着任いたしまして、平成30年4月から院長となり、この3月に一旦定年退職となりましたが、改めて病院開設者である市長から病院事業管理者を拝命いたしました。着任以来20年近く医療センター外科医として勤務するとともに、院長となりましてからは、前任の病院事業管理者と連携し、医療センターの経営や地域医療連携の推進などに関わってまいりましたので、この経験を生かしてこの任に当たっていきたくと考えております。

さて、現在、医療センターの診療体制につきましては、これまで歴任いただきました病院事業管理者のご尽力や市長部局のご支援がありまして、また三重大学、滋賀医科大学との連携によりまして医師が確保・充足され、外科につきましても、私と三重大学から派遣されました医師を含め2名での診療体制が維持できております。内科、整形外科、眼科におきましても、安定的な診療体制が図られつつあるところでございます。

また、病院経営の健全化を進めるに当たりましては、引き続き行政面でのサポートは少なからず必要であると考え、その任に充てるため、一定の行政経験を有する者を会計年度任用職員として任用したところでございます。

今後は、このような体制の下、健康・福祉行政等とも連携し、地域包括ケアや地域医療連携の取

組にも関わりながら、医療センターが地域医療の拠点病院として市民のご期待に応えられるよう、健全かつ安定的な病院経営に努めてまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございました。

今後におきましても、市民の安心・安全のとりででありますので、持続可能な地域医療の提供にご尽力いただくようお願いしたいと思います。

次に、道路の保全・整備についてでございます。

生活道路の整備は、住民の安全と利便性に加え、地震等災害時の避難・救命活動にも関わる、そうしたことから、市として、市道を適正に効率的・効果的な維持管理を行わなければならないと思っておりますので、そういう視点から質問をしたいと思います。

まず、市道とはどのようなものか、市道認定要件、管理体制についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道の認定要件につきましては、亀山市市道認定及び廃止に関する規程第3条で、道路の幅員が4メートル以上であることや、排水構造物及び舗装が整備されていることなどが市道認定の要件と定められております。

また、市道の管理につきましては、道路法第42条で、道路管理者が道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないと定められており、計画的な側溝や舗装の修繕、日常の草刈りや街路樹管理に加え、市職員によるパトロールや、市民からの通報・要望等により、修繕の必要な箇所があれば、その都度修繕を行っております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

市道の修繕や改良につきましては、地元要望がたくさんあると思いますが、年間どれほどあるのか、またそのことに全てが市としては対応できないと思うので、ある程度優先順位をつけた上で順に工事を行っていると思いますが、どのように優先順位をつけているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

昨年度の市道の地元要望につきましては、155件の要望がございました。

また、市道の地元要望の優先順位につきましては、市道の通行に支障となっているものや市道の隣地に悪影響を及ぼしているものなどを優先に着手しており、緊急を要しない側溝整備などの要望につきましては、要望書の提出順を基本とし、交通量や周辺状況などを考慮した上で順位をつけて整備を進めております。その中で、緊急を要しない要望につきましては、着手に時間を要しており、

一部地元において施工を行っていただいているところもございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

緊急を要しない要望につきましては、地元をお願いをしているというご答弁でありましたが、地元が行う工事で、一定程度、地元で工事の時期、工法等の裁量が任されていると思うんですが、そのような場合、工事が完成した後の検査、工事の完了、工事の工法とか、いろいろ完成検査等の管理は、行政としてはどのように行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

地元施工による管理につきましては、亀山市市道等維持管理工事補助金交付要綱に基づき、自治会から工事完了報告書が提出された後に、担当職員が工事の現場に赴いて完成の確認を行っております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ちゃんと市がしっかりと管理しているということですね、地元が行う工事であっても。ただ、地元施工に関しては、担い手の確保など地元自治会の負担が大きいかとお聞きするんですね。本来なら、市道については、市がしっかりと責任を持って修繕あるいは改良等を行っていくべきものと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道の工事は、道路管理者である市が施工するのが本来であります。緊急を要しない側溝整備などの要望につきましては、地元の皆様のご協力の下、亀山市市道維持管理工事補助金を活用して施工していただいております。一定程度の整備も進んでいる状況でございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そういった地元の支援制度はあるんですが、本来、市道というのは市が管理すべきものであると思いますので、様々な要因があると思いますが、市がしっかりと管理していただきますようお願いいたします。

続きまして、最後に行政DXの推進についてですが、行政におけるデジタルトランスフォーメーションですが、における行政サービスの利用者の利便性の向上が図られているかという視点で質問をしたいと思います。

亀山市公式LINEにつきましては、本年4月から運用を開始し、伝わる広報の推進と行政サービスのDXによる情報発信の多様化を図るため、国内ユーザー数の多いLINEを活用し、市政に

関する情報などを市民をはじめとして多くの方々に発信し、市民の利便性や市内外の人の市の理解・関心の向上を図ることを目的としておりとお聞きしております。亀山市公式LINEの登録目標件数と現在の登録件数についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

市公式LINEにつきましては、議員ご紹介いただきましたが、本年4月の本格運用開始から現在2か月半が経過をしたところではございますが、一昨日、6月12日現在におけます登録者数、LINEで申しますところの友だち登録の数でございますが、2,018人となっております。

また、市公式LINEの登録者の目標数でございますが、第3次行財政改革大綱後期実施計画におきまして、令和7年度末で5,000人と設定をいたしておりますので、現時点で約40%の達成率という現状でございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

目標件数は5,000件ということで、昨日の議案の質疑の中で、防災アプリというか、防災の登録は、目標件数は2万人とお聞きしておりますので、若干そこら辺がちょっと性質が違うのかどうかちょっと分かりませんが、ちょっとあれ、差異があるなど今ちょっと思った感想です、これは。ただ、せっかく亀山市公式LINEを使っていたいておりますので、より多くの市民の皆さんに登録をしてもらいまして、利便性を享受していただきたいものだと思います。その登録の促進に向けて、具体的な取組をどのようにしているかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

亀山市公式LINEをご利用いただくために、まずLINE上の友だち追加の操作を行っていただく必要がございますことから、これまで試行運用や本格運用の開始時点を捉えまして、広報紙に登録方法を掲載し、登録促進を図ってきたところでございます。

また、市公式LINEの開設に当たりまして、それまで運用いたしておりました亀山子育てLINEとかめやま健康なびを統合いたしました。それらの登録者の方に市公式LINEへ円滑に移行をいただけるような移行案内の配信も行ってきたところでございます。

加えて、継続的な登録のPRを行うため、市ホームページにおけます友だち募集バナーの設置でありますとか、ケーブルテレビでの機能登録方法の紹介を行うほか、友だち登録を促進するポスターとチラシを主な公共施設のほか、各地区コミュニティセンターに設置をするなど、公式LINEの登録促進に取り組んでいるところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

次に、利用拡大についてでございますが、利用の拡大を推進していくためには、各職員の皆さんがこの公式LINEを熟知し、各部署が自身の関連する亀山市公式LINEのカテゴリーのメニューを関係する各団体や各機関にピンポイントで活用を促すことで利便性が向上するのではないかと思います。例えば、道路の損傷などの通報のメニューがあるんですが、これは随時市役所に来なくてもLINEで事足りますので、自治会長さんの負担軽減にもつながると思います。

市民文化部は毎年自治会長研修を実施していますので、そこで亀山市公式LINEの使用方法などを説明すれば、もっと自治会長さんにも使い勝手が上がるのかなと思って、もっと効果が上がると思います。そうしたことが、市長がよく言うフレーズなんですが、横串を刺すオール亀山で対応するとよくおっしゃられるんですが、それにつながると思うんですが、他部局との連携も含めてどうかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

亀山市公式LINEは、登録者の方が市からの市政情報のメッセージ配信を受けられたり、設定されたメニューから市ホームページ等の関連サイトへアクセスができたり、さらには議員からもご紹介いただきました道路等の損傷や不法投棄などを即座に市へ通報することができる通報システムなど複数の機能を兼ね備えております。こうした便利な機能を気軽にご利用いただけますよう、引き続き市広報やホームページ等におきまして、公式LINEへの登録と併せて、LINEの機能紹介も継続的に行いますとともに、関連するPRチラシを自治会で回覧いただくなど広く周知を行ってまいりたいと考えております。

また、本年度から職員が地域へ出向いて市政に関する説明を行うかめやま出前トークに市公式LINEに関する講座を追加いたしましたことから、各地域での集会時等でのご利用もいただきながら、そうした場を通じて登録方法や利用方法を丁寧にご説明し、登録者の拡大を図ってまいりたいと考えているところでございます。

一方、庁内におきましても、LINEでの効果的な情報配信はもとより、通報システムなど業務に関連するLINE機能の活用を様々な機会を捉えて職員が積極的に市民にご紹介できるよう、これまでも実施をいたしております広報に関する職員研修等におきまして、一層の職員周知も図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

次に、書かない窓口についてですが、本年度において、マイナンバーカードを活用したシステムを導入し、窓口での手書きによる負担の軽減や待ち時間の削減など、市民の利便性の向上を図る目的で窓口入力支援システムの導入を予定しておりますが、これはどのようなシステムで、いつ頃導入されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

ご質問の窓口入力支援システムにつきましては、本年秋頃の導入に向け、現在準備を進めているところでございます。

この窓口入力支援システムは、専用の機械にマイナンバーカードをかざすことで、住所、氏名、生年月日等を印字した各種申請書を印刷できるシステムで、来庁者の負担軽減や窓口での待ち時間の短縮が期待できるものでございます。現在のところ、戸籍、住民票、印鑑証明書のほか、広域交付用の戸籍、それから住民異動関係手続やマイナンバー関係手続に係る申請書を想定しております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

書かない窓口の一步として、先ほどご説明いただいた窓口入力支援システムを導入されるというところでございますが、今後さらなる利便性の向上には、書かない窓口というものを各部署に拡大することで、窓口手続における住民負担の軽減、職員の業務負担の軽減、ひいてはそのことが窓口サービスの向上につながると考えますが、今後どのような方向性で取組を進めるのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

行政DXにおける書かない窓口への取組は、各種申請手続などにおけます市民の皆様と行政との接点となるフロントヤードと呼ばれる部分の改革の一環であると認識をいたしております。そうした観点からは、これまでも令和元年度から、市民課の一部窓口においてマイナンバーカードを活用し、モニターの画面操作で住民票等の交付申請手続が可能な証明書窓口受付システムの導入を行いました。

また、マイナンバーカードをお持ちの方が全国のコンビニエンスストアでマルチコピー機から住民票や課税証明等を発行できるコンビニ交付でありますとか、さらには国が運営するマイナポータルのぴったりサービスを活用した電子申請サービスをはじめとした行政手続のオンライン化などの取組を進めてまいったところでございまして、そうした中において、本年度は、市民課において窓口入力システムを導入いたしてまいりますので、これらの取組の検証も行いつつ、フロントヤード改革におけるデジタル技術の活用について、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

一方、自治体のフロントヤードは、デジタル技術の浸透などによりまして、市庁舎の窓口だけではなく、自宅やお近くのコンビニエンスストア、職場など多様化をしてまいりました。加えて、スマートフォンやマイナンバーカードの普及拡大をはじめ、ポストコロナ時代におけるデジタル技術の加速度的な進展、さらには今後の新庁舎整備も見据えますと、書かない窓口だけではなく、行政手続のオンライン化の拡充にも積極的に取り組む必要があると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

行政DXの活用につきましては、行財政改革にもつながると思いますので、さらなる積極的な推

進をよろしくお願ひしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

さきの深水議員からもテーマでありました財政構造改革骨太方針2024について、私も取り上げさせていただきます。

まず、読ませてもらったんですけども、歳出に特化した記述が中心としてなっているかなと思うんですけども、歳入確保についての考え方があるかについてお伺いをします。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、財政構造改革骨太方針2024につきましては、本市の現在の財政状況や課題を鑑み、歳出削減に重点的に取り組むことで財政構造の立て直しを短期集中的に行うことを目的といたしております。この構造改革は、現下の厳しい財政状況から早期に回復するため、全庁を挙げて取り組むものでございます。この財政構造改革骨太方針2024は、昨今の社会情勢や物価高騰などによる歳出の増嵩等に対応するため、特に歳出削減に重点的に取り組むものでございますが、歳入確保も当然重要であると考えます。

したがって、第3次行財政改革大綱に掲げます歳入確保の推進は引き続き進めてまいるのでございます。

具体的には、企業誘致の推進や普通財産の売却、ふるさと納税の推進などのほか、積極的な基金の活用や効果的な市債発行についてもしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

前のめりて手を挙げていただいた割には記述がないなという感じなんですけど、この方針、財政に関してできることを全て詰め込むべきなんじゃないんですかね。財政がいよいよ手をつけていかないとやばいよということで、わざわざこれつくって出しておるわけで、さっき、実際考えておって、行財政改革大綱のほうにという説明あったんですけど、財政に関してできることを全部この方針に詰め込むべきなんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

5月にお示しをした財政構造の改革2024については、これはもう先ほどの深水議員のご質問にもありましたけれど、現状と展望、将来の展望を考えれば、これは必達しなければならない大変大きな局面にあると、こういう認識の下に集中改革を行うということでございました。当然、今も参事がお答えさせていただきました、今回なぜ歳出に特化したことになっておるかというのは、当然その立て直しのためには、今議員ご指摘のように、財政構造を変えていく一つに、財政運営の強化という視点で歳入を増やしていくということは当然必要なこととございまして、既に私どもは第3次の行財政改革大綱の中に、この財政運営の強化として1項を重点方針として立ち上げて、その中に歳入歳出の取組を明記しながら、今日までその取組を、今後もそれを進めていこうということでお示しをいたしております。

そういう意味から、全体としては、当然おっしゃるような歳入歳出をしっかり構造を変えていくということなんですけど、とりわけ今の現状は、既に申し上げておりますとおり、この歳出の削減、聖域なき歳出の削減を行わなければ持続可能性が非常に厳しいという局面の下に、この歳出に重点的に、そして集中的にその取組を進めようとするものでございます。当然、歳入確保は重要でございますので、財政に関するあらゆる施策を掲げ、多面的に取り組む方向性も当然同時並行で進めてまいりますけれど、現状におきましては、この集中的な期間において歳出削減に取り組むことが、そしてこれを必達することがその後の本市の行財政運営につながるというふうに考えるものでございます。歳入の確保、行政システムの改革など、第3次行財政改革大綱に掲げる取組は同時並行で進めていくことはもちろんでございますけれど、そこは正確にご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

市長からも答弁ありましたけれども、一応、市のほうとしては、歳出のほうを重点的に取り組むということ、だから歳出に関する記述だけなんですけど、意気込みということでこれをつくったというふうに理解したんですけれども、2つ目に入っていきたいと思います。

財政構造集中改革管理委員会についてということなんですけど、我々にいただいた資料の中で、行財政改革推進本部があって、3つ組織がぶら下がっているんですけど、行財政改革統括管理委員会、行財政改革推進本部会議、取り立てて緑色で強調されて財政構造集中改革管理委員会ということで組織されているんですけども、まずどのような組織か伺います。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この財政構造の改革につきましては、委員長を市長とし、副市長、教育長、政策部長、総務財政部長を委員とする財政構造集中改革管理委員会を設置し、この管理委員会において、財政構造改革に向けた具体的な取組方法について決定していくものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

すみません、あんまりこの3つの委員会の違いがよく分からないんですけど、もう一回、この財政構造集中改革管理委員会を取り立ててつくる意味も含めてご答弁いただけますか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

改めまして、この管理委員会についてということでございますが、まず行財政改革統括管理委員会というものもございます。行財政改革推進本部会議がございます。

まず、行財政改革統括管理委員会につきましては、この行財政改革大綱に基づく組織でございます。これはその行財政改革に係る方針及び実施計画の策定及び見直しに関することを実施いたします。

また、推進本部会議につきましては、行財政改革に係る方針に基づく事業の推進でございます。今回設置いたしました財政構造集中改革管理委員会につきましては、この骨太方針に特化した組織といたしまして設置をいたしましたものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私だけが理解できないんですかね。なかなかちょっと組織のやることとか意義がつかめないんですけども、それで、この3つの組織だったり、集中管理委員会あるんですけども、結局この今の財政構造改革骨太方針2024が必要になってくるまでの財政を進めてきているのって今の市役所の体制だと思うんですけど、今度、財政構造集中改革管理委員会に誰が入りますかって見たら、市長、副市長、教育長、政策部長、総務財政部長なんですけれども、今までこの財政を進めてきた市役所が、危険ですよ、そろそろ対応しないと駄目ですよということをつくったのが、今まで結局その財政を牽引してきた人たちだと思うんですけども、この体制で、前例にとられない考え方だったり聖域なきということはどうしてできるんですかね。何か急に考えが転換できるんですか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この骨太方針による取組に至る背景といたしまして、これまで多様化する市民ニーズなどへの対応を進めてきた中、国際情勢や社会経済状況の影響によるエネルギー価格高騰や物価高騰に加え、人件費の上昇などの急激な局面の変化により、市財政の収支バランスが崩れたものと認識いたしております。

加えて、今後、廃棄物処理施設の更新など大規模施設整備も控える中、将来に向かって持続可能で安定的な財政基盤を確立するためにも、緊急的な財政構造の改革が必要でありますことから、スピードと強力な推進力に加え、主体性が必要と考えており、庁内組織による進捗管理が適切であると認識しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

例えば、市長、委員長としてこの委員会に入られているんですけども、今までこういう財政の考え方で進めてきました、この委員会で行きました、ここから考えをぱーんと転換するという、こんなことあり得るんですかね。お伺いします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

統括管理委員会、それから推進会議、それぞれこれは行財政改革を進めていく上での大きな大枠の方針の決定、あるいは進捗管理をするという仕組みでございます。そういう機能を持って。特に統括管理委員会は、その一つの中に例えば指定管理であるとか、様々な制度を変えていく、そういう根幹を議論する会でもございました。それはそのように機能してきたということと、特にその推進会議、これは私がトップであります、これは全庁的にそういう会議体になっておりますが、非常に大きな組織でありまして、これの目的は、第3次、以前は第2次の行財政改革大綱の実施計画、今は後期基本計画、去年スタートしましたけれど、これには15の目標、それから15の項目と78の具体的な実施計画が明記をされております。これを進捗していくと、全体として進捗をしていくというようなものがこの推進会議の性格と役割でございました。

今回、先ほどご指摘のように、顔ぶれが一緒の中で、当然市長の責任の下に今回も新たな仕組みを入れますが、先ほど申し上げました現状の本市の財政の状況、それから今後の様々な将来的な政策課題を考えますときに、緊急的な財政構造の刷新が極めて必要であるという認識の下に、スピードと強力な推進力を付加して、先ほど申し上げた、いわゆる歳出の構造にしっかりメスを入れていく必要があるというふうに考えておりますので、このところを特化した新たな仕組みを今回立ち上げたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

この新たな仕組みというのは、この集中改革管理委員会をつくったということですかね。

深水議員からも指摘あったんですけど、私もこれだけ取り立てて財政構造改革骨太方針とばんと打ち出すからには、やっぱり前例にとらわれない聖域なきというような言葉が使われているんで、やっぱりもう本当にしっかりやっていく必要があると思っていて、深水議員もその質問の最後で指摘されていましたが、私も外部の人の知見が必要じゃないかなと思うんですよ。

ちょっと前に集団左遷という、30年ぐらい前の映画を見たんですけども、その集団左遷の物語のきっかけって、ある役員会で女性の弁護士がこの会社を改革したほうがいいと言ってリストラをすることになって、それでリストラされそうになった人が奮闘していくという物語なんですけれども、その役員会のきっかけになった女性弁護士って、やっぱりその外部の知見というか、外からの違う考えを持った人を入れたという例だと思うんですけど、亀山市役所の中の人たちだけでは、聖域なきだったり、前例踏襲にとらわれないということは無理だと思うんですけど、その辺りお考

えはいかがですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

ご静粛に。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のこの骨太の方針の中でも課題としてお示しをさせていただきました。あるいは、先ほどの深水議員のご質問にもございましたけれど、やはりなかなか行政という組織が非常に過去からの踏襲、それから継続性、そういうことも踏まえたと、なかなか事業の、例えばスクラップ・アンド・ビルドとは申せ、なかなかスクラップができず、ビルドだけが増えていくと、こういう構造に陥りやすいという特性があるかというふうに思っております。

したがって、前例踏襲にとらわれないゼロベースからの予算編成をいま一度徹底する必要があるかと思えますし、主要事業、いわゆる政策事業につきましても、やはりこれを聖域としない事務事業の見直しが必要であろうと、このように考えるものでございます。さらには、これまでの行政の形を変える革新的な公民連携等々、そういう判断が必要であろうかというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、外部の知見が必要ではないかという意味におきましては、当然、今日までも外部の知見も入れながら様々な取組を進めてきておるものでございますが、今大事なことは、市の職員全員がしっかりこれは意識を共有しながらこの局面に取り組むということが極めて大事でありますし、議員の皆様方にも当然ご理解、ご協力をいただきながら、亀山市の今後につきまして、ぜひとも参画をいただいて、共通の認識のベースの下にこの状況を打破していくことが極めて大事だと思っておりますので、これは全庁を挙げて、そして議会の皆様方のご理解もいただいて、ぜひともこの局面を乗り越えていかななくてはならないと、そういう思いをいたしているところでございます。

外部の知見が必要ではないか、当然、庁内組織によります主体性は当然であります。多くの皆様のご理解、ご協力の下に本市が今後も持続可能な行政運営ができますように、しっかり取り組む必要があるというふうに考えているところであります。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

今回、この骨太方針に関して通告を上げている議員が6人いるんですね。多分、別に通告したから、していないからというわけじゃないですけど、やっぱりこの市の財政に関して責任を感じておるし、議決する限りはやっぱり、もしこの先もっと財政が悪くなってきたら、議会だったり議員にも責任というのはやっぱりあると思うから、これだけ通告を出して真剣に議論していくわけなんですよ。

私は、何で歳入確保をしないのかというのは、聖域なきとは言っても、全部削られてしまっただけで困る事業もあるやろうなというのを考えたりですとか、本当にやっぱり何度も言いますが、深水議員は職員さんだったので気持ちが分かっていると思うんですけども、実際現場ではなかなか削ったりとか、減らすことができないものを、ある意味外からの力を借りて、すっぱり本当にきれいに

に整理していくということが、外部の力を借りないといけないのではないかということを私も感じております。それだけ力強く、しっかりやっていくというふうにはおっしゃられているので、この先も見させていただきたいとは思いますが、私は警鐘として、なかなか今の体制では難しいと思いますよということはお意見をさせていただきますけれども、今後こういった取組になっていくのかについては、また見させていただきたいなというふうに思います。

では、次のテーマに入っていきたいと思います。

市立医療センターについて、これも前の深水議員も上げられていたんですけども、1つ目、医師が病院事業管理者になることについてということなんですけど、そもそも医療センターの地方公営企業法全部適用をするときの議論で、その適用するかどうかについては議会の議決を経ているわけなんですけれども、それまで前任の病院事業管理者は元市の職員だったと思うんですけど、今回医師になったということで、まずはこれまで市の職員が選定されていたポイントというのはどんなものかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小森地域医療部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

それでは、病院事業管理者につかまして、これまで事務職員のほうが就任しておったということについての基準ということでございますけれども、これまでから医療センターの経営改善を図るとともに、地域医療の推進をし、併せて一般行政と連携して保健・医療・福祉の包括的な推進を図るために、病院経営の経営手腕にたけており、かつ地域医療や健康、福祉行政に精通している方が就任されているものと存じ上げますが、こういったことから、先ほども深水議員のご答弁で市長が申し上げましたとおり、これまで事務職員が病院事業管理者となっておったことにつきましては、常勤医師の確保に当時大変苦慮しておったということ、また折しも在宅医療・介護連携に係る地域包括ケアシステムの取組の開始時期と重なっておったこと、そういったことも含め、またその後、コロナ禍によって通常の診療体制や経営体制と異なる運営を迫られてきたという経緯がございます。

このような中、院長が病院事業者を兼務して診療をしながら、先頭に立って病院経営や地域医療連携の業務に当たることは非常に負担も多く、困難な状況であったということから、診療と経営とに役割を分担して、これまでは地域医療、福祉行政に精通した事務職員が病院事業管理者を担われてきたものと認識しておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

市長、今の答弁でいくと、本当はお医者さんにやってほしかったというふうにも聞こえるんですが、今までこれまでの選定って正しかったんですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

28年度以降の選定判断が正しかったかというご質問ですか。

（「はい」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げましたけど、そのような背景のそれぞれの状況の中でそういう政策判断をさせていただいて、今日に至っておるといふふうに考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

では、医師が病院事業管理者になるメリットを伺いたと思います。

○議長（森 美和子君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

医師が病院事業管理者になることのメリットということでございますけれども、病院事業管理者につきましては、病院経営責任の明確化、運営の機動性の発揮、人材確保の充実など、地方公営企業法の全部適用のメリットを遺憾なく発揮するために、病院経営の実質的な責任と権限を一体化して、意思決定を迅速にし、職員の士気高揚や経営意識の向上を図りつつ、人材確保を図り、効率的に病院経営を行うために、一般的には、先ほども申し上げましたように、医師のほうになることが多いところでございます。

医師がなることのメリットといたしましては、大学や他の医療機関や医師会とのコミュニケーションを図ることが円滑であるということや、医学に関する情報量が豊富であるということで、医療専門職やスタッフとのコミュニケーション、それと患者と直接接して、より患者の立場に立った診療体制の構築が図れるという利点がございますので、そういったことがメリットで院長と兼務する傾向が一般的にあるところだといふふうに考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

一般的には医師が、院長が兼務をされることが多いという答弁もあったんですけども、2つ目ですね、先ほどの質問でもあったんですけども、結局、その病院事業管理者は医師としてカウントされているのでしょうか。人員としてですね。お伺いします。

○議長（森 美和子君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

院長のほうに医師人数のほうに、診療のほうにカウントされておるかというようなご質問だと思いますけれども、今回、病院事業管理者が院長兼務となったわけでございますけれども、これまでと同様に外来診察や手術等の診療にも携わりますことから、診療に当たる医師の人数が1名減員となることはないというところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私も心配になるのは、お医者さんを待っている方って、やっぱり不安があったりとか、結構切迫

している状況の方が患者さんですから多いと思うんですけども、その辺りの公務と医療業務のすみ分けというのはしていただけるものということで理解をいたしました。

私も当初、この全部適用になるときに、民間経験がある人がいいんじゃないかとかいうような提案もさせていただいたので、今後の経営にも期待をして、次の質問に移っていきたくと思います。

次は、空き家対策についてということなんですが、議案のほうで提案されている条例改正の内容なんですけれども、亀山市議会のほうで過去に修正をして、その修正文言というのは残していただいたというようなお話もあったんですけども、実際これまでやってきた市の対応と変わることというのは何かあるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

平成27年5月に全面施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法は、これまで特定空家等の措置を中心に規定していましたが、近年の空き家数の増加に伴い、特定空家等に対する措置を充実させるとともに、特定空家等になる前の段階からの対応を充実させる必要がございます。このため、空き家等の活用の拡大、管理の確保、特定空家等の除却等の3本柱で総合的に対策を強化することを目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日に施行されたところでございます。

法の一部改正に伴い、本議会に提案いたしました条例の一部改正に伴う主な内容でございますが、当条例は平成28年度に制定され、そのまま放置しておけば特定空家等に該当するおそれのある状態の、いわゆる管理不全状態の空き家等を法により先駆けて規定し、運用を進めてまいりました。これにつきましては、管理不全状態の空き家等の対応において一定の効果を生んだものと評価しております。

一方、法は、令和5年12月改正時に管理不全空家等を新たに位置づけを行いました。国のガイドラインを確認する限り、市が条例に規定していましたが管理不全状態の空き家等に対し、内容に相違はないことから、管理不全状態の空き家等の定義を条例から削除し、管理不全空家等を引用して定義するなどの改正を行っております。

このようなことから、市の対応につきましては、今後の条例一部改正後も大きく変わることはないと思っております。引き続き、空き家対策の対応については、より一層の対応を推進してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

条例の改正については、特にこういう議会で議論をする話ではあると思うんですけども、実際、市民の方からすると、気になるのは、結局どういうことになるの、どういう対応になるのというところがポイントになってくると思うので、そこは聞かせてもらいました。

一般質問でテーマに上げたので、関連して、2つ目、3つ目、4つ目を上げさせてもらったんですけども、空き家情報バンクの物件の充実についてということなんですが、私も適宜チェックするようにはしているんですけども、空き家情報バンクの物件の増え方が少し緩やかになったとい

うか、あんまり最近増えてないかなというふうに見えるんですけども、その辺りの分析などいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

空き家情報バンク制度につきましては、市内の空き家の有効活用により、定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、市内の空き家を売却または賃貸したい方と空き家の購入または賃借を希望される方を結びつける取組として、平成23年度から運用しているところでございます。令和5年度末の空き家情報バンクにおける成約件数は累計で47件であり、また登録件数は累計で71件となっております。

空き家情報バンクの登録につきましては、住宅や建築、不動産業者など各種関係団体などに対し広くPRを行っているところであり、比較的築年数が新しい登録物件につきましては、移住者等が興味を示し、比較的早期に売買及び賃貸の成約があるものの、全体登録数のうち新規登録数につきましては、令和3年度10件、令和4年度6件、令和5年度4件と伸び悩んでいるところでございます。

しかしながら、現在登録に至っておりませんが、何件かの登録に向けた相談はいただいているところから、引き続き空き家情報バンク制度について丁寧に説明を行い、登録へつながるよう展開を図っていきたくと考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

答弁でもありましたけど、新しく登録された物件はすぐ売れたり、すぐ借りられたりということもあるんですね。だから、結局全体の物件数が増えてないように見えるというところなんですけれども、でもやっぱり全体の物件数を増やしていかないと、前から載っている物件もなかなか動きが取りづらいと思うので、前どこかで提案したかも分かんないですけど、別に移住・定住しようと思う人って、別に空き家情報バンクの家じゃないとあかんというわけじゃなくて、どこかの不動産業者が取り扱っている物件だったとしても、別に住んでくれたりする場合もあると思うんで、そういうのも併せて載せている自治体もありますよという例なんかも、前どこかで紹介させていただいたかと思うんですけども、その辺り、物件の充実ですね、目指していただきたいなというふうには思います。

3つ目なんですけれども、特定空家の現状だったり対応についてお伺いをします。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

特定空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等と定義されて

おります。

平成29年から空き家等対策協議会において認定いたしました市内の9件の特定空家等は、所有者等に対し粘り強い是正指導などを行ってきた結果により、現在全ての特定空家等は解消されております。

しかしながら、これらも含めた物件について、特定空家として認定してから一定期間経過していることから、自治会等からの要請等も踏まえて調査を実施し、新たに特定空家等に認定する亀山市空き家等対策協議会を開催し、改正された空家等対策の推進に関する特別措置法に伴う国のガイドラインなど、それらの内容を考慮した上で、協議会にて特定空家及び管理不全空家等の認定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

特定空家は今全て解消されているということなのですが、これもう一回確認したいんですけど、これは全て所有者が対応してもらっているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

全9件につきましては、行政指導により、除却が8件と改修が1件ということで、全て持ち主が対応していただいております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

それでは、亀山市議会で条例を修正するポイントにもなった管理不全状態の空き家等については、数とか現状はいかがでしょうか。対応ですね。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市内の管理不全状態の空き家等につきましては、平成29年から空き家等対策協議会において18件の認定をしておりますが、管理不全状態の空き家等の所有者等に対し、改善を促す文書や現地立会いなどによるご案内を行った結果、現在は9件となっております。

管理不全状態の空き家等につきましては、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にあることから、引き続き所有者等に対し、補助制度のご案内や改善を促す文書を送付するなどの対応を行ってまいりたいと考えております。

また、特定空家等と同様に、新たに認定する管理不全空家等も併せて今後しっかりと対応を行ってまいりたいと思います。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

この空家条例が制定されるときに議論になった、所有者が全然対応してくれやんときは行政が代執行する事態とかもあるんじゃないかと、そういう議論もしたと思うんですけども、今確認できたのは、特定空家になったものは今全て解消されているというようなことは確認できましたので、もしかすると管理不全の空き家の中にも、本当は特定空家になるんじゃないかというのがあるのかなというふうに思ったり、しっかりいずれにしても、最終手段ですよ、行政代執行というのは。にならずに、所有者の方に対応してもらっているということは確認できました。引き続き、この管理不全の残りの9件のほうについてもしっかり対応というのを続けていただければと思います。

少し早くなりますが、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 森 英之議員。

○6番（森 英之君登壇）

結の森 英之でございます。

一般質問、通告に従い、させていただきますと思います。

今日は大きな3点をさせていただきますが、まず1つ目ですね、財政構造改革骨太方針2024についてでございます。

こちらについては、今日、けさからの一般質問でも続けて2人の議員がされました。今回、6人の方がされるということでございます。私は3番目になるんですけども、まず1つ目、本方針の策定することになった経緯と目的についてということで、改めて問わせていただきます。

○議長（森 美和子君）

6番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

本市の財政状況におきまして、歳入における主な一般財源である市税収入などの総額が減少する一方、近年における国際情勢や社会経済状況の影響によるエネルギー価格高騰や物価高騰などにより、歳出は急激に増加しております。これらの要因などにより、令和5年度末の財政調整基金残高は、第3次行財政改革大綱の目標値である20億円以上を下回り、約18億6,000万円となったところでございます。これらの社会情勢による影響や人件費の上昇は今後も継続することが見込まれ、持続可能な財政運営を行うためには抜本的な財政構造の立て直しが急務になったことから、財政構造改革骨太方針2024を策定し、全庁を挙げて取り組むことといたしましたところでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

改めて問わせていただきました。

財政調整基金が19億を切ってしまっている状況ということ、非常に厳しい状況であるということかと思えます。

それに続いて、今回の財政構造改革という骨太方針策定に当たって、その財政構造改革の考え方についてということで問わせていただきます。こちらについて、端的にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この財政構造改革の考え方についてでございますが、まず現在の状況に至った要因といたしまして、市税をはじめとする一般財源が減少している中、一方、社会情勢などの影響を受け、歳出が急激に増加していること、これまでの財政構造改革の取組が財政状況の悪化を補うまでには至っていないこと、既存事業の見直しなどが十分ではないこと、状況変化に応じた事業構築を行う仕組みづくりが弱いこと、事業を推進するに当たり不足する財源を財政調整基金から繰り入れる財政構造になっていること、今後も物価高騰などにより行政経費の継続的な上昇が見込まれることと分析しております。これらの構造的課題を解消し、今後、新庁舎などの大規模事業が控えることから、聖域なき歳出削減により歳入に見合った歳出とする予算編成を行うものでございます。

具体的には、枠配分方式により各所属の予算要求額を定め、各所属において事業の優先順位を見極めた上で、その配分枠内での予算要求とするものでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

ということでありましたけれども、その中で今回、骨太方針を示していただいた中で、5月20日の全協で示していただいた資料があると思えます。そちらをちょっと加工させていただきましたので、お示しさせていただきたいと思うんですが、まず1つ目の資料をお見せします。お願いできますか。

このような形で非常に増えてきていると、5年間で19%増となっているということでありまして、もう一つお願いします。

これが人件費と物件費の個々の当たりの推移ということでありまして。ほかの類似団体と比べても非常に高くなっているということの示された資料となっているということでありまして。

続けてお願いいたします。

こちらについても、物件費についての推移ということなんですが、こちらについても高くなっているということでありまして。

その中で、今回ちょっと問わせていただきたいのが、先ほども参事のほうから答弁がありましたけれども、今回、この策定に当たった中で、思い切った踏み込んだ対応が必要であるという判断に至ったということかと理解をしておるんですけれども、その中で、今までのやり方では立ち行か

くなるという、そういったことかと思えます。その取組として、これからどのような取組を具体的に進めていくのかということかと思うんですけれども、前例踏襲にとらわれないゼロベースからの予算編成ということも午前中からも説明がございました。これまでの行政の形を変える革新的な公民連携、あるいは広域連携ということも書かれているんですけれども、これについては何か今の段階で具体的に考えているようなことというのはあるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

具体的な手法でございますけれども、この手法につきましては、先ほどご紹介いただきました歳出削減というところで考えておりまして、例えば、資料にもございますけれども、これまで主要事業につきましては計画額と同等の予算というふうにしてきたところでございますけれども、そういったものにも聖域なき削減ということで、そういった内容の精査ですとか事業の先送り、見送りですとか、そういったところも含めて検討していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

（「公民連携や」の声あり）

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

失礼いたしました。公民連携につきましては、これまで行政の中で行政サービスとして取り扱ってきたサービスが、例えば民間事業者に委託することができないかとか、そういったところを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

今の段階ではなかなか答えはないんですけども、これから検討していきたいということだったと思います。

それから、市町合併後の20年経過した今も見直しがされていない事務事業の再構築などということでもあります。やはり構造的な問題という中では、市の運営、事業運営ですね、それから財政の考え方がどうしても、過去行ってきたものについては、年度で一つ一つ、例えば工事だったらあったりすると完全に切れるんですけれども、それ以外のものについてはなかなか年度単位では切れるものではないということで、当然前例踏襲にならざるを得ない部分があると思うんですね。ところが、そこについてあえて触れて、そこに手をつけていくということを踏み込んだわけなので、どのような形でしておくかというのは大事かと思うんですよね。

その中で、今回、推進体制というところで、行財政改革推進本部の直下に委員長を市長としてということ、これは午前中、今岡議員からの質疑でもございましたけれども、財政構造集中改革管理委員会を設置して、委員長を市長としてということでもございました。今までも当然庁議等は図られて、必要に応じて当然政策判断はされてきているわけなので、これに応じて何か大きな仕組みができるか、そういうことでは私はないと理解してしまっていて、今回を踏まえて、きちっと長を市長として責任性を明らかにして、これを市民に明らかにした上で進めていくよというような、私はことかと理解はしておるんですけれども、これについて、市長、推進体制を含めて、どのような決意を

持って今後臨まれていくかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この財政構造改革の集中改革の取組については、5月20日に申し上げたこと、それから今日も朝から様々な議論をいただきましたけれど、背景とその目的は明確でございますけど、これを必達する、推進することが避けては通れない一番の大事なことであろうというふうに思っております。したがって、本市の財政状況は極めて厳しい状況が見込まれる。それから、今お示しをいただきましたグラフもそうなんですけど、多分これから人件費も、それから物件費も、この20年、30年デフレ状態にあった日本の社会全体が、ここからもう既に動き始めてきておるわけでありまして、多分この流れは今後もずっと引き続いていくことが想定をされる。その中で、私どもの行財政の今の状況をしっかり把握をして、それから将来の展望とか将来世代への影響とか、こういうことを見極めるときに、この財政構造改革は避けては通れない、そういう思いで今回お示しをさせていただきました。

一方、新型コロナウイルス感染症対策として半分配分をされた、例えば交付金事業の実施によって、これは亀山だけではないんですが、全国的に歳出の拡大基調が生じてきておるところであります。国際情勢等々の影響で、物件費、人件費も、先ほど申し上げましたように、こういうものいかに素早く対応していくかというのが自治体の大きな課題というふうに思っております。しかし、現在、これまで想定をしていなかった近年における局面の急激な変化によりまして、コントロールをしてまいりました収支のバランスが崩れている。そして、財調の基金が5年度末で20億を割ったという状況の中で、これからも市民のニーズに応えるために、そしてまちの持続可能性を担保していくためには、しっかりこの行財政改革を進めていかななくてはならない、集中的に取り組んでいかななくてはならないと思うところであります。

入るを量りて出ざるを制す、その考え方に基づきまして、全庁を挙げて、そして議会の皆様はじめ市民の皆様にもご理解いただく中でこの状況を突破していく、このことが極めて重要であろうというふうに考えるところであります。したがって、今回、その実効性のためには、従来の仕組みプラス集中改革管理委員会を市長をトップに体制を構築しながら、この財政構造の刷新、聖域なき財政、いわゆる歳出の削減に取り組んでいくという意識で、今回、この方針をお示しさせていただきましたものでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

今、市長からその思いを聞かせていただきましたけれども、本当に立ち行かない状況だということかと思えます。

その進めていく中では、先ほど市長触れられましたけど、市の行政運営というのは市民生活がかかっていますから、市民の理解がないと全く進まないものだと思うんですね。絵に描いた餅につながりかねないということかと思うんですね。ですので、やはり進めていく上では、きちっと考え方を分かりやすく示して、より市民に理解を求めていくということが必要かと思うんです。より丁寧

な対応が必要になってくるということは重々言わせていただきたいというふうに思います。

その中で、90%というか、10%のシーリングという話がありましたけれども、これについては、特に民間なんかは、当然予算があって、それをうまく使った上で利益を出していくということが必要になった中で、厳しくなればなるほどその締めつけが、管理が厳しくなっていくということで、その考え方は重々理解できるんです。ただ、今までどおり、今までみたいに、今までも当然やっていることなので、それを雑巾を絞るだけでは何も、要するに生産性を生まないものになるんですね。ですので、これはぎゅっと絞ればいいだけというものではなくて、工夫を現場に求めるのも大事なんですけど、それを民間とまた違うところは、どうしても事業を続けなくちゃいけない部分は当然日々のことでありますし、今後も予算決定、6年度でいうともう決定している部分もあるわけですね。ですから、その中で市の担当が、じゃあこれはやめたほうがええのかなど、そんな判断はやっぱり軽々にできないわけです。当然であります。

ですので、そこについては今後、7年度以降に生かしていくかとか思うんですが、そのためにもう今の段階でも動き出しているという話があったと思いますけど、やはり亀山市の状況というのは、一人一人の職員にやっぱり理解をするというのは、今日の午前中の話も当然ありましたけど、当然大事な話なんです。それを経た上で、どうしていくかというのを現場からも意見は当然吸い上げは大事なんですが、これが今の管理委員会というのが大きく役割を果たすと思うんですけど、やはりまず系統立てて言いますと、やはり職場でも従来踏襲型の事業というものと、今年度新しく事業化された事業と、そういった事業は当然現場でも事業の切り分けができると思うんです。それは現場でもやれることでありますけれども、それを直ちにやめるのか、継続するのか、抑えていくのかというところは、その判断はやはり市長をトップとした管理委員会の役割が大きな役割を果たすんじゃないかと思うんです、事業選択という意味ではですね。

だから、その市の職員、担当等の役割とその市長、トップ等の役割とをきちっと明確にして、そこを分かりやすく進めていくというのが、お互い連携を取るというか、行政を進めていく上で非常に大事な、これは肝になってくると思うんです。これを、この段階を市民にきちっと示していく、これが市民の理解を得ていくという、そこにつながるので、この考え方がすごく大事になってくると思うんですが、これについて、市長、どうですか、お考えは。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おっしゃるとおりであろうと思います。したがって、昨年の予算編成の過程におきまして、これは多分、大きな意味でいくと、合併以降、極めて厳しい予算編成になる。そういう中で6年度編成がスタートいたしました。

本年度の4月以降、午前中もご答弁させていただきましたが、こういう改革を進めていく上に当たっては、現場の意思、そして全体としての大きな推進の方針、これが合致しなくては前へ進まない、このとおりでございますので、そういう意味では、4月の冒頭から経営会議及び全職員に対して財政状況の現状の認識の説明会を行ったりとか、そういうことを繰り返し展開しながら今日に至ってきておるところでございます。毎月の経営会議でも、全庁的には方針と現状について、私からも、あるいは担当部からも情報を共有するような取組を現在進めながら今日に至っておるところで

ございまして、まさに従来なかなかやっぱり行政の体質として、今お触れいただいた計画が、これは議決案件もありますし、様々な事務事業が動いております。こういうものを、本当に制度を見直していく、予算の在り方を見直していくことを根本からもう一回全庁を挙げて見直す作業をする必要があるという中で、今回の取組に至ったところでございます。その大変重要なところは全庁を挙げて、現場の意思も、それから全体としてのやっぱり推進の体制も、トップダウンとボトムアップ両面極めて重要でありますので、そこは認識をしながら前へ進めていかなくてはならないというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

ぜひ、ボトムアップもというお言葉をいただきましたけど、言葉が出ましたけれども、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

3つ目ですけれども、財政構造改革は歳出削減のみに取り組むのかという質問をさせていただいています。

午前中、今岡議員は、歳入についてはという話がありました。やはり歳出を当然進めるのも大事なんですけど、歳入をきちっと増やしていくという考え方も当然大事でありますので、それを取り上げさせていただいたんですが、まず市税の、今の個人市民税、法人市民税、固定資産税等の動向についてお聞かせいただけますか。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本市の税収の大きな割合を占めます市民税、個人と法人がございしますが、それと固定資産税の近年の傾向といたしますか、予算関係でございしますが、令和4年度までは、税自体が令和3年度までは税全体で百数億円といったことで近年は推移をしておりました。そういった中で、先ほど申し上げました市民税、固定資産税につきましては微減というか、減少、やや減少はしておるわけですが、まず市民税の個人につきましては、これは、本年度は定額減税の影響も大きくございまして、2億4,000万程度減というふうなことがあります。それも含めまして、令和2年度、5年前から比較いたしますと、その定額減税の影響もありまして1億3,800万円の減、法人市民税につきましては、これにつきましては令和3年度の税制改正の影響もございしますが、やはり民間の企業の景気の動向が影響しますので、これにつきましては5年前と比べますと9,580万の減、それと固定資産税につきましては、令和3年度、令和6年度と評価替えもございしますが、それと固定資産税につきましては償却資産、企業の投資の影響が大変大きいところがございますので、こちらにつきましては5年前と比べると4億330万の減というふうに、法人市民税、個人市民税、それと固定資産税ともに減少傾向ではございます。ただ、税自体は国の税制の影響も大きく影響するところがございますので、一概にというところがございしますが、そういった傾向でございします。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

もう一つ、税金を図っていく上で企業誘致という考え方は非常に大事かというふうに思っておりますけれども、今のテクノヒルズの現在の状況と、それと企業誘致の今後の展開についてお聞かせいただけますか。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

民間産業団地亀山・関テクノヒルズの企業誘致の現状でございますが、本市の地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスのよさなどの強みや産業振興奨励制度を生かし、積極的な誘致を行った結果、これまで約20年間で24社が操業を開始しており、さらに1社が本年10月の操業に向けた準備を進めているところでございます。

今後の展開でございますが、亀山・関テクノヒルズの残る区画への企業誘致につきまして、引き続き三重県、開発事業者などと連携を図りながら、本市の優れた立地環境等をPRし、積極的に企業誘致を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、今後は、安定した歳入確保という側面から、さらなる企業誘致への取組が重要であると認識しております。亀山・関テクノヒルズの残る区画もあと僅かとなっておりますことから、現在、亀山・関テクノヒルズ開発事業者である住友商事株式会社と新たな産業団地の開発の実現に向けて協議を行っているところでございます。開発に向けましては、事業手法や資金調達、用地買収、道路や水のインフラ整備など多くの課題がございますことから、今後も慎重に検討しつつも、できる限りスピーディーに新産業団地の開発が実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

亀山・関テクノヒルズについては、10月にも1社の操業が見込まれるということで、ぜひ税金へのつながりを期待したいというふうに思います。

今後の工業団地の展開も話がございましたけれども、やはり税金を上げていくには、民間企業の活発なそういう事業というのを期待するということが必要かと思えますし、既に操業されている事業者さんなんかでも技術力にたけている事業者さんもうらっしゃいますので、ぜひそういったところと、今後の新たな展開も含めて、十分ご検討いただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

広報「かめやま」について取り上げさせていただきました。

広報「かめやま」の発行回数についてということなんですけれども、まず広報「かめやま」の発行、現状をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の広報紙、広報「かめやま」でございますが、毎月1日号と16日号の2回の発行を行っておりまして、1月については1日号のみの発行となりますので、年間延べ23回の発行を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

こちらは、実は質問を取り上げさせていただいた理由というのは、広報「かめやま」というのは市民にとって情報源として非常に大事なものなんですね。大事なものなんですけど、やはり自治会が中心になって全戸に配付していると、自治会へ加入いただいている各戸に配付いただいているということなんです。これがまた一方で負担になっているということ。これは自治会長等の負担軽減についてと、私、以前質問させていただきましたけれども、そういった声も聞くのも事実なんですね。

ですので、そこを踏まえてあえて質問させていただくんですけど、していただきたいなあと思うんですけど、広報「かめやま」の発行する際の負担についてお聞きしたいと思います。できましたら、どれだけの人的負担がかかっているかということと、そこの経費的な負担ですね。事務量を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

広報「かめやま」の発行に係る人的、財政的負担の現状はどうかというご質問かと存じますが、広報「かめやま」は、広報秘書課において、掲載記事の庁内集約、企画編集、校正等を行った上で、印刷製本作業を印刷業者に外部発注し、発行をいたしております。これらにかかる直接的な経費といたしまして、昨年度の実績で申し上げますと、年間延べ426ページ、毎号1万7,900部を発行するに当たりまして、印刷製本費及び関係機関等への郵送料といたしまして約933万円を要しております。

また、広報発行に当たっての人的な対応の状況でございますが、毎号、発行日の約40日前から印刷発注に至るまでの間、掲載記事の集約、ページ構成の検討、表紙の写真の撮影、特集記事の編集、イベントの取材、市民記者との記事調整、さらには校正作業などを行うほか、市ホームページへのデータ掲載でありますとか、公式LINE、フェイスブックでの発行案内も行っております。また、印刷物の納品日には、各施設への配架分の仕分でありますとか、各機関等への郵送準備も行っているところでございまして、これらの一連の業務に対しまして、広報秘書課広報グループの職員のうち、専従1名、他の事務を兼務する職員1名、他の事務を兼務する広報専門員、会計年度任用職員でございますが、1名の3名が従事をし、広報発行を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

分かりました。

印刷等で933万円ということで、決して低いものではないですけども、大き過ぎるものでもないかなという印象を持たせていただきました。それだけかけて市民の方に今いろんな情報を得てもらっているということで理解しました。

今回、いろんな自治会長等にお話しする機会があったときに、私のスマホを指しまして、亀山市の公式LINEアカウントが運用されまして、実際もうこれ見れるんですよという話をしたときに、

え、知らなかったということをおっしゃるんです。いや、こんな便利なものがあつたらこれはありがたいわという話を実際その前で聞かせていただいたときに、いつでもスマホさえあればそこで手元で見れるということ、これはやっぱりいいものだなあというのを改めて感じたんですよね。それをやっぱり使わない手はないなというふうに思うんです。

ですので、実はこれは全国的に月1回化にしていこうという動きがあるんです、実際。その集約をしてもいいんじゃないかということで、しかし、これはいろんな意見があるのは当然であります。高齢者の方は当然なかなか紙媒体でないと手に取れないということもあるかと思うので、当然そういう話も出ている中で、そういったものも生かしていこうということで、月1回化していくという自治体も増えてきているのは事実です。それを、私は思ったのが、その自治会長の話を聞いたときに、これは生かせるんじゃないかということであります。

今までは、答弁がありましたとおり、16日の発行もあります。それを毎月1日号にきちっと集約をして、情報をきちっとバージョンアップすれば、十分月1回でもいけるんじゃないかなというふうに思うんですね。この本庁も置かれていますし、いろんな公共施設、それ以外のところにも広報「かめやま」を置かれています。手に取れるようになっていると思います。その中で、そういった中で、私は思い切って月1回にしてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市広報紙の発行回数は、市町合併の調整事項の一つでもございました。当時、旧亀山市が月2回発行、旧関町が月1回の発行である中、調整の結果、タイムリーな行政情報を提供するため、月2回の発行を基本とするということとなりまして、その後、現在に至っております。また、亀山市広報に関する規程におきましても、第4条で、市広報は、毎月2回、これを発行すると規定をいたしております。

しかしながら、市町合併後20年を迎えつつある中で、合併当時から比べますとホームページやSNSなどの電子媒体も充実し、それらを通じて情報を入手される方が着実に増加している状況であると認識をいたしております。議員もお触れいただきましたが、本年4月から本格運用を開始しました公式LINEもそれであろうかというふうに考えております。

一方で、本年1月から2月にかけて実施いたしました後期基本計画推進のための市民アンケート調査におきまして、広報「かめやま」を読んでいますかという問いに対して、「はい」「どちらかといえばはい」と回答された方は全体の7割を超えておりまして、広報「かめやま」の有用性でありますとか、市民への浸透度の高さが把握できたところでもございます。

こうした現状を踏まえまして、広報紙の発行回数につきましては、伝わる広報の視点からの効果性でありますとか、情報発信の即時性、行政情報の入手手段に対する市民ニーズの実態、広報媒体間の補完性、費用対効果など、よりよい在り方に関しまして、多面的な検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

7割の方がやはり広報を通じて情報を得ているという、非常に貴重な情報源になっているということかと思えます。ですので、私、広報をやめる、やめよということではなくて、きちっとそこを1回にしていきたいと思いますというのを、この公式LINEアカウントの数も増やしていきたいと思いますということでしたよね。それを両相まって1回にしていきたいと思います。例えばもし決定するに当たっても、それをやるに当たって、きちっと周知を図る中で取り組んでいけば理解を得られるものではないかというふうに私は思っています。ぜひご検討いただきたいなというふうに思うんですが、一方で、紙媒体が欲しい、やはり月1回じゃなく2回欲しいという市民の方も一方でおられるのも事実ですので、そこをうまく、多面的な検討とおっしゃいましたけど、今後の動向を含めて、LINEアカウントの、高齢者の方も今かなりの方がスマホをお持ちですので、ぜひまち協等でその導入の説明をされているということですから、そういうところも使いながら、まずはスマホの活用ができるんだよということを周知いただくということをお願いしたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

小学校のプール授業の今後の在り方についてということであります。

こちらについては、3年前にも同じような質問をさせていただきました。改めてこの時期に思うこともありまして、追跡のような形で質問させていただきたいなあとというふうに思います。

まず1つ目、今年度の小学校のプールの授業について、既にもう授業を開始されていると思っておりますが、聞かせていただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

本年度、亀山市内の全11の小学校で、6月10日から7月18日の間にプールの授業が実施されます。学習指導要領の水遊び、水泳運動の内容に基づきまして、1学年10時間程度の授業の実施を予定しているものでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

毎年、プール授業に当たっては準備が大変だということを聞いています。プールの清掃だったりですとか、ろ過器の再立ち上げとか、いろんなところの作業もそうですし、そういった機材等の再点検等も必要かともなってくるんですが、これは、各全校でプール授業が始まっているということなんですが、特に大きな問題はなかったということなんでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

小学校のプール施設につきましては、例年、ろ過器や温水シャワー用の温水器などの保守点検、亀山西小学校における可動床の保守点検、ろ材の交換等を行い、適切に管理を行っているところでございます。また、その点検結果などを基に、必要な修繕工事なども適宜実施しているところでござ

ざいます。

一方、老朽化等が見られる施設がある中で、今後、防水塗装やろ過器などの更新などによりまして多額の予算を要することも懸念しているところではございますが、現段階におきまして、プールの授業の遅延や支障がないように努めておるものでございまして、今年度につきましても、予定どおりプール授業が実施できるものと認識しているものでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

現場では苦慮しながらも、今年も何とかプール授業にこぎ着けたということかと思えます。

2つ目の質問に移ります。外部資源活用の考え方についてです。

これは、やっぱり小学校の授業は当然ながら小学校でやれば一番いいわけなんですけれども、これから老朽化も、プールも当然今の段階でも老朽化してきていますし、そういったところでは外部資源の活用が必要じゃないかということで3年前に提案させていただいたんですが、それについては、前教育長は検討の余地はあるというような答弁だったということでもあります。

外部資源の活用という形で私は書かせてもらったんですが、教育民生委員会での所管事務概要説明でも現場へ行かせていただいたときに、関のB&Gに行かせていただいたんですね。それで、温水プールを見せていただいているんですが、亀山市には非常にいい施設があるんですね。年間を通じてきちっと温度管理されたプールがあるということでもあります。これを使わない手はないんじゃないかというふうに思うんですけれども、これについて、教育長は、例えばB&Gなんかは十分使いこなすことが私はできると思っているんですが、教育長はどのようにお考えかお聞かせいただけますか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

水泳指導につきましては、議員ご提案のように、B&Gといった外部資源を活用することは、プールですので、天候や気温等に左右されず、1年間を通じて計画的に指導が実施できる点や、現行の学校にあるそういう設備管理の面においても、外部資源ですので、そこら辺が省かれるということにおきましても大きな利点があると考えます。

一方、子どもたちがその施設まで移動したりする必要があるもので、移動の距離であるとか移動の時間であるとか、それに関わる時間が増えますので、授業時間の確保など様々な課題もあります。

また、学校のプールは年間の稼働日数が少なく、少ないながらもプールの施設管理や維持にかかる時間、費用を要する施設であるという側面もございまして。このような観点から、学校間での共同利用、共同使用も含め、外部資源の活用についても今後検討してまいりたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

検討してまいりたいということでありましたけれども、全校一律にやる必要はなくて、一部の学校からでも私はいいと思うんですよね。やはり老朽化も学校で全然ばらばらでありますし、今後、

学校施設の長寿命化の話もございます。そのときに、長寿命化のタイミングでプールの施設の建て替えも必要になってくる部分も当然出てきますので、それも含めて一緒に同時進行して検討していく余地があるものじゃないかというふうに思って提案させていただいているんですね。ですので、ぜひ亀山にはBGというものが、せっかく設備がありますので、それを活用する。それも一部の学校から、できやすいところから柔軟にやっていく。まずスタートを切って、それによっていろんな課題も出てくるでしょうから、それを検証しながら前へ前へ進めていく、次の1校、2校へ増やしていくというようなこととか、ぜひご検討いただきたいなと思います。

これは輸送というか、現地までの移動が一番のネックであるのは当然であります。それも含めてシミュレーションしていただいて、ぜひまずどこかモデル校をつくっていただいて、導入いただくというところからまず始めないと、これは動き出せないですので、それをぜひご検討いただきたいんですが、教育長、もう一度そこについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

プールの授業の実施の在り方も具体的に検討していくに当たり、小規模な学校もあるということも踏まえて、小規模校での交流学习の視点も含めまして、今年度、試験的に、白川小学校の児童が野登小学校へ、亀山南小学校の児童が昼生小学校へ移動して、プールの授業を全学年1回ずつ行う予定です。プールの授業を自校以外の場所で行うという点においては、モデル校というか、そういう実施校となります。この実施を通して、授業の形態や児童の移動手段等の課題を整理する予定となっております。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

今年度実施していただいているその具体例も示していただきました。ぜひそこも検証いただいて、進めていただきたいと思います。

今日も非常に日中、暑うございますけど、プールも天候によっては中止になるんですね。ですので、10時間が確保できないということも当然可能性として出てくるということは学校現場で認識されていると思います。ですので、そういった点からも含めて、外部資源の活用をぜひ進めていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

6番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時48分 休憩）

（午後 1時58分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問します。

まず、財政構造改革骨太方針2024についてであります。

3月議会で櫻井市長は、再三、このまま何の対策も講じなければ、2029年度には財政調整基金が枯渇すると言ひ、そのために事業の選択と集中を進め、不要不急の事業の見直しをやらなければならないと言ひました。櫻井市長がここまでの危機感を述べたのは初めてだと思います。というより、昨年9月議会で2022年度の決算を審議したときには、財政はおおむね健全だと胸を張っていたのですから、それが今年に入ると、このままでは財調が枯渇すると急転直下言い出したわけでありませう。何を今さらというのが私の感想であります。なぜなら、櫻井市長が言うようなこのままでは財政が枯渇するという指摘を、私はずうっと以前からし続けてきました。

会議録で具体的に指摘します。

例えば2017年9月議会で、実質単年度収支も前年度より約11億円赤字が増えたが、これは一時的なものなのか、それとも今後も続く傾向として表れたものなのかと聞いたところ、当時の財務部長は、財政運営上、実質単年度収支約14億円ほどの赤字がずうっと続くような財政運営を行っていくことはできないというふうに考えていまし、見直す必要がある、もうこの時点で見直す必要があるという答弁だったんです。しかし、その後、効果的な見直しはほとんどされず、その後も実質単年度収支の赤字は続きました。

次に、2020年9月議会で、過去10年間の実質単年度収支と財政調整基金残高の推移をグラフで示して、実質単年度収支の赤字が続くと財調の残高がどんどん減っていくということを指摘し、ここに今、亀山市の財政の危険信号があるというふうに指摘をして、その認識を問いました。その当時の総合政策部長、そこに座ってみえますけれども、議員ご指摘のように、積立てを取り崩したやつを戻し切れていないという現状がありますという答弁をされております。

そして、2022年9月、このときにも実質単年度収支は2014年以降、8年連続で赤字が続いていることを指摘したのに対して、当時の総務財政部参事は、実質単年度収支を少しでも好転させていく必要があるというふうに答弁されております。このように、ずうっと実質単年度収支で赤字が続けば、財政調整基金がどんどん減っていくという指摘をずうっとしてきたわけでありませう。

グラフを出していただけますか。

このグラフはそのことを示しております。

下の赤線が実質単年度収支で、ずうっと赤が続いて、2014年以降、赤が続いております。ゼロ、青のグラフよりも下ですね、皆マイナスになっております。赤字になっております。それから、上が財調の残高です。見てもらうと分かるように、どんどんどんどん少なくなっているというのが分かります。

櫻井市長が、こういう指摘を私は何度もやってきたので、その早い時点でもし財政運営を見直しておれば、今回のような事態にはならなかったと私は思っております。

そこで、まず1点目、現在の財政状況をつくったというこの財政運営の問題点はなかったのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず実質単年度収支の概念は、まさに議員ご指摘をこの数年いただいてまいりました。これはご案内のように、平成17年の合併をいたしました合併の翌年から亀山市の実質単年度収支は2年間の除いて赤字でございます。

（「その前から」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

その前から。

先ほどグラフがありましたが、2005年以降が赤字でございまして、その2年間は何かというのと、2008年いわゆる146億の市税があったあの年と、平成25年のシャープのアップルの投資、1,000億の投資があったこの年の2か年を除きまして、合併以降、今日に至るまで実質単年度収支は赤字を示してきておるところであります。

その背景は、収支のバランスが非常にうまく回っているときは財調を取り崩しながら事業を回していくと、このバランスが取れておって、それは非常に一定の事業の推進と財政が成り立ってきたというふうに思っております。仮に事業をやめれば、財調から繰り入れる、不足分を繰り入れるということが必要ありませんから、この実質単年度収支は非常に赤字にならないということは、そういう仕組みの指標であります。したがって、従来ですとこの収支バランスが成り立ってまいりましたが、今日、午前中からお話ございましたこの数年の人件費、それから物件費、それから国際情勢等々によります消費的経費が約数億、下から上がっておるわけでありまして、収入が減る中でそういう状況が背景にあってこの今日の状況に至っておるという仕組みが背景にあるかというふうに思っております。

したがって、今日までの行財政運営が間違っていたのではないかというご指摘でございますけれど、この実質単年度収支の取扱いという視点におきまして、事業と財源とのやりくりという意味におきましては、一定の、それぞれの市民ニーズやそのとき、時期時代の亀山市としての必要な事業を展開してきた、その結果であろうというふうに認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ここまで財調が減ってきた、そのことに対する反省がないんですよ。反省がない人がこれからの改革を幾ら唱えても、これは説得力ないということをおきますよ。

これは至って単純なんですよ。実質単年度収支が赤字が続いたら、必ず財調は減るんですよ。これはもう財政のイロハなんですよ。じゃあ、どうしたらいいかと。例えば2年続いた時点で、3年目には実質単年度収支を黒にするようにすればいいんですよ。そうすれば財調が少しですが戻るんですよ。また二、三年赤が続いて、また黒に戻したら、また財調を戻すことはできるんですよ。そうすると、こんな片道、一方的にだーっと下がっていくことは起こらないんですよ。

これは実質単年度収支の赤を続けたから下がったんですよ。だから、この中で、例えば3年続いたところで、もしこれを一時的にも黒字にすれば、これは上がりますよ。この単純な仕組みなんで

すよ。これだけのことなんですよ。それをやらなかったということを私は言っている。だから、ここまでの事態を招いているということを言っているわけですよ。

やっぱりこれは櫻井市長の計画性のなさ、私はこれは明らかな失政というふうに思います。これは自然災害でも何でもありません。それから物価高騰とかエネルギーというのはごく最近の話ですよ。私が言っておるのは、もう8年も7年も前からの話を言っておるわけです。その時点で物価高騰やらエネルギー高騰ってありません。よろしいか。だから、そのときにもこういうことは起こっておるんですよ。だから、これはあなたの失政ですよ。これだけははっきり言っておきます。

次は基金の問題に触れたいと思います。

金がない金がないと言うんですよ。確かに財調はもう18億6,000万円ぐらいしかないんですよ。ところが、基金全体でいうと80億あるんですよ、亀山市は。だから、亀山市は金がないんですよ。基金としては80億持っているんですよ。

だから、いわゆる財政調整基金というのは一般家庭でいうたら普通預金ですよ。いつでも下ろしたり入れたりすることができるお金。それから、特定目的基金というのがあるのね。要するに特定の目的、例えば庁舎を建てるために積み立てるとかね、こういう特定の目的にしか使えない特定目的基金もあるんですよ。これが多いんですよ。それも含めて80億あるんですよ、全部で。だから、決して金がないんじゃないですよ。財調がないけれども、亀山市は金がないのではない、このことをしっかり言っておきたい。

それで、私は前々から言っているんですよ。リニアの基金、これはもう現時点で10年以上、絶対に間違いなく遅れるんですよ。今何としても20億を持っておかなきゃならないようなお金やないんで、これはもうぜひ廃止をして、そして財調に入ると。今入れたら財調が38億の残になるんですよ。これで今18億と言っている事態が少なくとも解消できるんですよ。そういうことがなぜできないのかという。お金はあるんですから、振り替えればいいんですからね。

それで聞きたい。財調だけを見ずに、基金全体を見て、そういうような形で全体を見て考える、そういう必要、つまりリニア基金を廃止してそれを財調に積むというような考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、先ほどの実質単年度収支が減ったから財調が減ったのではなく、その逆でございます。事業をやらなかったらこの数字はこういう指標にならないということでもあります。

それから、今の財調の数字だけを、80億ある特定目的基金、特にリニアの基金からこれを取り崩して財調へ入ると。財調の金額だけ上げるのであればそれはそういうことであろうかと思いますが、今、亀山市が変えなくてはならんのは、財政の構造を変える、このことが大事でありまして、その結果、令和11年には財調の25億以上を確保すると、これを目指そうということでありまして、目標と手順が、これは議員のご指摘では逆であります。

それから、リニアの基金を取り崩してはいかがかという話については、議員、従来からお話をいただいておりますが、これは釈迦に説法ですが、財政調整基金以外の基金については、目的に応じた事業に充当するもの、将来に備えるという視点から積み立てていくという考え方に基

づいておるところでございます。その中で、このリニアの基金につきましても、将来予定しております整備事業費の財源の一部に充てるために特定目的基金として今日まで管理をいたしているところでございます、継続的に積み立てられてきたものでございます。

したがいまして、このリニア中央新幹線駅の整備基金を廃止して財調基金へ繰入れを行うことで、財調基金は一旦は増額とはなりますけれども、将来必要となりますリニア駅の整備に係る財源の確保が困難となりまして、スムーズな事業着手に支障を来すことは明らかでございます。また、この基金分を市債で対応いたしますと市債増加によります後年度負担への影響などが懸念をされますことから、将来の世代への影響、それから他の事業への影響を考えますと、やはり将来のリニアの整備に向けて着実に備えていくという考え方は極めて重要な視点であろうというふうに考えるものであります。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

誤解をされているようですが、私が言ったのは単純な話で、家庭で預金がなくなってきたら定期預金を解約しますよ。そういうことなんです。あなた方が盛んに財調が18億、もう枯渇するかも分らないと言うから、当面20億を廃止して積んだら財調としては38億になるやないかと、当面しのげるやないかということをおっしゃるわけですよ。それでもって今の財政が解決するなんて言っていません。18億で枯渇すると騒ぐから、そんなことを言うのなら20億積んで38億にしたらどうですかとおっしゃるわけですよ。

ここから本題なんです。

じゃあ、どうして歳出を削るんだという話ですよ、今回はね。

今回の構造改革の骨太方針を読んでおると、取組方針、聖域なき歳出削減というのを打ち出して、その手法として、枠配分方式ですね。だから、前年度当初予算の90%、つまり1割カットですよ。1割カットで予算を組むということなんです。その際に、人件費やとか公債費、いわゆる借金返済の公債費、それから新規増加分は削減困難経費として、これは除いてもらって結構ですよ。それ以外の費用でもって1割カットしてくださいよという案なんです。この取組方針、本当に9割のもの、1割カットで本当に予算編成できますか。先ほども、今年度も5%削減でやっただけでも、できなかったやないですか。同じ手法で5を10に引き上げて、またできるんですかと。今年度はできなかったけれども今回はできますというその根拠を言うてください。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和6年度の当初予算編成におきましては、令和5年度の当初予算の一般財源額の約160億の5%である約8億を削減する目標を掲げて取り組んだところであります。予算編成のスタートに当たりまして、行政経営方針の中で、そしてその中で方針としてお示しをいたしました。しかしながら、物価高騰による削減額を上回る物件費の増や人事院勧告等の影響によりまして人件費が増となりましたことなどから、令和6年度当初予算における一般財源額は、前年度比よりも1億円強増加したところであります。

このような現状を踏まえますと、今回、財政構造改革骨太方針2024を策定いたしまして、聖域なき歳出削減を行うものでございますけれど、この歳出削減の具体的な手法といたしましては、枠配分方式、シーリングをかけるということとございまして、90%程度の予算枠をあらかじめ設定をして、その枠内で予算要求とすることとしなければならないということとあります。このシーリング方式によります予算要求となりますために、前例踏襲にとらわれないゼロベースからの予算編成などの取組の視点を持って、事業の不要不急の見直し、それから優先度、事業の進め方、こういうものの総点検を行いまして、歳出の削減に取り組んでいかななくてはならないというふうに考えるところであります。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結局5%カットも10%カットも一緒なんです。シーリングなんです。だから、同じ手法でやって、5%はできなかつたけど10%ならできますという根拠はないわけですよ。だから、この一律カットというやり方は公平なように見えて公平やないんです。それよりも、私は、あなた方が聖域なき歳出削減とかね、それから主要事業といえども対象やと言うわけですよ。それやったら、この中に書いてある、これはおかしいですよ。各課長は必要額を予算要求するため、歳入に見合った歳出となっていなかったからオーバーしたんだという書き方がしてあるんですよ。だけど、各課長に歳入に見合った歳出にふさわしい予算要求をせえって、無理ですやろう。これは全協でも言いました。要するに歳入がどれぐらいになるかということが把握できる人でないとそれに見合った歳出なんてのはできないんですよ。

それからもう一つ、市長のところに各課の予算要求が上がってきます。全体として予算要求を見て、このうちでどれは優先する、どれは優先しないとできるのは市長だけなんです。だから、各課の課長にそんな歳入に見合った歳出にふさわしい予算要求をせいなんてことはどだい無理な話。それは結局、地方自治法で市長にしか予算編成権がないのに、それをあたかも職員がそれをやらなきゃならないように言っているのが今回のおかしさなんです。こんなおかしな話はないですよ。だから、各課はそれぞれ聖域なき歳出削減はいろいろ進めますよ。した中で、どうしても必要なものとしては予算要求をする。上がってきたものを市長は全部見て、歳入と照らし合わせて、そして何をカットするかを市長が決めればええんですよ、こんなもん。それをあたかも各課の課長にそこまでのものを求める、10%、そんなことをするのはどだい間違っていると私は思っております。

例えば、市長、あなたが目玉にしている健康都市大学をやめたらどうですか。それから、市制20周年の記念事業、これも15周年程度の質素なものにしたらどうですか。こういうことを例えば市長がやったら、ああ、そこまで市長はするんやと、自分が目玉でやりたいことをあえてそこまで、例えば健康都市大学でも、学ぶことは大事なんで、中央公民館の講座でやればええんですよ。十分可能なんです。中央公民館の講座で健康のありますもん。だから、そういう形で幾らでもできるんです。そういうような自分が目玉にしているような施策をもし市長が自らカットしますと言うたら、各課も考えますよ。そういうことがリーダーシップなんです。あなたが何にも言わずに各課に10%削ってこいと言うたって、やりません、なかなか、できません。

それからもう1点、これはあれなんですけど、議会事務局もそうなんですけど、人件費とか借金

返済とかいろんなものを除いていって、カットできる部分というのは非常に小さいんですよ。ここを10%削るとなると、何を削るんやというふうになるんですよ。もう議員の報酬を削ろうかって、そういう議論になるんですよ。そういう部署もあります。それから、事業をたくさん持つておるところ、事業課なんかやと、そういう削減困難経費ですか、それは非常に小さい。そして事業費が非常に大きい。削ろうと思ったら削れる範囲は対象としてはある、そういうところもあるんですよ。

だから、一律に10%ということはいかにおかしいかと分かりますよ。ある部署は、この5%削減と今年度言われたときに、45%減らして予算要求したというんですよ。そういう部署もあるんですよ。だから、これは本当に各部署によって違うんです。だから、一律にすること自体がおかしい。

それよりも、一つ一つの事業を見て、この事業はやめますとか先送りしますとか、そういうことをやっぱりやっていくべきなんですよ。それが本筋やということなんですよ。それをやれるのは市長やということですよ。それをあなたがやらない、それでもって10%カット、これは違うという。この見解について市長はどう思われますか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在の本市の置かれた状況の中で、全ての職員がやっぱり状況をしっかり把握をする。今おっしゃられた本年度予算で45%削減を自らしてきた課があったというお話を今いただきました。それは5%というこの削減の方針に基づいて、事業の見直しなりとか、あるいはやり方を工夫しながら、そして優先順位をその課は考えて示してきたというふうに理解をいたします。

今必要なことは、全庁を挙げてそれぞれの部署がそれぞれの判断で、今の現状をまずは全庁の全ての状況を認識して、これから起こり得る様々な変化も含めて認識した上で、行政の事業の在り方と財政を考えて事業をより積み上げていく、こういうことが求められておることですので、当然課長にそれを求めるのがナンセンスだというご指摘は全く適切ではないというふうに思っています。したがって、私どもは今の状況の中で、全庁、全職員、そして当然市長も含めて、先ほど申し上げた、幾つか例を出されましたけど、議員のご所見なり、あまりご関心のない政策分野、市長の目玉ということではなくて、これは行政の総合計画なり個別の計画の中で必要な事業として計画をされておるものでございますので、そういうものも含めて、主要事業であっても聖域なくこれはメスを入れていく、そういう方針で臨んでいこうという姿勢でございますので、そこは誤解なきようにご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が45%を出したのは、それぐらい部署によって削減できるところとできないところがあるという例ですよ、これはあくまでね。そういうふうに理解してください。

それから、あなた自身が不要不急や何やと言葉で言うんやったら、具体的にこの事業をやめますとか言えばいいんですよ。あなたが掲げた事業ばかりなんだよ、これは、最終的には、主要事業といえども。みんなあなたを通して決まった事業ですやろう、だからそれをあなた自身がこの事業

をやめます、先送りしますと言えはいんですよ。それを言わずにそういうばくつとした言い方を
するから私は言うんですよ。具体的に事業を上げなさいよ、それじゃあ。こういう事業をやめま
すと、具体的に。

最後に、大規模施設整備に伴う財政負担規模試案の検討についてという文書をいただきました。
これは3月議会のときにいろいろ市長が言われたことに対して、私のほうから、じゃあ具体的に年
度別にどれぐらいの予算がかかるのか、それを示してもらわんことには議論できないよというこ
を言ったところ、6月議会に間に合うように出していただきました。やっぱりこれ4つ、本当にで
きるんですか。この大規模、し尿、それからごみ処理、それから学校施設、それから新庁舎、4つ
ですよ、これ。できますか。

○議長（森 美和子君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

財政状況が大変厳しい中であって持続可能な行財政運営を進めていくに当たり、先般、今後大規
模整備が必要となる施設について、現時点において可能な範囲で諸条件を仮定し、将来の財政負担
規模を試算しお示しをさせていただいたところでございます。これはあくまで試算ではございま
すが、市全体の施設整備の在り方や実施時期につきましては、今後十分に検討してまいるものでござ
います。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

分からんでもないんですよ、全く想定でしておる事業なのでね。ただ、これ本当にできるんです
かという話ですよ。これは大変な話ですよ。そのことだけちょっと投げかけておきたい。また具体
的な資料が今後出るという話ですので、その段階でまた議論したいと思います。

じゃあ、次に移ります。新庁舎建設についてであります。

3月27日の議会全員協議会で建設予定地の選定について報告されました。これは市民の方から
いろいろ聞かれる、議会は何であんなところを認めたんやと言われるんです。認めていません。市
から報告があったのを聞いただけですという説明をしております。これだけははっきり言うておき
ます。議会は何もこのことについて、選定の段階からタッチもしていませんし、決まったことにつ
いて報告を受けただけやと、これだけははっきりしておきます。

その5つの中から亀山駅周辺というのが選定された。ただし、大まかなエリアだけで、ばくつと
しています。どことは分かりません。選定理由がいろいろ書いてあるんですけど、1つは亀山駅前
の再開発が一つの大きなポイントになるんだろうと思います。

ただ、こういうことも書いてあるんですよ。一方、当該地域は浸水想定区域等を含むことから、
設計段階等において民間事業者の技術提案も受けながら、一定の安全性を図ることとし、今後は、
具体的な建設場所の決定に向けて、土地所有者との交渉など必要な取組を順次進めますと書いてあ
る。つまり、これ決定のいろんなニュースを見た市民の方から、やっぱり一番強くかかってくるの
は1974年の集中豪雨ですよ。昭和49年、49災害。これで御幸町、東御幸町一帯は水浸しに
なったんですよ。川みたいになったんですよ。そういう記憶が皆さん鮮明にあるんです。だか

ら、なぜそんなところに庁舎を建てるんやというのが市民が素朴に思う第1の疑問なんですよ。

さらに言うなら、あそこには市有地がほとんどないんですよ。あるとしたら文化会館の駐車場ぐらいですよ。あとはもう本当に民間の方の土地を用地買収しなきゃならんというような、そういう困難さがある。ましてやこういう浸水想定区域ですから、これにも書いていますけれども、いろんな手を打たなきゃならん。金もかかります。場合によったら盛土せんならんとか、そういうような問題で、金のかかる話ばかりなんですよ。示されておるのでも用地買収で大体14億4,500万、ただしこれは移転のための補償費は含まれていませんというんですよ。だから、金かかるんですよ、ここへ建てるとするよね。それから、水害のおそれがある。どう考えても適地じゃないと思うんですが、なぜこんなところを選んだのか、この判断が正しかったということなのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の建設予定地の選定に当たりましては、5つの選定基準、これは計画性、利便性、安全性、実現性、経済性、この5つでございますが、全て重要な項目でございます。個々の評価において差を設けることはいたしておりません。議員がご指摘ございました浸水想定地域でありますとか、市有地がないといったことが影響があらうかというご指摘でございますが、財政への影響などの経済性及び災害等への安全・安心を確保する安全性につきましても、これも大変重要な選定基準ではございますが、現時点だけを捉えるのではなく、将来に向かっての長いスパンでの亀山市の都市づくりを考えますと、亀山駅を中心とした既成市街地への都市機能の誘導により、都市基盤を生かしたコンパクトで利便性の高いまちづくりを進めていく、まちづくりとの整合性からの視点である計画性、それにアクセスしやすさなど、市民サービス面からの利便性も大変重要な選定基準でございます。

これらのことから、選定に当たりましては、選定基準ごとに評価項目を設定し、客観的評価を行うとともに、選定基準から見た候補地の特性、さらには具体的な建設場所を想定し、可能性の検討を行った上で総合的に判断し、亀山駅周辺に決定したものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

計画性とか経済性とか、優劣をつけられないと言うんですよ。ところが、現実問題、お金がないんですよ。財調が18億しかもうないって、枯渇すると言うておるんですよ。そんな中で建てようというんですよ。そうしたら、どう考えたって経済性が大事じゃないですか。そうでしょう。

それから、これほど災害がひどくなる、こういう時代に建てるわけですから、やっぱり防災、危機管理、これは大事ですよ。私はこの2つが今この時期に庁舎を建てるに当たって、やっぱり重視すべき問題やと思いますよ。経済性に優れて、それから防災、危機管理、こういう拠点であること、そういう点で考えたら、先ほども言ったように、亀山駅周辺、適当やないですよ、これ。そうでしょう。

例えば、盛んに言われる財政が厳しいということと矛盾するんですけど、財政が厳しかったらで

きるだけ安く上がるような建て方を考えればいいのに、低層3階ですよ。3階の建物を造るんですよ。上へ積まないんですよ。建物というのは床面積が小さくて高く積みば安く上がるわけでしょう、建設の費用が。だから、そういうことはしないんですよ。低層なんですよ。低いんですよ。だから、敷地の床面積が広いんですよ。そういう問題とか、それから集約型と分散型、これも集約型というんですよ。寄せてきたら当然庁舎のボリュームは大きくなりますよ、寄せてきたら。なぜ集約型にするんですか。

こういう財政が厳しい厳しいと言いながら全然逆のことをやっているわけですよ。金のかかる、用地買収はかかる、それから水害対策のお金もかかる、それから低層で金もかかる、集約型で大きな庁舎になる、こういうことをやるわけですよ。全く矛盾していると思いませんか。今の財政状況の中で建てるんですよ。

それから、こういう整合性がないという問題、やっぱり私はこの点で経済性と、それから防災や危機管理の拠点となる、このことを優先すべきということについての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議員ご指摘の先ほど来からの経済性、それに伴ってといいますか、防災の対策には当然これも費用もかかることも想定されますが、先ほども申しあげましたように、今回の選定に当たりましては、5つの選定基準を総合的に判断したものでございます。確かに市の財政状況は大変な状況でございますので、先ほど来からの財政構造改革2024も策定しておるわけでございますが、それによって市の財政状況を立て直しということを目的といたしております。

そういった中で、現在の市庁舎の計画につきましては、先ほども申しあげましたが、今だけを捉まえるのではなくて、将来、何十年先も見据えた、そういった将来の都市づくりを考えての選定でございますので、選定基準の経済性だけではなくて、総合的に計画性とかを捉まえて判断したものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう本当に私、理解に苦しみますけどね、こういう質問に対する答弁になると、何か財政問題が飛んでしまうんですよ。財政が裕福で特に財政の問題もないようなところの答弁なんですよ、あなたの答弁は。違うんですよ。前提は、枯渇するんですよ、財調が。そういう財政状況の市が庁舎を建てるんですよ。そのことを考えてくださいよ。

じゃあ95億って、一体本当に何としてこれを出すんですか、95億のお金を。出せるんですか、これ。今の財政状況の中で。何年かかかってやっというんな歳出削減をやって、25億まで財調の基金を戻すということを方針に掲げておる市が、95億もかかるような庁舎を建てるんですよ。できるんですか、これ本当に。これは最後の質問に上げていましたけど、それをまず行きますわ。

95億、こんな大規模な、さっき言ったように施設改修が重なるんですよ。学校は長寿化せなあかん、それからし尿にしろごみにしろ、これもしなきゃならん。そこに庁舎もするんですよ。これ

は全く時期が重なるんですよ。同じ時期にやるんですよ。その庁舎が95億ですよ。できるんですか、これ。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎整備に係る事業費につきましては、計画で95億円という概算の総事業費をお示しいたしておりますが、今後、具体的な建設場所を決定し、整備計画をより具現化していく段階におきまして、改めて新庁舎の必要面積、これにつきましては何階建てとといった、そういう階層も含まれますが、これにつきましても精査した上で、新庁舎のコンパクト化等について検討するとともに、特定財源の確保により、できる限り財政負担の低減を図ってまいりたいと考えております。でございますので、今回は建設の予定地をエリアとして選定したものでございますので、具体的な事業費につきましては、当然なるべく削減できるように検討はしていく予定ではございます。

また、財政状況が大変厳しい中にありまして、持続可能な行財政運営を進めていくに当たり、先般、これもお触れいただきましたが、大規模施設の概算の試算をいたしております4施設、新庁舎、ごみ処理施設、し尿処理施設、学校施設について、現時点で、これも可能な限りの範囲で諸条件を仮定した将来の財政負担規模の試算、あくまでも試算でございますが、これをお示しさせていただいたところでございます。この検討内容につきましては、当然全く想定で、計画として位置づけられたものもございませんが、4施設全体で、施設整備の在り方や実施時期につきましては、十分検討していく必要があると考えてはおります。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ちょっと問題ですよ。低層型3階建てと言うておるんですよ、はっきりと。あなたはそれにこだわらないようなことを言いましたね。集約型もそうでしょう。ここは変わらないんじゃないですか。低層3階建ての建物で集約型、違うんですか。これは変えることもあり得るんですか。はっきり答えてください。変えることがあるんならあると言うてください。

○議長（森 美和子君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

まず、庁舎の基本構想の中で示しています低層3階の集約というのは基本方針ですので、これについては現段階で変えるつもりはございません。ただ、総務財政部長が申し上げたのは、このたびはお示しをさせていただいた大規模施設整備に伴う財政負担、これについて4つの施設を出させていただいた。今年度、これが本当に実現が可能なのかどうかも含めて、全て検証いたします。その中で、このスケジュールとこの規模でできないといった結果が出た場合には、やはりこれはまた市民並びに議会にお示しをして、スケジュール等も、例えば規模等も変更することも考えていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった設定を考えて総務財政部長はご答弁させていただいたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ということは、変わり得るんですよ。だから、そこがはっきりせんのですよ。毎回そうです。この基本計画って、最初に出たのが中間案ですよ。ちょっとコロナの期間があって間が空いて、その次に骨子案が出たんですよ。それで、最終案が出たんですよ。これは結構長い間来ておるんですけど、例えば建設の集約型と分散型もぶれておるんですよ、その都度。集約型と言ったり、分散型もあり得ると言ってみたり、最後には何かといたら、建設予定地によって変わりますと書いてあるわけですよ。今度は低層で集約型ですか、と書いたら、今度はこの4つの大規模施設の事業がどういふふうに進んでいくかによって変わり得るとまた言うんですよ。一体あなた方の計画って一体何なんですか。ころころ変わるような計画って。

もう時間があんまりありませんので、私はもう前々から言っている、もう集約型をやめたらどうですかという話です。もう分散型でいったらどうですかという話なんですよ。というのは、もう今の財政状況の中で、できるだけコンパクトな庁舎を建てる。だから、必要最小限の本庁舎を造る。取りあえずはあいあいにしる環境センターにしる、まだ耐用年数は十分あるんですから、それを活用しながらやるというようなことで、コストも抑えられますし、それから例えば20年、30年後にまた庁舎を考えるということがあるかも分かりませんよ。例えばもうあいあいが耐用年数が来たとか、環境センターが来たというときにまた考えることはあるかと思うんですよ。今できる判断というのは、私はこういう財政状況の中でやれることは、もうあいあいにしる環境センターにしる、そういうところは残して、最小限の本庁舎を建てるという、やっぱりそういうような分散型にすべきではないかというふうに思いますが、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

分散型か集約とするかということでございますが、議員ご提言の分散ということでございますが、現在分散しております行政機能、庁舎でございますが、つきましては、新庁舎整備基本計画におきまして、新庁舎に集約することを基本とすることをお示しいたしております。

また、コスト面に関しましては、行政機能、庁舎を分散し、新庁舎の整備費用を抑制した場合であっても、複数の庁舎を維持していくことによりまして、施設の更新や維持管理に係る経費が必要となることから、行政機能、庁舎を分散して整備することが必ずしも中長期的なトータルコストの縮減につながるものではないと考えております。施設を集約して維持管理していくほうが、長期的に考えた場合、トータルコストは低くなるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、今の答弁も、結局財政問題は上、あっちゃ向いているんですよ。私が言っているのは、18億しかなくて枯渇するという亀山市がどういふ庁舎を建てるのかということを考えてほしいと言っとるんですよ。

理想はそうですよ、それは。もうあいあいにしるそういうところをみんな集約した一つの庁舎を

建てれば、それは将来的にいいですよ。ただ、それが今できるんですかという話をしているわけです。できないから分散型でやらざるを得んのではないですかと言うておるんですよ。

もう一つ言うと、例えば候補地の一つに住山がありましたよね。あれはもう全部市有地ですよ、市の土地ですよ。例えばああいう広い市の土地に、例えばコンパクトな庁舎を建てたとしたら、そうしたら、その土地というのはまだまだ活用地があるんで、今後そこに増設増設できるわけですよ。そんなふうな土地は、広い土地を一つ確保しておいて庁舎を建てて、その空いたスペースに今後増築が可能なような土地を選べば僕はできると思うんですよ。そんな判断だってあると思うんですよ。

要は、もうとにかく何遍も言いますけど、財政が厳しい、しかも4つの事業が重なる、そういう中でどんな庁舎を造るんだということになったと。とてもやないけどそんな状況の中で95億もかけて市庁舎を造ってくださいということは、市民の、僕は納得を得られないと思うんですよ。だから、そういうことも全部含めて一度考え直してほしいです。市長、どうですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そういう意味も含め、今回の行財政改革は、構造改革を集中的にこの期間にやらなくては、今後想定されて、この庁舎にせよ、他の4つの大規模事業にしても、環境センターにしても、学校の校舎の老朽化にしても、これは当初から、もっと早くから想定してきた事業でございますので、そういう中で今日まで最大限の努力をしてまいりました。しかし、今後、今の局面と今後の他の事業も含めて考えますときに、今お話もいただきましたこの5月31日にお示しをさせていただいた4つの大規模事業の、建設のときだけではなくて、そのランニング、それから整備費の償還、これらも踏まえた中長期のコストがどのように重なるのか、これをしっかり見極めなくては極めて大変なことになるという問題意識の中に、現在、集中改革をしていこう。そして、この大規模事業についても、いま一度そのように見直していこう、見詰めていこう、こういうのが現時点の状況でございます。今、副市長、部長が申し上げたとおりでございます。そういう中で、私どもは全庁を挙げて様々な取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今日は財政問題を取り上げながら、それに関わる大きな事業としての庁舎建設ということでさせていただきました。

やっぱり財政問題は、市長にも言いましたけれども、やっぱり一律10%カットではなくして、本当に一つ一つの事業が不要不急なのか、先送りできるのか、無駄なのか、その事業単位でやっぱりきちっとやってほしいということですね。一律のカットではなく、事業そのものを一つずつ取り上げて考える。その際に、市長が積極的に掲げているものからやっぱり見直してほしいということを私は申し上げました。

やっぱりこの庁舎については、先ほど言いましたように、本当に財政との絡みなんですよ、これね。庁舎だけを建てるということではない、いろんな、学校もしなきゃならん、それからし尿処理、それからごみ処理が重なる。この中で庁舎を考えなきゃならん。だから、そこを踏まえて、やっぱ

りきちっともう一度考え直していただきたい。だから、これは一旦基本計画を出したからそのまま進めますではなくして、先ほど市長も言われましたけど、そういうものもちゃんと踏まえて、その上で見直すべきは見直すという理解でよろしいか。それを最後、見直すべきは見直すでよろしいですか、市長、一言だけ。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何が必要なのか、何を優先すべきか、そういう中で政策判断をしていく必要があるということ、これは今までもそうですし、これからもそうであるということであります。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 新 秀隆議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

それでは、9番、公明党、新でございます。

今回は、一般質問、大きく安心・安全のまちづくりについてと住宅施策についての大きく2つで進めさせていただきたいと思っております。

それでは、通告書に沿って進めてまいります。

まず初めに、亀山市の歴史的風致維持向上計画というのがきれいな絵柄で出ているんですけど、こちらについてでございますが、まずその中の関宿の舗装の美装化についてでございますが、もともこの計画におきましては、背景と目的の中に当市の歴史的風致の根幹である徳川家康が慶長6年、1601年、関ヶ原の合戦の翌年でございますが、五街道を整備してから400年の歴史を持つ東海道については、街道に暮らす人々の生活に深く関わっているものの、宿場を結ぶ区間においては、市民や来訪される方が東海道であることの認識がまだまだ薄く、歴史文化の拠点をつなぎ、まち一体となった魅力の発信が十分にできていない状態であると云々ございまして、終わりのほうに、より一層の歴史的風致の維持及び向上を目指し、引き続き歴史的資産、文化、文化財の保護とまちづくりが一体となる組織の取組を推進していくために、亀山市の歴史的風致維持向上計画の第2期の計画を策定することということでございました。

当初、この五街道は、東海道、中山道、日光、奥州、甲州の5つでございますが、中でもこの東海道は、一番この5つの中でも、距離としても575ということで非常に長い距離が示されております。

そういう中におきまして、この東海道の中におきましても、亀山市というのは46番、47番、48番という亀山宿、関宿、坂下宿という形で大事な3つの拠点をまたがっております。所によっ

ても、やっぱり亀山市のこの関宿におきましては、伝統的建造物群の保存地区、そしてまた日本の道100選ということにも選定されております。

こういう中におきまして、本年5年度から6年度への予算の繰越しということで明細をお示しいただいた中で、東海道の環境整備事業ということで850万が繰越明許費として出されております。こういうところにつきまして、この舗装、ちょっと特殊な舗装でございますが、これにつきまして今回お伺いしたいと思います。

この舗装につきましては、翌年移行されて、その工事のエリアとか工法ですね、こちらについて詳細についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

関宿の市道舗装の美装化につきましては、亀山市歴史的風致維持向上計画第2期に基づき、東海道街道環境整備事業として令和4年度より事業に取り組んでいるところでございます。

令和6年度の舗装美装化につきましては、前年度からの明許繰越予算と今年度の予算と合わせて、地藏院前から西追分付近までを施行する計画であります。

また、舗装美装化の工法につきましては、強度の高いアスファルトに自然石を混ぜて舗装した後、表面処理をすることで地道の風合いをするという工法であり、令和4年度から東海道街道環境整備事業で美装化している工法と同様でございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

工法としては、前回お伺いした内容と一緒に、過去の舗装では通常の舗装に比べて3倍から5倍ぐらい高価であったということですが、最近の工法ではちょっと安価になられたということも結構なことだと思います。

それでは、まず地藏さんから西追分付近までということですが、先ほどもありましたが、いろいろ亀山市というのは、道とか、伝統的建造物群とか、そして東海道の3つの宿場町ということですが、この亀山の中で関宿だけが舗装が大分きれいになったと思うんですけど、3宿がございまして、こちらのほうについて、亀山市の今後の計画とか、もうこれで舗装というのは打切りなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

今後の舗装美装化の計画につきましては、令和6年度で関宿は西追分付近を一部残しておおむね完成となり、令和7年度からは亀山宿に着手する計画となっております。亀山宿の美装化が完成後、将来的には坂下宿に着手する計画もございまして。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに亀山はもう北口のところですか、本当に舗装に黄色いペンキを塗ったみたいな形で、ちょっといかなものかなとは私もずうっと昔から思っていたんですけど、そういうような形で、同じ工法で亀山のまち、中心部のところ、そしてまたその先は坂下宿というふうな計画があるということで、少し安心させていただきました。

それでは、（2）番であります、関宿の裏道の整備の進捗についてでございますが、先ほどの歴史のこの維持計画の中の第6章でございますが、歴史的風致維持向上計画の整備または管理に関する事項というところがございます。

こちらにおきまして、既に計画の中では300メートルほどの区間ではございますが、単独の事業ということで、令和6年から12年の間に実施しようという計画で打ち上げさせていただいております。実際には地域の写真も掲載されて、ここでいう歴史的風致である東海道関宿の周辺の裏道を整備することで、来訪者が散策する東海道と地域住民が利用する生活道路と区分し、地域住民の住環境の維持向上や来訪者の利便性の向上が図られると。これにより東海道関宿周辺の歴史的風致の維持向上に寄与するというふうなうたってございます。その中におきまして、やはりいろいろこれは旧関町のときからも、特に櫻井議員とかもしっかりとお話しされていたというふうな聞き及んでおります。

そういう中におきまして、前12月にも私、当時の建設部長にも確認いたしましたが、そこでは合意形成を図るための交渉を進めておられるということでしたが、最近非常に私どもにお話を持って来られる方もお年を取ってみえて、非常に焦ってみえるということで、一体いつになったらできるんだというふうなことで、半年ではございますが、その状況についてまずお伺いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

昨年度の12月定例会におきまして、裏道整備の進捗状況について、議員からのご質問に対し、沿線住民の皆様には道路拡幅についての意向調査を実施してまいりますと答弁させていただきました。その調査を沿線住民の皆様に対し、今年の2月に実施いたしました。調査の結果といたしましては、道路が拡幅されることにより、車両の出入りがしやすくなる、救急車両が入りやすくなるなど、利便性の向上が図られるとのご意見がある一方、土地が減る、家屋に影響が生じるなど、道路整備後の状況を危惧するご意見もいただいたところでございます。

この裏道整備につきましては、亀山市歴史的風致維持向上計画第2期において、歴史的環境整備事業として位置づけられており、意向調査による地域の皆様のご意見を踏まえ、今後も引き続き地域の合意形成に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに合意形成、ずうっとおっしゃってみえるんですけど、この地権者の方との合意形成を得るために、今後特別な手段といいますか、その交渉についてどのような形で進めていこうとされてい

るのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市といたしましては、この道路を拡幅することによる整備効果としまして、災害発生時などによる緊急車両の進入が可能になること、また関宿への来訪者が散策する東海道と地域住民が利用する生活道路とを区分し、地域住民の住環境の維持向上や来訪者の利便性の向上が図られることが上げられます。これらの整備効果を地権者の皆様にご理解いただけるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに緊急車両、とても大変、町並みの東海道が何かの都合で通れなくなったときなんかは、やっぱりそういう裏からのもう一つ道がないと、救助、また消防車とか非常に危険な状態になってしまうということは、だから必要なんだとか。そしてまた、住民の方が心配されておるのは、たくさんまた車が通るようなことになって、小さいお子さんとかふらっと出たら、交通事故に巻き込まれないかという心配もあると思いますので、そういう点についてもしっかりと配慮をしていただいて、進めていっていただきたいと思います。

それでは、一応この点は終わります。

次に、防災情報の伝達システムの整備事業についてでございますが、以前も若干、伝達の方針の改定案ということでお示しをいただきまして、議案の質疑の中でも多数の方が質問されておりましたが、再度もう一回、今回の事業の概要についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防災情報伝達システム整備事業の概要でございますが、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、既存の防災無線の設備が倒壊や停電により十分に機能せず、結果的に各地で情報弱者を発生させたことなど、防災行政無線に頼った情報伝達の脆弱性が露呈いたしました。被害状況や支援状況、復旧状況など様々な情報を把握していく中におきまして、このような教訓を踏まえて、災害時における通信インフラの強さと多くの住民に必要な情報を迅速に伝達できるシステムの必要性を再認識いたしましたところであります。

本市の防災情報伝達システムの主体を同報系行政無線を主体としたハード面重視から、市独自の防災アプリを主体とした安心めーるやヤフー防災アプリ、緊急エリアメールなど重層化を図りながら、ソフト面重視へと抜本的に見直しを行い、災害情報をスマートフォンを介して直接市民の手元に届けるものとしたすものでございます。

また、土砂災害など災害リスクが高く、孤立するおそれの高い中山間地域では、補完的に同報系屋外スピーカー5機を設置するものとなりました。これらと併せて、各指定避難所や地区コミュニテ

ィセンターには、デジタル簡易無線機あるいはI P無線機を配備し、地域からの情報収集を図ってまいります。これらの整備工事を本年度から着手し、令和7年度末の竣工を目指し、鋭意取り組んでまいります。

なお、この整備工事などの財源につきましては、充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債を活用いたします。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

昨日からも、非常にいろいろ細かい面についても説明をいただいております。

こういう中で、私は以前、2011年といえばもう13年ほど前かな、平成23年6月21日の6月議会の中で、一般質問で私はこのときに、エリアメールとか音声自動サービスとか衛星ブロードバンドについてということで提言させていただきました。その折に、この衛星ブロードバンドというのは、当時は広島の方の病院で使われておったんですけど、非常に私はこの衛星電話というのが、あの頃で108台ぐらいあったんじゃないかなと思うんですけど、すごく管理費が高いというようなところで、この衛星ブロードバンドを使うと、利点としては、災害時に地上の影響を受けにくい、ケーブルがないから切断されることがないとか、アンテナの設置スペースがあればどこでも使用ができる。そして10年以上前ですので、もう今は金額がどうか分かりませんが、その当方で当初のインシャルコストで30万で、ランニングコストとしては月3,500円という低額で、これを導入しないかなというふうな話はさせていただいたんですけど、なかなかうんという返事はなかったんですけど、こういうことによってスカイプの衛星電話とか、I Pフォンのようなもの、実際に今回、I P無線機を配備ということで、またこういうI P電話同士だったら無料とか、普通の電話でも、今の時代は昔と違って携帯電話が基本料金だけでしゃべれるという時代がやってきて、そしてこれが実現したということは、非常に私は高く評価したいなと思っております。そういう中におきまして、財政のところもやはり工事の配当分も、交付税措置もしっかりとできるというふうに向っております。

こういう中におきまして、今回のシステムの運用についてお伺いしたいんですけど、現状では様々なシステムの起動や時間、起動させるために幾つものシステムを動かす、これに対する時間が費やされているというふうな質問、答弁もございました。

本システムの導入のメリットとか、またこのエリアメールや安心めーる、様々なシステム、こういうものと、そしてまた先ほど言うておりました衛星電話は今で30台から50台ぐらいあるんですかね、こういうときのこととか、そしてこういうシステムが停電になったときは大丈夫なのかという、そういう面について御答弁いただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

システム導入のメリットにつきましては、これまで災害対策本部から伝達される情報は、主に安心めーる、ヤフー防災アプリ、緊急エリアメール、あるいはケーブルテレビなどのL字放送で対応してまいりました。しかしながら、先ほどもおっしゃられましたように、現状では伝達ツールごと

に発信操作を行っており、緊急時の状況下にあっては非常に煩雑な作業を行ってまいりました。

今回の防災情報伝達システム導入により、1台の端末から災害情報を入力すれば、様々な伝達ツールに発信することが可能となる見込みであり、業務負担軽減や誤送信などのトラブルの防止にもつながるものと考えております。

また、衛星電話の運用につきましては、現在、指定避難所等に配備しております衛星電話は現在33台ございますが、この使用方法については非常に難しく、維持費も高額でございます。このたびの整備事業で移動系無線配備の見直しを行いまして、各指定避難所や各コミュニティセンターにデジタル簡易無線機、あるいはIP無線機を配備することによって、維持費も安く、直感的な操作で容易に災害対策本部への情報伝達と収集が可能であるということから、衛星電話については今後廃止することといたします。

また、停電時における運用でございますが、今回の操作システムは同報系行政無線のスピーカーと含めて72時間以上稼働することを前提としており、また非常用外部電源との接続を可能として、継続して稼働できるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

衛星電話は33台だったんですね。それとまた今後、このシステムの導入により廃止されるということで、それだけでもまた財政面においても猶予をされてくることがあるという期待が持てますね。そしてまた、停電のときの心配だったんですけど、72時間以上を稼働できて、もう一回充電するとまた72時間できるというふうに理解してよろしいんですかね。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

まず、72時間以上稼働するバッテリーをまず配備させていただきます。その後、72時間以上経過してきて、バッテリーは切れるわけなんですけれども、そこに例えば亀山市のほうにはEV自動車がございますが、そういった電源を活用したり、あるいはガソリンなどによる発電機を接続して稼働を継続させると、そういうように考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

そうですね、亀山市はEV車を保持されておるといふこと。また簡易的な発電機によって充電することでバッテリーが回復することによって、またその機能が継続されるという、非常に安心できるものであると理解させていただきました。

そして最後でございますが、工事の計画ですが、2年間をどのようにされていくのかということと、あとこの工事も一遍に全部できるわけじゃないと思います。各地域ごとに完成すると、その地域ごとで運用ができるのか、そういう点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

今回整備いたします防災情報伝達システムは、発令判断支援システムや防災アプリ、同報系及び移動系の防災行政無線が一体的に整備された後に、総務省と東海総合通信局の落成検査を受けて運用開始ができるというものでございます。

工事の計画としましては、令和6年度下半期から令和7年度末にかけて約1年半で、このような発令判断システムや防災アプリの開発、屋外スピーカーの設置工事など、それぞれの機械の構築や連携などをしまして、一連の整備工事として進めてまいります。そのことによって、システム全体の完成につきましては、令和7年度末に完成を予定しておいて、運用開始は令和8年4月を見込んでおる次第でございます。

したがって、一連の整備工事として進めてまいりますので、一部の地域から、地域的に段階的に運用を開始するというものではなく、令和8年度当初から全市的に運用開始をする予定で考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

はい、よく分かりました。

1年半で残りの半年はテストとかいろいろあると思いますので、令和8年の4月から運用開始ということと、そして地域ごとにちょっとでもこっちから早く使いたいというような運用ではないという、出来上がったときには全てが一度に一斉に動くということで理解させていただきました。

今回の事業につきましては、私が議員になった翌年の6月ですからね、もう随分前になってきましたけど、それがやっとこの形になってきたかなということで、非常に高く評価させていただいて、見守っていききたいなと思います。

それでは、最後の住宅施策についてのことについてお伺いしていきたいと思います。

まず初めに、住宅取得支援事業の計画及び進捗についてでございますが、こちらはどのような事業として理解したらよろしいでしょうか。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

住宅取得支援事業につきましては、平成29年策定の亀山市立地適正化計画により、居住誘導区域における定住を促進し、中心市街地の活性化を図ることを目的として、居住誘導区域内に新たに住宅を取得し、区域外から転居された方に対して補助金を交付する制度であり、令和元年度から本事業を行っております。

補助の内容といたしましては、新築住宅を取得した場合は、住宅取得費の1%、上限20万円を、また子育て世帯の場合、住宅取得費の0.5%、上限10万円を加算し、合計で上限30万円の補助金を交付しております。

次に、中古住宅を取得した場合は、住宅取得費の1%、上限10万円を、また子育て世帯の場合、住宅取得費の0.5%、上限5万円を加算し、合計で上限15万円の補助金を交付しているところでございます。

なお、補助対象住居につきましては、基準日から5年以上継続して居住していただくこととなります。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

5年間ということで、途中でいなくなった人はいないのかちょっと心配なところもあるんですけど、現状、今、高桐部長から説明いただきましたが、現在、今の状況といたしましては、この基本計画の支援を受けて住宅を取得したり、子育て世帯の方がどのくらい見えたのか、現状について伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

第2次亀山市総合計画後期基本計画において、令和7年度末における支援を受けて住宅を取得した子育て世帯の累計を40世帯を目標としております。子育て世帯に対する補助実績といたしましては、令和4年度が10世帯、令和5年度が13世帯で、令和5年度末の子育て世帯数の累計は23世帯となっており、おおむね計画どおり進んでいる状況でございます。今後につきましても、引き続き居住誘導区域における定住を促進してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

着々と来ていただいているんだなというところでございますが、世の中には住んでいただけたら100万円あげますとかいうような市も滋賀県にあったようなことも聞き及んでおります。

それでは、次の借上型市営住宅についてでございますが、こちら私は毎度毎度申しておりますんですけど、この後期基本計画で借上型の市営住宅の取得の目標としては130戸について打ち出しされておるんですけど、まだまだ私の耳に届く方も、次から次へとやはり市営住宅、何とかならないかというふうなお声が止まりません。この130戸ですが、今後これについて見直しというか、増やすような計画というのは、時代とともに変わってくるんじゃないかなと思うんですけど、その点について行政のほうのご答弁いただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

借上型市営住宅につきましては、民間が所有する賃貸共同住宅を市が借り上げることにより、高齢者や障がい者、独り親世帯などの住宅確保要配慮者に対して低廉な家賃で転貸するために設置している住宅です。

また、住宅セーフティネットの中心的な役割を担っており、第2次亀山市総合計画後期基本計画において、住宅供給戸数を年約10戸としており、令和7年度末の供給戸数の累計を130戸としております。

しかしながら、近年の建設資材の高騰や人手不足などにより、借上型市営住宅の応募が少ないた

め、本計画の供給戸数に対して不足している状況ではございますが、老朽化の進む既存の住山住宅A及びBからの住み替えを促進しており、また現在市営住宅の入居募集の際には5倍を超える応募状況でありますことから、本計画の達成に向け、借上型市営住宅の確保に努めているところでございます。

このような状況でございますので、令和7年度末の目標値130戸の見直しにつきましては、現状を精査しつつ、まずは目標値を達成すべく、事業者等に対し積極的なPRを行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに年々応募者は増えてくるんですけど、今、部長からのお話では、応募してくる側がなかなか借上住宅が難しいという、本当にやっぱり以前も申しましたが、借上住宅、うまくいけばエアコンがついているとか、お風呂は当たり前のようにあるとか、そういう面では本当に使い勝手がいいかなど、年数にもよりますが。

そういう中におきましては、先立ってから申しておる住宅確保の要配慮者についてということで、住宅確保をすることができたとしても、私よく聞くのは、もう3回も行ったんだけど、3回が3回とも全部よその人に行っちゃったわとかいうふうなお話もよく聞きます。

そういう中で、高齢者とか、今回の趣旨背景にも書いてございますが、やはり高齢者の方とか、そういう方にどのような形で配慮をしてみえるのか、また他市と比べて亀山市はきついんじゃないかとかいう思いもございますので、そういう面についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市営住宅の入居募集につきましては、年に3回程度、市広報紙やホームページ等で行っており、希望する市営住宅の住戸に対し複数の方が申し込まれた住戸につきましては、亀山市営住宅条例に基づき、公開抽せんにより入居者を決定しております。

抽せん方法につきましては、まず申し込まれた順番により予備抽せんを行い、予備抽せん決定した順番により本抽せんを行い、入居決定者及び補欠としての入居順位を決定することとしております。抽せん会につきましては、まず高齢者、障がい者、独り親世帯等の優先入居対象者は、希望した優先入居住宅の抽せんを行い、抽せんに外れた場合に一般募集住宅の抽せんにも参加できることとしております。

また、抽せん方法の近隣市の状況でございますが、津市は本市と同様の方法ですが、三重県につきましては、3回以上外れた方には当たりくじを2本とし、鈴鹿市におきましては、同じく3回以上外れた方には、連続して2回抽せんすること等の対応を行っていると同っております。

以上のことから、優先入居対象者の抽せん方法は各市によって様々な対応をしており、市といたしましても、住宅確保要配慮者内で優先順位をつけることは難しいため、現行の抽せん方法を変更することは考えておりません。まずは住宅の確保を進めることが重要であると考えておりますが、抽せん方法についても今後、研究、検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに肝腎の借上住宅がなければ抽せんにも至らないと。当初、初めて借上住宅をやった折には、二十何戸ぐらいで、私の知り合いの人なんか、そこに入るのは1人しかいなかったもんで無条件で入っていたとか、そしてまだ空いていたとかいうときもありましたので、やはり部長のおっしゃられるように、住宅の確保をまず進めるということも重要なことだと考えております。

いろいろ今聞かせていただくと、配慮もされているんだなというふうなことがあります。ただ、県営住宅とか他市と比べても、亀山市もそこそこ配慮はされているんだなとは思いますが、やっぱり今後、そういう方にも、そういう方というのは優先されるべき方がきちっと入居できるような形で進められるよう、今後も事業に邁進していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

これにて予定しておりました本日の通告による質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

週明けの17日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時36分 散会）

令和6年6月17日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和6年6月17日（月）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	落合巧君

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	書	記	新 山 さおり	
書	記	渡 邊 靖 文	書	記	西 口 幸 伸
書	記	山 北 康 仁			

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 古田吉昭議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

おはようございます。会派新生みらいの古田吉昭です。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、商業施設の誘致についてですが、今一番聞かれるのがコストコのことです。どこに来るの、本当にできるのか、さらには中止になったんちゃうんかといういろんなことを聞きます。

そこで改めて、協定を結んでからなぜここまで遅れているのか。滋賀は8月22日にオープンらしいんですけども、同時開業と言われていたこの亀山、ここまで遅れているのかを聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

1番 古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

おはようございます。

(仮称) コストコ亀山倉庫店の誘致につきましては、令和4年2月28日に立地協定を締結し、2年後から4年後、令和6年から令和8年のオープンに向けて、コストコ、県、市の3者がお互いに協力して進めていくとしたところでございます。

当初、最短の令和6年のオープンを目指して、三重県やコストコ、ディベロッパーなどの関係者と月1回から2回、定期的に会議を開催しながら進めてまいりましたが、当初計画からは少し遅れております。その大きな要因としましては、国際紛争や新型コロナウイルス感染症などの社会経済情勢の変化による物価高騰の影響から、コストコが当初計画していた建設コストが大幅に増加したことでございます。また、土地取得の交渉に時間を要したことも要因の一つであると考えております。

このことから、コストコ側としては、建設時期を見極めることとし、現在も社内調整を行って

るという状況でございます。

今後につきましても、早期オープンに向け、三重県と連携して協議を深めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

今、答弁の中に、以前は月に1回から2回の会議、協議を行っていたということですが、コストコ側が建設時期を見極めるとなつてからは、その会議は今のところ行われていないということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在、定期的な会議は開催しておりません。

ただ、情報共有についてはそれぞれ三重県とも図っておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

分かりました。

今のところ停滞状態ということで、建設予定地の場所的には、伐採をして、造成工事を行って、いうたら名阪もありますんで、道路工事等々、造成工事も行ってから建設工事に入っていくと思うんですが、これ、協定を結んでから2年で、滋賀8月22日オープンということなんですけれども、これすぐにでも工事にかからないと、この予定はちょっと無理があると思うんですけれども、令和8年までということで、令和8年のオープンというのは今のところ可能であるかどうかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

店舗オープンの時期につきましては、令和4年2月の立地協定の際に、令和6年から令和8年のオープンを目指すと発表されております。先ほどもご答弁申しましたとおり、現在コストコ側で幾つかの課題を一つずつ解決に向け動いていると伺っております。

今後も早期にオープンできるよう、立地協定に基づきまして、市としてもできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

私としては、工事にもうすぐにかからないと、当然ぎりぎりのとこまで来ていると思います。

亀山市として来てもらうとやっぱり税収も上がりますし、雇用も増える。これは令和8年度ということ的前提として聞きますけど、今後どのようにコストコと県と話を進めていくのかを聞かせて

ください。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

（仮称）コストコの亀山倉庫店の誘致、今後についてのご質問でございます。

この誘致につきましては、今日まで三重県とも連携を密にして、必要な支援を行いながら取り組んでまいりました。コストコにつきましては、申し上げるまでもありませんけど、市外からたくさんの方がお越しをいただくこととなりますので、本市を含めた周辺圏域への経済効果をはじめ、若者にも魅力的な新たな雇用の創出、税収の確保、さらなるまちの魅力向上など、これまでの企業誘致と同様に大きな効果を果たす波及効果があると考えております。

現在、コストコが建設時期を見極めている状況でございますが、これは以前にも申し上げたかも分かりませんが、昨年末にはケン・テリオ日本支社長ともお会いをさせていただきました。本市でのオープンを目指すという強い意思を確認いたしているところでございます。

まずは、三重県とも連携をして、コストコとディベロッパーに対し、引き続き事業の推進についての申入れを行うとともに、土地造成や建設コストの削減方法についても一緒に検討するなど、この立地協定を締結しておりますので、県と連携をし、それに基づいてできる限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

市長、ありがとうございます。

今この現状で、何回も言うようですけれども、令和8年度で本当に開業できるのか。ぎりぎりだと思しますので、もしかしたら開業延期があるのか。もしくはコストコが亀山に来ること自体なくなってしまうのか。そういう可能性があるのか。

例えば延期、建設中止、特に延期になった場合、亀山市にどんな損失が生まれるのか、これについても市長、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

仮定のお話で、今後どういう展開になっていくのかというのは、いろんな状況があらうかと思えますけれども、しかし、先ほど申し上げました、そもそも立地協定のあの時点で、平成6年から平成8年、2年先から4年先の間に開業を求めると。このようにコストコは公表をいたしているところでございます。それに基づいて今日に至っているところでありますが、最短、令和6年開業ということでした。

今、議員、お触れいただきました滋賀県東近江の、大体同時期に発表をしたんですけれど、今、同時開業と言われていた亀山倉庫店がとご紹介をいただきましたが、そもそもあの立地協定時点で、コストコとしては2年後から4年後のオープンを目指す、これが基本的な方向性でございました。

立地協定の翌朝の新聞には2年後にオープンと、このような記事が躍ったところでありますけれど、当初からこの令和6年、そして令和8年、この間でのコストはオープンを目指しておるということとございます。

先ほど申し上げましたように、私どもとしては今後も県としっかり連携をさせていただいて、この令和8年のオープンに向けてしっかりこれが実現できますように支援をしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

令和8年度にはもうオープンするということで考えておいてよろしいということで理解しました。市民、これだけ聞くということは期待して待っていますし、僕も会員カードを作って待っていますので、これからも協議を進めて令和8年度確実に建つようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

続いては、風水災害についてですが、防災情報伝達システムが令和8年度から運用開始ということと今までの質問の中でも聞かせていただきました。防災情報伝達システム、令和8年運用開始までの市民に対する防災への情報提供はどのように行っているかを、今現在の状況を聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本市におけます現在の市民への災害時に関する情報伝達につきましては、緊急速報エリアメールや安心めーる、ヤフー防災アプリでの発信、市ホームページへの掲載、あるいはケーブルテレビからのL字放送や、関町区域に設置されております同報系防災行政無線での放送、また必要に応じて広報車での周知など、様々な手段を活用して情報の周知に努めております。

なお、指定避難所開設時など、災害発生のおそれのある地域に対しては、事前に関係自治会長などへ電話連絡を行って、地域住民への伝達にも努めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

今、現状を聞かせていただきました。その中で関町区域に設置されている防災行政無線というのはあるという、今のところこれを運用しているということなんですけれども、これは停電してから、次新たに令和8年度からは72時間ということが、停電してから72時間は機能するということがありましたけれども、この今の防災行政無線、停電とかもしくたったときにはどのくらい機能するのか、これを教えてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

平成7年度に配備されました関地区の防災行政無線は、関支所の停電時においても、単独で24時間以上稼働するものと確認しております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

最新の72時間よりは短いんですけど、24時間は停電してからも使えるということで理解しました。

今現在もあらゆる手段をもって情報の周知を行ってもらっているということは分かりましたけれども、その中で、そもそも風水害時の避難指示と高齢者の避難指示、その後、避難情報発令はどういった基準で、地震であれば震度5強で職員全員参集として自動的に避難所も開設されるということが地域防災計画に載っていました。

風水害の場合は、この避難基準がよく分からないんですけども、誰がどんな形で発令するのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

高齢者等避難や避難指示などの避難情報発令の基準につきましては、まず津気象台からの大雨警報や氾濫警報などの気象情報の警戒レベルを基に、関係機関から提供される土砂災害危険度情報、あるいは河川水位や降雨量などの将来予測、これらを勘案して、避難発令レベルの検討を進めておるところでございます。

その後、避難情報の発令の判断基準であります避難情報の判断伝達マニュアルに基づいて、避難すべき地域、高齢者等を避難、あるいは避難指示など避難レベルなどを災害対策本部会議で諮りながら、総合的に判断して、避難情報の発令を行っておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

風水害のときの避難基準がちょっと分かりにくいんですが、対策本部でいろんな情報を集めて判断してもらっているということで理解しました。

その避難指示は庁舎から近い中心部は情報が早いと思うんですけども、やはり離れた孤立するおそれのあるところも亀山には、地域もあります。避難情報というのはもちろんそういった災害時には早く伝達されるべきやと思うんですけども、そういった地域にも同じ早さで伝わるのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

先ほど申し上げましたとおり、市内全域に様々な手法によって、災害情報の伝達を行っておりますけれども、土砂災害などの災害リスクが高く孤立するおそれの高い中山間地域では、独り住まいの高齢者の方など、情報弱者の方が多くお住まいになられていると考えられて、共助という観

点での伝達が弱くなる傾向にあると考えられます。このような地域的な特性によって、災害情報の到達が遅れる懸念があるとは考えておる次第でございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

やっぱりちょっとは遅れてしまうということで、タイムラグがある地域については、僕も見させてもらったんですけども、現在、ホームページから見られる地図情報システム、防災のことも組み込まれていて、いろんな防災情報にもリンクして見やすくなっていました。ホームページの防災情報と併せて、市民に事前に見てもらおうよう周知をお願いしたいと思います。

続いて、今まで各議員が聞かれた防災情報伝達システムについて、私からも少し聞いていきたいと思えます。既に皆さん聞かれています、システム整備の概要について簡単に説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防災情報伝達システム整備事業につきましては、令和6年能登半島地震の教訓に基づき、情報伝達の在り方を抜本的に見直しを行い、整備方針の改定版を、去る5月15日の総務委員会協議会でお示したところでございます。

これまでの同報系行政無線を主体としたハード面中心の事業から防災アプリを導入するソフト面重視に転換し、災害情報をスマートフォンを介して直接市民の手元に届けるものといたしました。

また、土砂災害など災害リスクが高く孤立するおそれの高い中山間地域には、補完的に同報系無線の屋外スピーカーを設置するものとしました。

これらと併せて、各指定避難所や地区コミュニティセンターには、デジタル簡易無線機やIP無線機を配備し、地域からの情報収集を図ってまいります。

これらの整備工事を本年度から着手し、令和7年度末の竣工を目指して鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

なお、整備工事などの財源につきましては、充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債を活用して事業を進めたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

その令和8年度から運用される防災情報伝達システム整備について、僕からも少し伺いたいと思えます。

IP無線機、デジタル簡易無線機の導入とありますけれども、現在の行政無線、衛星電話との違いがよく分からないんですけども、今現在、配備しているものとどのような違いがあるのか、そういうところについて聞かせていただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

このたびの整備事業におきまして、移動系無線設備の見直しを行ったところでございます。

ご指摘のとおり、現在、指定避難所などには衛星電話33台が配備されております。しかしながら、その衛星電話の使用方法というのはなかなか仕様も難しく、維持費に関しても、令和6年度予算におきましては約160万円ほどかかっているという状況でございます。

こういったことから、この衛星電話につきましては、今回廃止させていただくものとさせていただきます。先ほど申し上げましたデジタル簡易無線機、これですと電波使用料で年間8,400円で済む。21台導入するんですけれども、済みますし、あるいはIP無線機ですと通信料だけで年間30万程度ということで維持費も非常に安いと。

また、PTTスイッチを使って、直感的な操作が可能ですので、容易に災害対策本部との情報伝達が可能ということで、非常に容易に情報伝達が可能になるという点で、違いが出てくるのかなと考えておる次第でございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

今の行政無線、衛星電話というのは使用が難しいと。僕も使ったことないんで分らないんですけども、新しいものに、IP無線機やデジタル簡易無線機に変えれば、仕様が、使いやすいという上にコストも下がるということで、災害時にはもちろん余裕もないですし何より使いやすさは大事だと思います。

あともう一つ聞きたいんですけれども、スマートフォンの防災アプリを使って災害情報を届けるというふうに説明をいただきましたけれども、スマートフォンを持っていない人、例えば使えない人、そういった市民への対応はどうするのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

スマートフォンをお持ちでない方につきましては、基本的には現在のところ手段としてはテレビとかラジオでの情報収集が主になると思われるんですけれども、まずは、情報弱者という観点に立って、避難行動要支援者の方へ情報伝達をまず主流に置いていきたいと。その中で、その方法としてご自宅のテレビへ専用機器を貸与しまして、緊急情報の配信を受信していただくと。

あるいは、手持ちのスマートフォンに防災アプリをインストールしていただく。あるいは、専用タブレットを対応させていただくという手法を取らせていただきたいと思います。

今後数年以内には、3G回線を使った携帯電話というのは、スマートフォンに切り替わっていくと想定されております。スマートフォンをご購入とかしていただいたりして、スマートフォンが使えない、やり方が分からない、そういう方々に対しては説明会とか、防災出前講座、そういった機会を通じて、事業内容のPRも含めて防災アプリのインストールの仕方やその使い方などを丁寧に説明を行っていきたくて考えておる次第でございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

せっかくいいシステムを整備しようとしているのに、被災したときに使いにくい、使えない、機能しない状態では意味がないと思います。使いやすい、コストもかからないということで、いいシステムの構築だと思いますので、ぜひとも丁寧に市民の皆さんも使えるように説明をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問が、鈴鹿川堆積土砂の取扱いについてですが、これは去年も質問した中で回答を得た中で、鈴鹿第1、第2頭首工の合併、亀山管内では井尻頭首工の改築があると伺いました。間もなくこの地域も梅雨入りしますし、近年の線状降水帯発生で予想を超える雨量が発生したときには、今の土砂の詰まり方からすると鈴鹿川はあふれてしまう。そして、主流である市内の河川も逆流によって氾濫が起きてしまうと僕は考えています。

河床を下げる効果があるその頭首工の改築の進捗状況を聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

鈴鹿川の堆積土砂の抜本的な解消といたしましては、国土交通省より鈴鹿川水系河川整備計画に基づき、流下能力維持のため、現在は鈴鹿川下流部の土砂しゅんせつを進めるとともに、下流である鈴鹿市内の鈴鹿川第1、第2頭首工及び鈴鹿市内の井尻頭首工の改築を行うため、関係機関との調整及び検討を行っていると同っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

国土交通省も引き続き、調整、検討を行ってもらっているとのことですが、こういった根本的な整備はかなりの時間がかかると思いますし、実際この2つの頭首工改築は30年かかると聞きました。30年待ち続けて何もしないと近年の異常気象には対応できないと思っています。そこでその頭首工を改築して河床が下がるまでの間、30年間、長い間ですけれども、鈴鹿川の維持管理としてはどのような対策を取っているのかについて聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

鈴鹿川の維持管理につきましては、河川の流れを阻害している堆積土砂のしゅんせつや竹などの樹木伐採、除根、踏み倒しなどを実施していただいているところでございます。

昨年度は、山下町地内の山下橋上下流部におきまして、樹木の踏み倒しを実施していただきました。

今年度につきましても、引き続き、山下町地内の山下橋上下流部におきまして、樹木の踏み倒しを実施していただきます。また、鈴鹿川の流下能力の向上を図るため、鹿島橋下流部右岸側の河川

堤防のかさ上げを実施していただきます。

今後も、堆積土砂及び樹木の生育状況を把握しながら、必要な箇所について対策を行っていくと国土交通省より伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

去年聞いたときと同じように踏み倒し、伐採、しゅんせつ工事は言ってなかったですけども、新しい情報として、鹿島橋下流部、右岸側の堤防のかさ上げということがありましたけれども、危険区域の細かい指数とか僕には分かりませんが、かさ上げするべきと国交省の判断があったということは、やはり鈴鹿川は危険ということです。

今後も河床が根本的に下がるまでの対応を国交省と連携を取ってもらい、市民にとって安心・安全な河川管理をお願いしたいと思います。

次に、新庁舎建設についてですが、その鈴鹿川のやっぱり氾濫、洪水にもつながることなんですけれども、建設予定地が亀山駅周辺に決まりました。その根本的に、その鈴鹿川の河床が下がる、出来上がると2メートル以上の河床が下がると言われていますが、河床が下がるまで30年間と今ありました。新庁舎の開庁予定が令和12年、これという約24年間にわたり鈴鹿川氾濫、付近の浸水、洪水の危険にさらされることになると思うんです。今のハザードマップでも1.5メートルから3メートルまでの浸水リスクがある危険地域となっております。亀山駅周辺に新庁舎を造るとなると、建物を上げるか、土地を埋め立てて上げるのか、そういった判断も必要となってくると考えますが、現時点でもうそういった浸水や洪水に対する建設工法、防災面について何か考えを持っておられたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎に必要な機能の一つに防災拠点機能がございまして、地震、風水害等の災害時におきまして、防災拠点として機能するためには、水害により庁舎が浸水することを防ぐことは重要なこととございます。そのようなことから、議員お尋ねの新庁舎の浸水対策につきましては、設計段階等において、民間事業者の技術提案も受けながら、防災拠点として十分な安全性の確保を図ってまいりたいと考えております。一般的に考えられる浸水対策といたしましては、建設用地のかさ上げにより、建物の出入口を浸水想定レベルより高くすることや、庁舎へのアクセス道路を確保するため、周辺道路の浸水防止対策を検討することが考えられます。さらには、防災関係諸室や非常用発電施設、機械室など、庁舎機能を維持する上で必要不可欠な諸室や設備は、浸水の影響を受けない階層に設置するなどの対応も考えられるところでございます。

いずれにいたしましても、今後決定いたします建設場所の立地条件も勘案し、専門的見地からの意見を踏まえ対策を講じることにより、防災拠点としての安全性を確保してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

今、浸水対策、防災拠点としてのいろんな説明をいただきましたが、かさ上げをする、建物を上げる。使い勝手も悪いですし、それをするという事は、今95億円の予算が上げられていますけれども、またお金がかかることになると思うんですけれども、そういった予算の部分、これ以上かける、そういったかさ上げや、例えば立床式みたいに上げるのか。そういったところでまた新たな予算がかかると思うんですが、そういった部分についてはどうお考えかお願いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

浸水対策として、先ほど申し上げましたかさ上げやそういった対策につきましては、当然費用も必要になるかと存じますが、ただ先ほども申し上げましたが、工法等につきましては建設場所にもよりますし、設計段階等において民間事業者から技術提案によって経費も念頭に置きながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

私も分からない工法があるとも思いますし、でも何かを追加するとお金はかかるということで、いろんな協議を重ねて検討してもらいたい、そういったものに私は思います。

その次に、基本構想では、全ての行政機能を新庁舎に集約ということがあります。もし新庁舎を建てる位置がそういった鈴鹿川の危険がいまだにありますし、浸水、洪水したときには、逆に集約してしまうとそういった災害が起きたときに全ての機能が停止するという可能性も出てくるわけですよ。もし災害が発生したときには、こういった対応、対策を取るのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

防災拠点となる庁舎が浸水することのないよう、万全の対策を講じることが大前提ではございますが、万一、庁舎が浸水した場合でありましても、先ほども申し上げましたが、防災関係諸室やライフラインに関する設備など、庁舎機能を維持する上で必要不可欠な諸室、設備については、上層階に設置するなどして、浸水時に全ての機能が失われることのないよう対策を講じることが重要であろうかと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

やっぱり亀山駅周辺は、鈴鹿川が近いですし防災面にあると思います。立派な建物の耐震性や立派な非常用設備を有しても、浸水してしまえば市民は新庁舎にも行けませんし、我々も行けないんじゃないかなと思います。それでは防災拠点にならないと思いますが、そういったもう浸水してしまったときにそこに行けない、そういった状態になるのではないかと心配しておりますが、そういったところの考えをお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほども申し上げましたが、浸水に対して万全の対策を講じることとはなりますが、しかしながら、万一、仮にですが、浸水によって庁舎機能が失われるようなことがありましたら、これは被災状況にもよりますが、代替施設を防災拠点としながら、使用可能な施設において行政サービス及び業務を継続していくことになるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

いろんなこと、いろんな工法、新しいことは僕も分かりませんが、いろんな方法があると思います。

今回、新庁舎について防災面から聞きましたけれども、最後に市長に伺います。

今回、新庁舎建設の防災面について聞かせていただきました。亀山駅周辺なら、今言ったように、建物を上げるか。土地を上げるか。簡単に言えば、とにかく上げないと1.5メートルから3メートルのリスクがあると言われてますんで、沈んでしまうんじゃないかなと私も思っています。そして、今言った集約型のリスク、もう機能せんようになったとき、そして防災拠点としての機能を新庁舎建設に当たっての防災面での市長の考えをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昭和49年に本市が、これは非常に、前年の48年もそうでしたが、大きな水害を経験いたしました。特に49年災におきましては、ちょうど50年前であります。私はまだ小学校6年生でありましたが、今の東御幸エリアが河川の氾濫によりまして、そして鈴鹿川を越え、竜川が流れ込むこの河川の能力との関係もありまして、氾濫した床上、床下浸水で大変な被害が生じたというのを記憶にいたしております。

そういう背景の中でいろいろご懸念があるかと思いますが、今回、JR亀山駅前周辺エリアに新庁舎の建設の整備を決定をいたしたところでありまして、そういう意味ではご懸念の部分がたくさんあるかと思いますが。

しかし、私どもとしましては、先ほど部長のほうからもご答弁させていただきましたが、この防災拠点となります庁舎が浸水することがないように、万全の対策を講じることが大前提でございます。万一、浸水した場合におきましても、防災関係諸室、ライフラインに関する設備など、やっぱり機能できるように配慮することが必要であろうというふうに考えているところであります。

今後の新庁舎の防災機能の視点におきましては、これも先ほどからご質問いただいております。ちょうど先週、防災危機管理のトップセミナーが東京でございました。私も参加させていただきましたが、輪島の坂口市長、それから珠洲の泉谷市長が、そのご経験も踏まえて、本当に非常に説得力のあるお話をいただきました。その中で、やはり情報の伝達が極めて非常に難しかった。そういう意味では、情報機能のこの市民の皆さんへの提供、それから各関係機関の情報の共有の在り方、

このことこそ非常に重要な要素であるということのご指摘を改めていただいたところでありまして、今回の新たな新庁舎におきましては、そういう意味では防災情報を全て把握し、そしてまた発信できるような、その頭脳の機能をしっかりここへ組み込んでいくことが極めて重要であろうかと思えますし、今回、提案いたしております情報の重層化、こういうものとリンクしていく、このことが大事なことではなからうかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、新庁舎が今後、防災機能をしっかり発揮できるように、万全の体制で今後の整備を検討していくということに尽きようかというふうに考えているところであります。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございました。

設計の段階で問題点を排除していく、新たな工法も取り入れていくということで、いろんな考えがあると思いますけれども、僕もまだ知らないところもちろんありますんで、そういった工法、やり方などを見ながら考えていきたいと思うんですが、鈴鹿川の危険はずっとついてくると思えます。そういったところで、庁舎が新しく建ったときには鈴鹿川氾濫の危険も踏まえながら、やっぱり国交省とも連携を取って、そういったリスクから回避できるように協議を重ねてもらいたいと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

1番 古田吉昭議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木です。

通告に従い、新庁舎建設について、野外体験保育（自然保育）の取組について、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う地域計画（人・農地プラン）について、この3つについて質問をさせていただきます。

まず初めに、新庁舎建設について、亀山市をイメージするキーワードや行政改革のキーワードから、私見ですが、「歴史、ひと、自然が心地よい 緑の健都 かめやま」から連想する緑豊かな心地のよい庁舎、DX推進によりオンライン化で来庁を軽減する分散型のコンパクトで経済的な庁舎などが浮かんできます。

改めて確認となるかもしれませんが、新庁舎に対する市長のビジョン、コンセプト、いわゆる市長の思いを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新庁舎のコンセプト、市長のイメージする新庁舎とはというご質問でございますが、目指すべき新庁舎の姿といたしましては、新庁舎整備基本計画の基本理念や基本方針に位置づけているところでございますが、その考え方といたしまして、コロナインパクトを背景として、好むと好まざるとに関わらず、デジタル変革により社会全体の価値観やライフスタイル、ワークスタイルが劇的に変化をしていく、いわゆるパラダイムシフトの流れの中でございます。

そういう中であって、今後の将来にわたる行政サービス自体の在り方の変化、多分その流れの中で、行政サービスもこの例に漏れず、仕事の仕組みや行政サービスの在り方そのものが大きく変化することも想定をしながら、時代にふさわしい庁舎について検討いたしましたところでございます。

そうした未来志向の考え方の下に、行政DXによるスマート庁舎、市民の安心・安全を支える防災拠点、SDGsや脱炭素に配慮したZEB庁舎、さらには将来変化にも柔軟に即応する庁舎、そのような庁舎像を新庁舎整備の基本理念、市民に開かれた安心と未来へつなげるスマート庁舎、これに込めたところでございます。

加えまして、新庁舎を中心的都市拠点であります亀山駅周辺に整備することによって、駅前再開発事業によって再生いたしました市の玄関口のさらなる魅力向上はもとより、長期的な都市計画の視点におきましても、市街地への都市機能や居住誘導を促進し、本市の価値と魅力向上に大きく寄与するものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、新たな行政シンボルとして、将来の長きにわたり市民が愛着を持てる庁舎整備につきましては、現在の財政状況も踏まえ、その規模や実施時期も十分検討した上で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それらの市長のビジョンが反映された結果として、今回、選定候補、5か所上げられていますけど、そのビジョンが反映された結果からこの選定地5か所が選ばれたのか、ちょっとお答えください。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新庁舎の建設予定地の選定であります。この新庁舎整備基本計画でお示しをした候補地については、5つの選定基準、計画性、利便性、安全性、実現性、経済性に照らし、比較検討した上で総合的に判断をいたしまして、亀山駅周辺が最適であるとしたものでございます。

この亀山駅周辺地域は、都市機能として長期的に将来を見据えた際に、行政シンボルとなります新庁舎の整備は、先ほど申し上げましたが、市の玄関口のさらなる魅力向上はもとより、本市の価値や魅力向上に長期的にわたって都市計画の視点からも大きく寄与することから、計画性や市民サービス面からの利便性につきましては、他の候補地と比較し高い評価となっております。

経済性につきましての客観的評価であります。土地の価格や既存建物の補償費などを考慮いたしますと、用地取得に要する費用は高くなるものとするものでございまして、先ほど様々な浸水のお話もありましたが、これらに対しては新たな技術や考えられる万全の体制で対応できるものというふうに考えておるものであります。

さらに、実現性でありますけど、亀山駅周辺には市が所有する一団の未利用地は存在はしていないことから、建設用地の確保には民有地の取得を伴い、遊休地も少ない状況ではございますが、反面、一団の土地を所有する方が見えますので、この面からは用地が取得しやすいとも言えようかと思えます。

また、安全性の面におきまして、先ほどの様々な想定される課題に対しましては、それらは防災拠点としての安全性の確保のため、万全の対策を講じる必要がございますけれど、消防署、警察署など災害支援機関との近接性など、安全面におけるプラス面もあるものと考えているところでございます。そういう背景の中から総合的にこの駅前地域に選定をいたしたところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

私の質問がちょっと違って、実は今回、先ほどの市長が述べられましたビジョンに対して、この3つの市営住宅跡地、和田、西野公園、亀山駅、天神とこの5つを選んだのがちゃんとマッチしているかということをお聞きしたかったんですけど、今回この客観的評価の表について質問していきますので、ここからこの建設予定地の選定について、3月27日の全員協議会で報告をされた亀山駅周辺が選定された非常に重要な僕この客観的評価表やというふうに受け止めています。

ちょっとまず資料1をお願いします。

これは、市のほうが示された客観的評価表です。

これ非常に重要なもので、これで今回の亀山駅を決定、決定じゃないですね、報告ですね、報告されたということなんですけど、その中から左側にちょっと番号を振ってありますけど、今回の評価点を縦軸の集計後4倍して合計100点にしている理由。2つ目が、評価基準の確認、新庁舎整備に適している、一部適している、適していないの3段階の評価方法について。3つ目が、計画性、まちづくりとの整合及び利便性の妥当性について。4つ目が、実現性及び経済性が現在置かれている市の財政と合致しているか。この4点をちょっと順に質問していきたいと思えます。

まず、評価点と評価基準について2点まとめて質問します。

各候補地の縦軸計を4倍にしても結果は変わらないはずですよ。単に評価点2点の評価点を4倍して8倍、差を広く見せるために合計点を100にしているのか、理由を説明してください。これが1点。

もう1点は、評価基準に対して現在は適している丸1点、一部適している三角0.5、適していないバツ0になっています。

将来の見込みや見通しが必要な場合についても考慮すべきではないかと思えます。例えば、現在路線バスの沿線が適していないと評価されている場合、将来的なルートの見直しで対応可能であるならば、そのような柔軟な評価基準が必要だと考えます。これについて市の見解をお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、なぜ100点満点としたのかということかと存じますが、評価項目は各基準5項目で、全部で25項目でございまして、25点満点とすることもできましたが、一般的に満点を100点とする評価基準が多いことから、評価結果がイメージしやすい、分かりやすいというふうを考えまして、100点満点としたところです。例えば25分の12.5ですと100分の50になるんですが、半分というふうなことでイメージがしやすいというふうなことと考えたところです。

それと次に、評価基準の丸、三角、バツで、1点、0.5点、0点はどういうことかということにつきましては、項目ごとに建設地としての適性を3段階で評価しておりまして、バスであっても全くその項目の適正がないというものではございません。明確に定量的な評価ができるというふうなことで選定をいたしております。

それともう一点、バスのルートなんかを変えたら評価が変わるんじゃないかというふうなことだったと思うんですが、当然ながら新庁舎の建設場所によりましては、そういったところを変更することによって利便性を高めることは可能性としてはありますが、しかしながら、この評価につきましては、郊外へ新庁舎を整備した場合の大幅な路線再編を想定したのではなくて、そのほかの項目でも一緒ですが、現時点における状況を踏まえた上での評価といたしております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ならば100点満点にする最初からのロジックにしておけば問題なかったんじゃないかなと思っています。そして今回適してないということで、箸にも棒にもかからぬ状態で評価されているので、やはり将来的なことを考えるとそういうところも必要ではないかなというふうに思います。

3つ目は、今度計画性です。

まちづくりの整合性及び利便性の妥当性についてちょっと伺います。

まず、計画性について、ちょっと議案質疑で亀山市駅周辺まちづくりエリアのエリアプラン策定について繰越明許費が出ましたので、その件についても触れましたけど、評価点から見ると、エリアプランの策定に織り込まれた計画であって、都市機能誘導区域、居住誘導地域、用途地域などを特定の場所を示す評価項目は、そもそもほかのところと比較にならないのではないかと考えます。それらは評価ではなくて、候補地の概要であり、評価対象とすべきです。これについて市の見解をお聞かせいただきたい。さらに利便性も最寄りの駅までの距離が近いことの評価が2キロ以上あると適していないと評価しています。これについてもちょっと疑問があります。

もう一つ、さきの評価基準でも述べましたが、この路線バスの沿線についても、現在の状況だけで評価するのではなく、将来的な対応も含めて評価をするべきではないかと考えます。それぞれのこの先ほどの2つのことについて、市の見解をお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

計画性と利便性でのご質問でございますが、この5つの選定基準につきましては、いずれも客観的に評価するものとして、どの項目に重きを置くというふうなものではございませんでして、客観的に評価をしております。

その中で、計画性につきましては、おっしゃいましたように、都市機能誘導区域でありますとか居住誘導区域、これは立地適正化計画の中でございますが、これについては亀山駅周辺につきましては満点の5となっております。

これにつきましては、当然まちづくりの整合性、それと将来の都市づくりにも影響しますので、大変重要な評価基準というふうに考えております。

ただ、それと利便性につきましては、先ほども申し上げましたが、路線バスの変更というのも考えられなくはないですが、現時点での客観的な評価をするために、そういった仮定を置かず現在の状況で評価いたしております。いずれにいたしましても、5項目を客観的に評価いたしましたものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ならば、今回条件の中で最初5つの候補地の話をさせていただきましたけど、先ほどの都市機能誘導区域だとか居住誘導区域、用途地域などの限定プラス駅に近い条件を重ねられると、そもそもここに上がってくる5つの候補地じゃなくて、3つに絞られるんじゃないかなと。いわゆる駅に近い。それでこの誘導区域ということで、そもそもその原点からいくと、井田川駅、関駅、亀山駅、この3つは選定の候補に上がってくるんじゃないかなというふうに私は感じています。

最大のポイントは4つ目です。

まず4つ目は、今置かれている行政の課題として、財政構造改革骨太方針2024というのが打ち出されています。そのような厳しい財政の中で、経済性及び実現性が最も低い評価となっていることから、客観的に次点を候補地を含めて検証するべきではなかったのでしょうか、市の見解をお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

経済性でありますとか実現性といったほかの項目もございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように5項目で客観的には評価しているところではございますが、ただ、先日もご質疑をいただきましたが、今、非常に亀山市の財政状況が厳しい中であって、財政構造改革骨太方針2024を出させていただいてはおるんですが、ただ、当然その財政状況は大切ではございますけれども、現時点だけを捉まえるのではなくて、長い将来にわたるスパンで将来の都市づくり、そういったことも重要でありますので、こういった5項目で評価をいたしております。

いずれにいたしましても、当然事業を進めていく上では、経済性、財政的な面は必要でございますので、そこはほかの大規模な事業もございますが、全体的な、なるべく整備費を抑制することを努力しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

まだ現在は報告段階ということもありますので、やはりこの長い将来、50年先、100年先まで視野に入れて検討を重ねていただきたいと思います。

それと、今回この庁舎の計画に当たっては、この市民ワークショップ及びこのアンケートというのがあると思うんですけど、それぞれが皆さんがせっかくこのワークショップでいろいろ出した中で、自然に調和してみんなの拠点だとか、開かれた自由な庁舎だとか、そしてアンケートからは駐車場の問題、先ほどの防災拠点の話等々が上げられています。こういうところをどういうふうに反映されているかということをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

この新庁舎整備事業を進めるに当たりまして、まず基本構想策定時に、平成30年でございますが、市民1,200人を対象として実施いたしました市民アンケートに加えまして、翌年、令和元年に実施いたしましたワークショップや市内の中学生、高校生へのグループインタビュー等によりまして、市民の皆様からご意見をいただいております。

そういった中で、市民アンケートでは、現庁舎の課題や新庁舎の建設に当たり重視すべきこと、建設候補地に関する質問事項に対して、防災拠点としての安全性確保やゆとりある駐車スペースの確保、申請窓口の一本化、さらには建設場所では公共交通機関の便がよいことなど、ご意見を多くいただいております。一方、中学生や高校生からのご意見といたしましては、ユニバーサルデザインなど使いやすい庁舎、愛着が持てるまちのシンボルとなる庁舎、公共交通機関の便がよい立地などのご意見が多く見られたところでございます。

いただきましたこれらのご意見も踏まえ、新庁舎整備の基本方針や新庁舎の機能・性能を整理するとともに、必要な敷地面積の算出に当たりましては、ゆとりのある駐車スペースの確保についても配慮いたしたところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

特に駐車場に関しては、来庁される方が92.24%が自家用車を利用されているということなので、ぜひその辺も配慮をお願いしたいと思います。

あと、市民が求める安心・安全な防災拠点は絶対に外せないというふうに思います。

資料2をお願いします。

これは、絶対に忘れてはいけない49災の写真です。これは予測じゃありません。実際に起こった事実です。50年に一度でも、百年に一度でも、想定外でも済まされません。そのことをお伝えしてこの質問を終わります。

次に、野外体験保育（自然保育）の取組について伺ってまいります。

近年、これは危ないからやっちゃいけない、それは危ないから行ってはいけないといったちょっと過保護的な対応は、子どもたちの自由な成長を制限しているのではないかと感じています。

そんな中、教育民生委員会協議会の管内視察で、5月に加太保育園の亀山森林公園やまびこにて行われた野外体験保育の現場を視察しました。そこでは、子どもたちが軽やかな足取りで山を駆け回り、動植物を手に取り、感じたことを私たちに伝えてくれました。また、子ども同士も対話や自主的に行動する積極的な姿も目立ちました。地域ボランティアが活動を見守り、安全管理の職員をサポートするなど、非常に魅力的な保育の現場でした。

これらの亀山市の特異な取組を一般質問として取り上げさせていただきました。第2次亀山市総合計画後期基本計画を見ると、亀山市ならではの充実した子育て支援と質の高い教育に支えられながら、市全体が子どもの成長を見守る中で、豊かな子育てができるまちを目指していることが分かります。施策の方向として、魅力ある幼児教育・保育の提供において、亀山市ならではの自然、歴史、産業等の地域資源を活用し、豊かな体験を通じて活動を推進すると上げられています。

そこで、市長にお伺いしたいと思います。

野外活動を中心とした地域の自然を活用する体験を取り入れた保育や幼児教育の推進に対する市長の考え方をお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市におきまして、議員、今、加太の保育園での取組をご紹介いただきましたけれど、本当に例えば、園であり、あるいは学校であり、あるいは里山公園みちくさ、あるいは森林公園やまびこの2つの自然公園におきまして、これまでからも郷土の豊かな自然に触れ、親しむ体験活動を展開してまいったところであります。

各園、各校におきましても、これからこれらの自然公園を活用した体験活動や地域の方々の本当にご協力、ご支援をいただいて、田植でありますとか稲刈り、それから梅の実の採集など、自然を活用した魅力ある豊かな教育・保育活動が展開されていることにつきましては、本当に議員触れていただきました亀山の強みという特徴であろうというふうに認識をいたしておるところであります。

幼児期におきましては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要な時期であるとの認識の下に、この時期にこのような自然を活用した体験活動を通じて育まれた意欲や探究心、豊かな感性やたくましさは、これからの社会を生き抜く子どもたちの大きな力となるものであるというふうに強く考えるものでございます。

世の中が非常に、先ほどの話でありましたが、好むと好まざるとに関わらず、本当にデジタル社会に大きくかじを切って、その進化が非常に速いスピードで進んでいるところでありますが、だからこそ、ある意味、この自然環境の中でバランスを持った人格形成が大事であろうと思いますけれど、ぜひそういう情報化社会の中で、この子どもたちは力強く育ってほしいと思いますが、その一方で、このような自然環境の下に、先ほど申し上げた豊かな感性やたくましさを培うことは、本市にとりまして極めて重要な要素というふうに考えております。

したがいまして、今後におきましても豊かな自然環境、魅力的な地域資源を活用した亀山らしい豊かな教育・保育活動を、さらに市民の皆さん、関係者の皆さんのお力をお借りしながら、さらに充実させていく必要があるものというふうに強く考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

幼少期ということで、三つ子の魂百までということで、この幼少期に非常にいろいろな人格の形成ができると思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

三重県でも平成27年度野外体験保育の有効性調査の結果から、自然に触れる保育が子どもたちの自主性や協調性などを高めることが分かり、平成28年から令和4年まで野外体験保育（自然保育）を推進するためのアドバイザー派遣事業が行われました。

亀山市においてもこの事業を活用して、先ほどの加太保育園、みなみ保育園、昼生保育園にアドバイザーを派遣されたとお聞きしております。先ほど加太保育園の活動についてお話ししましたが、市内の他の園の状況についてご説明ください。

○議長（森 美和子君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

本市では、亀山市ならではの自然、歴史、産業等の地域資源があふれる中、園の特徴や地域性を生かしながら、様々な野外活動に取り組んでおります。

具体的な活動内容といたしましては、園庭のみならず、地域の公園、里山などへ出かけて自然の中で遊んだり、草花や生き物探しをしたりしています。その中で見つけた木の実や小枝、ツタやつるなどを園に持ち帰り、制作活動にも取り組んでおります。また、6月の広報「かめやま」の表紙にも掲載されましたとおり、地域の方の協力により田植を体験させていただいたり、梅の実取りや茶摘み、稲刈りやサツマイモ掘りなど、四季折々様々な活動が展開されております。そして、これらの活動は子どもたちにとって何よりも魅力的で楽しい活動となっております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

この野外体験が森林公園だとか、雑木林など環境がなくても園庭どこでも自然があれば活動ができます。例えば、風を感じる、太陽の光を感じるなど感覚を使った活動だとか、園庭の砂、石などを使った活動なども身近な場所で可能です。先ほどいろんなこの田植だとか、梅を取る、そのような活動をたくさん紹介いただきましたけど、その活動から得られた成果、どのような成果があったかという評価をされているか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

自然を活用した体験を通して育まれた子どもたちの力や姿につきましては、園から数多く聞き及んでいるところでございます。

四季の移ろいの中で変わり行く木々、草花の香り、風の音や鳥のさえずり、葉っぱや土の感触など数々の自然に触れ、自然の中で活動することで、子どもたちの五感が磨かれ、豊かな感性が育まれております。活動の中での発見や体験の感動は、友達や先生、家族に伝えたいという思いにつな

がり、子どもたちの言葉や表現力を豊かにしています。そして、楽しかった、できたという達成感や満足感は、またやってみたいという次への意欲を生み出しています。遊びの中で自然と体が鍛えられ、体幹が強くなり、バランス感覚も磨かれています。

これらは亀山市保幼認共通カリキュラムに掲げる子どもたちに身につけさせたい3つの力、健康な心と体で生活できる力、相手の気持ちや状況が分かり、楽しく活動し、協力できる力、自分で考え、意欲的に遊び、学べる力につながっていると考えるところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

すごい成果としては評価されていると思います。

子どもたちは、やはり自分が感じたこと、それを分かち合って友達と共感するということは非常に大事なことで、先ほどのできたという達成感、非常に大事だと思います。

これらが、今説明いただいたのは、市立の関係だけだったと思うんですけど、これが民間の園との連携について、市は独自にやっているけど、民間はちょっと知らんぞというふうになっていないのかということがちょっと心配で、民間と園との連携について伺います。

○議長（森 美和子君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

本市においては、公立のみならず、公立・私立全園で幼児教育共通カリキュラムの実践や小学校等との連携や交流活動などの取組を実践しております。また、公立・私立合同の幼児教育研修会や園長会を開催し、交流や情報共有を図っております。

このように公と民との連携体制が図られ、幼児教育・保育に取り組んでいることは、本市ならではの強みであり、特色ある取組でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

公立だけではなくて公民それぞれ、亀山市のこれは特徴ということで、非常にいいことだなと思っています。やはりこの公が、公立が民間を牽引していくということは非常に理想的な形ではないかなというふうに思います。

そこでもう一つ、少し気になることがあってですね、この幼児教育、ここまでやられていますが、この小学校の教育へのつながりということについてちょっと伺います。

幼児期に生まれた、先ほど思考力だとか判断力、表現力といった資質能力が小学校に入ると失われてしまうのではないかなあという心配です。幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容、時間設定など様々な違いがあります。小学校へのつながりについてどのように取り組んでいるかご説明ください。

○議長（森 美和子君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

学ぶ楽しさや主体的・積極的に物事に関わろうとする態度、思いやりや感動する心など、保育所等で培われた就学前の子どもたちの育ちや学びの成果を小学校教育で生かしていくために、本市では平成26年度より亀山市保幼認小接続カリキュラムを作成し、人をつなぐ、組織をつなぐ、学びをつなぐの3つの連携を大切に、公私立全園及び全小学校で円滑な接続を目指した取組を継続しております。

育ちと学びの連続性、一貫性を保障するカリキュラムを実践することで、就学前教育・保育とつながりのある小学校教育が展開され、子どもたちも安心して小学校生活を送り、自身の力を十分に発揮していくことができているものと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

安心しました。

今後の展望についてなんですけど、昨年10月に鈴鹿馬子唄会館と隣接する鈴鹿峠自然の家の2会場で、三重県が主催する森林教育指導者養成講座（自然保育編）が開催され、県内でも先進の自治体として高く評価される実績です。自然保育は、子どもたちに生き抜く力を備えさせ、自己肯定感を高める効果が期待されます。また、自然保育の推進により、移住促進、空き家対策、空き家も有効的に使うということ、こういうところに使えるのではないかと。また、農業体験による担い手の育成、地域の活性化など、すごく幅広い効果が見込まれます。そのことによって、先ほども亀山ならではの話がありましたので、自然保育のまち亀山を第3期亀山市子ども・子育て支援計画の理念として上げていただくことを期待します。

さらに、亀山市にもプレイパークを設置することを提案します。亀山公園などの既存の公園も楽しい場所です。プレイパークは公園とは異なり、禁止事項を設けず、子どもたちがやってみたくと思うことを自由にできる野外の遊び場です。プレイパークの設置により、子どもたちが主体的に遊びを創造し、豊かな経験を積むことができると考えます。この期待と提案を添えて、この質問を終わります。

続きまして、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う地域計画（人・農地プラン）について伺います。

農業を営む自給的農家や小規模農家で、若い頃は兼業農家として先祖の土地を守られている方々からの意見がよく聞かれます。高齢化でもう続けられない、後継者もいない、農機具が高価で今の機械が壊れたらどうしようもないと、今後どうすればいいのかというような相談が多く寄せられています。

こんな中、今後の対応について、この地域計画の主な目的と目標について説明願いたいです。その中で、この地域計画とはどのようなものかというのを含めて、ちょっと説明をしてください。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、地域計画でございますが、農業経営基盤強化促進法に定める農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画でございます。

地域計画は、地域農業の今後をみんなで話し合っで決める未来の設計図のようなもので、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い法定化された計画でもございます。具体的には、10年後に誰がどのように農業を進めていくのかを地域の担い手、地権者、鈴鹿農業協同組合、三重県、亀山市農業委員会、市が話し合いを行い、地域農業の将来の在り方を示した人・農地プランに加え、10年後の1筆ごとの農地の耕作者を示した目標地図を策定いたします。

議員ご質問の地域計画の主な目的と目標についてでございますが、まず目的としましては、全国的に農業者の高齢化や人口減少、耕作放棄地の増加により、近い将来、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。このことから、これまで地域で守ってきた農地を新たな世代に着実に引き継ぐことを目的として地域計画を策定するものでございます。

次に、目標についてでございますが、まずは今年度中に市内全域での地域計画策定を目指してまいりますと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それぞれ1筆ずつにどのようにするかということで、非常に時間がかかるような計画だと思いますが、先ほど、今年度中に計画策定を行うと答弁いただきました。現在のこの地域計画策定の進捗状況をお伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

地域計画策定の進捗状況につきましては、話し合いを行う地区を市内20地区に振り分け、昨年度に6地区で話し合いを行いました。本年度は残りの14地区で話し合いを実施していく予定でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

20地区の6地区は終わっているというところでございますが、それでは、その間に、この農地の利用状況ですね、この進捗、計画を立てているわけなんですけど、実際の農地の利用の状況と近年の推移についてご説明ください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山市農業委員会が実施しております利用状況調査によりますと、令和5年度の市内の農地の合計面積は2,695ヘクタールでございます。また、耕地面積でございますが、令和3年度は2,045ヘクタール、令和4年度は1,985ヘクタール、令和5年度は1,868ヘクタールと、令和3年度から令和5年度にかけて177ヘクタールの減少となっております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

地域計画の策定中にも、先ほど報告いただきましたように、令和3年度から5年度までに177ヘクタール減少しているということを答弁いただきましたけど、全体の中からいくと、8.66%はこの2年間で減少しているような形になっています。

その中で、非農地的土地の活用について資料3をお願いします。

これは1反、1枚、3反ということは30アールの平地で整地された農地、これが左側になります。中山間地域では1枚が10分の1程度の2畝、2アールや、3畝、3アールの段差のある農地、あるいは1反はまとまった土地があっても、不形な土地で担い手が受け入れにくい状況にあります。

このようなことも考えられますが、どのようにこれを今後の計画に生かしていくかということをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

中山間地域の農地は傾斜があり、狭小で不整形な農地が多く、効率的な農業を営むには生産条件が不利な地域でございますが、その一方で、洪水防止や水源涵養等の多面的機能によって、下流域の住民を含む多くの市民の生命、財産と暮らしが守られているところでもございます。

本市におきましては、国や市独自の事業などを活用し、中山間地域の農地の保全や活性化に努めておりますが、地域によってはそのような制度を活用されていないところもございます。現在も地域計画の話合いの中で支援事業の案内をさせていただいているところでございますが、引き続き積極的な制度周知を図り、制度活用を促進してまいりたいと存じます。また、地域での話合いで得ました中山間地域の課題や要望につきましても、今後の新たな農業施策につなげてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど答弁にもありましたように、中山間地域は河川の上流に位置して農業生産活動によって国土の保全だとか水源の涵養などに非常に役立っております。しっかりこの課題、要望を把握して農業施策につなげてください。

現在、この農村人口の減少により、2050年には30万から70万ヘクタールの農地で営農の継続が危ぶまれていると農水省が分析しています。70万ヘクタールというのは、現在の農地面積、全国の農地面積の15%に当たります。農業で生計を立てる担い手の減少が問題視されていますが、先ほど私も説明しましたが、高齢化の波は担い手以外の農業により強く押し寄せています。あぜの草刈り、溝さらい、水利の補修など地域農業を支える耕作者の共同活動が成り立たなくなっているおそれがあります。亀山市における将来の展望や長期的なビジョンについてお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

昨今の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農家の減少とともに、産業と

しての生産基盤の弱体化が進行しております。そうした中で、本市は安全・安心な食料の安定供給をはじめ、農業の健全かつ持続的な発展と農地等の保全と有効活用を図るため、意欲ある農業経営体が効率的かつ安定的な経営に向けて経営改善に取り組む農業構造の確立、さらには、こうした経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの家族農業の維持、発展、集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築を目指しております。

現在、地域での話し合いに基づいた地域計画の策定を進めておりますが、それ以外にも新たに農業を営もうとする青年等に農地を紹介するなど、農業経営体の育成・確保や農地の集積化等による効率的・安定的な土地利用を促進しております。また、地域農業を維持していくための水路の管理、畦畔の草刈り、耕作放棄地の防止等の作業につきまして、中山間地域では中山間地域等直接支払交付金事業、その他の地域につきましては、多面的機能発揮促進事業を地域でご活用いただくことで、農地の保全活性化を進めております。

さらに、亀山ブランドと連携した農作物の高付加価値化、市独自のサステナブル農業奨励事業による農業経営体への支援等、生産性の高い持続可能な農業経営に向けた様々な施策を関係機関、団体との連携を強化し、推進し、本市の農業の発展につなげてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

たくさんの答弁をありがとうございました。

ぜひそれを実行に向けて、この地域計画は単に地図をつくることが目的ではございません。現状把握と将来の設計を地域の方々と話し合い、合意形成を得て、農地の未来設計図をつくり上げることが必要です。今年度、14地区で話し合いを進める計画ですが、形だけではなく実効性のある話をさせていただきますようお願いして、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時43分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の古田吉昭議員の一般質問に対する答弁について、高桐建設部長から訂正の発言の申出がありましたので許可します。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

午前中の古田議員からの鈴鹿川堆積土砂の取扱いについてのご質問に対する答弁におきまして、鈴鹿市内の井尻頭首工の改築とご答弁いたしました。正しくは亀山市内の井尻頭首工の改築と訂正するとともに、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（森 美和子君）

ただいまの高桐建設部長からの発言の訂正申出につきましては、議長において許可します。
次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、財政構造改革骨太方針2024について、契約調達について、中学校全員喫食制給食実施事業についての3点を通告させていただいておりますので、順番にやらせていただきます。

まず、財政構造改革骨太方針2024についてです。

通告では、まず改革方針等における目標についてということで、3点ぐらい書いております。これにつきましては、初日から多くの議員さんが言われていまして、私はこれでちょっと首をかしげるところとか、何だろうというところを1個ずつ素直な疑問を感じたところをさせてもらうつもりですので、ちょっと重箱の隅をつつくような質問になると思いますけれど、よろしく願います。

まず、聖域なき歳出削減の意味についてということで通告させていただいておりますけれども、どういうものなのかというのは、各議員さんへの答弁で大体イメージはつかめてきたんですけども、そもそもこの聖域ですね、櫻井市政において聖域という、一体どういう事業のことやったのか、そういう聖域があったのかどうか、その点につきまして、具体的な事業があればその事業名も含めてお教え願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。
佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、この聖域なき歳出削減の聖域とはというふうなご質問かと存じます。

この聖域の意味でございますけれども、これまでの予算編成におきまして、例えば市総合計画に位置づけた主要事業につきましては、その機能や効果を担保するため、計画額からの大幅な減額は行っていないものでございまして、この主要事業そのものは聖域とした取扱いになるものと認識をいたしております。また、過去の経緯におきまして、例えば合併協議などで決定されました事務事業の中には、聖域として見直されてこなかったものもあるものと想定をしております。さらに、標準事業の中におきましても、事業ありきの考え方で特に見直しをしてこなかった事務事業もあると思われまます。

このような意味で、これまで一定の状況下で見直しに着手できなかった事業や見直しや改善が行われてこなかった事業を含めて聖域と認識いたすところでございまして、この財政構造の改革におきましては、ゼロベースからの見直しを行い、優先順位を考慮した上で削減の対象とするものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

まず、聖域なき歳出削減の意味を確認させていただきました。

聖域と言われているのが恐らくその主要事業であるとか、そういったことになる。その辺の実際

の事業が聖域として扱われ、聖域という言い方はおかしいかもしれませんが、ここにはなかなか着手できなかったということやと思います。

その中で、ちょっと（２）番の項目、数値目標についてとして通告させていただいておりますけれども、これにつきましては、２５億という財調が達成されたらそれでいいのかというようなことをお聞きしようと思っていたんですけれども、前のほかの議員さんの質問の中で、２５億が達成できたらいいというものではないんだというようなことを言われていましたもので、その点もこれに関しましては理解はさせていただきました。

その中で、３番で上げていますけれども、既に予算化された事業の取扱いについてということで、上げておりますけれども、これは本年度の予算は予定どおり執行するというのでよいのか。あと、債務負担行為とか、この辺についてはどうなるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この財政構造改革につきましては、期間を令和６年度から令和１１年度までの６年間とし、そのうち令和６年度から令和８年度までを集中改革期間として取り組むものでございます。

ご質問のその中で令和６年度の予算につきましてはというふうなことでございますが、令和６年度につきましては、令和６年度に精査した内容を令和７年度当初予算に反映することとして進めておまして、令和６年度に既に予算化された事業につきましては減額補正を行うことは想定しておりません。

一方で、令和６年度の予算につきましては、予算の適正で効率的な執行に努めるとともに、年度途中で事業が完了した場合や目的を達成したものなどについては、速やかに減額補正を行うものでございます。

また、併せまして、債務負担行為でございますが、これまでも債務負担行為は設定をさせていただいておりますので、こちらにつきましては、現状のままということで考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

事務手続上はそのとおりなんやと思います。予算を認めた以上は、議会が、当然それは執行されるべきであろうし、債務負担行為も同じですね。

ただ、今年度に関しまして、特に、例えばこの後の話とも絡みますけれども、中学校全員喫食制給食実施事業の外部調理委託、これにつきましては８億１，５００万でしたかね、総額で。これだけの債務負担行為を予定しておると。言ってみれば、こういったこれからもプロポーザルとかもするわけですが、こういったことももう少し考えなければならないのではないかと。当然言ったように、事務的には当然それは認められるべきものやとは思いますが、やはりこの危機的な状況ということも出てましたけれども、この状況やったら改めて債務負担行為補正もするぐらいの考えでいかなければならないと思うんですが、その点の考えはどうなんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員おっしゃられますとおり、この危機的な状況を回避するためには、いろんなあらゆる施策を打ってまいらなければいけないというふうには認識はしておりますが、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、一度お認めをいただいた予算等でございますので、その執行についてしっかりと適正に管理してまいりたいというふうを考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

債務負担行為についてはそのままにするということを確認はさせていただきました。納得したというレベルではないんですけども。

それでは2番の項目の各種事業との整合性についてというところに移らせていただきますけれども、今回、聖域なき歳出削減ということで、いろんなこれまでやってきた事業でも、もうとにかくゼロベースで考えるんだということではありました。

ただ、そもそも論で、先ほど財政危機的な状況は云々という話があるんですけども、そもそも何でそんな話になったかというのは、当然物価高騰とかで財政が厳しくなると、なっていくであろうと、この辺の話があるんですけども、ただ、目的としている大型事業が後に備えているということですね。でも、その大型事業の一つであるこの新庁舎整備ですね、この新庁舎整備に関しては、もともと合併当初四十何億の世界やなと言っておったのが、95億まで膨らんでいるわけですよ、話として。

まず、ここの点につきまして確認させていただきたいんですけど、午前中の古田議員への答弁の中で、万全の浸水対策をするということでしたけれども、それによって余分な、95億を超えるような経費が出てこうへんのかということでしたけれども、これに対する話のはっきりなかったんですけども、そういった万全の浸水対策も含めた95億じゃないんですか。この点、ちょっと確認させてください、まず。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎整備事業につきましては、先ほどおっしゃいましたように、総事業費95億円といたしておりまして、その中には浸水対策も入って全てで95億というふうなことでしております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

たしかそうやったんやろうなと思っていたんで、95億を超えることはない、それは絶対ないことはないとは思いますが、95億というのがまずそこはもうラインだということ、それを確認させていただきました。

そんな中で、本題に入りますけれども、この庁舎建設ですね、整備事業、まずそもそもそこに大量のお金がかかるということですけども、それは95億でも大概高いというのは間違いはないんで

すけれども、これ当初、住山とかその辺の話がありました。あそこやったら、市の所有地が多いから、用地購入費はかからないだろうと。用地購入にかかる、そこだけの人件費もかからんわけですよ、その間。その仕事をせんでええわけですので、用地購入に関しては。

そういった意味では、それだけでも経費の削減になるはずなんですよ。それを目標としておるとはいえ、そもそも目標としているものの価格がばか高いものであれば、やはりそれを見直すべきというふうなことになるんじゃないのかと思うんですけれども、今回のこの財政構造改革骨太方針2024のこの方針、この聖域なき歳出削減というこの考え方に照らし合わせれば、やはりこの目標としているこの新庁舎整備のそのものにもメスを入れるべきではないのかというふうに思うんですけれどね。あと、何で低層なのかとかね。服部議員とか言われていましたけれども、なぜ集約化するのかとか、この辺はありました。この辺の手法を見直すべきではないのかと思いますけれども、この辺にもメスを入れていく考えはあるのかなのか、その点について確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、この新庁舎整備に係る事業費であります。95億は基本構想の中のマックスと、この中で万全を期すという考え方でございまして、現在のこの市の財政状況に関わらず、具体的な建設場所をまずは決定をし、整備計画をより具現化していくといった事業を進めることが重要であります。全体事業費の抑制には当然努めるとともに、特定財源の確保を図るなど、できる限り財政負担の軽減に努めるということは当然のことです。基本構想、次の段階の計画、様々な議論をする過程において、そういうものをまた果たしていくということは大事な視点であります。

さらに、今回、新庁舎の建設地を亀山駅周辺で決定をさせていただきましたけれども、例えばこの財政的な、いわゆる経済性だけの視点をもって、将来に向けたまちづくりにしっかり対応すべき問題だところと思いますけれども、新庁舎というのは、多分80年から100年スパンの今後このまちの、その行政の中核の機能を担うということですから、22世紀初頭までを想定する、まさにまちづくり100年の大計というような視点から考えるべき機能、施設であろうというふうに考えております。

したがって、経済性だけの視点をもって建設場所等々を変更する、今のね、これだけではなくて長期の視点が必要であろうというふうに考えます。

一方で、今議員ご指摘の現在の大変財政状況が厳しい中で、先般、財政構造改革骨太方針を策定いたしました。今後6年間で財政構造改革を実施することが将来に対して極めて不可欠であるという認識の下に、そのように方針を示させていただきました。

さらに、5月31日でしたか、これ議会の皆さん、市民の皆さんにお示しをさせていただきました大規模整備が今後必要となる4施設、これは新庁舎、ごみ処理施設、し尿処理施設、学校施設について、特にこの新庁舎95億という一つの希望の想定ですが、ごみ処理施設、し尿処理施設におきましても、この両施設を合わせると100億を超えるであろう大きな規模でございまして、学校施設におきましてもかなりのボリュームであります。

したがって、これら4施設につきまして、現時点において可能な範囲で諸条件を仮定し、将

来の財政負担規模の試算を行い、お示しをさせていただいたものでございます。この検討内容はあくまで条件を仮定した試算ではございますけれど、この新庁舎をはじめ4施設を含めて、市全体の施設整備の在り方や実施時期、いわゆるスケジュールにつきましては、この重なりというのは非常に大きな意味を、影響を及ぼすことでございますので、こういうことにつきましては十分検討する必要があるということを考えているところであります。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

当然、市長がおっしゃるとおり、決まった事業であっても、より精査していくという、それは当然大事なことであるとは思ってはおります。

ただ、ちょっと2番の中学校の全員喫食制給食実施事業についてという項目に行くんですけども、これも先日プロポーザルの仕様が公開されましたけれども、これも服部議員が前から言われていました、プロポーザルってのは基本的に高くなるという話があります。これってやっぱり競争入札にすべきやというふうに、もうこの財政構造改革骨太方針、これを出した時点やったら、まだ変更が利いたはずなんですよ。その発想にはならなかったのかどうか、この点を確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今回の亀山市中学校給食調理業務委託につきましては、安全・安心な学校給食を確実に提供できる専門的な知識、技術及び経験のある受託者を選考する必要があるものでございます。このことから、価格のみの競争ではなく、衛生管理の徹底や食物アレルギーへの的確な対応など、生徒に安全で衛生的な給食を安定的に提供できる事業者を募集するものでございます。

この手法といたしまして、公募型プロポーザルにより契約候補者の選定を行うというふうに考えたものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

これに関しては、ちょっと通告でもくぎを刺しておいたんですけども、教育委員会としては、当然そういうよりいいものをつくるという、その姿勢でええとは思うんですよ。しかし、この骨太方針を出した財務の当局、市長部局としては、いやそうじゃなくて、やはりこれはもうちょっとこの価格競争みたいな要素を取り込むべきやというふうなぐらいのことを契約調達をする市長部局としては言うべきではなかったのか、そういうふうにさせるべきじゃなかったということをお聞きしておるんですけども、その点どうだったんですか。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

契約方法につきましては、入札方式、あるいは今回のようなプロポーザル方式という方式もござ

いますが、一般的にプロポーザル方式による業者選定につきましては、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力、さらには受託者としての適格性等を確認するため、プロポーザルへの参加事業者が提出した提案書等の内容やヒアリング結果を評価し、最も高い評価を受けた事業者を契約の候補者とするものでございます。

したがって、今回の亀山市中学校給食調理等業務委託につきましては、その業務内容から公募型プロポーザル方式により契約候補者を選考するものであり、選定方法は適切なものであると考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

これは不適切だとは思ってないですよ。ただ、この骨太方針の前ではそうはならないんじゃないですかということをおっしゃっているんです。

とにかくこの先ほど債務負担行為の話をお聞きしましたが、今回、一律に聖域なきということで10%削減を言っているということは9掛けですよ。8億としても八九、七十二。7,200万円浮いてくるわけですよ、年間、一つ一つトータルで。やっぱりそれぐらいの危機的な状況にあったんじゃないですかということをお聞きしているんですよ。

この話の次の3番の、そうしたらリニアのほうに行かせていただきますけれども、リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業についてという、これとの整合性についてということで通告させていただいていますが、これリニアの事業が10年遅れるとかいう話も出ております。リニアの積立事業、これにつきましても、そこまでのこのリニアに対する急務な積立の必要性がなくなってきたら、私、やめるとか、そういう意味じゃないですよ。ここまで財政が危機的な状況やったら、一時的にリニアの基金を財政調整基金に振り替えるとか、リニアの積立で、これももう今年度は予算化されてはおりますけれども、来年度以降はこの積立を行わないということもあり得るのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

先日の服部議員にもご答弁申し上げましたところですが、リニア中央新幹線駅整備基金を廃止し、財政調整基金への繰入れを行うことで、財政調整基金は一旦増額となりますが、将来必要となりますリニア駅の整備に係る財源の確保が困難となり、スムーズな事業着手に支障を来すこととなります。

また、基金分を起債で対応いたしますと、資材増加による後年度負担への影響などが懸念されますことから、本基金につきましては、現状のまま運用を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

スムーズな事業着手に支障が出るとかいうことですが、そもそもこれJRの事業で国策で

もあるんですよね。国とかJRとかが進めている話で、さらに亀山市としては、まだ候補地の一つになっただけで、具体的に亀山市がそこまでする話じゃないはずなんですよ、これ。

でも、それに対して何としてもそれを守らなあかんという、それってね、そういうのを一般的に聖域というんじゃないんですか。どうなんですか、それ。聖域なしとこれは言えないんじゃないんですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

反問権を活用させていただきます。

○議長（森 美和子君）

ただいま市長より反問の申出がありましたので、議長においてこれを許可します。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

リニアについては、長い年月かけて官民挙げて基金を積んできた事業でございます。将来に備えていくという基本的な考え方の下に今日に至っております。

今議員のご質問の趣旨であります、2037年にリニアが東京一名古屋開通の現時点では考え方が示されておりますが、13年後でございます。それに対して、それに備えていくということは極めて重要なことであろうと思っておりますし、駅庁舎とか、これは事業主体が当然実施されるものだというふうに認識をいたしておりますが、それに関わる地域づくりや環境整備とか、当然、県や市が担うべきことというのはあるかというふうに思います。それに備えるという意味をもって基金を積み上げてきておりますが、その必要がないというようなご趣旨なのか、その点をはっきりしていただきたい。

（発言する者あり）

（「反問にならへんやないか、こんなものは」の声あり）

（「反論やないか」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご静粛に願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

質問の趣旨を正確に把握させていただかないと正確なお答えができないということで、その基金をもう積む必要がないと、それに備える必要はないということなのかどうかということをお尋ねしているところであります。

（「反論や」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

質問の趣旨を。

（「反問と違う」の声あり）

○議長（森 美和子君）

伊藤議員に申し上げます。

ただいま櫻井市長から反問がございましたので、質問の趣旨を明確にして改めて質問をお願いい

たします。

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

もう一回言います。

別にその趣旨がどうかじゃないですよ。聖域なきって言うところに、将来こういうのが大事やから、大事やからと言うて、それには手をつけませんよって言うてる。それを聖域って一般的に言うんじゃないんですかというふうに聞いているんです。それがなしというんやったら、そこにも当然手をつけやんとあきませんよねという話を言うているんです。それがええも悪いも私は言うておりません。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

聖域の意味は、先ほど部長から申し上げたとおりであります。既にこのリニアの基金におきましては、この令和6年度の当初予算編成におきまして毎年5,000万を積み上げてきておったところでありますが、この財政状況の厳しい状況の中で、今年の当初予算につきましては半額の2,500万に削減をして、この令和6年度をスタートさせていただいたものでございます。

したがって、聖域というか、これは主要事業でありますので、主要事業としてその部分も状況によって判断をしていく。当然、令和6年度の執行においても、それから将来の様々な今後の予算編成とか事業の在り方についても、聖域なく主要事業においてもしっかり見ていこうと、こういう考え方でございまして、既に基金においては、リニア基金においては、将来に備えつつ、適切な財政状況の中で適切に判断をするということが大事だというふうに認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

最初からそうやって言っていたらよかったですよ。

はっきり言って、聖域とか言いながら、やはりリニアもある程度は手をつけていかなあかんのやろうと。やめろと言っている意味じゃないですよ。この話だったら、リニア基金って一番着手しやすいところですよ、逆に言うたら、10年も先に延びるという話も出ておる中やたらね。

そういう意味で言わせていただいたんで、さらに言うと、今後のそういうふうなまちづくりも考えていかなあかんというのは、そういう意味やったら、それこそこの大きな主要事業4つ、5つ言われていましたけれども、そこに入れておかないかんのちゃうんですか、そのリニアの駅の整備とかの話も。入れるべきかどうかというのは別にしましてね。その理屈に従えば、それこそ骨太方針の中にも、将来の大きな事業にリニアの駅整備とかも入れておくべきじゃないんですかという話です。

あんまり長引いたら次の質問ができませんので、次に行かせていただきます。

次、契約調達についてということで通告をさせていただいております。

1番目の、まず、業者情報の取扱いについてということで通告させていただいております。

これにつきましては、3月の予算決算委員会にてエレベーターの乗用の設置をするかどうかとい

う話の中で、乗用だと各中学校でそれぞれ1億6,000万かかるという話でした。でも、これはさすがに高過ぎるんじゃないのかという話をさせていただきました。

関の町民会館と言われていましたけど、関文化交流センターのエレベーターを設置するに当たって、当時、大分複雑な構造やったんですけど、これ何とか5,000万ちょいでできたわけなんですよね。それを思ったら、当時から、大分時はたってますけれども、倍としても1億あればできる話じゃないのかなと、各中学校。どうしてこんな1億6,000万というふうな価格が出たのか、どうやって試算したんやというふうに言いましたら、設計事務所からの見積りにより算出したということでした。

その設計事務所ってどこなんかと尋ねましたら、来年度、令和6年度、今年度に業者を選定いたしまして、具体的には設計業務を行うということになりますので、業者名を今公表することによりまして、設計業務に係る入札業務でその業者に不利益を与えることも考えられますので、業者名については控えさせていただきたいということでした。

入札業務でその業者に不利益を与えることも考えられるというのは一体どのような不利益なのか、契約調達部門の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

一般的に予算要求とか、契約前、入札前に参考見積書を徴取した業者名を明らかにすることにつきましては、その後の入札など契約行為に公正な入札執行が妨げられるおそれがあるとともに、見積提出業者が入札契約において不利益を被るおそれがあるため、入札執行前に公表はできないということでございます。

そういった中で、なぜ入札、不利益がどういうことかというご質問でございますが、当然その業者が、入札前に価格を出した業者がどうしてそういう価格を出したのかとか、そういったことが、例えばその後の入札があった場合に、どここの業者が出した価格とか、そういったことがありますと、競争入札にそういった価格が漏れるというふうなこともつながりますので、不利益を被るおそれがあると。

それと、見積りを提出した業者が入札に参加した場合も、どこは幾らをもう出しているというふうなことが分かるといったことにつながるというふうなことで、基本的には入札前には公表はしていないものというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

その理屈だったら、その設計事務所は入札に参加できないですよ、そんなんやったら。そこが一番よく知っているはずなんですよ、そんなん。さらに、それ今公表するのは無理ということでしたけれども、これその入札が終わった後やったら公表できるんですか、その点だけ確認させてください。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

入札行為が終わった後も、これは予算要求の関係も同じかと思いますが、その行為が終わった後も公開はできないものというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

何で公表できないかがさっぱり分らないのですけれども、多分これを言うていても平行線やと思いますんで、この点ちょっと私、通告で代表監査さんにもというふうに言うているのですけれども、この話を聞いて、やはり代表監査さんは本当に監査のほうで、やはりチェックしっかりしていただきたいということをお願いさせていただいておきますということだけちょっと申し上げまして、2番のほうに行かせていただきます。

次は、見積りについてというふうに通告させていただいております。

この見積りの必要性ということで、この資料を今回出させていただいておりますけれども、櫻井議員のほうから情報公開で外部調理委託、この8億円にも上る債務負担行為補正の根拠ですね、この根拠を示してくれというふうな、その全ての資料を出せというふうな話のときに出てきた資料が、皆さんにお配りしてあるやつなんですけれども、その1ページ目のほうですね、そこにはそれ業者からの聞き取りをまとめたものというふうなもので、1枚だけ出てきました。そこを見ていると、これほんまにどうしてこの価格が出てきたのかというのを本当に疑問に感じるんですよ。これ今までの情報公開やったら黒塗りの文書が何枚かだあっと出てきていたんですけれども、本当にこの不存在的なんですかね、公開できないじゃなくて。1枚こんだけで大体こんなもんですよという1枚べらの、こんだけの二、三行のレベルの情報しか出ていない。本当にこれで8億を超えるような債務負担行為の根拠にしたんですかね。この点についてお聞かせ願いたいと思います。こんなんでいいんですか、契約調達の部分の見積りって。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

中学校全員喫食制給食実施に係ります基本的な計画にお示しいたしました業務委託料の積算根拠につきましては、受託が可能と考えられる事業者から示された資料を基に試算したものでございます。

これは、業務の具体の仕様が未決定の段階でございますので、見積書としての提出が困難なことから、提出された資料を基に事務局で試算をしたものでございます。業者選定に当たりましては、具体の仕様にに基づき、精度の高い見積書が提示されるものと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

私、契約調達部門の見解を聞きたいと言うたんです。現場の話はどうでもいいんですよ。それを基にどういうふうに指導したんですかという話を、これでいいというふうになっておるんですかという話を聞いておるんです。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回ご提示いただきました資料でございますが、一般的に事業見直しの検討段階や予算要求時等において作成する事業費の積算資料につきましては、積算根拠が明確で内容が精査されたものであれば、必ずしも見積書が必要というものではございません。

そういった中で出していただきましたこの見積りににつきましては、教育委員会のほうで用意された資料でございますが、私どものほうに提出されたということかどうかということでは、ちょっとご答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

見積りが要るのか要らんのかというのを聞いているんでね。要らないということなんですよ、話から聞くと。

私ちょっと以前ですね、ある事業者さんから相談を受けたことがありまして、この亀山市の契約行為とかにおいて、まず参考見積りというのを出さされると。参考見積りというのを出すのに結構経費もかかって、何十万というやつだったらいいんですけど、10万に行くか行かんかぐらいのものを参考見積りとかをつくってこいと言われて、それで出して、うちにもらえるんだったらいいんだけど、それで何か知らんけど入札かけて、それで違う業者が落としていくことがあると。

しかも、その業者のやった仕事を見ていると、うちが参考見積りで作ったその仕様というよりも、もっと何て言うのかな、質が低いというか、そういう実際契約っちゅうか、ので落としていっておると。少なくともそんな参考見積りというのをどんなんでも取らすような、そんなんってどうなんですかねというふうなことを聞かれたことあるんですよ。

ほかのところでは10万かそこらのでもそんな参考見積りとかそんなのを大量に取らせているのにですよ、何でこの8億を超えるような、その債務負担行為の根拠にするようなものに関しては、こんな、言ってみれば井ですよ、こんな。そりゃあ、業者はちゃんとやっていると思いますよ。せやけどそれに関して、この程度の資料で、何で契約調達部門として納得されるんですか。その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどのこの中学校給食概算経費見積りとされた書類でございますが、これにつきましては、教育委員会サイドのほうで、業者からの聞き取りによってしっかり積算されたものというふうなことで考えておりますので、私ども、先ほど申し上げましたが、予算要求とか、そういったときに必ずしも見積書が必要ということではございませんでして、積算根拠が明確で内容が精査されておりましたら、特に見積書ということでもなくても構わないと考えております。

今回のこの給食ではなくて、例えばカタログで載っているような商品でしたら、わざわざ見積りを取らなくても、カタログの価格どおりということが明確であれば、そういったものも資料とする

場合もございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

問題は、結局その時々によって違うということを行っているんですよ。それを何とかせなあきま
せんよってことです。

もう一つ、ちょっと元に戻るような感じになりますけれども、その設計事務所を公開しないとい
うことでしたけれども、実際これを根拠にして、この数字を根拠にして乗用エレベーターを、給食
運搬用のエレベーターに仕様変更しているわけですよ、教育委員会が。そうすると、ほんまにど
この業者がどういうふうな算出でやったんという話で、これで給食運搬用のエレベーターが、乗用も
できるやつが給食しか運搬できやんというような、こんな大幅な変更になっているわけですよ。そ
れに対してどれだけの精査がなされたんですかというのは極めて甚だ疑問なわけですよ。

もし業者が出てこない、公表されないんやったら、言ってみればこれ実際取っているかどうか分
からないじゃないですか、この設計事務所からの見積りを。それすらも分からんわけですよ、公開
できないと言われたら。やっぱりその辺はきちっとしていただきたいということを、ちょっとこの
辺も監査委員さん、よろしくお願いします。

じゃあ、次の3番の中学校全員喫食制給食実施事業についてに移らせていただきます。

先ほどもちょっと出ました給食運搬エレベーターの仕様変更についてということ。これを実際、
仕様変更の話を見せていただきたいんですけども、そもそもこれはバリアフリー化をしていくと
いう話の中で、この乗用ではなくて運搬用という話になったと思うんですけども、それなら、こ
の亀山中学校、中部中学校の両中学校のバリアフリー化という意味では、これエレベーター設置は
どうしていくのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

中学校の全員喫食制給食実施事業を進めていくに当たりまして、中学校全員喫食制給食実施に係
る基本的な計画におきまして、2中学校において施設のバリアフリー化を複合の目的といたしまし
て、乗用エレベーターの設置というものを検討していたものでございます。

教育委員会も含めた総合調整により、中学校における人員配置などで効率的な給食運搬、配膳作
業が可能と判断いたしまして、その結果、給食用エレベーターの設置というふうに至ったものでご
ざいます。

一方、学校施設のバリアフリー化につきましては、昨年度作成いたしました学校施設等長寿命化
計画においても、改修方針の視点の一つとなっているものでございます。学校施設等長寿命化計画
における具体的な実施計画につきましては、今年度から調査検討を進める予定でございますけれど
も、この中において、トイレの改修や施設の段差解消なども含めたバリアフリー化について検討を
行うものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

そのことについて、後ろの議員さんからもいろんな意見がさっき飛び交ってましたけれども、まずこの給食運搬ですね、そもそも。その辺をちょっとお聞かせ願いたいんですけどね、現在のミルク給食とかですね、デリバリー、これは一体どのような形で運搬されているんですか、その各教室まで。その点、まず聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

亀山中学校及び中部中学校におきます現行のデリバリー給食につきましては、個人分の給食、生徒がそれぞれの所定の場所へ取りに行くという運用を行っているところでございます。

（「牛乳は」の声あり）

○教育部長（亀山 隆君登壇）

牛乳も含めてでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

実際、そういうふうな感じで今でも動いているわけですけど、これに関しては、エレベーターについては運搬用のみであっても当然あるにこしたことはないとは思っておるんです。ただ、その運搬用のエレベーターですね、私らの頃は、たしか給食当番というのがあって、その当番が毎日のように3階の教室ぐらまで運んでいたわけですよ。で、その牛乳の話がありましたけれども、当時、やはり牛乳瓶でしたから、牛乳瓶だけで、瓶だけで200グラムぐらいするんで、200ミリリットルやったら約400グラムぐらいですかね。40人学級をやったら16キロぐらいになるんですかね。それでもやはり中学生ですから、それなりに運んでいました。重かったですけどね。

そうやけど、今それが紙パックになって軽量化もされていると。そんな意味では、ある程度給食当番、当然小学生も運んでいるわけですから、それなりの運搬、中学校現場としては、やはり中学生であれば食缶ぐらい、2階、3階まで給食当番が運べるんじゃないのかというふうな話も出てくるでしょうし、そもそも当然運搬用あるに越したことはないんですけども、これ5,500万ずつかかるんですよ、この間の予算決算委員会の話では。5,500万も各中学校あるんだったら、この運搬用のエレベーターよりも違うところにお金かけてほしいとかいうのがあるんじゃないですか、学校現場としてはね。

一応PTA要望とか、私もちょっと見せていただきましたけれども、亀山中学校では、自転車小屋の整備、増設とか、特別教室への空調設置、あと体育館の新設及び駐車場と給食施設の併設、新たな体育館を整備したら、そこに給食室とかいろんなものを盛り込んだらいいんじゃないのかとかあります。

中部中学校では生徒対応のための別室新設、狭い状況にあるみたいで。あと特別教室へのエアコン設置、あと体育館の老朽化に伴う改修とかあります。こういった施設もいっぱいあるわけで、それこそ最初の話ですよ、それだけ長寿命化って言うているんですよ、まずはやっぱりこういったところから着手してほしいという話になるんじゃないですか。そのエレベーターが本当に5,

500万もかかるんやったらという話ですよ。500万かそこらへんならまだ分からなくてもないです。この点についてどうなんですか。学校現場からはそれでも運搬用のエレベーターが欲しいという話になっているんですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

食缶搬入方式によります給食につきましては、汁物などを含めて1クラス分の量が入った給食容器を配膳室から教室付近まで運ぶ、運搬する必要がございます。効率性、安全性を考慮いたしますと、給食用エレベーターでの運搬が望ましいと考えているものでございます。また、同様の観点も含めまして、現在、給食を実施している小学校におきましても、給食エレベーターを設置しているところがございます。

また、そういった学校からの要望につきましては、教育委員会としては把握をしておるところでございます。例えば、空調施設の設置につきましては、学校施設等の長寿命化計画においても、施設整備の基本的な方針や改修の方向性というもので示しております。教育委員会での課題として引き続き認識をしているというところでございます。

これらの環境整備という観点でございますと、ほかの教育課題との優先度も勘案しつつ、長寿命化計画に基づく施設改修などと併せた整備を含めて検討していくものと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ですので、その長寿化計画とか、その辺の照らし合わせてという意味では、今じゃないんですか、そのエレベーター、乗用のを設置するのは。まさに、こういった大規模な改修をするときに、このときに乗用エレベーターを設置する、それやったらやはり5,500万とか何億もかける価値はあるわなという話になるなと思います。ただ、本当に乗用でそこまでかかるかという、私は甚だ疑問ですけれどね。5,500万ですよ、本当に。給食の運搬用のみが。やはりそれに対して本当に現場も納得できるとは、とてもじゃないけど思えませんのでね。やはり私は、これは乗用のエレベーター設置に仕様変更をすることを今からでも求めたいと思います。

最後に、外部調理委託業者選定のプロポーザルについてということで、仕様書の内容についてというふうなことで通告をさせていただいております。

これに関しましては、福沢議員が以前から何度も言われております調理後2時間以内に喫食できるようにするという学校設置者の努力義務についてなんですけれども、13の留意事項（3）調理及び配缶のエとしまして、調理した食品は調理後2時間以内に喫食できるよう努めることとなっています。

これは参加資格の中に、調理後2時間以内に喫食できるようにすることができるということを記述しなければ、設置者としての努力義務を果たしたことになるのではないのかと、そう考えるんですけれども、その中学校設置者としての市長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の見解ということですからお答えをいたしますけど、本業務委託の仕様書であります、先般公告を行ったところであります。

その項目の一つとして、文科省から、これも文科省が定めております学校給食衛生管理基準等及び厚生労働省が定めております大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守して、衛生管理の徹底及び食中毒の発生や異物混入等の防止に努めることとしておるものでございます。

学校給食衛生管理基準におきまして、調理後の食品は適切な温度管理を行って、調理後2時間以内に給食できるよう努めること、また、大量調理施設衛生管理マニュアルにおいて、調理終了後2時間以内に喫食することが望ましいと定められていることから、本業務におきましても、教育委員会として同様の条件を求めたものと理解をいたしております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

各種マニュアル、それは努めることが望ましいとかいうことです。決して義務ではなくて努力義務です。それに関して、実際そもそも給食センターを整備するに当たって、かなりの高額な建設費になっていたんで、これ亀山部長に、これ努力義務なんやから、もっとほかの学校が実際それを満たしているかどうか分からんのやから、そういうふうな施設にすれば、当初の予算でできるんじゃないのかというふうに聞いたら、これに関して部長、いや、公がするものである以上、努力義務やからと言うてそれを遂行しなくてもいいということになりませんわというふうに言われたんですよ。全くそのとおりやと思いますよ。

そういう意味においては、学校設置者である市長に努力義務があるんやったらですよ、募集した結果、2時間以内に提供できる業者がないんやったら、それはしようがないですよ。そうしたら努めることぐらい。でも、そもそも業者に努力義務はないんです。それぞれの部分に関して、それなりに誠実に仕事をすればええだけの話であって、その努力義務はあくまでも中学校の設置者である市長にあると。このことだけ申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時52分 休憩）

（午後 2時03分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

結の鈴木達夫です。

一般質問をさせていただきます。

私の今日のテーマは、亀山市の現状と今後についてということで、多くの市民からよく尋ねられることに問うという副題で、6つほど質問を考えてきました。よろしくお願いします。

私も地域の方々、あるいは市民の方々に様々な質問やお尋ねをいただく。私もそれなりに自分なりに答えてきました。私の答えが正しいのか、的を射ているのか確認をしたく、また、亀山の今の現状をしっかりと伝えることができているか、そんなことを確認したく質問を用意しました。いつもと違う形で質問をさせていただきます。

通告時に答弁者をお願いをしました。1発目の答弁は、できれば会話調で市民に分かりやすく、時間も1分程度にさせていただきませんかということでお願いをしています。無理強いはしませんので、1つ目からさせていただきます。

まず1番目、コストコは必ず来るのという質問です。

これも午前中に古田議員も質問がありましたが、自分なりの質問をしたいと思います。リズムがありますので、やらさせていただきます。

まず質問どおり、通告どおり、コストコは必ず来るの、どうぞお願いします。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

（仮称）コストコ亀山倉庫店の誘致につきましては、令和4年2月28日に立地協定を締結し、オープンに向けてコストコ、県、市の3者がお互いに協力して進めていくとしたところでございます。

これまで三重県やコストコ、ディベロッパーなどの関係者と月1回から2回、定期的に会議を開催し、オープンに向けて話を進めてまいりましたが、昨今の物価高騰により、当初の計画から大幅に経費が増額する見込みとなっており、コストコ側が建設時期の見極めを行っている状況でございます。

現在も立地協定に基づき情報交換を行っているところでございますが、今後も引き続き情報共有を図りながら、本市での早期オープンに向け協議を深めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

令和4年2月の立地協定を締結、それに基づいて進めているんだと。昨今の物価高騰により建設期を今見極めているという、それから現在も立地協定に基づき早期のオープンに向けた協議を深めているということで、だから、残念ながらコストコは必ず来ますよという答弁ではない。

少し整理したいんですけども、今言ったように立地協定の締結があるから大丈夫みたいな話にずっとなっていたんですけども、実はここに協定書のコピーがあります。

立会人、三重県知事 一見勝之、甲がコストコホールセールジャパンですね。それから乙が亀山市長の櫻井義之氏です。

ここでは3条において、甲は次の計画により店舗を設置することを予定すると。着工予定、2023年春、操業開始予定2024年春、そして3条の2項に、乙は、経済事情の変化、その他の事

由により前項の店舗建設計画に大幅な変更を要する場合、事前に乙に申入れをし、協議するものとするという、私は法律家じゃないもんですから、この協定書の有効性とか、その範囲とか重さを量る立場ではありませんが、こういう協定ですよということを紹介させていただきました。

そこで操業開始に関して、2つの市民目線で確認をします。

今日の答弁でもありましたが、この協定書では操業開始予定が2024年春というふうになっていますが、その後、多くのメディア、報道機関が操業開始予定を2024年から2026年とするということ、我々もそう聞いていました。この差異は何なのかと。

それからもう一つは、これはもう論外だと思いますけど、一部操業開始が2024年ではなく、開発行為、いわゆる造成を開始するのが2024年といった、そんな言ってみれば歪曲して理解している関係者もいるということ、この2つについて見解をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

操業開始の時期につきましては、ケン・テリオ社長が立地協定式場で報道陣の質問に対しまして、2024年から2026年、令和でいいますと令和6年から令和8年の間と答えており、市といたしましても、この3年の間に操業が開始されるものと理解しております。

一方で、立地協定書には操業予定として2024年春としておりますが、コストコ側がお客様の期待に応えようと早期の操業を目指し、目標として最も早い時期が記載されているものでございます。

また、議員が申されました開発の時期というお話ですけれども、2024年という時期につきましては、開発行為の時期ではなく、当初コストコが操業を早期に開始する予定であった時期ということでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

操業開始については、また後でもう一度やりますけど、ここで別の視点から、市民の方からよくこれも聞くんです。交通渋滞が起きないのという質問、コストコが来て交通渋滞が起きないのという、そのまま質問をします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

（仮称）コストコ亀山倉庫店につきましては、広域的な商業施設であることから、市外からもたくさんの方がお越しいただくと想定しております。

北は東名阪自動車道、南は伊勢自動車道、東西は国道1号が主なアクセス道路となると考えております。最終的にそれぞれの道から県道西丸関線や市道小野白木線を通して店舗へアクセスすることとなります。

一方、交通予測でございますが、市外からたくさんの方がお越しいただくということで現在より交通量が増加することになります。今回のコストコにつきましては、会員制の小売店でございます

ことから、会員情報に基づき各方面からのおおよその来客割合を把握することが可能です。

今後、こういったデータも活用し、国土交通省や中日本高速道路、三重県、警察等関係機関と連携して交通シミュレーションを行いながら対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

会員制であるから顧客の情報はつかんでいるから交通シミュレーションができると、対策を講じることができる。例えば名古屋方面から来られる方が10時から11時まで大変混雑していますので、来店を見合わせてくださいというようなアナウンスも可能なんですか。そういうことですか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

交通渋滞の対策ということで、そういったアナウンスというよりは、今、交通への影響につきましての対策としまして、コストコの営業時間が午前10時から午後8時までで、土・日の利用が多いと伺っておりますので、工業団地の他の企業の通勤時間とも大きく重なることはございません。また、コストコは会員制の営業形態であるため、影響は限定的であると考えております。

一方で、オープン当初につきましては、交通への影響が懸念されますが、例えば名古屋市守山倉庫店では、会員氏名のイニシャルで前半、後半を分けるなど分散して入店いただくなど対策を講じたことで大きな渋滞は発生しなかったと伺っております。このことから、コストコ側にも要請しながら連携して交通対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

通勤自体と重ならないと。オープンの時期は、何らかの対応をしてくれるということですね。

で、午前中の古田委員の市長の答弁の中では、昨年末、ケン・テリオ支社長と会談をしてオープンに向けて力強い意思が示されたような今答弁があったと思います。その中でできるだけの支援をしていくという答弁でもございました。

それで、実は3月の産業建設委員会の中で、私は富田部長に聞いたんです。

コストコから亀山市に何らかの要望、ここでいう支援要請みたいなものはあるのかという質問をしたところ、部長は今時点ではないと。今後、可能性としてはあるかもしれないということなんです。3月から、あれから3か月たったんですけど、現在、要望あるいは支援要請みたいなものはあるのか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

コストコとは情報共有を凶ってはおるところではございますけれども、今の時点で具体的にこういうことをしてもらえないかというような要請はいただいております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

この項の最後に、市長にもう一度登壇をお願いします。

これは相手先もあってデリケートな案件であることは十分承知なんですけれども、やはり市民の方も待っています。コストコさんと様々な協議をする中で、オープンに向けて進んでいると、そういう実感、力強く感じたという、そんなホットなエピソードとか、会話がありましたら、市民の方々に紹介をしていただければありがたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中にも古田議員にご答弁させていただきましたが、このコストコ亀山倉庫店の誘致につきましては、今日まで三重県とも連携を密にして必要な支援を行いながら取り組んできました。コストコにつきましては、本当に市内外からたくさんの方がお越しいただくこととなりますので、本市を含めた周辺圏域への経済効果をはじめ、若者にも魅力的な新たな雇用の創出、税収の確保、さらなるまちの魅力向上など、これまでの企業誘致と同様に大きな波及効果があると考えております。

現在、コストコが建設時期を見極めている状況ではございますが、ちょうど昨年末にケン・テリオ社社長ともお会いをさせていただきました、本市でのオープンを目指すという強い意志を聞かせていただいております。確認をさせていただきます。

また、並行いたしましてコストコが建設時期を定めた際にスムーズに手続きが進みますよう、コストコ側の担当者とも現在協議を重ねておりますことから、その前進しておるのかどうかということのお尋ねでございますが、オープンに向けまして着実に前進をしているものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今はそういう状態であると、今でもそういう状態であると確認をさせていただきました。

2番目、リニアはいつ通るの。亀山市のメリット、デメリットは。

これあれですから、まずいつ通るのの質問をしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市民の方々から、いつ頃リニア中央新幹線が亀山市を通るのかと問われたらというご質問でございますが、本市といたしましては、現段階におきまして、東京－大阪間の全線開業時期が国の財政支援により当初計画から最大8年間前倒しをされる2037年を想定いたしております。こうした見通しにつきましては、今月7日に沿線自治体の関係者が一堂に会したリニア中央新幹線建設促進全国期成同盟会の総会におきましても、同盟会の総意として決議がされております。

また、同日に行われました沿線8知事による全国期成同盟会の国への要望におきましても、岸田首相から全線開業について現行の想定時期を堅持する旨の考えが示されたところでもございます。

したがいまして、名古屋開業の遅れを全線開業時期へ影響させない方向で国家的プロジェクトとして進められていくものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

2027年東京―名古屋間の予定は遅れるが、名古屋から大阪間は2037年、今のところそういう見通しであるということですね。

いろいろ感想はありますが、時間もありますので、次にメリット・デメリットについて聞きます。

実は今年の3月、三重県がリニア基本戦略というものを策定しました。その中では、少子高齢化の進展、暮らし方や働き方のスタイル、考え方の変化、デジタル技術の目覚ましい進展といった社会情勢が大きく変わっていく中でリニア開業がもたらす効果について記述をされています。あわせて懸念されること、課題も同様に触れております。それらも踏まえて亀山市にとって大きく影響するであろう、一番大きく影響するであろうメリット、併せて懸念材料、デメリットは何か、分かりやすく端的に説明をいただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

リニア駅を誘致する地方都市の視点からのメリットとして捉えてみますと、空港や新幹線の駅がない三重県の中で、新たな国土の大動脈となる高速交通が通り、そのエントランス機能が設置されるインパクトの大きさはもとよりでございますが、リニアにより本市から東京まで約1時間、また大阪まで約20分で結ばれるこの劇的な時間短縮効果による移動範囲や滞在時間の拡大に伴いまして、様々な人流、物流が新たに創出され、経済面や文化面などでの交流が活発化することにより、若者定住や産業立地、雇用促進などが期待されますし、さらには、例えば大都市圏への企業や大学への通勤、通学の選択肢が広がるなど多様な暮らし方や過ごし方、働き方が可能になることなどが上げられるところでございます。

一方で、懸念される課題といたしましては、今後、駅位置が決定をし建設が進められていくこととなりますと、リニア三重県駅及びその周辺の整備により、本市の土地利用や都市環境に大きな変化がもたらされることとなりますので、関係者との連携や役割分担の下、それらへの計画的かつ的確な対応を図っていくことが上げられるところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

予想外に的確に短くまとめていただいたと思います。

私はリニアが通る、リニアが開通するというよりも、リニアの駅が亀山にできる、この亀山に駅ができるんだと。その優位性、特典をどういうふうに捉えているかということをお話していただきました。四日市にも伊賀にも松阪にも駅がない、亀山市に駅ができることによる亀山市のメリットについて語っていただきたいなと思っております。

リニアに関係なく、現在はIT技術の進展によってテレワークとか、あるいは一部の企業はもう週休3日制にするとか、明らかに暮らし方、働き方、あるいはそういう考え方、あるいは意識が非常に変わってきた。

私のめいっ子も山梨にいますけれども、東京の本社に月1度ぐらい通勤しているだけで十分家でできるということも聞いております。

例えば、新しくできる亀山のリニアの駅から歩いて10分、あるいは乗り継ぎをして別の交通手段を使っても合計で30分ぐらいの位置にあるなら、新しい若者の定住とか移住とか、あるいは居住とかの可能性も出てくるし、今もお示しいただきました企業の支店とか支社とか、あるいは高等教育の機能の注入といえますか、これらも考える。そういう経済効果、波及効果、これに絞って亀山駅ができることに対して最大のメリットを研究すべきだなというふうに思いました。

それで今、デメリットということなんですけれども、よく、ますます東京あるいは名古屋、大阪の都市への集中といえますか、ストロー現象みたいな、こういうのをもくろむんですけれども、やはり今答弁に入っていてよかったんですけれども、中津川の今先行している駅を会派で視察に行かせていただいたんです。建設土砂の処理とか、交通障害、あるいはクレーム、もちろんこれクレームに対して真摯に答えなければいけないけれども、中にはちょっと理不尽なクレーム、これに対してどういうふうに対応するか、もうごった返したというか、その活気があるというよりも、これは失礼な言い方かもしれない、ちょっと建設疲労まで起こしているんじゃないかぐらい、まちがリニアの工事でもうあたふたというか、もう本当に大変な姿を見てきました。そういう意味では、先行している地域、静岡は遅れていますが、かなり甲府とか、中津川とか飯田とか進んでいるんですね。

だから、これ提案なんですけれども、やはりそういう専門職員の派遣みたいなものをそろそろ考えていかないと、向こうは中津川は人口何万ですか、中津川は8万かそこらですか、甲府とか20万、飯田が十何万だと、我々より大きいまちでもかなりの職員がやはりそのリニアのために取られるというか、非常に大きな工事ですので、やはり専門職員の派遣、育成、これ辺りを今から考えていったほうが私はいいいんじゃないかなという思いを伝えさせていただきます。

その次、新たな工業団地は造るのというような質問を用意しました。

同様に答弁をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市では、これまで亀山・関テクノヒルズを中心に多種多様な産業の集積に努めてまいりました。その結果、亀山・関テクノヒルズにおいては、約20年間で24社に操業をいただいております。今後におきましても、安定した歳入確保、雇用の創出、地域経済の活性化という側面から、さらなる企業誘致への取組が重要であると認識しております。

そこで、新たな産業団地を開発するのかというご質問でございますが、亀山・関テクノヒルズの残る区画もあと僅かとなっておりますことから、この地域に隣接する亀山インターチェンジ周辺での新たな産業団地の確保や水の安定供給のためのインフラ整備の検討を開始するなど、新たな局面を迎えているところでございます。

この地域での産業団地の開発につきましては、これまで数社の民間事業者と意見交換を行ってま

いりましたが、現在は、亀山・関テクノヒルズの開発事業者である住友商事株式会社と新たな産業団地の実現に向けて協議を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

1分以内に分かりやすくありがとうございます。

もう第1期に100ヘクタールがほぼほぼ埋まったと。その意味で、隣接するインター周辺に新たな工業団地を計画している、これ多様な産業団地ということで、これも前回同様、住友商事さんと個別に調整を進めているということですね。

確かに総合計画あるいは市の行革大綱にも、これは新たな産業団地の確保についてはうたっています。多様な産業集積に向けての産業インフラの調査検討を進めているということで、計画的にもしっかり位置づけられているということなんですけれども、これ前段のコストコの状態、いわゆる資材の高騰により、あるいは人件費高騰によりということで、いわゆる開発公社のみにこれをお任せするというだけでは、やはり今の情勢の中では、計画、事業が足踏みをする可能性が非常に高い。ディベロッパーのみの力を頼りに眺めていたら、私はなかなか進んでいかない。だから、我々公ができることって何だろう、亀山市ができることは何なんだろう。

例えばですよ、今回骨太の方針でも示されたんですね。公民連携ということで、公が、亀山市が何かできる方法はないのかな。

例えば一つの例なんですけれども、やはり組合を設立して、土地整備事業辺りは、官が主体に主になって行く。その中で住友商事さんといろんな提携の中でそういうものをつくっているという一つの例なんですけれども、公民連携の取組はできないのか、何かほかの腹案も含めてどういう公が果たす役割みたいな、サポートできることについてお考えをお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

公民連携といった先駆的な進め方ということでございますが、現在検討を行っている中には、当然、今後誰が主体となって、どのように開発を行っていくのかという事業手法もございます。その事業手法としまして、本市ではこれまで民間による開発を推進してまいりましたが、土地区画整理事業や民間事業者への提案方式など行政も計画段階から関わりながら開発を行っている自治体もございます。

このことから、本市におきましては、民間による開発を基本としながらも民間ノウハウを活用した様々な事業手法がございますので、公民連携という視点も踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

新しい視点に立ってできるだけ前倒しで引っ張ってくるというくらいの気合でお願いしたいと思っています。

そういう形で新しい工業団地あるいは産業団地ができた暁には、これは第1期の亀山市の大きな一つの反省といいますか、残念だったなということは、やはり、これは行革推進委員会でも出された意見なんですけれども、定住政策あるいは住宅政策と1期は結びつかなかったと。いわゆるそこで働く方が亀山に住んでいただく、あるいは定住していただく、やはりこの辺を造成ができれば、そういう形の従業員の住宅供給あるいは定住優遇政策とか、あるいは亀山市が標榜する健康のまちの健康関連企業の誘致、そういう亀山の姿と企業の理念みたいなものが、それがマッチングするような企業誘致みたいなものも計画段階から一緒になってつくり上げていただきたいと思います。

4番目です。

亀山の財政はそんなに弱くなったのかという質問を市民の方から受けましたら、どうお答えしますか。

○議長（森 美和子君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

市の財政を評価する上で、様々な指標で判断するものと認識をいたしてございまして、例えば財政力指数におきましては、令和5年度では0.819と県内14市のうち3位と高い値を示しております。

また令和4年度決算につきましては、経常収支比率は第3次行財政改革大綱の目標値とする85%と同程度の85.2%、公債費負担比率は警戒ラインの15%を下回る12.2%となるなど財政指標とその目標値との比較においては、おおむね財政の健全性を維持できていると判断できるものでございます。

一方、財政調整基金残高につきましては、年々減少してございまして、令和5年度末の財政調整基金残高は、第3次行財政改革大綱の目標値であります20億円以上を下回り、約18億6,000万円となったところでございます。

この財政調整基金残高を維持する観点では、単年度に見込める歳入に見合った歳出とする財政運営が重要であり、そのため、今般、財政構造改革骨太方針2024を策定したところでございます。

議員ご質問の財政が弱くなったのかという意味では、例えば歳入が大幅な減少に転じる状況となったなどでは該当しないものと考えますが、将来に向かって持続可能な財政基盤を確立するためには、財政構造の立て直しは急務であると認識いたしてまいります。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

難しいですね。いろんな指数、特に財政力指数辺りは0.819ですか、14市ある中で3番目であるということ。それから、その警戒ラインと健全化比率等は国が定める危険度までは至っていないというのがおおむねで、指標を見る限り健全の部類であろう、あるいは財調の残りとか、あるいは、これは今の現在じゃなくてこれから擁する大型事業のことを考えて弱くなったというよりも強くしていかなければいけないという市であること、そういう財政であるというような判断。

今議会で盛んに最近出されました骨太方針に出されたんですね。せっかくですので、私もこれについて、ちょっと今までとは違った感じで質問をしたいんです。

聖域なき歳出削減を全庁挙げて断行するというんですね。これ断行って調べますと決断してきっぱり行うことなんです。それで、これ3月の予算決算委員会でも私も指摘をさせていただきました。ちょっと議事録をまとめて読みます。

昨年の10月時、予算決算方針の中で、事業の統合、効率の低い事務事業の廃止等、選択と集中を大胆に行うと。それで出された結果の中では、事業を統合、廃止したものはございませんということなんです。それから、3月の施政及び予算編成方針の中では、財政的な視点から実効性のある構造改革を断行してまいります。それでは、予算の中で断行したものはあるかという問いに、考え方を言っただけで必ずしも具体的な予算を伴うものではないと、そういう答弁なんですね。何が断行、選択と集中かさっぱり分からないですね。

それで、骨太に戻ります。

骨太の方針、4つの取組が示されました。前例、踏襲にとらわれないゼロベースからの予算編成、主要事業と言えども聖域なき事務事業の見直し、これまでの行政の形を変える革新的な公民連携、広域連携、DX活用による合理化、そして合併後20年経過した今でも見直しがされていない事務事業の再構築と4つあるんです。

これ全部、4つとも詳しく説明聞きたいんですけども、時間がないので3つ、ここの部分で質問をさせてください。

先日5月20日ですか、全協の中で、今私が読ませていただいた4つの取組に関して、具体的にいつ示されるのかという質問に対して、早い段階で示すと、早い段階とはいつの予定かというのが1番目。

2番目は、今議会初めて聞いたんですけど、私6月14日の本会議で、枠配分の基礎となる予算仕分をすること、これ予算仕分ってどのような作業かということ、併せて予算仕分が完了をしないと先ほど言った具体的取組が示されないのかという、私は示すことができると思うんですけどね。

それから最後、こっちの森議員の質問の中で、革新的な公民連携のイメージを尋ねられたら、佐藤参事はこう答えたんですね。

例えば、公が行っている行政サービスを民間委託にすることなどがと答えたんです。この公が行っている公益サービスを民間に任せるなんてものは、新しい公共の在り方としても、従来からの基本的な手法なんです。これが革新的な、こんな公民連携と私は全く考えにくい。この辺ちょっと質問が多くなりましたが、端的にお願いします。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、骨太方針をお示しする時期でございますが、取組に関する具体的な内容でございますが、令和6年度予算の仕分を行った後、歳出削減に向けた取組を議論する庁内会議を開催した上で意見の取りまとめを行う予定でございます。

したがって、この取りまとめにつきましては、現時点で8月中をめどに行いたいというふう考えております。

あと、2つ目、予算の仕分はどのようなものかというふうなことでございますが、予算仕分作業の内容でございますが、令和6年度に実施する事業につきまして、この事業費の削減の難易度や事

業における市の裁量の程度などに応じて区分けを行うものでございます。

例えば、債務負担行為など契約などにより額が確定し削減の余地がないものや市が行うことが法律で義務づけられているなど、その事務事業の性格を区分けするものでございます。この作業により、一般会計の全ての予算を一定の尺度をもって体系化した後に事業の優先順位の検討などを行うものでございまして、まずはこの作業を速やかに進めるものでございます。

最後に、公民連携というお話でございました。この財政構造改革の取組の中で公民連携を掲げておりますが、端的に申し上げますと行政が行っているサービスを民間の保有するノウハウや効率性を活用し、歳出削減につなげようとするものでございます。

一般的には、指定管理者制度の活用やPFIによる施設整備などがございますが、そういった視点をより積極的に取り入れようと考えているものでございまして、具体的な内容につきましては今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

全部整理できないんですけれども、やはり予算仕分が済んでから取組の具体的な内容を示すということですね。この時期が8月中ということですね。

それから、予算仕分とはどういうものか、ちょっと分かりにくいんですね。何か難易度とか、何か一定の尺度を何とかって、今までそれってやっていないのという市民の声が聞こえるような気がします。

革新的な公民連携、これも私はその前の質問の中で公ができる公民連携の例を出しましたので、私はむしろそっちのほうが革新的になっている。

それで、最後のこの項のまとめとして、予算決算委員会でも、あるいは今議会でも様々な議員から指摘がありました。危機的な財政を聖域なき改革によってもう本当に洗い出すんだと、そういう全庁的な意識を持つことは物すごく大切だと思うんですね。ただ、職員もいっぱいいっばいこのころで予算要求をしながら事業の推進を図っている中で、骨太の方針の骨太の部分は市長の英断、断行が必要です。断行というのは、悪条件や反対などを押し切って実行すること、決断してきっぱり行うこと。これはやはり市長の仕事、役割だと思います。答弁は要りません。

次に、亀山市の教育環境は整っているのという質問を用意しました。

教育環境といっても非常に広くて、ハード面、施設とかあるいは学習面、学校活動のソフト面、広いです。

私は2つの視点で答えてくれたらと。

いわゆる、ただもう一つ言いたいんですけど、この教育環境というのはよく言われる若い世代が移住や定住の選択の要因として非常に順位の高い要因の一つであること。

それからもう一つは、我々地域の中で暮らしている中では、健全な子どもたちの育ちとか笑顔を見るのに、やはりそれが地域住民にとっては大きな愛着とか誇りにつながっていくという意味で物すごい大切な部分だということの中で、2つ用意しました。

亀山市の教育の強みは何か、胸を張って自慢できる教育環境を示してくださいという質問をします。逆に、弱いところ、エンジンをつけ直して、この2つよりも今日は時間の関係上、前だけやり

ます。

亀山市の教育の強みは何か、胸を張って自慢できる教育環境は何か、お願いします。短く。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

亀山市の教育は、学校と保護者、そして地域の方々が一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っております。

全ての学校において、歴史、文化、自然といった地域資源や人材を活用して、その学校ならではの学びを展開しているところでございます。

また、学校の特色化、魅力化を進め、教職員が指導力を高め、情熱と誇りを持って子どもたちと関わり、地域資源とつながりながら指導を実践することで、全ての子どもたちが主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を育む教育を行っております。

また、一人一人の学びを支える教育を推進し、就学前から卒業までの切れ目のない支援や校内教育支援センターの全校設置による不登校支援など、誰一人取り残さない教育を展開しているところでございます。

これらの取組は、亀山市の教育の強みになるものと認識しておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

時間がありません。

せっかくですので、この機会に、新しく子ども未来部という新しい組織ができました。この組織によって、従来の、前組織の事務移譲をまとめて引き継いだ形だけでなく、新しい部として、より子どもたちへの施策が充実できるのか、あるいはどういうことをしようとしているのか、新しく見えました部長に簡単に答弁をいただければありがたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

子ども未来部につきましては、子どもに関する施策をより一層強力に推し進める体制を構築するとともに、市民に分かりやすく、相談しやすい環境を整えるため、本年4月から設置したものでございます。

子どもに関する施策の情報やニーズを迅速かつ的確に把握することで施策へ反映させるとともに、教育施設及び保育施設等を一体的に管理し、より効率的な運営を行ってまいります。

また、本市の子ども・子育て施策につきましては、平成17年度の子ども総合支援室の設置をはじめとし、子ども総合センターへの展開など他市町に先駆けて保健、医療、福祉、教育等の関係部署や機関とのネットワーク体制を構築し、子ども・子育てに関する支援の取組を行ってまいりました。

これらの取組を引き継ぐとともに、さらに充実させていくために、子ども未来部内に亀山市子ども家庭センターを開設し、統括支援員を中心としたケースマネジメント力、ソーシャルワーク機能

の充実を図っているところでございます。

今後も切れ目ない子ども・子育ての支援体制の充実に向けて努めてまいり所存でございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

歴史のある子ども施策の中で、さらなる充実をお願いします。

教育で弱いところ、また議論させてください。

最後に、緑の健都かめやまは着実に進んでいるか、簡単をお願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

平成29年度から9年間の第2次総合計画も既に後期基本計画の3年目に入っております。

そうした中で、まず、平成29年度から5年間の前期実施計画では、その総括の中で施策全体の進捗率が約70%となったことから、一定の進捗が図れたものと整理をいたしております。

また、令和4年度から4年間の後期基本計画につきましては、令和4年度決算時点の施策評価結果ではございますが、32の基本施策のうち、順調に進んだ、まずまず進んだとするものが全体の9割を超えておりまして、おおむね順調に進捗が図られているものと考えております。

一方で、後期基本計画実施計画では、施策を推進するための121の主要事業を位置づけておりますが、このうち現時点では119事業に着手済みでございまして、そのうち15事業につきましては、令和5年度までに事業完了もいたしております。

さらには、直近の総合計画に関する市民アンケート調査の結果を見ましても、第2次総合計画策定前の平成28年度の市民アンケート調査の結果と比較いたしますと、魅力的な市街地の形成や図書館の充実、快適な住環境、企業活動の活性化などの項目におきまして満足度が高まっておりますので、これまでの様々な取組の成果が着実に将来都市像の実現につながっているものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

様々に意見を申し述べたいこともあるんですけども、ずっとプロジェクトとか、5つの施策大綱の中で、どれをやるか。2つ指摘させていただきます。

地域力とか市民力、これが亀山市の大きな力だと。あるいは施策事業への推進力になる底力である、そういう位置づけの中では、いま一度、地域まちづくり活動とか、市民活動の仕組み、制度、これを再構築を早速してもらいたい。これは「まち紡ぎ」プロジェクトで今結構やっているんです。これ、どうにか早急にまとめていただきたいというのが1つ目。

それからもう一つは、亀山市の最大の資源は、やはり交通拠点性だと思うんですね。これをもうほんとの最大のポテンシャル、可能性、武器を最大限生かしていくプランの再構築を庁内だけでなく、第三者の知見も入れながらリセットする、そんなことが今非常に必要ではないかという思いをしました。

様々に総合計画を一つ一つ見させていただきましたが、やはり私時点では、その2つぐらいかな、もう3つぐらいあるんですけれども、もう時間もゼロ秒ですので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時52分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問を通告に従いさせていただきます。

1点目ですが、中学校給食全員喫食制給食実施事業についてということで上げさせていただきました。

今や給食はもう全国でも無償化がどんどん進んできておりまして、この三重県でも、この令和6年度は恒久的な措置として無償化をしているいなべ市、大台町、南伊勢町、志摩市、伊賀市、熊野市に加え、毎年毎年更新しながら無償化をしています、尾鷲市、紀北町、御浜町、紀宝町と5市5町が今年もう無償化も進んでいるという状況の中、これはなぜ全国で進んでいるかということ、やっぱり子どもの貧困の問題があったり、これは義務教育だなど、教育無償だなどということもあったり、あと食育ですね、給食を使った食育をさらに進めてくださいという文科省の意向もあるんだと思います。

そういう中で、亀山市はご承知のとおり、給食センターを造らず、給食室も造らず、建設、何とか直営の給食を求めて皆さんからの署名もあったわけですが、それができないということがはっきりしましたね、今回。それで、今回、新しい給食方式の仕様書なども出てきていますので、その質問もしたいんですが、やっぱり皆さん、市民の声は、何でできやんだんという声が多いんですね。

合併当時、5,000筆ぐらいの自校方式を求める署名もありましたし、今回みんなで食べる給食をというので1万筆、そして直営の給食をということで8,000筆の署名もした多くの市民の声なんです。なんでできないんでしょうと、あかんだなど、本当に難しいんやなど、こんなに大変なんやなどということで、何でやろうと、何回も何回も、私もこの前、運動会でも歩けばみんなが聞きます。

でね、私、そんな難しいことなんやねと言われたときに何て言うかといいますと、難しいことじゃないですと、きちんといろいろ議会でも委員会でも議論してきましたけれども、やる気になったらできる事業だと私は思っていますと言ってきました。

それで、あえて教育長と市長にお聞きしたい。

この何でできへんのと、何で給食室が建つところないの、何でそんなに子どもたち、中部中と亀

中の子だけがいつまでもこんな目に遭うのかという問いに対して、なるほどそうかと思えるような回答をお願いしたい。

それぞれよろしく申し上げます。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

本事業につきましては、これまでも申し上げており、給食調理施設設備の具体的な検討を進める中で、急激な社会情勢等の変化等により、事業費が当初計画からかなり増加を要する見込みとなること。また、建設用地について様々な要件が伴うことにより、当初の計画の手法では事業の早期実現や持続的展開が困難となると判断しました。

そのことから、慎重な再検討を重ね、外部調理委託による食缶搬入方式での全員喫食制給食の早期実現を図ることが適切といった考えに至ったところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本事業につきましては、従来にも申し上げたか分かりませんが、第2次亀山市総合計画後期基本計画において、中学校全員喫食制給食の実施に向けて具体的施策を位置づけた事業でございます。

その内容を教育委員会で検討していく過程で先ほど教育長が答弁申し上げましたとおり、まず事業費の問題、それから建設用地の問題といった様々な諸課題を把握し、創意工夫をしながら検討を重ね、再検討も加え、外部調理委託によりまず食缶搬入方式での早期実現を図ることが適切であると。そして、多くの皆さんが望んでみえたみんなで食べる給食、小学校のようなみんなが一緒のものを食べる中学校給食を早期に実現すると、そういう考え方の下に適切に判断をしてまいったものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

財政的なことを主に言われたんですけども、今朝からも市庁舎の話聞いておりますと、95億もの庁舎をわざわざお金のかかる全部土地を買い上げやんならんとところで、わざわざ水につかるところやから、いろんな手法でかさ上げなどせんならんとところをわざわざ選んで、もうお金持ちのようなことを選んでおられるんですね。

そんな中で子どもたちの給食センターは、27億と、それでも高いなと思いましたがけれども、それができない。200キロ平米近くある亀山市の中で、どこもそういうことができる土地がない。で、そんだけの何か納得できる回答ではなかったですね、今のお話ではね。

それで、特にもう本当に一番今でも皆さんから言われるのが、やっぱり3つしかない中学校でいつまでも差別を続けておったらあかんやんかと。それは、本当に私が最初から運動し続けてきた頃は、母ちゃんが弁当を作ったらええやないかと言うておった年代の人まで、今や本当に平等にしたらあかんやないかという意見がほとんどになってきたんですね。もう弁当がどうこうという話、そ

れは作りたい人は作ったらいいんですけれどもね。給食というのは、365日のうちの185日だけです。残りの半分ぐらいは何とでも家庭の食育も地域の食育もできるわけです。そんな中で、この給食ができないという理由が、先ほどの教育長と市長のお話では全く納得がいきませんでした。

この3つの中学校が平等になるのかということについて、やっと給食ができたら平等になるのかなと思いましたが、そうではない。1校は直営の給食、2校は民間のもう近くにあるのかどうか分かりませんが、給食センターも給食室もどこにあるか分からんけど、物だけ届く、そういう給食。この差別を子どもの権利条約でも差別は禁止されていますし、子どもの最善の利益と言われているんですけれども、亀山市と亀山教育委員会によって差別をされ続けるということについては、私は納得がいけないものです。

財政が厳しいからこの方法になったんだというんですけど、じゃあいつセンターを造るんやという話になったときに、いつかはセンターは必要だとおっしゃるんですね。それいつかなと思って資料を見ていると、どこかの給食施設が壊れたり、どこかの学校が壊れたりしたときに、施設の改修なんかと併せてやっていくということなので、一体、10年後か、20年後か、30年後か、40年後か分からないという状況です。

この問題ともう一つ、皆さんが心配しているのは、小学校のすばらしい自校方式の給食が続くのかどうか、守られるのかどうかということです。この中学校の給食が一旦決まって、予算まで立てたものがひっくり返されてしまったのであれば、この小学校の給食ももしかしたらひっくり返されてしまうんじゃないかという不安があります。

ここについては、今後の方向性、今回の中学校の給食を考えるに当たって、きちんと守られているのかどうかについて、1点お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

これまでお伝えしているように、小学校の自校方式が望ましいとする考え方については変えているものではございません。

また、関学校給食センターについては、学校施設等長寿命化計画に基づき、耐用年数の延伸を図ってまいります。当面は、関学校給食センターから給食提供を行うものと考えております。ただ、将来的な給食調理施設の整備に関しましては、小学校や中学校施設の改修に併せて、その時々々の社会情勢等を勘案して検討していくものであり、基本的な考え方は、小学校については考えを変えているものではございません。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

小学校の給食は望ましいとか、そういう表記じゃなくてね、堅持すると言っていたんですよ、自校方式。さらに、センターを造るときには、加太小学校や関小学校も自校方式に変えていくと、将来的に。そういうことまで言っていたので、そこはきちんと守っていただきたいなと思います。

関中学校の分もセンターで覆っていくんだと、新しいセンターで関中学校の分も見ていくんだと

言っていましたが、今のおっしゃり方ですと、例えば関中学校の施設が駄目になっても、関中学校を食缶方式で給食をするという考えはないのかなと思ったんですけど、そこについてもう一回教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現時点で関の学校給食センターにつきましては、長寿命化ということで耐用年数の延伸も図ってまいりますということをご想定しておりますので、当面は関学校給食センターでの提供になるかと考えております。

その将来的な給食調理施設の整備段階において、具体、どのような形を取っていくかということについては検討はしていくことになろうかというふうには思っておりますので、外部食缶方式について何か切り替えていくということをご想定はしておりません。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

それでは、調理等業務委託事業者選定プロポーザルということで、仕様書や公告が新たな中学校給食について資料が出ておりましたので、それについてお伺いしていきたいと思っております。

まず、今日も議論になっていましたけれども、亀中、中部中のデリバリー弁当を担っている桑名の民間のオーケーズデリカという業者さんがありますけれども、この調理後2時間以内に喫食という学校給食法の衛生管理基準に示された基準は、デリバリーが始まって以来15年間守られていないという状況が続いています。この守られていない業者を今後のプロポーザルに参加させるべきではないと私は当然考えるんですが、それでよろしいですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この公募型プロポーザルの実施に当たりますと、公平性を期す観点から事前に具体を公表するものではないと考えておりますので、先ほどおっしゃられたようなことにつきましては、答弁を控えさせていただきますと思います。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今のデリバリーもやっぱりちゃんと努めなさいということをおっしゃっているんですよね。2時間以内の喫食を努めるようにということは言ってもらっていても守れない。で、今回の仕様書を見ても努めることと書いてあるだけ。守れませんよ。同じ業者だったら、それが分かっていると、例えばそこ1社しか応募がなかったら、そこが取ってしまいますよ。それじゃあ、また子どもたちはそういう給食を食べなくちゃいけない。そんなん見す見す見ておっついていいんですかね、私はそれを入れるべきではないと考えます。

次ですけども……、もういいです。

それで1つちょっと違和感を感じたのが、共同企業体ということが大分書き込んであったんですね。ジョイントベンチャー、JVと言われまして、よく駅前の再開発やら学校でもされていましたが、調べましたら資金力や技術力や労働力から見て、1企業では請け負うことができない大規模な工事や事業を複数の企業が協力して請け負う事業組織体とありました。

今回の委託事業は、たった1,400食をご飯作っていただいて運んでもらうという事業です。1企業ではできない、ようけが集まらないとできないという、ちょっと意味が分からないんですけども、県内でもこういう例はないと聞きます。

民間調理施設から調理され、そうですね、こういう事業にこのJVでも大丈夫ですよと、わざわざ入れていく意味って何なんですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

共同企業体によりますプロポーザルの参加資格要件につきましては、一定の要件を満たす構成員により結成されたものとしたしまして、その結成方法は2者または3者による自主結成としております。そして、その共同企業体の協定書を締結しているということとしているところでございます。

この共同企業体による事業の実施によりましては、単体企業では人員面や資金面などにおいて不足する要素を補完できることなどを想定し、より多くの応募者を募るために、他市の、これは他県でございますけれども、事例を参考に参加資格要件に共同企業体での参加も加えたものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

1,400食の給食を作って運べないような業者が何か集まって何かができるのかなというのがちょっと疑問なんですけれども、その参加資格を得たものですか、今朝からも専門的なそういう業者を募るんですということを言っただけなんですけれども、参加資格要件を見ますと、学校給食調理業務またはその他の調理業務を営んでいることと書いてある。またはなんですよ。だから給食調理業務をしたことがない企業も入る可能性があるわけです。そういう程度で経験は問わないということなんだなということが1つ疑問があります。

それについて、学校給食調理業務の経験ということについては、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この学校給食に係ります業務につきましては、これはもう県内のみならず全国的にも多数展開をしている事業者さんがたくさんいらっしゃるということは承知をしているところでございます。

また、それに類する業務として、例えば病院でありますとか、そういったところなどでの提供、また幼稚園、保育所などとのそういったところでの提供ということも含めておりますので、そういった意味では、そういった食の提供に関しての実績があるという者を専門的な知識、経験がある者

という認識で、当然私どもの市の学校給食の提供に当たっても、そのお力を使っただけで済むことが可能かというふうに考えたものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

学校給食だけではなく、保育所、幼稚園もあるよという意味ですか。

例えば、大人のためのお弁当屋さん和学校給食は全然違います。今回のデリバリーの業者も本当に初めから教育委員会の皆さんも指摘をしながら給食らしいものに育て上げてきたんだと思います。非常にこのところの経験を問わないというところが私は疑問です。

それから、アレルギー対応ですね。先ほどの2時間以内喫食は、もう全然やる気がないなというのは分かったんですけど、アレルギー対応について関中並みにできるのかということはずっと言ってきました。はっきりとお返事してもらったことがないので、これについても伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

アレルギー対応につきましては、1日当たり3食程度を見込んでいただいておりますけれども、主に卵、乳、そして小麦の3大アレルゲンを中心に可能な範囲で除去食の対応を行うものとしていただいております。

また、アレルギー対応食の調理には、献立ごとのアレルゲンを明示した調理指示書などを作成し、ほかと区画された専用スペースで専用の調理器具を用いて専属の調理員が調理し、アレルギー対応用の容器に入れ配食するものとしていただいております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

3大アレルゲンでやってきたというのは、昭和の時代がありましたけれども、今、アレルゲンといたら28項目ありますよね。で、私は一緒ですかということをやったんです。関中や小学校の子たちと一緒にやってもらえますか、一緒のように。本当にてごこしいアレルギー対応をやってもらっていますよ。3大アレルゲンだけじゃないです。一人一人聞いて、小麦があかん子がおったら、全体のとろみをつけるのを米粉でやったらどうなるかとやってもらったり、本当にいろんな食材についても心砕いてやってもらっているんですけども、そういう同じことができるんですかということなんで、ちょっとイエス・ノーで答えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

当然、仕様の中にもそういった個別の保護者との協議でありますとか、そういったことも含めた対応をするということもお示ししておりますので、先ほど申し上げた原則的な除去食というものは先ほど申し上げたものでございますけれども、当然そういった個別対応も状況に応じては行うことがあり得るというふうに考えております。

(「一緒かどうか」の声あり)

○教育部長(亀山 隆君登壇)

基本的には、そういった対応ということになるかと思いますので、当然そういった状況を踏まえて対応していただくことになるかと考えております。

○議長(森 美和子君)

福沢議員。

○11番(福沢美由紀君登壇)

基本的にはそういった、そういう対応だそうですね、さっぱり分かりませんね。

これ命に関わることなんで、アレルギーってね。ほんで、どんどんと今増えているんですよ。アレルギーに対応しなくちゃいけない子どもも、品物もね、そういう。だからこれはしっかりと同じ細やかさでやるということ、それを求めるということを明言してほしいんですけど、教育長、どうですか。

○議長(森 美和子君)

中原教育長。

○教育長(中原 博君登壇)

私も教育現場におりまして、同じようにこの卵、乳、小麦の3大アレルゲンを中心とした除去食であったり、そういうことで保護者と綿密な打合せをして、この同じアレルゲンでも強く出る子や弱く出る子や、そして今そういうちょっと段階的な訓練というか、アレルゲンの反応を試している段階であるとか、様々な子どもたちがいますので、そこら辺は学校においてそういうことを聞き取りながら、どういったアレルギー対応食がいいのかとかいうことも含めて、ただ、議員がご指摘のように、命に関わる重要な問題ですので、無理をしてというわけじゃないですけども、危険な場合は、これは今の学校現場もそうですが、無理なことは無理ということで、お弁当を持ってきている子どもたくさん小学校でもいますので、そこら辺丁寧に対応してまいりたいと思います。

○議長(森 美和子君)

福沢議員。

○11番(福沢美由紀君登壇)

何度お聞きしても、今の小学校と同じようにするとはおっしゃらないんですね。もう時間がないので、次に行きますけれども、同じようにしていただきたいです。

あと、もう一つ忘れてはいけないのが食育のことなんです。亀山はそれぞれの学校や規模によって違いますけれども、自分たちで栽培したサツマイモやソラマメなどを材料にこんなふうになっているんやなど、さやはこんなんやなどか、学んだり、子どもたちが学んで作った献立をそのように作っていただいたり、リクエスト給食もそうですけど調理員さんがクラスに来ていただいたり、一緒に食べたり、話をしたり、お手紙を出し合ったり、地元の誰々さんが作ってくださったよというお野菜やお米をしたりとか、地場産ならではの食育もありますし、非常にいい食育をしてもらっているんですね。

それでセンターを造ると計画していたときも、生徒さんたちが給食を作っているところを見られるような、そういう回廊みたいに見られたらいいよねというようなことも多分議論されていたと思うんですね。

こういう亀山のよさなんですけれども、これが担保されるのかってことについては、どうですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

食育につきましては、学校に配置しております栄養教諭でありますとか、またこの中学校全員喫食制給食の実施に当たって配置を目指しております専従職員などが主体になって行うものと考えているところでございます。その中で、生産地と消費地の関係でありますとか、伝統的な食文化への理解、持続可能な食材確保など様々な学びが想定できるものでございます。

また、この委託の仕様書の中には、それらに対して日常的な給食提供を通じたデータでありますとか、事業者の取組などについての資料提供などの協力があるというもので、それらについての協力を求めているものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

もう本当に亀山のいいところをなくしてしまわないようにということで求めていただきたいなと思います。

民間に委託するというので、もう当然亀山市の調理員がそこに現場に行って指導するということができなくなります。入れません。それはもう違法になりますからね。それで、監督員というのをつくってもらっていますが、監督員でしたっけ、それは調理員さんじゃないですしね。JVみたいなことになったら複数の業者さんをチェックしに行かんらんとかね、いろんな意味でデメリットもあると思いますので、このところは非常に心配しているところです。

それでは、はっきり言って今のちょっと質問で、今回のプロポーザルが本当に子どもたちのために厳しくチェックされてできるのかなというのが不安になったというのが正直なところです。

時間がございませんので、保育所等ICT化推進事業について伺っていきたくと思います。

これ保育所でICT事業ということで、特に「CODMON（コドモン）」という名前で、写真を出していただきたいんですけれども、私もお話を聞いて初めて見に行かせてもらって、空いているところの保育所を見つけて、ちょっと見せてと見せてもらったんですけれども、タブレットがあって、隣にああいう携帯電話はぴっとかざしたら反応して登園しましたよとか、帰りますよということが分かるものなんだそうですけれども、これはそれだけじゃなくて、いろんな働きがあるらしいので、一体何ができるのか、どのように使われているのかについて伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

保育所等ICT化推進事業につきましては、登降園管理等業務のICT化を図るため、保育総合支援システム、「CODMON（コドモン）」を導入したものでございます。令和5年度から公立の全保育所と13園で本格運用を始めております。

「CODMON（コドモン）」で活用できる機能は26ございまして、このうち園児の名前、クラスなどを管理する園児情報管理、保護者が登録する保護者アプリ、保護者アプリからの欠席、遅

刻連絡、クラスの園児を指定して情報を配信するお知らせ配信、QRコードをかざして打刻することで園児の登降園時刻を管理する登降園管理、データを管理するデータ安心パックの6つの機能を全ての園で活用しております。

また、保育士同士の情報共有を行う園内連絡や行事への出欠確認などを行うアンケートなどの9つの機能を一部の園で活用しております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私がこの問題を取り上げましたのは、保育士さんたちからこの不具合がとても大変なのよという声を聞いたからなんです。最初の頃は聞いていたんですけど、まさか1年たっても不具合があると私は思いませんでしたので、びっくりしたんですね。でも、マイナ保険証でもお医者さんたちが不具合があって困ると言っはりますんで、こういうものについては付き物といえば付き物なのかもしれないんですが、1年たってもというのは、もしこれ不具合があったらどうなるのと、私、どういふふうにしてもらうのと聞いたら、びってしても反応しなかったら、手でクラスを自分で出して、名前を出して、時間入れてと、こういうことを手で入れるのよということを教えてもらったんですけども、そういうことをいつまでもやっていたのでは大変だなと思いました。

でも、今それが私はデメリットだなと思ったんですけども、それ以外に認識しているメリット・デメリットがあったら簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

まず、事業実施のメリットについてお話しさせていただきます。

メリットにつきましては、特に大規模園におきましては、保護者からの欠席、遅刻の連絡がこれまでの電話連絡からスマートフォン上のアプリを通じてできることから、児童の受入れが多い時間帯の職員の業務負担の軽減につながっているものでございます。

保護者からも電話連絡ではないため、時間に関係なく連絡できることなど利便性が向上したとの声も聞いております。

また、園での活動の様子を保護者に伝えることができるなど情報発信にも効果を発揮しております。

「C o DMON（コドモン）」を導入したことによって、先ほど申し上げましたようなメリットはたくさんあるのですが、システムとしてのデメリットではございませんが、一部の園におきまして、議員がおっしゃるように、月に数回程度、児童の登園、降園が集中する時間帯においてシステムにつながりにくい状態が発生しているという状況を確認しております。そのような場合におきましては、職員が対応する必要が生じておるところでございます。

また、そのほかにも、「C o DMON（コドモン）」の活用につきましては、全ての園で活用している機能のほかにも、園の状況に応じて活用状況が様々でございますので、今後さらなる活用を図り、ICT化を進めていく必要があると認識しております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そうなんです。登園が集中するというのは、このシステムを作ったときにもう十分想定されることだと思うんです。ですから、お金を払ってこのシステムを買っているんですから、しっかりと事業者にも対応してもらわんとあかんと思うんです。それで、保育士さんがもうあかへんのですということで電話しても、サポートセンターのお電話を教えてもらうんだけど、じゃあサポートセンターに電話してもつながったことがないというくらいつながらないそうです。ということは、日本中でこういうことが起こっておるということですね。

そういう不十分なものをやっぱりちょっと導入してもらおうということ、やっぱりそれはもうきちっと市のほうからしっかりやいやい言うてもらって、ええもんに変えていってもらわないかんと思うんです。やっぱり黙って我慢しているのが、割を食っているのが保育士さんということでは困るので、本当にそんなにいいものであるならば、皆さんに迷惑かからないようにしていただきたいなと思うんです。

私もどんなふうに使っているのかというのが、本当にいろんな保育士さんによって言うことが違うので、活用方法が違うんだなと思うんですけれども、ある保育士さんは、小さな子を寝かせながら何時に寝たなと思ったら、この寝た時間を記録する。そして、ご飯食べた、どれぐらい食べた、お昼寝どれぐらいした、何時何分にどちらを向いて寝ていた、この何時何分には左向いて寝ていたと、そういうことも丁寧に記録されているんだそうです。小さい子はうつ伏せ寝で亡くなったりすることがありますからね、全国。

そういうことを本当に丁寧にされているんですけれども、人手不足のままでは記録するのが大変なんです。結局、書いたもので補完をしながら、その皆さんの打刻もそうですけど、結局書いたもので補完をしながら後で打ち直したりとかをされているわけです。そういう時間というのは保育で、ただでさえ休憩時間が取れない、ノンコンタクトタイムとか言っても、必死に記録するばかりで休憩時間にならないという状況の中で、こういうシステムをよく使っていくということにつながっていかない問題があると思います。

本当にいいものであるならば、この人の配置も含めて丁寧にやっていただきたいと思うんですけれども、そして、その事業者に対しても、物を言っていたきたいと思うんですけれど、そこについて1点お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

システムのつながりにくい事象につきましては、児童の登降園が集中する時間帯にシステムへの接続が集中することが原因と考えられますので、一定の時間を置くことで解消されるものとは認識しておりますが、しかしながら、保育士がその対応に当たらなければならない状況が生じているということです。今後、各園における通信速度の調査実施による現状の把握に努め、必要に応じてサーバー容量を増やすなど委託業者との協議を検討してまいります。

また、園長会などを利用して、各園の情報共有や活用状況等を図るなどして、保育サービスの充実と保育士の業務の効率化を図ってまいりたいと思います。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ちょっと置いておいてちょうだいと言われても、働くお母さんは忙しいですので、やっぱりお父さんもそうですから、ぱぱっと預けて行きたい方もいらっしゃると思うので、それは本当にきちっともうシステム自体を直してほしいと思います。

次の質問です。

保育所での使用済み紙おむつの処分についてということ、これも1年たったところなんですね。年度途中からだったと伺っていますが、これについては、もう本当に大変だという保育士さんの声なんですね。これ私取り上げる理由は。

で、写真をちょっと出していただきたいんですけども、いいですよ、本当にいいごみ箱をこうやって買っていただいたんですね。中でしゅっと袋が締まって臭いが出ないようにしているみたいなんです。それでびたっと封が締まるんですけども、これ細長いごみ箱で、やっぱり子どもさんがどれだけいるかによってすぐいっぱいになるんですね。それで、ここへいっぱいになったら、クラスでおむつ替えますよね、替えたバケツとかを持って、おむつ替えて、それをここに入れて、トイレにいっぱいになったら抜き出さなくちゃいけないんですけども、この抜き出す作業が細長いので縦に抜き出すと腰が痛くなるので、倒して向こうで押さえてもらって引っ張り出して重たいのを抜き出さんならんということで、とっても大変なんですということが1つです。

そして、次の写真を映してほしいんですけど、この引っ張り出したものをぐっとくくって、指示をされているのは、一体何キロあるのかを量ってから捨てなさいと言われていたらしいんですね。そうするとタニタの体重計みたいに平べったいよくある、家庭にあるような体重計ありますよね。あれで量るわけなんですけれども、この袋が細長いんですけども、このいいごみ箱にマッチした臭いのしないいいごみ袋は高いので、普通にスーパーに売っている70リットルのごみ袋が支給されているみたいなんですけれども、ごみを捨てたことがある方なら分かると思うんですけども、70リットルのごみ袋にパンパンに入ったおむつを、あの小さな体重計にぼんと乗せて量れますかということなんです。数字を見ようと思って、大変苦勞をしながら量って、そして先ほどの2つ目の写真にあったようなごみ箱にどんどん入れてくわけです。ここへね、開けては入れ、開けては入れと、それ外に置いてあったんですが、ここは和田保育園ですけど、いろいろ場所によって違うみたいなんです。

これを入れて、問題は、週に2回しか回収してもらえないってことなんです。で、週に2回しか回収してもらえないので、どんどんどんどん入って、今日がごみの回収日だなということになると、例えばここだったらお昼過ぎに回収されるので、朝から置いておいたってカラスがつつくとあかんさかいに、お昼ぐらいの時間にまたそこからごみをまた一個一個出して、ほんでごみ収集のところへ保育士さんが持っていくんですって。本当に大変な仕事を保育の中でしてもらっているというのが私思いました。

ついでに本当にトイレもまだまだドライシステムになっていない中で、本当に子どもたちを見ながら大変な思いをしてやってもらっているなということが分かったんですが、もうこれはメリットあるのはよく分かりますよ。でも、こういう保育士さんの仕事は絶対に軽減してあげなくちゃいけ

ないと思います。

特にこの袋の抜き出してとかいうことも大変だし、この排せつ物を週に2回しか取っていないということについては、毎日回収できるようにできないのかとか、あとその体重計で量るという仕事が一休何のための誰のためなのか、そこについてもちょっと教えていただきたいので、そういう改善策についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

公立の保育所等における使用済み紙おむつの回収につきましては、議員がおっしゃるように、保護者の負担の軽減になるなどメリットはございますが、一方で、園からは収集日まで保管する場合の臭いの面や衛生面での不安、集積場までの運搬に係る肉体的な負担などの課題が寄せられております。

また、保育所等から発生する廃棄物につきましては、これまでも重量を量って廃棄しておりましたが、使用済み紙おむつに係る費用につきましては、みえ子ども・子育て応援総合補助金を活用しておりますことから、各園にはお手数をおかけしておりますが、別途おむつだけの重量を量って実績報告のような形で報告させていただいているところであります。

また、使用済み紙おむつの回収につきましては、現在は財務課において一括契約しております事業系一般廃棄物の収集と同時に行っておりますことから、現在の週2回から回数の見直しについては様々な検討が必要となるところでございます。

こちらにつきましても、園長会議等において各園の状況等を的確に把握するとともに、収集までの保管方法や運搬方法等について検討するなど課題の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

紙おむつの回収につき、別のお金を使っているから量らなくちゃいけないんだったら、紙おむつの回収ばかりする車をずっと回ってもらったらいいんですよ。そして、ごみ集積所に入るときと出たときで車ごと体重を量ったら、車の、分かりますやんか。こんな一々、一人一人が一袋一袋を量るというその手間を、どうか取っていただきたい。

それで、臭いのこともそうですけれども、各園状況が違いますんで、例えばここを切って、例えば柵を切って、外から車が直接持っていってもらえるようにしたらいいんじゃないかなというところもありますやんか。園によって全部違うやんか。そうやで、それを全部見て、皆さんの仕事を、人手も少ない中頑張ってもらっているんですから、保育士さん。ぜひともこれは検討していただきたい。園長さんに聞くだけじゃなくて、現場に全部行って見ていただきたいです。やっぱり排せつ物とご飯と一緒に一緒のところの空間にあるわけですから、それはちょっと本当にぜひとも考えていただきたいと思います。

いいことがあると思うんで、さっきの「CODMON（コドモン）」でもそうですけれども、便利は便利なんだけれども、保育士さんたちからは、例えば長いこと病気している方のぴっぴぴと

入るだけでは経過が分からなくて、やっぱりちょっとお電話したい、お話もしたいなと思うことがあったりとか、このおむつについても、今までやったらおむつの数がだんだん減ってきたで、もうそろそろパンツだよねとか、そういう話ができたりしたんだけど、そういうのを一人一人のチェックを、それこそ「C o DMON (コドモン)」でしながら、別に記録をしながらやっていかなくちやいけないという大変さはあるとは聞いています。せっかく導入されたことがかえって大変ならないように。

こういう仕事というのは、どうしても保育士さんがしなくちやいけないことではないと思いますんで、学校に昔こういう仕事をやってくださる方がいらっしゃったような、支援してくださる方をまた考えていただくとか、そういうことも含めて現場の仕事を、より子どもたちのそばで仕事をすることができるように、あるいはしんどい思いをしていただかなくていいように、休憩時間は休憩時間として取れるようにということを考えて各現場を見ていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。そここのところの確認をいたしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

先ほどご指摘をいただきました「C o DMON (コドモン)」、それから紙おむつの件につきましても、今回に関わりまして各園からも情報をいただいておりますけれども、議員がおっしゃったように、実際に保育現場のほうへ出向いて、また情報や保育士、先生方の声も聞きながら、今後の対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

現場に行っていたら生の声を聞いていただけたと思いますし、トイレがやっぱりああいう小さい子を見るには、トイレも早く、よく直していただきたいなと思いますので、そこも併せてお願いしたいと思います。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

これにて予定しておりました本日の通告による質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日18日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時47分 散会）

令和6年6月18日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

令和6年6月18日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	落合巧君

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	書	記	新 山 さおり	
書	記	渡 邊 靖 文	書	記	西 口 幸 伸
書	記	山 北 康 仁			

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の記事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

14番 岡本公秀議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

それでは、新和会の岡本です。

2つのテーマで一般質問をさせていただきます。

まず最初は、知事と市長との円卓対話についてお伺いいたします。

5月22日に、市立図書館において知事と市長との円卓対話が催されました。当日は3つのテーマについてのやり取りと、そしてどういうふうなやり取りがあったかとか、市長の意見が知事に伝わったかとか、知事の見解はどうであったか、そういったことに関してお伺いをいたしたいと思えます。

まず、一番最初のテーマが、子ども・子育て施策の充実・強化ということでございます。

現在は、同じ県においてもいろんな自治体が子どもさんの医療費とか、給食費とか、そういった面において何歳まで医療費を見るとか見やんとか、給食費を無償化にするとか、そういう競争になっておるような面があるわけです。私はこういう子育てとかこういうふうなことに关しましては、個々の自治体がばらばらに競争するのもやはりこれは財政力のあるところないところいろいろあるわけですし、そういう面でやはりある程度、悪く言えば横並びといいますか、一定の基準があつて、同じ県におつたら大体同じようなレベルの子どもの医療費の無料化とか給食費の取扱いというのをしたほうがいいのではないかと私は思うんですけども、このことに関して、市長の意見はどうであるかということをお伺いしたいと思えます。

こういう場合に、私は全員が横並びみたいになるんやったら、一番レベルの高いところに合わせるようにしたらいいと思うんですけどね。このことに関して市長のご意見をお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

まず先月の22日、亀山市立図書館において開催をされました知事と市町長の円卓対話では、県と市町のパートナーシップの深化、地域の諸課題に対する共通認識の醸成等を目的に、市町からテーマ設定をさせていただいて、それに応じて知事と市町長が自由闊達な意見交換を行うもので、本市からは3つのテーマを設定させていただきました。

昨年は、鈴鹿市、津市さんと3市の広域での知事との対話をさせていただきましたが、単独での知事と市長という形では今回が初めての対応でございました。有意義な意見交換であったと思っております。

その中で、1つ目のテーマでもございました子ども・子育て施策の充実・強化についてなんですが、今議員がご指摘をされました。そのような今の少子高齢化、それから人口減少社会があります中で、都道府県間、自治体間のその、子育て支援策でありますとかそれを否定するものではないんですが、あまりにも財政力あるいは人口規模等々によってその格差が生じておる現象というのは、いろいろ全国でも指摘がなされてきておるところでございまして、地域が、あるいはまちが明るい未来へ向かうためには、子どもたちの健やかな成長と子育て世帯を支える環境づくりが大切でありまして、そのためにはぜひ、全国取り合いをするということではなくて、全国一律でそういう環境を整える必要性、重要性について認識をさせていただいておりますし、そのような提言をさせていただいたところでございます。

具体的な内容としては、今日、本市では少子化対策、子育て支援策に関して今日まで最大限の努力を重ねてまいりました。妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組む中で、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るための支援を進めてきているところでございます。

一方、三重県におきましても、子育て支援策に積極的に取り組まれていただいております、人口減少を解消するための重層的な政策展開が行われているところではございますが、今議員ご指摘いただきました子ども医療費助成や学校給食費の無償化につきまして、各自自治体において独自に取り組まれることで地域間競争となつてございまして、都道府県や市町村によって受けられる支援策に差が生じておるとというのが現実でございます。自治体間での新たな地域間格差が広がってきておるとこのを実感しているところであります。

そこで昨年度、東京都が子育て支援策ということで、給食費の無償化について、都として、そして本年度はこの4月から青森県が県として、給食無償化についてそういう取組をスタートさせておりますが、子育て支援策であります子ども医療費でありますとか、学校給食費の無償化のような非常に全国的な問題につきましては、本来であれば国の責任と財源において全国一律の仕組みによる支援が担保されるべきものであることから、自治体の規模、地域の実情による地域間格差を解消し、全ての子どもが均一のサービスを受けられるような環境をつくっていく必要があるとの考え方で、三重県、一見知事には、その解消に向けた県としてのさらなる取組を提言させていただいたところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

当日は私も図書館に足を運んだわけですが、市の幹部クラスの職員もたくさん来ておられましたが、そのときに市長がそういうことを知事におっしゃったわけですね。そのときの知事の見解はどうであったかということをお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

知事と市町長との円卓対話の開催に当たっての県との連絡調整は政策推進課で行っておいりましたので、私のほうから当日の対話内容に沿って、三重県知事のご発言の要旨を申し上げさせていただきますと存じます。

なお、知事と市町長との円卓会議は、三重県地域づくり推進条例に基づく県と市町の地域づくり連携・協働協議会の地域会議のうち、円卓パイ対話として位置づけられているものでございます。

それでは、1つ目のテーマ、子ども・子育て施策の充実・強化に関する知事のご発言の要旨でございますが、三重県では、令和5年度予算において、子ども・子育て支援に関し、医療費や虐待、いじめの防止など様々な取組を組み込んだみえ子どもまるごと支援パッケージを創設し、令和5年度には、前年度比22%増の約100億円の予算を確保し、令和6年度もさらに予算を増額しているとのことでございます。

このうち、子ども医療費助成につきましては、令和5年度に就学前の子どもが窓口でお金を払わずに医療を受ける場合の要件であった一定の所得制限を廃止し、また、令和6年度にも中学生までの入院医療費を新たに補助対象とし、徐々に拡充を図っているとのことでございます。そうした中ではあるものの、やはり子ども医療費の助成については国で実施すべきであるとの考え方の下に、全国知事会議において地域間格差の問題等について積極的に発言されているとともに、今後も国に言い続けていかないといけないとのことでございました。

一方、学校給食費の無償化につきましては、国においても具体的方策の検討に取り組むという方向性が示されていることから、それを三重県が後押ししていかなければならないとのことでございました。

このほか、人口減少対策に関しまして、県でも様々な施策を推進しているところではありますが、人口減少の問題は東京問題でもあり、合計特殊出生率の低い東京に人口が集中することにより人口減少が進むと考えられることから、東京の企業を地方に持ってこられるようにしてほしいなどの提言を、全国知事会議を通じ国に要望していきたいとのご発言もございました。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

県知事もそういったことには危機感といいますか、問題意識を持っておられて、基本的に櫻井市長の意見と大して食い違うところはなかったと私も横で聞いておって思いました。

国にやはり動いてもらうこともたくさんありますんで、そういうことを発言していただくと、国相手に、それをお願いいたしたいと思います。

次に、2つ目のテーマであります太陽光発電施設の適切な設置と管理についてということござ

いますが、現在、陸上における太陽光発電施設が無秩序のような状況に造られて全国でトラブルが頻発しておるわけですね。それには、もちろん日本の企業も参加しておりますが、外国企業も参入して、将来不要となった太陽光パネルの処理ということは一体どうなるのかと私も思っておるんですよね。今から20年、30年後ですけれども、後は野となれ山となれと、そんな状況になってもうたら困るし、この現在進行形の問題に関して、市長はどのようにお考えかということをお伺いします。外国企業の規制とかそういったことでも考えておられるのか、それとも、そこまではできないとかそういうことに関して、市長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

円卓対話の2つ目のテーマで、今ご指摘の太陽光発電施設の適切な設置・管理についてということで、私のほうから、現在これは本市を含めた県内各地において、空き地等を活用した太陽光発電施設の導入が急激に増加し、乱立する中でのこれらの状況に危惧を持っておるところであります。この状況に一定の歯止めをかけて、各地域における良好な生活環境を維持するため、これは広域的自治体であります三重県における仕組みの構築の必要性について認識をいたしておりまして、当日その提言をさせていただきました。

太陽光発電施設を中心とします再生可能エネルギーの導入については、それを否定するものではございませんけれど、しかし、この導入量が急拡大しておりまして、本市におきましてもご案内のように住宅・空き地を活用した、そして農地の活用等々で、大規模な太陽光発電施設の導入が進んでいる状況でございます。

こういう中で、三重県では太陽光発電施設の適正導入のために、三重県太陽光発電設備の適正導入に係るガイドラインを策定しまして、それに基づいて指導等が行われているということではあります。現実、野立ての太陽光発電施設につきましては、景観や生活環境上の問題、林地開発による土砂の流出等の防災面での不安等から、住民と事業者との間でトラブルになる場合もございます。

また、議員ご指摘のように、一定の役割を終えた発電施設が、将来これが適正に役割を終えたものが管理、それから撤去されるかどうかというのは全国的に専門家の指摘もされておりまして、国政においても、地方各自治体においても非常に懸念が広がっておるところでございます。

本市におきましては、これもご案内のように、休耕田などの農地へ設置されるケースが大幅に増加をいたしておりまして、過去5年間で28.4ヘクタールが太陽光発電施設設置のため農地転用されるなど、地域における営農環境への影響も危惧される状況となっております。

さらに、市内におけますこの太陽光発電施設の設置であります。ほとんど九十何%県外事業者によるものが多いことから、これも先ほど申し上げました将来にわたる施設の維持管理について懸念されるとともに、耐用年数経過により、発電終了となった太陽光パネルの放置や不法投棄等が全国的に問題視されている状況でありますことから、太陽光発電施設に関する将来にわたるリスクを解消するために、新たな国の制度としても当然ここが大事であろうかと思っておりますが、しかし地方自治体におきましても、この新たな仕組みの構築を考えていく必要があるという認識を強く持たせていただきまして、当日提言を知事に対してさせていただいたものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

確かに太陽光発電施設は、私らの身近なところにも、あれ、いつの間にかパネルが並んだなあと
※
いうところがたくさんあるんですね。そうしてほとんどが県外企業ということらしいですね。

知事

の認識はどうであったかということをお示し願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどのテーマと同様に、私のほうから当日の三重県知事のご発言の要旨を申し上げさせていただきます。

2つ目のテーマ、太陽光発電施設の適切な設置・管理に関する知事のご発言の要旨でございますが、三重県における自然再生エネルギーは、風力発電または太陽光発電しかないという状況となっている中で、それらの施設については、環境への問題と役割を終えた設備の廃棄が適切に実施されるのかといった問題意識を持っているとのことでもございました。また、県外や国外の企業が太陽光発電施設設置のための土地を買いに来るような現状も聞き及んでいるとのことでもございました。

一方、三重県では陸上風力発電も限界があるので、住民生活に大きな影響が出るのが少ない洋上風力発電に力を入れ、現在、その導入に向けた検討を進めているところであるとのことでもございます。

こうした中、太陽光発電については、施設を設置する場合に地域の了解を得るなど、地域住民との適切なコミュニケーションを図ることを平成29年に策定した県のガイドラインにも示しており、その後、国の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法でございしますが、が改正され、地域住民の了解を取らなければならないことが規定されることとなったところでもあるとのことでもございました。

こうしたことから、三重県としては太陽光発電施設の適切な導入に向け、先手を打って取組を進めているとのことでもございましたが、太陽光発電施設の設置に対する地域住民の不安については基礎自治体への相談内容等を県に伝えてもらうことで、それらについて適切に対応するようにしたいとのことであり、加えて、県のガイドラインの運用についても取り入れてほしい内容があれば、それらも検討しながら、住民の皆さんの不安を取り除くように取り組んでいきたいとのご発言でもございました。このほか対話においては、地球温暖化に対する危機感などについてのご発言もあったところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

風力発電のことは市長は特に触らなかつたんですが、知事はあの場でも陸上風力発電もやはり市民生活に影響が、低周波の影響云々という話がありますので、洋上風力発電ということはおっしゃ
※削除あり。230ページに発言の取消し許可あり

っていましたね。だけど、私もその太陽光発電とか、そういうふうな再生可能エネルギーというか自然エネルギーをもっと、石油や石炭に頼るのではなくそれを利用せなあかんのはよう分かっておるんですけども、だけど、何せずうっと先に寿命が来るような話ですのでね。だからそれまで設置業者というか、事業を行った会社が存在するか存在せんかも分からんような話ですからね。あの会社はもう廃業しましたとかね。これどうするのと言ったらもう会社がありません、連絡がつかせんとか、そういうことも多々世の中にはありますので、そういったこともやはり亀山市だけでもきちっと行政指導みたいな形でやってもらったらいいかと、それを私は望んでおるわけですね。

次に、3つ目のテーマに行きます。

3つ目のテーマは、地域コミュニティの維持及び活性化に向けた支援についてということですが、ご存じのように人口減少と高齢化、こういうことがこのまま続くと、やはり行政サービス自身もだんだんとパワーがなくなると、それを念頭に置く。そうなってくると、やはり何でもかんでも市役所をお願いするのではなくて、市民との協働でこれを乗り切るしかないと思はるんですよね。地域の祭りとか伝統行事とか、いろいろどこの地域でもあるわけですが、やはり市民力とか地域力で維持する、そのような状況が来るときが来ると思はるんですよね。また、若い人が出ていき放しではあかんから、若い人が入ってきておられる、要は社会増ですね。自然増があまり期待できなければ社会増を何とかということになるわけですけども、それには先ほど知事が、都会にある企業が地方へ移転する、移転しやすい制度、こういう制度の整備も必要であろうとも思はるんですけども、また昨日もNHKでやっておったんですけど、今の少子化の大きな理由は地方から若い女性が全部東京へ行ってしまうんやと、全部やないですけど、かなり行かれると。東京へ行ったけれども、そこで出産してくれるとええんやけど、東京の特殊出生率は0.99とか言われておるわけですよ。

そのことで、NHKで特集しておったんですが、それを見たら、例えば地域で祭りがありますね。祭りでいろいろ中心的に働くのは男の人やと。女の人は何するか、そういった男の人にお接待というか、いろんな食べるものを出して自分たちが行ったり、そういうふうなことが当たり前のようにあるのが、そのテレビに出てきた女の方はそういうのがストレスやおっしやるんですよね。ということは地域の人々も、地方の人々もいろんな地域行事に関する意識を変えやなあかんと、そういうふうなことまで昨日NHKで言うてましたわ。そういったことで、地域でもやはり意識改革というのも必要であるし、一つの例を言うと、亀山市でもそうですけれども、自治会長さんというとはほとんど男性ですわね。だけど、これも何とかせなあかんのですよね、本当のことを言うと。

だから、こういうふうな若い女の子が東京へ行く、大阪へ行くとか、大都会へ行くというのは、やはりその人たちの責任云々じゃなくて、その地域の意識というか、そういうふうなこともやはり大きな潜在的な理由じゃなからうかと言われておるわけでございますけれども、市長は、この行政サービスのパワーがだんだん落ちることを念頭に置いて、市民との協働でやるとかそういったことに関してどういうふうなご意見であるか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先般、消滅可能性自治体という公表がされましたけど、人口減少社会の中で、そして世の中が様々変化していく中で、特にコロナ禍を経験して本当に人と人のつながり、こういうものの重要性、

それから地域社会が未来に持続可能で維持していくためには、やはりこの人と人のつながりであったり世代間のつながりであったり、それから民と民のパートナーシップであったり、行政と市民、民間セクターとのパートナーシップであったり、こういうことの在り方が今本当に問われておるものというふうに思っております。

本市は、平成21年のまちづくり基本条例の9つの自治の原則の一つに、やはりこの住民との協働を大きな原則として今日まで様々な施策を展開してまいりました。その前提は情報の共有であったり、参画、協働という概念であります。そういうものが今本市の市民力であったり地域力を支えてきておる、本当にその基盤をつくってきていただいておりますというふうに認識をいたしております。

これが消滅するようなことであっては、弱まっていくようなことであってはならないということで、特にコロナ禍を経験した中で、いま一度、この地域のつながり、あるいはコミュニティの重要性、あるいは市民活動、ボランティア等々を含めたこれとの関わりの在り方が問われておると思っております。そういう意味で、市町が、そういう自治体が、地域力や文化力を高めようとする取組をぜひとも、それぞれ市町村は最大限の努力をそれぞれの地域の特徴に応じて努力を重ねておりますが、さらに広域自治体として、三重県として包括的に支援していくような仕組みづくり、あるいは制度構築についてその必要性を感じておる思っております、それを提言させていただいたところでございます。

現在コロナ禍の影響等々で、例えば地域のお祭りでありますとか伝統行事等が自粛や縮小したことによりまして、なかなかそこから今踏ん張って再度立ち上げようというエリア、それからなかなかそれが立ち上がっていかない、非常に次世代への継承が課題となっております地域、こういうことも現在生じてきて散見できる状態でございますので、これは本市以外の自治体においても多分同様であろうというふうに思っております、大きな政策課題の一つと認識をいたしております。

したがって、亀山市としては協働の力をさらに高めていく努力を重ねていきますとともに、県におかれてはこうした共通の、そして非常に将来に関わる大きな政策課題について、地域コミュニティの力が低下しないように、市町が進める地域力や文化力を高めようとする取組をぜひとも県として包括的にサポートいただくような制度構築をお願いしたいという趣旨で、当日は知事に提言をさせていただいたところであります。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

この市長の提言に対して、当日の知事の見解をお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

引き続き、私のほうから当日の知事のご発言の要旨を申し上げます。

3つ目のテーマ、地域コミュニティの維持及び活性化に向けた支援についてに関する知事のご発言の要旨でございますが、子育てや福祉、災害対応等において、地域のつながりは非常に重要であります。新型コロナウイルス感染症が人と人との絆を絶ってしまったところであり、コロナ禍前

ほどなかなか戻っていない現実もあることから、こうしたつながりを戻していくことが何よりも大事であるとのことでもございました。

一方、先般人口戦略会議が公表したレポートについて、三重県では消滅可能性自治体として、県南部を中心に4市8町が上げられたところであり、日本全体の人口が減少する中で、今生活をしておられる人が苦しまない、不便を感じつつ生活を終えられることがないようにしていかないといけない、そのためにも人口減少対策が必要であるとのことでもございました。

さらには、人口減少が進むと行政サービスが現在のように提供できなくなることが想定されることから、そのことを補うため、地域の共助、助け合いのネットワークといった風土を維持していくということが重要であるとのことでもございます。

このような中、三重県としては、各地域に県の地域防災総合事務所を設けているので、鈴鹿地域防災総合事務所と亀山市、あるいは各自治体間の話し合いに対応できる体制を整えているとともに、本庁においても地域課題についての相談対応を引き続き行っていきたいとのことでもあり、さらには、よい取組は話し合いの中で出てくるため、そうした取組を横展開することで様々な自治体に広げていくことについて、県として取り組んでいきたいとのお発言でもございました。

このほかにも、知事の幼少期のご経験や本市における地域活動への参加を通して感じた地域のつながりの重要性等についてお発言があったところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

3つ目の話し合いのときに、知事はご存じのように亀山の出身で、子どもの頃の話をついいろいろなってきたんですけど、僕らと非常に共通した、同じ亀山市内ですから共通したような話がいろいろ出てきて非常に楽しかった覚えがあります。そういうことで、知事には地方の声をぜひ国のほうへ届けていただける努力をしていただきたいと思いますと申し述べて、この質問を終わります。

次に、2つ目の質問です。

令和5年度の事務事業点検についてお伺いいたします。

令和5年度の事務事業点検は、6つの事業がまないたの上に上がったわけですね。その6つの事業を選んだ理由と外部点検委員というのはどういった方か、それに関してお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

おはようございます。

令和5年度に実施いたしました事務事業点検につきましては、あらかじめ選定を行った事務事業について、外部の委員がその必要性等について客観的な点検を行い、その結果を踏まえて事務事業の検証、改善を図るものでございます。

実施いたしました事業は、がん検診推進事業、地域生活交通再編事業、観光プロモーション推進事業、防犯対策事業、新庁舎整備事業、個の学び支援事業の計6事業でございました。

この対象事業の選定方法につきましては、全ての事務事業のうちから、市に裁量権のない事務事業や事業費が100万円未満の標準事業など除外する事務事業を設定し、それらを除いた事務事業

を点検対象事業とした上で、庁内で組織いたします行財政改革推進本部会議において、点検対象となる事務事業を選定したものでございます。

また、事務事業外部点検委員の5人の方でございますが、5人の方に委嘱をいたしておりまして、他市の監査委員ですとか建築士の方、税理士の方、元市職員の方、民間会社役員で構成されているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、この事業点検は令和5年度からスタートして7年度にかけて継続して行い、そして結果を出すと伺っておりますが、この事業点検によって明らかになった事業目的の達成状況というのは、令和7年度に一定の結果が出て確定するというふうに判断してええわけですか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今般、令和5年度事務事業点検点検結果に対する今後の事務事業の方向性におきまして、令和5年度に実施した事務事業点検の点検結果や今後の方向性などをお示ししたものでございます。さらに、令和6年度及び令和7年度における改善等の実施状況をそれぞれ次年度までに整理をいたし、次期総合計画であります第3次亀山市総合計画の策定作業に反映させるというものでございます。

議員おっしゃられましたこの事業を令和7年度まで進捗管理を行いまして、その内容について第3次亀山市総合計画策定時に反映をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、3年がかりでやって、令和5年度にちょっと結果を出して、それを6年、7年と場合によっては方向転換したり、いろいろ調整も、やり方を変えたりもするんでしょうが、取りあえずこの先ほどおっしゃった6つの事業の有効性というのがあるんですね、カルテみたいなシートに、それはAが3つでBが3つだったんですね、今回はね。Cはなかったんですね。だけど、注意書きを見るとAとBはともかく、Cというのは廃止もあり得るといようなことが書いてあるわけですけども、2年間こういうことをやって、この事業の有効性に関してはCだなというような判定が出た場合は、その事業に関しては廃止ということも当然あると思うんですが、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、令和5年度に実施をいたしました事務事業点検における6事業の点検結果や今後の方向性につきましては、先ほど議員おっしゃっていただきました廃止とする事業はございません。

一方で、本年度実施をいたします第2回目の事務事業点検におきましては、財政構造改革を進める中、歳出削減の視点に立って事業点検を行った場合、事業実施の効果の妥当性から先ほどおっし

やっただきました有効性の評価として、事業の有効性が認められず廃止の検討を含めた抜本的な見直しが望まれると判定される場合もございまして、その場合には事業の廃止ということもあろうかというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

先ほど説明を受けたように、この事務事業点検結果というのは当然のことながら5年、6年、7年とで、その結果が出たら、この次の第3次総合計画とか令和8年度予算には当然反映されなければいけないわけですが、それは間違いはないですか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この事務事業点検結果の予算への反映につきましては、点検の対象事業の事業内容や点検結果、結果に対する関係者との調整など個々の事務事業が持つ様々な要件によるものと考えますが、点検結果の検討が速やかに進んだ事業につきましては、令和7年度の予算にも反映するものもあろうかというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

今年の8月に予定されております次なる事務事業点検の対象となる事業名が分かっておるんやったらお示しいただきたいのと、それがどういうわけでこの事業がまないたの上に上がったのかという理由も言えるんならおっしゃってください。以上です。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和6年度に事務事業点検を行う事業につきましては、現在選定を進めているところでございますが、点検の実施により効果が期待される事業や予算規模の大きい事業など、前回と同様6事業程度を対象とすることを想定しております。また、事業の選定方法につきましても、前回と同様、行財政改革推進本部会議を経て選定をしまいたいというふうに考えております。今現在はまだ決まってはございません。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

昔行われた民主党政権における事業仕分というのをテレビで見ておったんですけど、あれは面白かったですね、いろいろと。だけど、事業仕分をあのとき、これは国の話ですけど、やったからそれからどうなったかという、その後のことはあまり報道されないんですけど、結果的に何か元に戻った面が多いというようなことを言われておりますが、やはり一つの事業というのは皆それなりの意味があってやっておることが多いと思うんですよね。だから、効率がええ悪いは当然あるでし

ょう。だけど、たとえ廃止するにせよ、それは外部点検委員の人の意見と現実とやっておる人、職員の人意見とか、一致して納得ずくでやめるようにせんことには、やっぱりまた後から形を変えて復活したいとかいうこともありますんで、こういうふうなことはやはり納得ずくでやるにせよやめるにせよ、やっていただかんことにはやはりあまり意味がないと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時57分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、通告に従いまして、一般質問をやらせていただきますけれども、議長にお断りしたいんですけれども、ちょっと順番を変えたいと思いますので、その点ご配慮いただきたいと思います。次期市長選挙についてちょっとお尋ねしたいと思います。

櫻井市長は、2009年において市長に就任された。そして、その中で4期目に出られる前にも同じような質問をさせてもらったんですけれども、次はどないしますんやなという、そして任期がもうこの2月に迫って、各議員が2024財政構造改革骨太方針ということについて質問をしはった。

もう答弁を聞いていても訳が分からん。何を考え、どんな方針か。

基本的にどうされますのやな。それについてちょっと、ようけ聞きたいことがあるもんで簡潔に、どういような思い。

これ、皆さんの手元にあると思うけれども、2009年の市長マニフェストにおいて、市長の任期を最長3期12年に制限するとし、情報公開と首長の多選禁止は21世紀の自治体経営の標準装備品、「絶対的権力は腐敗する」というイギリスの歴史家・アクトンの言葉を引用して、強大な権限を持つ市長の任期を制限すると公約を掲げられたが、現在4期目であると。

確かに市長は予算の執行権がある、議会には議決権があると。そうやけれど、そもそも平成15年に旧亀山市と旧関町が合併するという方針を出して、2年間の協議がありました。

恐らく、この中で、山本副市長がそのときの事務局担当者やと思います。

それで18名議員がおりますけれども、後列の4名、伊藤議員から私までの4名が合併前の各市町の議員であったと、後の方は合併後に新亀山市の市議会議員に出られてやっておると。

その当時は、市長は県会議員でしたんですけれども、その中でマニフェストにありますように合併協議で93億の合併特例債活用について、新市まちづくり計画というのは2年間協議された。開催が大体26回ぐらいやと思う。

私は前市長とトラブルになったもんで、14回で私はその合併協議会を引かせてもらいました。

だけど、その4大事業というのは、斎場建設、関中学校、和賀白川線、庁舎建設、この4大事業です。あなたはいみじくも庁舎建設を凍結して市長に出られたと。

そして、今になって、令和12年に庁舎を建てますよと、安全・安心のためにと大きく転換された。これをずうっと質疑から、各議員の一般質問を聞いておると、もうきれいごとばかり言うてですな、と言うたけどどないしますんや。そんなことは、あなたは凍結しますよと言うた中で市長に出たと。私が何で凍結したんやと言ったときに、次世代に負担を及ぼさんようにするための凍結であると。あのとき建っておりゃあ45億で建っておったんですよ。今出てきた市長の令和12年、95億ですよ。

そんなことをやっておって、こういうような任期はまだしも、市長がこんな公約を上げた、4年も延ばした市長がそういうような今後の膨大な事業、学校給食もそうですよ、そういうようなことを考えた中でお答えいただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、市長の任期についてどのように考えておるのかということですので、過去にも議員からは何十回とご質問いただいていますけど、これまで申し上げておりますとおり、まず首長は、地方自治体の広範囲な事務を執行する大きな権限を有しますことから、例えば、多選は行政の硬直化やなれ合い、権力の腐敗につながりやすいという側面がございます。その一方で、地方分権時代におきまして、多選によって政治的実効力の向上や長期的な政策推進のメリットも指摘をされているところでございますが、私自身はこれも何度も申し上げておりますが、基本的に高齢・多選については望ましくないという考え方を持っておるものでございます。

いずれにいたしましても、自治体によって政策課題や地域事情が異なりますので一概に言えないものと存じますが、公選職であります首長は与えられた4年間の任期の中で何をなすべきなのか、その責務を全うすることが最も大切であるというふうに認識をいたしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

首長は何をなすべきかというのが責務であると。

そうすると、もうこれはチャラということやね。その2009年に、ここに櫻井義之さんの「新生・亀山モデル7つのカタチ」というのがあります。これにも書いてあるんですよ。

そして、こういうような形の中、やった中でいろんな事業見直しもやっておるんですけども、そうするとまた出ますということですか、そこだけ、もう一遍聞かせてください。

確かに、鳥取県知事をやられた片山先生が知事を2期8年で辞めました。

そこで片山先生もおっしゃっているんですけども、首長の多選、私も議員の多選、あまり好ましくないというようなことを片山先生は言うてみえましたよ。私も、関町時代からもう10回選挙をやっていますから。

私は市民、町民の立場で執行部、行政側に物を申してきました。私も31歳のときからこの政治

の世界に入って、37歳で関町議会議員になって、もう75になりました。もう41年ばかりこの行政に携わってきたんですけども、そうすると、市長の今の答弁でいくと、もう一回やりませよというふうに理解させてもろうてもよろしいかな。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員も首長も、いわゆる公選職におきまして、先ほど申し上げたように基本的に高齢、多選は望ましくないと私も思うところであります。そして、これは政治の世界で随分ご経験をお持ちでございますので、政治家が自らの出处進退、自らが決断をするということであろうかと思えます。

いずれにいたしましても、その与えられた4年間の任期の中で何をなすべきなのか、その責務を全うすることが極めて大事であると、このように認識をいたしておるところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

というのは、今日の伊勢新聞に伊賀市長が12月の改選ですか、4期目に挑戦をさせていただくというような議会で答弁されました。最終年として、今まで私がやってきたことの集大成として4期目に出ていくというような声明をされて、12月の市長選挙に立候補の意思を示されました。もう既に伊賀市で、市議会議員の方も含めて3名の方が市長選挙に出るというようなことを言うています。

やはり現職市長に対して、対抗してその選挙をやるかという、これは1対1ですからね、やっぱりある程度ははっきり決めて、あなたの考え方をまとめてもうておかんと、次に意欲のある、市長に出ようという者の意欲も出てこんと思うんですよ。出るんやったら出ると、私に対抗してこいというような思いがあったら今ここで言うてくれたら。ああ、そんなんやったら一遍市長に対抗してみようかという、市民の中でみえるか分からん。

それを聞きたいんですよ、準備のために。現職首長に対して新人の者が対抗しようと思ったらかなりの努力なんですよ。そういうような経験を私もしています、過去に、関町時代のときに。

そこでちょっと聞きたいと思っておるんさ。いかがですか、まだあえて今の答弁を繰り返されるのか、繰り返されるんならもう一遍繰り返してください。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

首長はその4年間の任期の中で何をなすべきか、その責務を全うすると、このことに尽きようかというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その責務について、もうこればかりやっておったら時間がなくなりますもんでね。

このマニフェストにも書いてあるんですよ。市役所の広聴機能、情報環境を高めると、6番目

に7つの課題がある。それで、この間、情報公開請求をさせていただきました。

ここにあるんですけども、皆さんに配ればよかったんですけども、学校給食等のことで情報公開をさせてもうたら、一体これは何ですのやな。

市長がこれを決裁しておると思うけれども、伊藤君も情報公開のことを言っています。主要事業の変更についての情報公開ですな。主要事業の変更に関する説明書、中学校全員喫食制給食実施事業、これ真っ黒ですよ、主要事業の部分も。

というのは、教育委員会で協議をした結果、教育委員会の意見を尊重して学校給食センターを建てたら24億かかると。多額な、当初予定しておった8億9,000万よりも24億になったもんで、教育委員会で協議した結果、教育委員会は金のことは心配せんでええんやけれども、余分なことをしておるんですよ。そして主要事業、あなたの第2次総合計画に学校給食センター建設と主要事業で書いてあるんですよ。それを書いてある部分も真っ黒ですよ、これ。

そして、その予算内訳、1億6,311万9,000円かな。その情報公開をした。何に基づいて、これ1億6,000万、3月定例会で可決されておるんですよ。可決されておる予算について情報公開したらこれもこれですよ、これ、みんな見てください。

1枚目、2枚目、それで次も真っ黒ですよん。これも真っ黒ですよ。もっと何かあったかな。これも真っ黒ですよ。それからもう一つあらへんだかな、このところ。債務負担行為の見積書、これも真っ黒なんですよ。

市長、これをどう思う、あなた。あなたが2009年に出した情報公開の共有をすると、市民に。真っ黒けのけの情報公開、これは何が真っ黒になったかも分からん。真っ黒になった科目の名前も分からん。今見せただけで5枚の真っ黒があるんですよ、都合8枚から9枚の真っ黒の情報公開ですよ。

これが開かれた市政なんですか、市長、お答えください。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、情報公開は基本、極めて情報共有の原則に基づいて、本市としては平成22年4月のまちづくり基本条例制定以降、その基本方針に沿って取組を展開してまいりました。

それから、今議員ご指摘の今回の中学校全員喫食制の給食実施事業に関する情報公開の内容について、市長はどう思うんやということ、市長は把握しておるのかということでございましたが、亀山市情報公開条例の規定に基づく公開決定等は、亀山市事務決裁規程におきまして部長の専決事項でございまして、部長決裁によって公開決定等を行ったものでございます。

なお、今回の件につきましては、請求内容や開示結果につきまして報告を受けてございまして、その旨承知をいたしておるものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ほんなら、令和5年12月定例会に服部議員が情報公開について質問をされております。その当時の総務財政部長、原田部長が「個人情報のほか、法人情報につきましても、公にすることによっ

て競争上の地位や正当な利益を害するおそれがある場合や、公にしないことを前提に提供されたものにつきましては非公開を原則とします。しかしながら、情報公開条例の趣旨、目的に鑑み、非公開情報が記載された公文書についても、最小限の当該部分のみを非公開とするべきであると認識しております。引き続き適正な制度運用に努めてまいりたいと考えております」という答弁があります。

そして、もう一つ、これも服部議員からいただいたんですけども、情報公開に各委員の方が5名見えます、亀山市情報公開審査会委員。令和5年9月26日に、服部議員が情報公開して、これではあかんという異議申立てをしたときに、この委員会からの答申の中でこういうような、情報公開の趣旨に鑑み、一般に成果品等の公開請求に対しては、実施機関において今後可能な限り保有する情報を公開することとされたいというこの答申書を出されておるんですよ。

そうすると、この黒塗りは原田部長の判断で、市長は一切関係ないと認識してよろしいかな。

そうやけど、それもおかしいですよんか。主要事業の変更、これはあなたがやったんやでな。財務部長が、金がようけかかるんで、教育委員会に24億のは建てられんと。そして、あなたが考えたんや。恐らく庁議か何かでやられたんでしょ。それに対する情報公開が真っ黒塗りと。

それは部長の責任やないですよ。あなたが2009年に考えた情報公開に鑑みて公開を原則とするという。

そうやで、闇の中の亀山市政と私は言うんや。市民が得られる情報を適切に得られない亀山市政ではあつてはならんと私は思う。自分が正当と思うんやったら、自分の業務執行のために正当な政治をやっておるといふ思いがあるんやったら、全ての情報を公開して、これで市民の皆さん方にご理解をいただきたいという姿勢を示すのがあなたの仕事やないかな。部長ではないよ、あなたは特別職や、市長として。部長らは公務員、市職員。あなたの責任やないかな、そうでしょう。違いますかな。何かご意見があつたらお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

情報公開制度は適切に適用しながら、本市の市政、行政が運用されておるということでございますが、今議員ご指摘のご所見につきましては、中学校全員喫食制給食実施事業文書のうちに、添付資料につきましては、実施計画の変更に関する意思決定過程の文書でございますので、情報公開制度に伴う公開範囲の決定に当たりましても、添付資料内に記載された資料名も含め、全てが亀山市情報公開条例第7条第5号アに規定をいたします意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれに該当するものと判断をし、添付資料の全てを非公開と決定したものであります。

公開の決定時におきまして、亀山市情報公開条例の規定に基づく妥当な対応、判断であったというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ほんなら、先ほどお示したその答申書に対する市長の考え方、情報公開条例のことに答申書が出てますやんか。それに対してどういうふうにそれを認識されておるのか、それを聞かせてください。

いよ、何条というんやなしに。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

部長のほうからもかつて答弁をいたしました、答申書につきましては、成果品に対する委託料に対する意見でございまして、今回のケースとは異なるということでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

なら異なる点を教えてください、異なる点を。どう異なるのやな、市長。

もう長くなるであかん、あんたは。市長に聞いておるんや、これ。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

事務的な内容でございますので、私のほうからご答弁申し上げますが、先ほどご紹介いただきました公開文書の対象が一般に成果品等の公開請求に対しということで、当時その審査会から答申が出ておりまして、それは委託業務に対する成果品、例えば報告書とか、そういったものに対してでございますので、今回は予算関係とか、主要事業の変更といった市の内部的な意思決定に係るものでございますので、その情報公開の対象が、そのものが違うというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、情報公開審査委員会の人らは勘違いばかりしておると。間違っておるんやと。

そうするとすな。この情報公開やなくて私が知りたいのは、3月定例会で賛成13、反対4で可決された1億6,311万9,000円の詳細について教えてもらいたい。この情報公開をしたんですよ、何に基づいてやったんか。

この積み上げた、伊藤君も昨日も質問されたけれども、担当部局から、教育委員会から、何らかの予算222億1,000万、前年度比3.8%増の予算編成をやる場合において、1億6,311万9,000円の積算となる根拠に示す、その中で調理・搬送が1億2,000万、それからアレルギー対策費が二百何十万、共通献立等の協議が二千二百何十万やと思ったんですけれども、それで積算したその1億5,000万の根拠について教えてほしいんだ。

それでこの中でも、アレルギー対策の件でもそうですよ。

債務負担行為の中で、調理・搬送等業務1億3,827万、1億2,570万掛ける1.1、これ消費税と、アレルギー対応業務が207万4,000円、共通献立対応等業務費が2,277万5,000円と、これが令和6年4年8日の教育委員会事務局から、総務課から出された書類ですけども、この積算、これが1億6,311万9,000、書類が出ておるんですよ。にもかかわらず、情報公開すると真っ黒けと、どうなっておるの、それは。

こんなもん関係ない、教育委員会は。教育委員会に聞いてないから、私は。財務やから、これは。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

予算に関しましての情報公開の関係でございますが、予算要求書における要求額や財源、予算要求に伴い作成した資料等につきましては、庁内における予算立案段階の文書であり、情報公開条例第7条第5号に該当する市内部の審議検討情報でございます。

したがって、予算が成立した後でも、今回情報公開の段階におきましても、公表することにより、今後の予算要求や予算査定における意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、今後の審議、検討を公正かつ円滑に行うことに支障を及ぼすと考えることから、要求額や資料等につきましては非公開といたしたものでございますが、そういった中で、その1億六千何百万円のどういうふうに編成を行ったかということでございますが、これにつきましては、当然主要事業の変更を経て予算要求がなされておるものでございますが、教育委員会サイドにおきましてというか、教育委員会だけではございませんでして、予算要求に当たりましてはその原課、担当部局において、しっかり精査した予算要求をなされておるものでございますので、その要求に基づきまして予算編成を行っておるものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、財務としては予算編成の折にも、教育委員会の言うたとおり、うのみにしたということですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

うのみとかそういったことではございませんでして、しっかり当然その要求段階におきまして精査されて積算されておるものでございます。そういったことから、当然必要な資料は提出いただいておりますし、その中に積算をきちんとされているというふうなことを判断いたしましたものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

なら、私ら議員にも情報公開しても何の遜色もないやないか、内部資料であって。

それじゃあもう次ですな。そう言うておっても切りがないもんで、ちょっとお尋ねしたい。

これプロポーザルの要領が提出されました。いろんなあれですけども、資料4の中で各配点基準があって、参加資格条件、コの亀山市契約規則、平成18年、亀山市規則第5号第2条第2項に規定する入札参加資格名簿に登録されている者であるということがあります。今回このプロポーザルに参加資格者は6月18日今日現在、何者登録されておるか教えてください。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員に申し上げますが、今通告の中学校全員喫食制給食実施事業に移っているということで

すか。

先ほどは情報公開制度の在り方で議論をされていましたが、もうこっちに移ったということで理解していいですね。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私はあっちこっちへ行きますんで。登録業者を教えてください。

○議長（森 美和子君）

答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

6月10日の公募型プロポーザルの公示後に、給食業務委託の可能性のある複数の事業者に対して公示を行ったということを周知を行ったところでございますが、この公募型プロポーザルの実施に当たり、その公平性を期す観点から、現在の状況等については答弁を控えさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、教育委員会が出てくるとややこしくなんねや。契約調達は財務のほうやでさ。

この2条5項に規定されておる業者、何者あんねやな、そんなものは確認してあるやろうがな。教育委員会がプロポーザルをするんやで、今からしますんやで何者ありますのかと聞いておるの。そんな教育委員会は分からんておかしな答えをすんのやわ、だから君は出てくるなと言うのや、俺は。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回教育委員会のほうで、亀山市中学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル、この実施要領に基づいて実施を、今事務を進めておるわけでございますが、ここに応募するであろう会社はあるというふうなことは確認されているとは存じますが、この名簿に登録されている会社が何者かというふうなことまでは把握はいたしてはおりません。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんなばかな答弁がここで通じると思うておるのかな。

これは規則やで、条例は議会で審議します。規則は市が規則を決めるのや、入札資格は、規則は。こういうようなプロポーザルをやるときに何者登録しておるぐらいの数は、当然財務は把握しておるはずやんか。分かりませんで、このプロポーザル、昨日も福沢君が言われたけれども、共同体もよろしいですよとか云ちく書いてあるがな。

それが公開できやんの。私、無理な質問はしていないよ、何にも。数を教えてくださいよというだけです。それも公開できやんの。これは規則で決められたことやで。

ほんなら亀山市契約規則というのは一体何者やな、これ。

そうでしょう、建築、土木、物品購入、その他もろもろの入札資格というのがあるわけや、それがこの亀山市契約規則の中に皆うたわれておるわけ。それで、入札資格がないことには、登録業者以外は参入できやんねん。物品購入にしても、工事、何に関してでも、委託業務についても、必ずこれに登録せんことにはできやんねん。

なぜここで、この場で公表できやんの、数が。おかしいやないかな。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

亀山市のこの契約関係の登録業者につきましては、それはいろんな業種によって、工事でありますとか、委託でありますとか、物品の購入でありますとか、それぞれ登録業者はございますが、たくさん対象はございますので、ただ、ほかの契約でもそうですが、業務を発注する際には、それに応じられる業者があるかどうか、入札あるいは公募して、応募してくる業者があるかというのは確認はしておりますが、今この場で全ての業者数をというふうなことでは今は数字を持っておらないというふうなことをご答弁申し上げたまでで、公表できないとかそういったことではございません。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

調べてきてください、議長。調べよ、調べよさ。今日現在で調べられるやんか。

議長、調べてと言うてくれよ、頼む、もう時間をもったいない。

○議長（森 美和子君）

会議の途中ですが、暫時休憩します。

（午前11時37分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

登録されております業者は種別で工事とか物品とかに、ほかもございますが、委託で1,239の業者が登録はされております。ただ、これが全て、委託業務に登録されている業者数でございますので、それが給食ということだとちょっと今すぐには確認はできないんですが。

それと、JVにつきましては、それもプロポーザルでは可能としておりますが、これからJVというのを組みますので、それは現時点では不明というか確認はされておられません。総数として1,239でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ええかげんな答弁をしてもろうたら困るのや。1,239というのは全ての業者やわ。このプロポーザルに参加できる業者が建築業者とか土木業者、物品業者はこのプロポーザルに参加できへん

やないか。それすら、こんなことを聞かれると思わんだかな。こんな1,239でございますと、登録業者はと。総数やんか、これは。

だから、やっぱりこれきちっとね。こんな、この1億6,000万の契約をすると、どこの会社か知らんけど、福沢先生が言われるような会社やったらえらいことになると思う、私も。

そして、子どもたちの給食費は年間1,400人分、それで年間に8,000万ぐらい給食費が要るわけや。1,400人掛ける4,800円で八千何百万やと思う、掛ける12で。そうすると、足すと2億4,000万ぐらいの事業費になるわけや、全て。それで、地産地消云々と言うておるけれども、それすらも危うい。

2時間厳守、学校給食法、学校給食衛生管理基準、全てを含めた中で、そんなぐらいの数字は財務としてつかんでおいてくれよ。それでここで答弁をしてほしかった。

一遍その登録業者、種別でまた情報公開させてもらいますから、後から。

あと5分になったで、えらい議長、申し訳ないけれども、順番があっちこっち行ってえらいすみませんだな、えらい迷惑をかけて。まあこんな議員もおってええやろがな。

町長が2009年に市長選挙に出て投票して、本来なら、庁舎がもう平成26年に建っておったと。わしも新庁舎に入らせて、合併直後17年の1月1日やったかなあ、合併したときに新庁舎の議場でえらい市長さんに物を言えるやろうかと、そうやで健康に気をつけなあかんと思っておったけど、令和12年ではとてもやないけれども、そこまでわしはよう生きておらんか分からんけれども。

あのときにやめたと。そして、そのときに言うた言葉は、庁舎凍結をやったのは次世代に負担を残さない。それに基づいた中で、今回95億、起債60億、基金積立て20億、一般財源15億。

昨日の話でいくと、何やら亀山駅周辺整備で亀山駅周辺と言うけれども、あなたはそれで次の選挙に打って出るか分からんけれども、もっとそのなぜや、もう一遍聞きたい。もう時間が3分しかないもんで、同じ答弁しか返ってこうへんと思うけれども、95億、これは次世代に負担を残すんや。あなたはいずれ辞めやんならんでな。60億の起債をするのに大体20年物か、15年物か、25年物か、それも考えてあるな。

そうすると、起債の基本的な期限、それを原田部長に聞きたい。何年物、期限を考えるとのか。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

起債の期限ということかと存じますが、最大で25年、物によって20年とかそういったものもございしますが、最大で25年というふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その20年物やったら年間償還は何ぼやねん。25年やったら年間償還は何ぼ、ちょっと教えて。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎につきましては25年償還、利率2%でございますが、それで3億1,000万。ただ、令和12年度に開庁いたすとしまして、15年度から返済いたします起債の償還金は3億1,000万でございます。

(「20年物は」の声あり)

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回、大規模施設整備に伴う財政負担規模の検討におきましてお示ししておりますのは、先ほど申し上げました償還期間25年で3億1,000万でございますが、20年につきましては当然期間が短くなりますので、若干高くなるというふうなことを考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、12年に建てて3年据置きで、15年から2%で3億1,000万でやっていくと。とてもやないけれども、市長さん、そんなことをやっておったらあかんで、服部さんもみんな言うておるの、私も思っている。

もっとコンパクトで、低層階であほなことを言うておらんと大体6階建てで、後の交通手段はきちっと考えた中で、住山でよろしいやないかな。そんな駅前に7億も突っ込んで、95億の金を突っ込んで何かあるのかな、あなたに。亀山市のシンボルやでと、シンボルはもう駅前の図書館とマンションだけで結構やがな、私は。ヤマトタケルさんの銅像もあるし。

もっと市庁舎というのは市民が納得できる、安価でできる庁舎を建てていただきたいと思います。また9月がありますさかいに、9月にもう一遍させてもらいますさかいに、心して待っておってください。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りします。

14番 岡本公秀議員から、午前中の一般質問において不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申出がありましたので、会議規則第63条の規定により、取消しの申出を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

岡本公秀議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

次に、10番 豊田恵理議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をします。

まず最初に、3月定例会に引き続き、公共施設マネジメントについてです。前回、主に施設、特に箱物についての質問をしましたので、今回はインフラ、特に上水道、水道管についての質問をします。

箱物だけでなく、水道管についても老朽化は全国的に問題になっております。亀山市新水道ビジョンでは、昭和42年に給水が開始され、その後、人口増加や生活様式の変化による水の需要の伸びに合わせ、給水区域が拡大されてきました。

そこで、現在の亀山市における上水道事業の状況について質問をいたします。

現在、亀山市の上水道管は総延長で何キロほどになっているのでしょうか。また、現状における課題はあるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

杉本上下水道部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

亀山市の水道管でございますが、まず水道管には取水井から浄水場まで水を送る導水管、浄水場から配水池まで水を送る送水管、それから配水池から各ご家庭等に水を送ります配水管、それから送水管及び配水管の両方の機能を持つ送配水管というふうに区分されて構成されております。

それぞれの延長につきましては、導水管が約6キロメートル、送水管が約12キロメートル、配水管が約446キロメートル、送配水管が約32キロメートルの合計、総延長が496キロメートルでございます。その水道管の中には、布設から長い年月が経過して法定耐用年数を超えている老朽管や耐震性を満たしていない管が存在しております。そういうことから、これまでからも管路の更新や耐震化に取り組んでまいりました。

その中でも、石綿管につきましては、平成6年時点で約59キロメートルでございましたが、毎年計画的に更新を行ってきたことによりまして、令和5年度末には約2.7キロメートルまで減少させることなど、老朽管更新に長い年月と費用をかけて取り組んできております。

今後におきましても、安全でおいしい水の安定供給を継続するためにも、引き続きこういった老朽管等の水道管の計画的な更新や耐震化を行っていく必要があるというふうに認識をしております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

課題も一緒につけていただきました。水道管においても、やはり老朽化が進んでおりまして、最近では、茨城県の大洗町で大規模な水道管の破損事故による漏水被害がありました。50年以上前に埋められた水道管が破損し、大洗町では、ほぼ全世帯で断水や水の濁りが発生し、小・中学校が休校になるなど、まち全体に支障が出たそうです。

水道管の法定耐用年数は40年と言われていますが、亀山市で給水を開始してから40年を超える水道管というのはどのくらいあるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

水道管の耐用年数は40年と言われておりますのは法定耐用年数でございまして、固定資産の減価償却等を計算するための基準でありまして、地方公営企業法施行規則別表におきまして、配水管の耐用年数が一律40年というふうに定められておるものでございます。通常の埋設条件下におきましては、この法定耐用年数40年を超える水道管であっても使用は可能であると言われておりますが、亀山市の水道管の令和5年度末の総延長496キロメートルのうち、法定耐用年数40年以下の水道管は361キロメートルで73%に対しまして、法定耐用年数40年を超えておる管の延長は約135キロメートルで、全体の27%というふうになっております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、次の項目に移りたいと思います。

亀山市新水道ビジョンの整合についてとさせていただきますが、この新水道ビジョンの中で、水道事業の将来の見通しを安全・強靱・接続の3つの観点から分析・評価をして事業計画を立てています。この項目では、主に漏水対応、それから耐震化について聞いていきたいと思います。

亀山市でも他の自治体と同様、耐用年数を超えた水道管が年々増え続けています。先ほども40年以上であっても使えるということも聞いたんですけども、年々老朽化というのは進みますので、その辺について聞いていきたいんですが、そうした古い管路施設が長大かつ広範囲にわたる地中構造物であり、これらの更新には多額の経費を要するだけでなく、短期間で実施することが困難であると新水道ビジョンには書かれております。放っておけば、当然、先ほどの事例のように、いつか水道管が破損し、漏水が発生することが想像できます。偶然ですが、私、今月に入って、家庭の漏水被害の相談が続けて3件ありました。老朽化が進めば、このような事故はだんだん増えていくと思います。質問聞き取りの際にも、漏水をどのように発見するのかというお話を伺いましたけれども、漏水の発見には大きく2種類あって、一つはご家庭などからの通報、もう一つが市が計画に基づいて漏水を見つけることだというふうに聞きました。

そこで質問なんですけど、市はどのように漏水を発見するのでしょうか。その見つけ方、そしてその対応について教えてください。

○議長（森 美和子君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

漏水の発見でございますけれども、漏水につきましては、道路等に埋設された管から水が漏れ出ている場合、これは目視により水がにじみ出ているというふうなことが分かりますので、市民からの、先ほどもありましたように、通報ですとか、職員が日々パトロールをしておる中で漏水を発見するという場合がほとんどでございます。このような場合につきましては、配水管等漏水修理業務を委託契約しております亀山水道事業協同組合に依頼をして、迅速に修繕のほうをして対応をしているところでございます。

また、目視では確認できない地中の漏水につきましては、発見が遅れて潜在化してしまうおそれ

がありますことから、漏水調査を専門的に行う業者に委託をし、発見に努めているところでございます。具体的には、市内の11の水源区域を8区域に分けまして、継続的に年1地区ごとに漏水探知機などの器具を用いまして調査を行っております。この調査において発見された漏水箇所につきましては、目視等で発見した場合と同様に委託業者に依頼をし、迅速な修繕を行っておるところでございます。

漏水の対応状況といたしましては、令和5年では284件、令和4年度におきましては276件、令和3年度では304件の対応を行ったものでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

先ほどの質問は、特に発見ができないもの、目視で分からないものについて質問したわけなんですけれども、その発見については専門業者に業務委託をしているという感じなんですかね、亀山市は。

分かりました。新水道ビジョンに記載されている課題の中で、管路施設の更新には多大な経費と時間、労力が必要なため、財源や人材確保が必要とございます。

では、この亀山市で水道の維持管理を行っている技術職員は何人いるのか、また財源、人材は足りているのか、その現状について教えてください。

○議長（森 美和子君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

まず、亀山市の水道事業の技術職員でございますが、職員数は会計年度任用職員も含めまして、全水道事業の職員は18名、それからそのうち技術職員につきましては10名の在籍をしております。現在のところ、人員について大きく不足をしておるといったことはないというふうに認識しておりますが、しかしながら、水道事業は専門性が高く、事業を進めていくには技術力が必要でございます。また、長年在籍したことで得られた経験も必要でありますことから、熟練した職員の退職などに伴う今後の技術の継承については課題があるというふうに認識をしております。

それから、水道事業につきましては、独立採算を原則に必要な経費につきましては、水道料金収入を充てて運営を行っておるものでございます。管路施設や機器の更新等の経費につきましても、水道料金収入が財源となっております。管路の更新や耐震化には多大な経費が必要となりますが、限られた水道料金収入の中で、コストの縮減や施設の適切な維持管理、事業効率化に取り組み、おいしくて安全な水を市民の皆様にご供給していることが現在のところできているというふうに認識をしております。

ちなみに、亀山市の水道料金については、各市町と比較いたしますと、ご家庭の使用を1か月当たり30立方メートルと想定した場合は、県下でも一番安い水道料金というふうになっております。27年度に行いましたアンケートにおきましても、安全でおいしい水が供給されているという問いに対しまして、そう思う、やや思うというふうに答えた方が7割以上お見えになります。こういったことから、一定の評価をいただいておりますというふうに考えております。

また、人材につきましては、18人が在籍しておりますけれども、できるだけ効率的に効果的な

事業進捗を図ることで、限られた収入の中で、限られた人材の中で継続して事業を行っていかねなければならないというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

答弁を聞く限り、亀山市については、現在人材も不足とは考えていない。財源は、確かに原則水道料金ということで、今はいいんですけども、今後考えていったときに、老朽管の更新などを考えていくと結構大変になってくるのかなということも含めて、ちょっと考えていただきたいと思っております。

その次なんですけれども、耐震化について。

新水道ビジョンが平成30年の3月に作成されておまして、特に耐震化については、東日本大震災や熊本地震のときを基準につくられていると思います。

今年1月1日、能登半島地震では、多くの水道管が被害に遭い、水道管の復旧が想像以上に遅れていることが知られております。私も1月から何度か比較的被害の少なかった石川県の志賀町を拠点とするボランティアのほうに参加したんですけども、数か月たっても水道が使えなくて、水とか、携帯トイレとか、こういったものを持参しながら、不便の状況の中で活動を経験してきました。

水が使えないというのは本当につらいことで、飲み水やトイレというのは当然なんですけれども、例えば被害を受けた家の片づけなんかをするときは、すぐにもう手が汚くなる。もちろん手袋はしているものの、次に衛生を考えるとまた手を拭かなければいけないとか、もう本当に給水車では水がとても足りない状態でした。そういった被害を事前に減らすためにも、水道管の耐震化というのは重要ではあると思うんですけども、亀山市の水道管の耐震化率というのは現在どのぐらい進んでいるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

まず、水道管の耐震化でございますけれども、新水道ビジョンでは、基幹管路の耐震化の目標を定めて取り組んでおります。基幹管路といいますのは、水源地から配水池を経由し、各地区の主要な部分までの管路、それから亀山市地域防災計画で定める指定避難所、それから災害対策本部などの重要な施設までの管路を基幹管路というふうに定めて、総延長は約72.1キロメートルございます。基幹管路の耐震化につきましては、令和5年度末の整備済みの延長は14.3キロメートルでございます、耐震化率は19.8%というふうな状況となっております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

基幹管路についての耐震化率を今お聞きしたんですけども、これというのは新水道ビジョンの計画どおりで進捗しているのかどうか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

新水道ビジョンでは、基幹管路の耐震化につきましては、令和9年度の目標数値を38.0%というふうにしております。先ほど申しました令和5年度末の耐震化は19.8%にとどまっておりますことから、目標に対しましては若干遅れておることが考えられます。

その他の水道ビジョンの進捗につきましては、ほぼ計画どおりに進んでおりますことから、水道ビジョンの計画全体といたしましては、おおむね順調に進捗しているものというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

では、次の項目に行きたいんですけども、この新水道ビジョンは、東日本大震災、熊本地震後に作成されたものですが、先ほど申しましたように、能登の震災では水道管の破損がひどく、現在も珠洲市では、断水が解消しているものの住宅内の配管が破損して水が漏れているなど水道が使えない住宅がまだまだ多くあると聞いております。

また、先ほどの大洗町の事例でも、今まで20年間で言う見込みだった老朽化した水道管の更新、これを半分の10年に短縮する方針を固めて財源確保を検討しているということでした。

このような中で、亀山市においては、今の水道ビジョンのこの進め方について、例えば早めるとか、変えていく必要というのはないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

今後の水道管の老朽化対策や耐震化等の事業の進め方でございますが、新水道ビジョンでは、亀山市水道事業の将来像におきまして、基本理念を次世代への使命、安全でおいしい水の安定供給として、それに向けて、安全・強靱・持続の大きな三本柱で目標を設定しております。特に、強靱では、自然災害による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道を目標に、今現在、管路の耐震化やループ化、それから老朽管の更新等の事業を進めているところでございます。

これらの事業につきましては、阪神・淡路大震災や東日本大震災など過去の大きな地震を教訓として、これまでから継続的に取り組んでおるものでございます。

ご質問の能登半島地震を受けて、課題や計画に変わりはないのかというふうなご質問だと思いますが、新水道ビジョンでは、南海トラフ地震などの大地震を想定して、水道管の老朽化や耐震化が課題というふうに捉えております。老朽管の更新や管路の耐震化などの事業をこれまでと同様に着実に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

これまでどおりの進め方でやっていくということで確認させていただきました。いろいろあったんですけども、次に移りたいと思います。

次に、行財政構造改革骨太方針2024について、こちらのほうで質問させていただきたいと思いますが、多くの質問が集中していましたので、重複した質問は省きながら質問を進めていきたいと思っております。

財政構造改革骨太方針を策定するに至った背景については、答弁の中で、近年の社会情勢の変化や物価高騰に加え、市税収入の減少、今後も新庁舎など大規模事業が迫っており、持続可能な財政構造への改革として、特に歳出削減に取り組むためということであったと思っております。

3月定例会でも、人件費、物件費、扶助費の大幅な増が財政を圧迫しているという分析が示されましたが、亀山市は、人件費、物件費がほかの類似団体よりも大幅に増加しております。

なぜこの亀山市では、ほかの類似団体よりも人件費、物件費が多いのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

本市の経常一般財源に占める人件費及び物件費充当一般財源の割合は、類似団体に比較し、高い値を示しており、令和4年度におきましては、人件費は類似団体が24.2%に対して28.8%、物件費は類似団体が14.5%に対して18.8%となっているものでございます。

その要因といたしまして、同等規模の市が広域で行っております廃棄物処理や消防業務を本市は単独で行っておりますことから、それらに係る経費が類似団体に比べ高くなっているものと認識しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

確かにそのとおりでなと思っておりますけれども、人件費も物件費もどちらも必要不可欠で削れない予算ですけれども、この状況がずっと続けば、財政は維持できません。その対策が必要ですが、どうお考えですか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

これまで安定した市民サービスの提供の観点から、廃棄物処理や消防業務を市単独で行ってきたという経緯がございますことから、市単独で行っているということを直ちに改革の対象とするものではございません。ただし、それらの事情を踏まえまして、業務の内容や方法について徹底的に精査を行い、歳出削減に取り組んでまいるのでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

財政維持のためには歳出削減は避けて通れません。とはいえ、今回大規模な経費の削減を展開する中で、特に気になるのが、厳しい状況の中で事業を回している職員のモチベーションを下げることです。そのようなことがないようお願いしまして、次の質問に移りたいと思っております。

この骨太方針の中で構造的課題が幾つか上げられておりますので、そこから質問しますが、課題の中でも、既存事業の見直しや縮小、廃止が十分実施できていないという部分、これは私も常々そうだなと思っておりますが、3月定例会でも、私は社会変化や人口減少に合わせ、自治体の事業自体も縮小していく考えを持っている自治体が出てきていることを紹介しました。財政規模に見合った事業の縮小については、亀山市でも今後考えていく必要があると感じております。

そこでお聞きしますが、事業の見直し、縮小、廃止について、亀山市は具体的にどう動こうとしているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この行財政改革の構造改革に関しまして、手順等をご答弁申し上げます。

事業の見直しなどの具体的な手順や方法でございますが、まず令和6年4月から、現在の財政状況と財政構造改革の必要性について庁内で情報共有をする中で、財政構造改革骨太方針2024を策定し、財政構造改革への実施を庁内外にお示しをしたところでございます。同時に、現在令和6年度予算の事業仕分作業を実施し、一般会計の全ての事務事業を一定の尺度を持って整理・体系化した上で事業の優先順位の検討を進めております。この事業の体系化や優先順位の検討などを基に見直しや廃止を行う事務事業を見据えた上で、令和7年度予算の配分枠を設定し、その配分枠内での予算要求とする過程で事業の見直しや統廃合、廃止などを行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

令和7年度の予算枠も今の段階から設定するために動いているということで確認をさせていただきました。

また、課題の中に、状況変化に応じたフレキシブルな事業構築を行う仕組みづくりが弱いと示されております。これは一体どういうことなのか、またこの課題をどう解決するのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

状況に応じたフレキシブルな事業構築とは、本来、予算編成におきましては、行政需要の変化や財政状況を的確に捉え、それらに応じた事業構築をその都度見直すことが必要であるものと考えますが、特に標準事業では、前年度の事務事業ありきの考え方で見直しをしてこなかったものもございます。

したがって、この財政構造改革において、事務事業の体系化や優先順位を改めて検討した上で、見直しや統廃合を行い、特に歳出の削減を行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

優先順位をつけてですね。

本来であれば、公民連携、広域連携も記述がございまして、こちらも質問する予定になっていたんですけども、ほかの議員からの質問の答弁の中に考え方は示されておりましたので省略いたします。

しかしながら、公民連携や広域連携については亀山市としても進めていきたいという考え、今までずっと示しているものの、なかなか動きが見えません。ぜひ、今回は実行に移すための一歩を進めていただいて、事業の効率化だけでなく職員の時間、負担軽減につなげていただけたらと思います。

最後の推進体制についてです。

これ最後の項目で、推進体制についてと書きましたけれども、私が聞きたいのは、行財政改革推進本部などの組織の中身についてではなくて、あくまでこの骨太方針を推進していくための体制という意味で質問をしたいと思っております。

この骨太方針を推進していくためには、答弁にも何度もあったように全庁的に取り組む必要がある。全職員が同じ目的と意識を持って取り組む必要があると思います。しかし、本当にこれができる体制なのでしょうか。

私は、この方針を読んで一番に思ったのは、職員のモチベーションの低下の心配です。

さきの3月定例会で、私は令和6年度当初予算に賛成しましたが、それは大変厳しい財政状況にあるにもかかわらず、各部署がそれぞれ努力して切り詰めてつくった予算であることが十分理解できたからです。

しかし、ここ数日続いている議論を聞いていますと市の職員さん一人一人の意欲、気持ち、これが置いていかれているような気がしてなりません。当初予算で、苦勞して各部署が身を削るように5%削減をしたのに、その成果をいたわるどころか、次は一律10%削減せよと、こんな職場はやめたいと思ってしまわないでしょうか。なぜ一律削減なのか、一律でいいのか、このような仕組みに対して、本当に全職員が意欲的に取り組めるのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、歳出削減に向けた枠配分の設定でございまして、枠配分方式における予算枠の総額といたしまして、令和6年度当初予算の一般財源の90%程度を上限とすることを想定しておりますが、各所属に配分する上限額につきましては、各所属の事業内容などを勘案した額になることを想定しているところでございます。

また、議員ご指摘のこの取組への職員の意識につきましては、目標達成のため、職員一人一人が財政状況を認識した上で、全職員の意識を改革し、予算編成、予算執行に対して主体的に取り組むことが重要であると認識しているものでございまして、これまで繰り返し情報発信を行ってきたところです。本市財政の危機的状況を早期に立て直すためにも、一人一人が主体的に捉え、全庁一丸となって取り組むことが極めて重要であると考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

主体的に取り組む意欲が重要なんですけれども、それに気持ちを追いつかないかなと私は思うんです。

市長に伺います。

私、先ほどもお伝えしましたけれども、亀山市の財政規模を人口や現状に見合った縮小についても考えていく必要があると思っているので、行財政改革で削減を進める必要も理解できますし、その仕組みづくりについても大事だと思います。

しかしながら、その分、職員の意欲を高めるための仕組みづくり、これも同時に大事だと思うんです。

昨年、総務の行政視察のほうで、行財政改革について先進事例を調査・研究するために福井市に行ってきました。福井市では、若手職員が新しい価値観に基づいて自発的に施策立案して、予算要求を経て事業化することで、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、市民生活の向上、そして地域経済の活性化につなげる予算、チャレンジみらい予算というものなんですけれども、これがございました。この予算はシーリングの対象外で、3,000万円の予算がつけられております。意欲ある若手職員が前年度の一般財源で予算要求をし、市長、副市長、財政部長に直接プレゼンします。なかなかない機会なので評判だそうです。最近では、個人エントリーだけでなく、各部署でブラッシュアップをしたり、チーム提案も設けて部局横断でブラッシュアップもできるとおっしゃっていました。

いい提案には予算をつける。財政が厳しいからといって予算削減だけでなく、いい提案については予算をつける。こういった前向きで職員のやる気や意欲を高めていく仕組み、工夫を促す仕組みも必要ではないかと思いますが、市長の見解をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

全く同感でございまして、今前段でおっしゃっていただいた、やっぱり行財政改革をしていく、あるいは今の時代変革の中で、今の時代に合った行政の在り方とか、その事業の在り方に見直していく、このことはもう待たなしの大事な要素だと思っております。

現在の状況、それから今後の展開を見ますときに、この骨太方針の中でお示しをいたしました。まずは全庁を挙げて、これもおっしゃっていただきました、みんな一人一人がその問題を共有しながら、その方向性に向かって一丸となって取り組むことができなければ、その先にある未来は決して生まれることがないということで、みんなでここは歯を食いしばって頑張ろうというのが現状でございます。

その一方で、おっしゃるようにモチベーションを落とすようなことがあってはならないということもご指摘のとおりというふうに受け止めさせていただいております。

過去にいろいろ、若手職員の政策提言とか、いろんな仕組みを運用してきた経過がございますけれども、じゃあいま一度、そういう全体の、これは若手はもちろんですし、全体としての意欲や意識が、そして未来へちゃんとベクトルを合わせられるような、そういう風土を組織の中に構築をしながら、全庁の今の厳しい状況を乗り越えていくようなことが求められておると思っておりますので、行財政改革を進める一方で職員のやる気高める仕組み、工夫を促す仕組みは大変重要と考えてお

りまして、その考え方を尊重しつつ、今は大きな力で改革を成し遂げなくてはならないということで、みんなが本当に一致結束して前へ進めていかなくてはならないというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

今は厳しい状況だからこそ、こういうのも今必要かなと私は、同時に必要かなと思います。

もしこのチャレンジみらい予算のような仕組みをつくっても、ただでさえ今は業務に追われて大変な状況で、もしかしたらアイデアを出す人も最初はいないかもしれませんけれども、それでも、意見を言える窓口であったり、チャンスであったり、こういうものはやっぱりどこか必要であると思いますし、あれば、もしかしたらそこが突破口となって、これからの新しい斬新なアイデアが亀山市で出てくるかもしれませんし、また挑戦する土壌というのがいつか花開くかもしれないと私は思っておりますので、ぜひ前向きにこれは考えていただきたいと思います。

福井市長がこの制度に物すごく期待しているようで、これは福井市長の言葉なんですけれども、チャレンジみらい予算はきらきらとするようなアイデアもありますし、私では考えつかないようなものもあります。自分たちで考えた予算が現実になる喜びを味わってほしいし、人材育成にもつながると思っています。予算化までは行かずとも、こういう夢があるということを知らせていただくことは本当に大事なことで、これが福井市民にとっても幸せにつながったり、福祉の発展につながったりすれば非常にうれしいと思っておりますという意見でした。

私も、このようなわくわくする空気というのをぜひ亀山市役所内でもつくってほしいと思いますし、元気で意欲的な亀山市になることを願っております。

以上で質問と提言を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時40分 休憩）

（午後 1時50分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 高島 真議員。

○8番（高島 真君登壇）

高島でございます。

今回も通学路についてとマイナンバーカードについて、鈴亀道路について、市からの見解を聞かせていただきたいと思います。

まず、通学路について、3月議会以降、何か変わりがあったのかなということを知りたい前に、基本的にこれ、僕、ここに出していただいてから1期目、四四、十六回の2期で32回、32回の4回の36回、37回目の質問やと思うんですけども、明確なというか前進する答えというのが何一

つないんですけれども、先日、3月議会では聞いてきてくれと言うたら、ついでに聞いてきましたと言われましたもんでちょっとショックを受けておったんですけれども、それについて、今は6月ですので、どういう状況になっておるのかというのをまず聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

8番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

議員ご指摘の河川管理道路につきましては、以前からPTA等から通学路要望をしていただいているところですが、河川管理者である三重県による舗装は行うことはできない。

ただし、今後の対策として、経年使用による通路状況の悪化が見られた場合は、河川管理者と教育委員会にて、その対策手法について検討することとするといったような回答を昨年12月にも、PTA連合会を通じまして当該のPTAへ連絡を行ったところです。

一定程度の結論といえますか、なかなか難しい課題であるというふうに認識していますが、そんな中、先月の5月16日に三重県鈴鹿建設事務所に再度お願いに上がったところです。その結果、その考え方には変わりがないものと受け止めさせていただきましたが、ほかの通学路交通安全プログラムに基づく実現がかなわなかった他のハード対策も含め、引き続き要望を行ってまいりたいと考えています。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

県の言うことは一緒なんですよ、基本的に。河川管理道路やであかんということなんですけれども、河川管理道路で逆に舗装していないのはあそこだけなんと違うのかなと思います。鈴鹿も、左岸の太田のところはずっとありますし、街路灯まで立っておるという。

その下はまた別なんですけれども、答えを聞いておると下に通る道があるやんかという話なんですけれども、そんな話じゃなくて、あそこは通学路として使って、認定しておる道路ですので。

今日私、朝行ってきました。雨の中歩いてきました。そこを子どもが行っておるわけなんですよ、ぐちゃぐちゃの中を、それをどう捉えておるのか、それを一遍聞きたいなと思ひまして、行けとは言っていないんですよ。もう状況は分かってみえると思いますので、そういうところで、これはどうですかね、ああ、分かりました、もうこれはできません、ごめんなさいねと言って帰ってくるのではなくて、ちょっと待ってくれよと。そんな答えは重々知っているわけで、教育長として来ておるんやで、ちゃんとした答えをもらわないと帰れないんだぐらいのことでね。

人間というのは諦めたらそこで終わりなんですよ、夢となるんですよ。諦めなかったら1%でも希望も実現性も出てくるわけで、そこで折れたら終わりやと思って僕もずっとやってきておるわけで一遍、状況的なことはよくよく分かってみえると思うんですけれども、教育長は、その辺は凸凹で水たまりがあって、碎石を何回でも敷いてやっておってもあかんというのは分かっておられるんでしょうね。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

まず、初めてここに登壇させていただいた折にもこのような質問をいただき、その際にもお答えしましたが、自分の身内もそこを通っておった時代もありましたし、最近においても、その横を通るたびに、草は大丈夫だろうかということで、あそこの三角のところに車を止めてのぞいたりしている状況で、そこを子どもたちが通っているという認識もありますし、今日のように雨がたくさん降ったら大丈夫だろうかというふうに思っているのは当然のことです。

通学路要望につきましては、この場所に限らず、毎年、県の道路管理者のものとか、市の管理の道路とか、たくさん要望をいただいております。全ての箇所ですそれを改善することは難しい内容もあるかと考えていますけれども、この場所につきましても、引き続き道路の周りの草刈りや剪定や碎石の補充も含めまして、現状の限りでできる限りの部分については継続的な対策をお願いいたすとともに、子どもたちにも安全な乗り方をはじめ、ソフト面での対応といえますか、助言も引き続き行ってまいります。

なお、先月の16日ですけれども、その際にも、当該箇所におきましては近い将来、大規模な道路改良の予定地ともなっていることから、今後、周辺道路環境が大きく変わっていく場合については、その整備を行う段階において、子どもたちの通学に関してしっかりと安全確保ができるように、道路管理者の県に対して併せてお願いをしてまいった次第でございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

先ほど言ってもらいました大規模な道路改修があるということで、じゃあそんなときだけするのかよという話にもなり得ませんのでね。

私、任期はあと1年半、教育長も任期があると思いますけれども、その任期中にする気があるのかないのか。その大規模道路というのも、ここの今日の質問の中にも入っておるんですけれども、差し迫っておる中で、何というのかな、それが来るからせえて。それだったら最初からしておけという話にもなりかねやんとは思いますが、一応目途として、中原教育長の意気込みというか、もうこれだけは絶対任期中にやってやるわというのはあるのかどうか、一遍聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

これからも、今後も、この箇所も含めて交通安全プログラムに上がってきたことについては一生懸命要望を行い、できるだけ早期に実現を図れるよう頑張っていきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

これは市にお願いするのも筋やとは思いますが、市がしてしまったらそれをずっと管理していかないけませんので、それを県に責任があるのであれなんです。

それと、もう一回聞きますよ。もう一回聞きますよ。

今のそういう答弁の話じゃなくて、亀山市教育長として、この任期中にここだけはやるっていう

あれはあるの。何というのかな、ええ子じゃないんですけど、これは、これはと言うんじゃないで、ここだけは何に刺し違えてもやるんやというぐらいの気概はないのかなということをお聞きしておるんですよ、僕は。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

ここだけに限らず、交通安全プログラムは、子どもたちの通学路上、地域の方々も含め、危険である、または改善してほしいという内容ですので、どういうふうに感じられるか分かりませんが、お願いに行かなければできないことについてはしっかりお願いに行きますので、そこら辺、またご理解いただけるとありがたいです。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

分かりました。任期中にやってください。その任期中までこの質問はしません、もう。

その代わり、してくださいね。もうずっと見ていますのでやってください。

それでもう、次の質問に行きます。

今結構、僕ら、亀山でも1か所あるんですけども、まちへ行くと、隣が赤になったで、次出発したろうやと思ってびゅうっと出ると、歩車分離というのがありまして、歩行者が次に青になるんですよ。僕らでは、これはすごいなと思って、ちゃんと信号を見て出やなあかんと思うところがあるんですけども、その歩車分離方式について、以前、民生委員さんの会議で、何か問題になることはありませんかという話、意見交換会の中で、三十三銀行のあのベーシックの前ですね。あそここの丁の字の交差点ですごい渋滞すると。

歩行者第一優先ですので、歩行者には文句は絶対言えません、あそこは通学路になっていますので。だけど、朝になると坂の上の床屋さんまで渋滞をしておるという状況になっているんですけども、その状況について、教育委員会として知っているのか、承知しているのかというのを亀山部長に聞きます。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、議員ご指摘の場所につきましては、PTA等からのご要望はいただいていないというところではございますけれども、今、子どもたちが通学をしている状況の中で渋滞が発生しているということは理解をしております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

それはPTAはないですよ、子どもは安全に渡れるもので。

車が曲がれないという状態で僕らは聞くんですよ。それは子どもを差し置いて渡るといのはもってのほかの話ですので、その辺のところをまあまあ理解をしてもらうておるんなら、それをどう

しようというあれがあるのは、これはもう亀山市の話じゃなくて、警察とか県の話になってくるんですけども、そういうのがあったら、それを飛び越して県に言うていくという話もおかしいですので、そういうのを現状を知っておるんのかと思ったらどうするのかというのを聞かせていただきたいのと。

それと、駅から上がってきた交差点が歩車分離方式になっていると思います。それはなぜだったのかなあと。それは学校が要望したんじゃないかと、警察が進んでやってくれたものなのかどうなのかということと、今後そこを要望して行ってほしいんですけども、要望していく気があるのかなのかというのを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、先ほどのご指摘の場所につきましては、やはり子どもたちの安全確保という側面がある一方で、子どもたちが通学をして横断歩道を渡っているという、そういった状況の中で渋滞が発生しているという。この渋滞の緩和という側面もあると考えているものでございます。

したがって、当然、通学路であるというのと同時に、その地域の方、またその場を通行する、さらに幅広い地域一体の課題として、関係機関と協議を進めていくものであらうと考えるものでございます。

また、この要望等につきましては当然、交通安全プログラムに基づいて行っているものでございますけれども、その対策実施の主体につきましては、道路管理者でありますとか、警察、教育委員会が担っているものでございます。

一方で、その対策を実施する危険箇所、そういった要望必要箇所の抽出につきましては、地域、PTA、保護者、学校が主体となり、それぞれが連携して安全点検を実施しつつ行うこととしておるところでございます。

こういったものにつきましては、それぞれの地域のお立場の方々でありますとか、そういった方の意見も集めながら、地域の方々、PTAなど、そして自治会長などとも情報共有の上で、地域の総意として通学路要望としてまとめていただき、それに基づいてまた要望はさせていただきたいと考えているものでございます。

それから現在の亀山駅から上がってきたところの歩車分離の信号でございます。これについては、通学路の要望は上げていなかったということはお聞きしておりますけれども、これは警察のほうが安全対策ということでご判断をされて、設置されたものと聞き及んでいるものでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

あそこですね。昔のタカラブネの横っちょのところですよ。

それが何であそこだけなのか、何かあるのかなと思ってまして、もうすごい、僕が通る時間に学生がいけないというのもあるんですけども、よくよく説明を受けたら、亀山中学校とかその辺の子が通るので危ないんだということを知りましたので、駅へ行く人もそんなやろうなあとと思いついて、そこもええなあとと思っておって、僕、そこで歩車分離というのは、こんなのあるんやと

思っています、そうしたら、あそこが一番きついなあという面がありまして、三十三銀行の横のベーシックの前がすごい渋滞するんです。それで、抜け道が昔のかまどやの裏の、うさぎの裏をぴゅうっとみんな行くもんで、そうしたら、向こうの川合町の交差点でまたがちゃがちゃになるという。朝ですので、僕らも朝はそうなんですけれども、心に余裕があんまりない人もおるんですよ、焦っておると。焦っておると余計にあれですので、それを1つにまとめていただいてというんじゃないで、今、警察と教育委員会が担っておるということであれば、教育委員会がまずそこで、やってもらってじゃなくて自分たちがやるというお考えはないのか聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほども申し上げましたように、このご指摘の場所につきましては、やはり子どもたちが通る通学路という側面、そしてまた交通量の非常に多い主要道路であるという、それによって子どもたちの横断しているところを車が待っていただいているという中で渋滞も発生しているという、こういった実情の中で起きている事態、そしてまたその周辺一帯の交通状況も含めた課題であるというふうに認識をしております。

したがって、その地域の方、そしてそこを通行されるより広い範囲の方々、この方も含めた幅広い地域一帯の課題として、関係機関と協議等を進めていくものと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

協議を進めるというか、そういう意見を集約して、警察なり県なり何なりにそれを持っていくというのが一番大切かと思えます。

それでは、次に行きます。

通学路の安全性に関わる要望と学校の関わりについて。

学校は、確かに生徒のことを第一に考えればいいと思えます。その中で、いろんな保護者さんなり、地域の方なり、ご意見とかご要望とか、時によっては苦情も来ると思えます。その中で、電話がかかってきたときについて、どういう関わりを持っていくのかなど。それを真摯に受け止めるのか、ふん、何を言うておるのやと思っておるのか、一体どういうことかなど。

聞くところによりますといろいろあったとは聞きますけれども、それ以上は言いませんけど、地域と学校の関わりというのは、PTAとか役をしておるだけの人の聖域ではないので、一般の市民だって意見はあるはずやと思えますけれども、それを学校に意見するということについて、関わり方について、一遍、要望についていかにどうまとめていくというのが必要かと思えますけれども、そういうことをどうやって関わっていくのやということをちょっと、亀山部長、教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、通学路の交通安全プログラムにおきます危険箇所等の抽出につきましては、地域やPTA、そして保護者、さらには学校が主体となって、そ

れぞれが連携して安全点検を実施しつつ行うこととしているものでございます。

その中で、それぞれの学校における抽出方法というのは様々あるかと思いますが、自治会長やPTA、地区委員さんからの発信がある一方で、学校職員からなどの発信もあろうかと考えているものでございます。

まずは、通学路要望の提出につきましては、学校が主導するというものではなくて、PTAと自治会が連名で実施していただくものでございます。まずその中で抽出した危険箇所について、地域での合意形成を図っていただきまして、その内容を取りまとめ、学校を通じて提出をいただいているものでございます。そういった中で、積極的に子どもたちの見守り活動を行っていただいている方々でありますとか、そういった団体に帰属して活動いただいている方がたくさんお見えになろうかと思っております。そういった地域の方々からのご意見をいただくということは大変ありがたいことというふうに考えております。このようなお立場の方々のご意見、また地域の皆様のご意見につきましては、自治会長やPTA、そういった方々との情報共有の上で、地域の総意として、通学路要望としておまとめいただければと考えているものでございます。

また、そういった方々に対する対応ということにつきましては、これまでにPTAの方でありますとか、自治会などについては、いろんな場でご説明もさせていただいておりますけれども、それ以外の地域の方々につきましては、やはりこの通学路交通安全プログラムの手順でありますとか、現在の状況などを適切に説明し、ご理解がいただけるように、相手方との意思疎通というものを十分図るように、学校とも共有し、また指導もしてまいりたいと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

本当に、地域でまとめるけれども、その中でも、孫のためにとって旗を振っておるおじいちゃん、おばあちゃんもおるわけなんですよ。そういう人の意見とかも酌んで、そういう人たちが一番よく分かっておると思うんです。そういう人も聞いてやってもらえれば。

教育長、よろしくをお願いします。

通学路のこと、まとめじゃないんですけど、堤防道路のことはお互いに任期がありますので、それまでにやってください。えらい顔色がよくなりましたやんか。

そういうことで、次に行きますわ。

マイナンバーカードについて聞かせていただきます。

現在の普及率について教えてください。

○議長（森 美和子君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

ご質問のマイナンバーカードの普及でございますが、市内公共施設等におけます出張申請を実施するなど、これまでマイナンバーカードの申請機会の拡大に取り組んできたところ、マイナンバーカードの交付率でございますが、令和6年5月31日現在で80.17%でございます。本市のこの交付率は、同時点の県交付率79.05%及び国の交付率79.37%を僅かではございますが上

回っている状況でございます。

また、本年度におきましては、毎月第2日曜日に市内公共施設等での出張申請のほか、新たに戸別訪問によるマイナンバーカードの申請受付を開始したところでございます。引き続きマイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

八十幾つって、まあすごい高い水準やと思います。僕もマイナポイントがもらえる、それにつられてつくった口ですので、すごい便利やなあと思って、コンビニで印鑑証明とか住民票を取ってこれはええわと思っておったんですけども、野登村にはコンビニがないということに気がつきまして、どっちにせよ行かなあかんことになります。

そういうほうも考えていってもらいたいなと思ひまして、それとマイナンバーカード、今びびつとすると、コンビニのコピー機の画面の中に暗証番号を設定しに行ってくださいと出るんです。赤字でぱつと、暗証番号を変えやなあかんのかなあと思って、行かなあかんあと思っておるんですけども、これというのは、聞くところによると、5年に1回とかそういう回数で変えていかなあかんというのはずうっと続くわけなんですか。

それともう一つ、その暗証番号は、例ですよ、僕は42年8月7日ですので「4287」というと、これは僕の暗証番号と違いますよ、違うんですけど「4287」とびびびつと押すと、それで次に変えてくださいといったら「7824」にせえとか。

それは、もう僕は数字が覚えられない人間ですので、こんがらがってきますよね。その一緒の数字、4桁の数字が「4287」やったら、次も「4287」。一応手続さえすれば一緒でいいのかなのか、市民の皆様も迷うと思うんですよ。これは今、免許証の書換えのときでも4桁の暗証番号が要るよというのが出てくると思うんですけども、その暗証番号は一緒でいいのかというのを教えてください。

○議長（森 美和子君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

マイナンバーカードには当然更新期限がございますので、その期限のときには暗証番号を更新、同時にすることになるわけですが、同じ番号でも更新できるのかというご質問に対しては、同じ番号でも更新は可能というふうになっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

もっとそれに分らん点があるので、皆さんに説明してもらいたいのと、僕も全然分かっていないのであれなんですけれども、よく保険証がなくなるでというて、医者でもマイナンバーカードにしてくださいというところもあります。

今現在、僕は紙の保険証でやっておるんですけども、ひもづけせよと言われても、どうやってしたらいいのか、役所に行かなあかんのかなと。自分でもできへんのか。それが制度がいいのか悪

いのかは別にして、ひもづける方法とか。

ほんで、マイナンバーカードで保険証というたら、ゼロ歳、1歳の子でも保険証ってあるわけなんですよね、基本的に。そのマイナンバーカードというのは、根本は幾つからつくるものなの、ゼロ歳からつくってええのかどうなのかというのも教えてください。

○議長（森 美和子君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず、マイナンバーカードが何歳から取得できるのかというところにつきましては、生まれたとき、ゼロ歳からでもマイナンバーカードについては、発行は可能となっております。

ただ、カード自体の有効期限は、カード自体は10年という中で、18歳未満の方については、顔写真が変わってきますので、5年という期限になっています。

そのほかに、そのカードには本人であることを電子的に証明する電子証明書という機能がついています。この機能につきましては、5年というふうな期限が定められてございます。

今ご質問のマイナ保険証と言われる保険証の機能をカードに付加させるという手続につきましては、市役所本庁の1階のほうでご申請いただければ、その場で手続が可能というところになってございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

これはやっぱり申請しないとひもづけてくれない。一度は役所に来いという話でよろしいのでしょうかね。

一度は役所に行くということですね。分かりました。そうしたら行きます。行かないと何かあかんのかなと思って。

それで、この8月で新しい保険証が来て、12月からという約束ですので、約束というか、やりましょうということですので、身分証明書としても、マイナンバーカードというのは有効なのかなあと。それで、そこで保険証にしておけば1枚で済んでいくということですので、よく身分証明書で免許証といいますけれども、免許証は資格の証明書であって身分証明書じゃないのかなと。今、免許証には本籍地も書いていないんですよ、僕、書いていないので、マイナンバーカードやったら全て身分証明書で通じるのかなと思います。

もっとならいろいろと普及促進に向けた取組をやっていくと思うんですけども、煩雑になってくると思うんです。マイナンバーカードをつくる時、マイナポイントをあげるよと言うたとき、めっちゃ窓口で混雑したと思うんですけども、それは今後どうしていく、ちょうど切替えも重なってくる時期やと思うんですけども、どうしていこうと思っているのかお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず、先ほどのご質問の前段階で、市役所へ来ないとできないのかというところにつきましては、市役所でもできますが、インターネットに接続できる環境であれば、ご自身でもできる環境は整っ

ておれば、その保険証にひもづけることは可能ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、ただいまご質問ございましたところでございますけれども、今後、更新の期間が5年という期限の中でやってみえる方につきましては、これまでどおり本庁のほうで新規の発行もやっておりますけれども、更新につきましても、本庁と関支所になるかと思いますが、そちらで手続はさせていただくというところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

分かりました。煩雑になってくるんやったら、いろいろな手を替え品を替えてやっていってください。

もう時間がないので、次に行きます。

鈴鹿亀山道路について聞きます。

鈴鹿亀山道路の概要と道路整備に関わる効果について、これが今通学路で、言われておった大規模道路のことだと思いますけれども、それについての効果について聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

鈴鹿亀山道路につきましては、鈴鹿市野辺町の鈴鹿四日市道路を起点とし、亀山市辺法寺町の亀山ジャンクションに至る延長10.5キロのバイパスで、東名阪自動車道や新名神高速道路に接続する自動車専用道路でございます。

道路整備による効果につきましては、国道306号川崎庄内バイパスと交差する位置に設置される予定のインターチェンジが高速道路に最も近いインターチェンジになることから、高速道路へのアクセスが便利になるとともに、様々な土地利用が考えられるところでございます。

また、亀山市内から鈴鹿市内の医療機関への所要時間が短縮され、救急医療の質の向上や災害時の支援ルートが確保されることで、防災機能の向上が期待できます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

確かに、鈴鹿市野辺町から辺法寺町亀山ジャンクションまでの自動車専用道路で、高速のアクセスが便利になったり、一番あれが、救急車なり防災機能の向上は期待できるだろうということは理解しました。

一方で、この道路は亀山市と鈴鹿市をまたぐ幹線道路的な道路であって、地域にとっての身近な道路ではないのかなあとと思います。私が思うに、地域や地権者にとって、この亀山道路の整備も重要なこととは思っていますが、地域ではほかにしてほしいことがあるというのは県に昔から言うておることです。通学路のことに関しても、もっとしてほしいことはあるんだと。確かに、これは県の主要事業であって、だけれども、市も一枚かんでいるというか、市もそちらの方に出向していると思いますので、そういう面で今回質問をさせていただきます。

そこで、次を質問させていただきます。

道路整備に当たり、事業者の三重県が説明会や用地交渉などを行っていくと思います。近々に、私のうちにもボーリングをさせていただきますという人が見えました。

それで、地域住民や地権者、地域住民というたら辺法寺のことです。野登じゃなくて、辺法寺が工事するに当たっては一番協力もしなきゃいけないし、迷惑も被るのかなあと思っています。その事業の説明時にいろんな要望が出されていると思うんですけども、聞いてもらえるのか聞いてもらえやんのか、その話は別でというふうになるのか、お聞かせください。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

鈴鹿亀山道路の事業説明につきましては県主催により、まちづくり協議会や自治会連合会の代表者や農業関係者の方々を対象に、事業の進め方や概要について、令和4年8月から令和6年3月までに10回の説明会が開催されております。

今後も各自治会、農耕者、地権者の方々を対象に事業内容の説明を行うとともに、工事着手時にも関係地域の方々に説明を行うなど、事業の進捗に合わせた説明会を開催していただきます。地域の声につきましては、そのような機会におきまして、しっかりと聞かせていただきたいと三重県からは伺っております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

10回してもらったということなんですけれども、ばらばらで10回してもらっても困ります。

まち協でされても辺法寺には関係ないところですので、まずそこが一番メインですので、地権者がおります。そういうときにいろんな話がまだというのも聞きました。

しかしながら、まず地域と亀山市、いろんなところでの説明会は入念にやってもらったほうが、地域住民との理解とか協力関係は構築されていくのかなあと思います。今後、進捗に合わせて、いろんな場面場面での説明会はあろうかと思っておりますけれども、すぐにその地元地権者に対しての説明はしてもらって、そこで要望が出たことは、できるものなのかできないものなのかあろうかと思っております。そこで酌み取っていただくのが一番ええのかなあと思います。

では、最後に聞かせていただきます。

その道路を通るところが農業振興地というのがようけ入っております。そこだけは地目変更をしていかないといけないとは思いますが、地権者によって様々だと思います。この土地は親代々の土地やでどうのこうのという人も出てくるかも分かりませんが、この用地変更に関して、地元要望等はいろいろあると。地元は一つに今まとまってきたおるとは思います。会議でいろいろあったりとか、話を聞いておると、農振地とかそんないろいろな残地の話とかあると思っておりますけれども、その辺のところをしっかりと聞いてくれるのかということ、意向について聞いてもらえるのか聞かせていただきます。

○議長（森 美和子君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

公共用地として必要な道路区域につきましては、農用地区域から除外することとなります。その他の残地や沿線の土地につきましては、残地の形状や沿線の土地の状況、また今後の土地の利用計画により、地権者の皆様のご意向が様々であると考えられます。そのことから、個々の土地については、用地交渉時に地権者の方々の意見や要望を聞かせていただき、丁寧に対応をしていただけると三重県より伺っております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

三重県から聞いておるといことは、三重県にもその旨をお願いして、よくよく自治会と地権者の話は聞いてもらうように伝えておいてください。

次はないです。終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

8番 高島 真議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時32分 休憩）

（午後 2時41分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 中島雅代議員。

○5番（中島雅代君登壇）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は身寄りのない方のサポートについてとさせていただきます。

先日、無縁遺体5年間で3割増、独り暮らし増加や親類の引取り拒否広がりというタイトルの報道がございました。

これは読売新聞の記事で、政令市と県庁所在地、東京23区の計74市区へのアンケートで、69市区で2022年度までの5年間に亡くなった後に引取り手がないという方が3割増加しているというものでした。今後、厚生労働省でも実態調査に着手をするということです。

これは、少子高齢化ですとか人口減少、核家族化、未婚率の上昇、つながりの希薄化など、今まで懸念されてきた問題がこうした形になって出てきているのではないかなというふうに思いまして、それらに対して、亀山市ではどう対応していくのかということをお伺いしていこうと思います。

まず、亀山市の現状についてお伺いします。

亡くなった方が無縁遺体として扱われるのはどのようなときなのでしょう。また、費用はどのくらいかかるのか、そして数の推移など、市の関与の仕方についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

5番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

ご質問の市内で身寄りのない方がお亡くなりになった場合の対応ということでございますけれども、市内でいろんな場所でお亡くなりになるケースがありまして、まずご自宅でお亡くなりになる場合、あるいはそれ以外の場所でお亡くなりになる場合がございます。

ご自宅でお亡くなりになられたような場合におきましては、はじめ、第一発見者の方から警察のほうに通報がなされまして、警察において遺体が安置され、親族の調査などが実施をされます。これに基づいて親族が発見された場合にはそちらで対応することになりますが、発見されない、不明であるという場合につきましては、市のほうへ連絡が入りまして、そこから市が対応するという形になります。

それ以外の場所、例えば医療機関に入院中であるとか、そういったことの場合は、そういった施設のほうから市のほうに連絡がございまして、それ以降、市のほうで対応するという形になってまいります。その場合は墓地、埋葬等に関する法律の第9条の規定に基づきまして、死亡地の市町村長がその埋火葬を行うという形になりますので、亀山市内でそういったケースになった場合は、亀山市長の下で埋火葬を行うという形になってまいります。

こうしたケースがどのぐらいあるかということにつきましては、令和元年度から令和5年度までの5年間で見ますと、大体毎年度4件から6件という形の数の推移をしております、大きな増減が見られるような件数ではないのかなというところで、合計で23件という状況となっております。

こうした場合に、市のほうで埋火葬等を行う場合の必要となる費用につきましては、埋火葬料や死体検案料、斎場使用料などで1件当たり約15万円程度の費用がかかってくるというところでございます。

これらの費用負担につきましては、一旦市のほうで負担をさせていただくんですが、死亡者本人の遺留金などがある場合についてはそれを充当させていただくという形になります。その後、改めて市のほうで親族調査を行いまして、親族がいらっしゃるという場合につきましては、その方に対して埋火葬を行わせていただいた旨の連絡をさせていただきますとともに、費用の負担をしていただくという形になります。

こういった費用負担をしていただく方が最終的に見つからないという場合につきましては、先ほど申し上げました遺留金を使うということがございますが、それでも不足する場合については、県に対しまして弁償請求をするという形になってまいります。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

それでは、市のほうで最後は対応をしていただけるということです。

件数のほうも4件から6件ということで、身寄りのない方、無縁遺体ということになってしまった方というのは、そういう方が市内にも年に数人いらっしゃる、数件あるということが分かりました。

本当に自分が死んだ後のことについて任せておける身内がないというのはかなり心配事になります。そして、そういう心配をしながら実際に今も暮らしてみえる方というものもいるということがこ

れで分かると思うんですけども、そういう人がいるということ自体がよい状態ではないというふうに思います。

先ほど紹介した記事の中では、この無縁遺体となった方の年齢については、記事の中では触れてはいただけませんが、恐らくその多くは高齢者の方であったのではないかなというふうに推察をします。

そこで、亀山市での最近の高齢単身世帯数の推移についての傾向、それから身寄りのない高齢者の数について把握をされているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

市内の高齢者の世帯の状況といたしましては、令和2年の国勢調査において、単身世帯は1,679世帯となっております、平成17年と比べますと約55%増加しているという状況です。また、単身ではございませんが、高齢者のご夫婦のみの世帯につきましても、令和2年の国調で2,203件となっております、17年度に比べますと31%ほど増加しているという状況となっております。

こうした方につきましては、身寄りのない方も中にはいらっしゃるかと思います。そうした方の今の把握の状況といたしましては、高齢者の現状把握としては、毎年10月頃に高齢者実態調査というのを行っております、こちらのほうは民生委員・児童委員の方が地域の高齢者の方から緊急時の連絡先となる親族等の情報を聞き取りをさせていただくというような活動を行っております。

この調査におきまして、連絡先が分からない、把握できない世帯というのは大体全体の半数ぐらいというような状況になっております。ただ、一方で、聞き取り調査はさせていただいておるんですけども、その調査の中で、親族情報等をきちんと聞き取りができないというケースも当然ありますので、正確な現状というのはなかなか把握が難しいというのが実情でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

高齢者の世帯というのが、かなり増えているということなんです。

その中でも、いるであろう身寄りのない高齢者は正確な人数は把握をされていないということなんですけれども、民生委員さん、丁寧に聞き取っていただいているということです。

今、この身寄りのない高齢者等の課題については国会でも取り上げていまして、注目をされているものです。亀山市でも、基本構想として住み慣れた地域で生涯を過ごせるまちを目指して取り組んでいただいておりますし、今年3月に策定された亀山市高齢者福祉計画でも、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とされています。この高齢者福祉計画の中でアンケートがあったんですけども、自宅で最期まで療養したいという方が8割というふうにされておりました。そうすると、今後は身寄りのない方に対するサポートというのは特に重要になってこようかと思います。

そこで、今現在こういう方に対するサポート体制、どんなものがあるのかということをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

主に、独居の高齢者の方がご自宅でお過ごしいただく際に、いろいろな福祉的なサービスを提供させていただいておるところなんです。例えば食生活の自己管理が難しいような方についてとか栄養改善が必要な方を対象に、食事を届けますとともに安否確認を併せて行う配食サービスの事業でありますとか、緊急事態の発生の可能性が高く日常的に安否確認の必要があるような世帯、こちらに対しては緊急通報装置を無料で貸与する緊急通報装置の設置、火災報知機や自動消火器、電磁調理器の給付を行う日常生活用具の給付など、いろいろな支援をさせていただいておるところでございます。

また、市の社会福祉協議会が実施しておるものになりますが、市の委託の下で実施をさせていただいておりますが、認知症であったり、障がいなどによりまして判断能力に不安のある方、この方々に対して法律的な手続等を支援する成年後見制度、こちらがでございます。こういった制度を使われる場合とか、それら以外にも消費者生活のトラブルなどに対しましても、必要に応じて消費生活センターや警察などの関係機関とのつなぎというようなこともさせていただいておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

独り暮らしをされている方に対して、宅食ですとか安否確認、緊急通報装置などの支援をさせていただいたりとかいろんな機関につないでいただいたりとかいうサポート、丁寧にさせていただいているということは私もよく存じておりますけれども、今回は特に身寄りのない方についてなんですけれども、そうすると、ご本人が亡くなった後についての手続というのもしっかり誰かがしなくてはならないんですけれども、財産とか葬儀だとか、そういった亡くなった後の手続等についてのサポート体制はどのようなものがあるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

身寄りがいないまま市内でお亡くなりになられた場合につきましては、基本的には一番初めにご答弁申し上げたような形で、何らかの形で市のほうに連絡が入った後に、埋火葬等の手続を市で進めさせていただくという形になります。

事前に例えば、成年後見を立てられるとかそういった形である程度対応をされている場合につきましてはそういった制度を使っていただくという形になりますが、そういったものがない場合につきましては、市のほうで埋火葬等の手続をさせていただくという形になってまいります。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

ご自身が事前にご準備をされている場合はそのように、そうでなければ最終的には市で対応をしていくということになろうかと思うんですけれども、今、終活という言葉がございますように、自

分の最期を尊厳を持って終えるということが注目をされております。

長い人生を一生懸命生きてきて、いざその人生を終えようとするときに、最後の最後を誰に託すのかということ、そこを心配しなくてはならないというのは人の望むところではないのではないかと思います。

そこで、今、日用品の買物だとか入院とか、施設入所の際の身元保証等の手続支援、それから葬儀ですとか死後の財産分与などのサービスを家族だとか親族に代わって行う民間業者が出てきています。身元保証等高齢者サポート事業というものなんですけれども、高齢者が入院ですとか施設の入所の際に身元保証を求められることがあるようなんですけれども、身寄りのない人だとか頼れる親族がいない方は身元保証人がいらっしゃらないので、サービスを受けることができないという現状がありまして、介護保険で補い切れない部分のニーズというのも民間事業者が引き受けているようです。

そこで、その身元保証等高齢者サポート事業ですけれども、万が一の心配事をサポートしてくれる一方で、こちらは死後の、契約をした本人が亡くなった後のサービスを含むので、契約期間が長かったりだとか、あと契約内容が実行されたかどうかというのが確認しにくい。それから、契約者側の判断能力が不十分。それから、このサービスが何十万とか100万以上とかしますので、高額であるというところの特徴があるんですけれども、それによって消費者保護の必要性が高いということが総務省の調査で示されています。この6月11日にも、厚生労働省からもガイドラインのほうを示されています。

そこで、この身元保証等高齢者サポート事業における消費者の保護についてなんですけれども、まずこういったことへの相談というのが専門的な知識が必要だとは思いますが、現在この相談体制があるのかどうかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

現在、身元保証等高齢者サポート事業に特化したような形で、相談の窓口というのは設置しておりませんが、こういったサービスを利用される方なども含めて、高齢者に関するご相談などにつきましては、あいあいのほうや社会福祉協議会さんなどにご相談をいただくケースというのが多いのかなというふうに思っております。

そうした中で、先ほども議員からご指摘もございましたように、国のほうで示されている身元保証サービスなどを利用される場合のリーフレットとか資料とかが示されていて、そういったところに注意してそういう契約をするのが大事なのかということについての注意喚起がなされております。

市や社会福祉協議会などでそういった形のご相談を受ける場合につきましては、そういう資料を使ってご説明をさせていただいて、消費者、利用される方が不利益を生じないような形になるように案内をさせていただいておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

あいあいだとか社協さんで、ふだんのいろんな相談事と一緒に、こういったサービスについてもお話を聞いていただける、相談を受けていただけるということでした。

まず、今答弁にもありましたけれども、平成30年にこの事業についての説明と利用や検討するためのポイント集というのが作成をされていて、相談の際には適切な助言が求められていますというふうに総務省の調査でされております。

そこで、ほかにも国からの厚労省などのガイドラインの中にも、地方自治体には住民に対し、こういったサービスの情報提供が求められておりますけれども、こちら、周知についてはどのようなになっているのでしょうか、お考えをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

こういった情報の周知につきましては、主にあいあいの窓口などにリーフレットなどを置かせていただいたりするような形での周知が中心となっております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

あいあいにはリーフレットを置いていただいているってことなんですけれども、あいあいにはたくさんリーフレットが置いてありますので、なかなかそこをピンポイントで手に取ってというのはなかなか難しいかなと思いますので、積極的にこういう事業があって、ちゃんと選ぶポイントというものもありますので、しっかり選んで契約等をしていただくようにという、周知は特にしていただく必要があろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

さらに、総務省の調査では事業者の届出、それから登録、許可を課して、行政による業者に対する監督が必要じゃないかという課題も上がってきております。

既に、静岡市では優良事業者の認定制度を導入しております。これについては、亀山市でもやはり一定のルールをつくって、事業者の質の担保に関わることも必要ではないかと思ひます。

また、この総務省の調査では、利用者の判断能力が不十分になった場合は権利擁護の活用が必要ともされております。では、この権利擁護というのは、そもそもどんなもの、どんな制度で、具体的にどんなことができるのか、この民間のサポートと違う一体何が違うのか、どんなことができるのかというところをお伺ひします。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

権利擁護につきましては、認知症や知的障がいや精神障がいなどによりまして、判断能力が十分でない方などにおかれましては、契約などを行う場合など、様々な場面で不利益を受けるリスクが高まるということがございます。そうした場合に、その方の権利を代弁、弁護をして安心して生活できるよう支援する必要があるとしまして、そういったものが権利擁護ということで必要となっております。

これに関する制度といたしましては、主に今、市のほうでご案内させていただいておりますのは

成年後見制度になってまいりまして、既に判断能力が不十分な方に対して行います法定後見制度と判断能力が不十分になる前の備えとして、任意の後見制度というものがございます。

まず、法定後見制度につきましては、認知症や障がいなどにより判断能力が低下してしまっている方に対しまして、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為を行ったり同意を与えたりすることによって、本人の保護、支援をする制度となっております。

具体的には、介護サービスの利用料や医療費の支払いや不動産の管理・処分といった財産管理でありますとか、福祉サービスの利用契約や施設の入退所、入退院などの手続というような身上監護といったことについて後見人等にして支援をしていただくという形になります。

こうした成年後見人の選任を申立てができるのは、ご本人、配偶者、4親等以内の親族、任意の後見人、成年後見監督人、市区町村長や検察官となりまして、市区町村長が申立てを行う場合につきましては、音信不通や虐待などで親族による申立てが期待できないような場合に市区町村長が申立てを行うことになりまして、令和3年から5年度までの間で8件ほどの申立てを行った件数がございます。

次に任意の後見制度につきましては、認知症や障がいの場合に備えまして、あらかじめ任意後見人となる方や、将来その方に委任する事務の内容を公正証書によって契約で定めておきまして、本人の判断能力が不十分になった後に、成年後見人が委任された事務を本人に代わって行うという制度となっております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

丁寧の説明していただきましたが、なかなか一回聞いただけではちょっと難しいなというところもあるんですけれども、今、権利を守ることが必要な方の権利を守っていただけるということは分かるんですけれども、この方、権利擁護を利用した場合、こういった方が亡くなった場合、特に身寄りのない方の財産だとか葬儀だとか、そういった死後の事務の手続みたいなものはどのようになるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

成年後見を受けていただいた際に、どこまでの範囲を後見していただくかということを決めていただくことになりまして、そのときに、死後の財産処分等についても委任をしている場合につきましては成年後見の方がそれを対応していただくことになりますが、そうしたものを用意されていない場合につきましては一番最初に申し上げたような形で、市のほうで対応するという形になってまいります。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

こちらは、民間のいろんなオプションメニューのある手厚いサポートまではいかないものの、自

分の意思で最期まで決めることができるということが分かりましたけれども、やはり先ほども言いましたけれども、一回聞いただけではちょっと難しいですし、あと利用者の方もそんなに多くはないのかなというふうに思いましたので、十分周知は必要ですし、それから内容はちょっと複雑かなと思いますので、相談にも十分乗っていただきたいと思います。

今日は亡くなった後の話ばかりをしておりますけれども、亡くなる前にどんなに終活をしていても、やはり、自分の体ですとか財産ですとかはどうしても残ってしまいます。なので、身寄りのない方だけでなく、今後は民間サービスを利用していくという人は増えていくのではないかと思います。

社会保障の充実を指す標語として、イギリスの揺り籠から墓場までという言葉、とても有名なんですけれども、スウェーデンですと、おなかの中、胎内から天国までというそうなんです。

これは、なので揺り籠の前から墓場の後までという意味なんですけれども、日本だったら、もう何なら胎内どころか、婚活から始まっているんですけれども、ただ最後の最後のところはやっぱり家庭に任せている部分が多い。だけど、最初のほうにも言いましたけれども、それもなかなか難しくなってくる時代というのはもうそこまで迫ってきていると思います。

なので、最後の最後まで。全ての方が利用するわけではないですけども、もしものときにはちゃんと安心して最期を迎えられるというこういう安心感というのはこれからもっと必要とされてくるものだと思います。これは高齢者の方ですとか、身寄りのない方だけでなく若い世代にとっても同じことだと思います。

最期まで安心して暮らせるという前提、これがあるということはやっぱり人生設計に大きく関わってくる大事なことです。安心して民間サービスを受けられたりとか、もしものときには権利擁護を利用できるということがちゃんと周知をされていて、自分の人生が最期まで安心して選択できるように福祉のほうではお手伝いをさせていただきたいと思います。

それでは次に、学校、保育施設等における猿の対策についてに移りたいと思います。

猿の被害につきましては、小学生のお子さんがけがをしたということもありました。今は農作物だけではなくて、車の屋根に乗ったりだとか、傷をつけたりとか、おうちのといを壊したりとか、猿がうろついているので窓が開けられないとか、市民は日々身の危険を感じております。

私も家を出るときには、周りに猿がいないかどうか確認をしてからドアを開けるようにしています。本当に毎日毎日猿のことを考えております。

市のほうでは、猿の対策、強化をさせていただいておりますけれども、今日は特に子どもたちを預かる学校ですとか保育施設に絞ってお伺いをしていきます。

現状について、まず猿が出没している施設、これはどれくらいあるんでしょうか。学校、幼稚園、保育園、私立も含めて、被害ですとか目撃情報のある施設をお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今年度、学校敷地内に猿が侵入した学校がございますが、亀山東小学校、白川小学校、加太小学校、中部中学校の4校でございます。また、白川小学校と加太小学校におきましては、複数回の侵入がある現状でございます。また、猿が侵入いたしました場所につきましては、白川小学校は校舎

の屋根の上と運動場。そして、加太小学校は校舎の屋根の上、運動場、みんなの森。亀山東小学校は陰涼寺山、中部中学校は正門付近で目撃されているという状況でございます。ただ、いずれの学校におきましても、猿の侵入による被害は確認されていないところでございます。

○議長（森 美和子君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

今年度、保育所等の敷地内に猿が侵入した施設について、これまでに報告がありました園は、亀山幼稚園、亀山東幼稚園、亀山愛児園、川崎愛児園の4園でございます。4園ともに複数回の侵入があり、川崎愛児園につきましては、頻繁に侵入している状況がございます。猿が侵入した場所については、園庭や園舎の屋根など様々でございます。いずれの園でも猿の侵入による人的被害はございません。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

今報告いただきましたように、8か所ですかね、全部で。猿がグラウンドだったりとか、建物の屋根だったり、そういうところで目撃をされているということなんですけれども、これ、猿が出没した際はどのように対応しておりますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

小・中学校や幼稚園・保育所で猿が出没した場合は、生物多様性・獣害対策室の職員が追い払いに行くほか、登下校時にパトロールを実施することで対応しております。

また、学校等から追い払いの要請を受けましても、職員が到着するまでに時間を要しますことから、昨年度は中部中学校や西小学校の教員のほか、青少年総合支援センター補導員を対象に追い払いの講習を実施したところでございます。引き続き、教員等を対象とした講習を実施するほか、自治会やまちづくり協議会にも呼びかけ、地域ぐるみの対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

追い払いやパトロールをしていただいているということなんですけれども、これに対して効果があるかどうかというのはまた後ほどお伺いしたいと思うんですけれども、猿が出没するこの8か所の施設、ここはなぜ猿がそこに集まるのか、施設に何か原因があるのかどうか、心当たりがあるか、お伺いをします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今年度学校敷地内に猿が侵入した学校のうち、亀山東小学校には陰涼寺山、加太小学校にはみんなの森の一部が学校敷地でございますことが、猿が侵入しやすい要因の一つであると考えられるも

のでございます。

また、中部中学校の正門付近と白川小学校のプールサイドには、実のなる樹木もございます。

○議長（森 美和子君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

猿の侵入が確認された園につきましては、必ずしも餌になるものがあるなどの要因が共通してあるものではございませんが、今年度侵入が確認された園のうち、亀山東幼稚園におきましては、南側に陰涼寺山がありますことが、猿が侵入しやすい要因の一つと考えております。

また、他園におきましては、キンカン、ビワなどの樹木が園周辺にあることも猿が侵入しやすい要因と考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

山があつたり森があつたり、それからキンカンやビワ、猿が好きなものが施設、または施設の周辺にあるということなんですけれども、そうすると追い払ったとしてもまた戻ってくるのかなというふうに思います。

猿は食べ物ですとか、隠れるところを求めて移動をするというふうに聞いています。特に食べ物ですね。栄養がある場所とない場所では、雌一頭が子どもを産み始める年齢だとか、出産をする間隔、それから生まれた子どもの死亡率というのが違うそうなんですけれども、やっぱり栄養があると早くから子どもを産むし、そして毎年のように子どもを産む。そして、生まれた子どもは死亡率も低くて長生きをする。猿の寿命は20年近くということで、とても長いんです。なので、一度子猿が産める環境になってしまうと、猿というのはどんどんどんどん増え続けるというわけなんです。なので、とにかく栄養を与えてはいけません。栄養があればどんどん増えていきます。

そして、人慣れをすると行動がエスカレートしていくそうなんですけれども、今は人的な被害はないということだったんですけれども、刺激を与えてはいけませんというふうには言われていますけれども、これはまた放置をしてしまうことでエスカレートをして、人を襲ったりだとか施設内に入ったり、侵入をしたりするようになりかねません。

実際に聞いた話では、保育園で園庭に猿がいて子どもが遊べないだとか、散歩に行けない、それからふんの処理を保育士さんがしないといけません。負担が増えているということも聞いています。

それから、先ほどビワだとかキンカンだとか、餌になる実のなる木というものもあるというのを報告がありましたけれども、こういう木を、全部切ってしまうというのはやっぱり教育上あまりよろしくないかなというふうに思うんですけれども、せめて背を低く切って全て収穫をしてしまう。そして、実のなる量を減らすとか、具体的に対策をしていく必要があると思います。

そして、その対策についてなんですけれども、まずは子どもたちのいる施設を猿の被害から守るために、施設内の餌、それから隠れ場となる木を切る必要があると思います。

今も施設管理、木を切るとなると施設管理の一部かなと思うんですけれども、一部ではなくて猿対策として、子どもたちを守る対策としてしっかり予算をつけて根本的に対応をしていくべきだと思います。

そして餌があるのは先ほども、園にはないけれども周辺にという話もありましたけれども、当然市の施設だけに餌があるわけではないので、地域だとか個人に補助を出して、市が中心となって本気で猿の対策、餌の対策を特にしていかないといけないです。

なので、この辺りに対しての見解というのをどのようにお持ちなのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

獣害対策として、集落内の収穫残渣や不要果樹など餌場をなくすことや、耕作放棄地や藪などの隠れ場所をなくす、こういったことが重要とされております。

特に管理者のいない放任果樹は、住民にとっては被害と感じられなくても、野生動物にとっては立派な餌となるものが非常に多く無意識の餌づけとなり、野生動物が出没する原因となっております。

これまでから獣害対策として、放任果樹の除去につきましては地域で取り組んでいただけるよう出前トーク等で周知を行っているところでございます。

一方、獣害対策において地域での取組は非常に重要になってまいりますことから、放任果樹の除去だけでなく地域ぐるみの自主防除活動に要する経費を補助する制度を設けている自治体もございます。

引き続き、効果的な獣害対策に加え、地域への支援制度についても調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

調査・研究を進めていきますという答弁だったんですけど、その同じ答弁の中で、この実のなる木を切ることには効果があるとおっしゃっていますので、これ以上の猿が増えないように、被害が起きないように実効力のある対策というのが必要だと思いますので、木を切る、餌をなくす、栄養を取らせないというこの対策、本当に根本的なところだと思いますので、しっかりしてやっていただきたいと思います。

最後に、今年度、三重大学と猟友会と協定を結んだ後のことなんですけれども、今の対策の方向性についてお伺いをしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

獣害リスクマップは、三重大学及び猟友会と連携し、猿、鹿、イノシシについて、農林業被害や森林生態系被害に加え、生活環境被害の防止を促進することを目的に作成するものでございます。具体的には、GPSによる野生動物の移動経路や餌となる果樹の調査等により、人里における被害リスクを地図化したいと考えております。また、これらの情報につきましては教育委員会や子ども未来部とで共有し、学校や保育施設等における猿被害の軽減につなげてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

これからリスクマップをつくっていただいて、猿の移動とか、また餌についても調べていただくということなんですけれども、本当にそれを活用して優先的に木を撤去したりとか、効率的にできると思いますので活用をして、本当に木、餌をなくしてください。この効果も期待をしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

5番 中島雅代議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました本日の通告による質問は終わりました。

これより一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い、発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

お疲れのところですが、しばらくお付き合いを願いたいと思います。

我が会派の古田議員の質問に対して、関連質問を2点ほどさせていただきたいと思います。

新庁舎の建設とコストコの進出について、2点、お伺いをさせていただきたいと思います。

新庁舎の建設についてはこの地区が浸水地帯であるということでもかなりありましたんですけど、歳入については説明を受けておるんですが、歳出の中身がですね。

例えば、用地代とそれから設計代と建設工事ということで総額95億円なんですけど、これは7億、3億、85億と。この85億の積算根拠は何を、本庁舎の設備がどんで、主体工程が幾らかというのは分かっておるのか。

財源については聞いておるんですけど、歳出の中身が分からん。それについて分かる範囲内でご説明願いたい。

○議長（森 美和子君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の建設に関連します概算事業費につきましては、先ほど議員ご紹介いただきましたように、用地交渉取得に7億円、それと設計に3億円、それと85億円の合計95億円で、これはあくまで概算ではございますが、経費を資料に掲載をさせていただいております。

85億円の内訳でございますが、この中には、建設工事と備品、システム費等でございますが、建設費につきましては新庁舎の延べ床面積を1万2,000平米とした上で、他自治体の建設費を参考といたしまして、約75億円と試算をいたしております。

それと、残り10億円につきましては、備品購入費やシステム導入費を見込んでおりました、合計で85億円を見込んでおるところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それでは、その85億円の中には浸水対策、ほかの他市では全然要らない特別な経費があると思うんです。3メートルから5メートル埋め立てるとか、これの中に、この85億の中に入っているのかおらんのかというのがまず1点と、それとですね。

これ、先月もらった新庁舎整備の内訳で、用地7億、それから設計3億、施工85億ですけど、その前に3月27日にももらった5か所を1か所に決めたときには、用地取得に係る概算経費の試算が14億4,500万円なんですよ。

これはどこへ、14億4,500万と7億円で約倍違うんですよ。総額は95億ですよ。先月出されたあれには7億ですよ。3月27日のは14億4,000万かかるんですよ。約7億円、それはどこで出すんですか。この85億の中から7億引くのか、それやったら85億から7億引くと78億ですよ。それなら、建設費に75億もかかったら資金が足らんやないですか。一般財源を出すんか出さんのか、一般財源は15億ですよ。それではここに出された資料と、この財源の内訳は全然そこで食い違ってはいますが、こうもころころと見た数字が変わっておるようでは何をもってこれを精査しているのか分からんですけど、その違いについてお願いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本年3月末に公表いたしました建設予定地選定に係る資料における用地取得費等の概算経費14億4,500万円につきましては、用地の取得費用6億7,500万円と、建設に当たり造成や外構等に要する土木費用約7億7,000万円を合わせたものでございます。

なお、総事業費95億円の試算において、用地取得に要する費用として7億円を見込んでおります。一方、基本計画策定段階におきましては、造成や外構等に要する経費は具体的に試算はいたしてはおりませんが、そうした経費も含め75億円の建設費において建設できるよう事業費を精査してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは分からんでしょう、やってみないと。

当初14億で、これはほかのところを見るとですね。住山やと3億6,000万、和田やと3億2,000万、西野公園やと7億5,500万、それから南部やと大体15億5,000万ということだからかなりの開きがある中で14億。

それなら、これ総体の95億を変わずにできるんですか。ここでもう既に7億、一般財源が要るわけですよ。

ほんなら、用地費に6億7,500万と土木費の7億7,000万、これは85億の中に入っているんですか。今言われたように、設備費の中に入っておったらおかしいでしょうが。95億だけをうたって、95億の財源は分かりますよ、起債と。

もう一点分からんところもあるんですけど、起債と基金と一般財源が15億と。

それから、歳出がですね。

財源は分かっても歳出は95億と言い切っておるけど、これはどう見ても合わんでしょ。7億と14億では。それは別のところから出すんですか金を。どこからその金を持ってくるんですか、一般財源を入れるんですか。20億って、15億と言うとこからすると、20億は要るんですよ、一般財源が。それはどこから出してくるんですか、財源は。合わないです。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

用地費の7億円と、先ほどの14億4,500万が合わないということでございますが、先ほどご説明申し上げましたように、用地取得費は6億7,500万円、約7億円ではございますが、6億7,500万円ということで、計画というか概算の計画額とおおむね合っているものでございます。

それと、土木費につきましては、整地、土盛り等の費用でございますが、これにつきましては建設費の中というふうには今は考えておりますが、あくまでこれは概算経費でございますので、どこからというふうにはということではございませんでして、あくまで95億円の総事業費をそれぞれの費用に充てておるものでございます。ですので、用地費は7億円と用地取得費6億7,500万円でおおむね合っているというふうには考えております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

おおむね合わないやがな、どうしても。

どこから土木費は持ってくるの。そしてこの庁舎建設のための土木費でしょう、ほかの道路と違うんでしょ。庁舎のための土木費やったら庁舎に含めなあかんですやろうが。別の事業じゃないんですよ、だったら、これとこれは整合せなおかしいでしょう。

そして95億が膨らむ。それやったら100億以上かかるんですよ、今このままいったら。95億と言うておきながら財源、歳入は、これもよう分からんですけど、環境配慮型庁舎を建てると5億円の補助金がもらえるって、これも推定ですよ、もらえる。

これも根拠はないでしょう。まだ、今、5億円の特別財源。環境配慮型庁舎を建てると5億円の特別補助金が来るって。それを含めて95億ですやろう、一般財源と基金と起債を合わせて。

この5億円も曖昧ですよ、来るか来んか分からんですよ、これは。どこに設計を頼むか知らんけど、それだったらそれで合わすのが本来ですよ。庁舎建設に一体幾らかかるのかということで、95億という数字出したらやっぱり95億に合うように何もかも合わせて、合わすような数字で出さんと一般の人には分からへんですよ。我々もこれは分からんですよ一般の人はもっと分からんですよ。

だから、もう少し3月の出された資料とこの間、5月に出された資料の整合性を図っていただかないと分かりません。

それから、85億についてはもう少し細かく、総務委員会のとこでええで資料提出をしていただきたいということを申し上げておきます。

それから、浸水対策については、また特別な経費が今以上に要ると思います。今、建設費の70億の中にこれが入っておるのか入っておらんのかという問題がある、浸水のための。

これは3階建てで、ピロティー型にするのか埋立てにするかやろけど、かなりの経費がかかるんです。

この庁舎についても、議会としては特別委員会を設けようというだけの機運はあるんですけど、これだけ曖昧な答弁ばかりでは議会としても対応がし切れんですよ。何をもって、根拠で、庁舎を建てようとしておるのか。曖昧な答弁ばかりでは議会としても関心があって議会特別委員会をつくらうという思いでおるんですけど、今のような答弁ではなかなか議会で審議ができへん。だから、もう少し外部に分かるように明快な計画を樹立していただきたいということを申し上げておきます。

その次、コストコの進出ですけど、操業開始時期が令和6年から令和8年と言われとる。これについては協定書の3条の2項、経済事情の変化その他の事由により、前項の店舗建設計画に大幅な変更を生じた場合は、乙に申し入れ、協議すると。これをされたから、本来ですと本年の春に完成しておらなあかんかったものが6年から8年になったという。

この協議の中身をちょっと教えてください。協議したんでしょ、これは。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

コストコの操業時期につきましては、ケン・テリオ支社長がこの協定書を締結する際、そのときに、当初から2024年から2026年、令和6年から令和8年と答えていただいておりますので、市といたしましても、この3年間の間に操業が開始されると理解しております。

また、この立地協定書の2024年春というのにつきましては、コストコ側がお客様の早期開業の期待に応えるため、早い時期を見込んでおるということで協定書には書いておるということでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

協議した内容を聞きたいんですけど、そうしたらこの協定書は無効ですやんか。

設置場所、面積、着工予定2023年春、操業開始2024年、この協定書のときにこうやって決めて調印してあるんですよ、これ。それが実際は6年から8年で、何をもって根拠で言ってみえるんですか、この協定書は何ですか、何のための協定書、これ。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

この協定書でございますけれども、コストコが計画している立地に際しまして、市のほうも協力をしていくということを約束したものでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

約束したら約束を履行せなあかんやんか。

ここに書いてないことを協議しておるとこのやったらその協議の中身を知らなあかんし。

なぜ6年が8年になったやつが書いていないんですか、ここに。

それと、もう時間がないんで、2条にですね。この協定の全ての規定は甲の店舗の設置に必要な許認可の取得、不動産の売買契約、締結及び決済の完了を条件とすると書いてあるんですわ。

この間の答弁ではまだ用地がどうのこうの言うてるらしいですよやんか。済んでおらんだらですね、この協定は規定に反しているんですよ。

この協定の全ての規定はこれを、条件を満たすと。で、この協定書は履行されると、履行内容は違いますけどね。もし向こうから断られたら、これは無効ですよ、紙切れですよ。何の罰則規定もない。

この解釈については、2条の解釈はどのように考えてみえるのか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

立地協定書の第2条に記載する相互協力の条項におきまして、この協定の全ての規定は、コストコの店舗に必要な許認可の取得、不動産の売買契約の締結及び決済の完了を条件としておりますが、その条件が整わなければ直ちに撤退ということではなく、まずはコストコの業務が円滑に行われ、店舗設置の計画がスムーズに進むよう、許認可の取得などを県とも連携しながら必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今私に読んでもらわなくてもええんやけど、この協定の全ての規定は合意に達しておらんだらあかんという、効力は発生せんと言っているんや、規定されたことが。

何を根拠に規定があるんですか、この協定は何のためにあるんや、これ。効力がないですよやんか。こんな効力がないのに一生懸命、あんたらは努力するのかわらんけど、コストコがどうなのか知らんけど。

それで市長は前へ進んでおるといふ、この間の答弁でしたけど、毎月の協議ももう今月はやっておらんと、最近はやっておらんと。何も協議しておりませんやんか。

一方で、延期するとか中止と言われたかて、この協定は何の効力もないですよ、言われっ放しですよ、そんなもんによ協定したわなあと思っておるんです。

この協定は無効ですよ、こんなもん書いてある工期も着工も全然違う。我々の知らんところで協定のその協議の中身、変更の中身も何も知らせてこない。これに何も書いていない。それで、6年から8年って、あんたが勝手に言っているだけで、何の根拠もない。

協定書には4年から6年、これは4年の2月28日ですね、契約が。何を根拠にして今コストコをそのために3,500万も、側道までつけてですね。

もし、これが延期になり、中止になったら誰が責任取るんですか、これ。

市民は待っておるのは、いろいろあるけど、それなら市長に問うけど、これはもう必ず延期も遅延も中止もないと、必ずできるという、市民に分かるように説明してくださいよ。この協定書を含めて。やるという以上、先行投資までしたのなら。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

物事に完全なことはありませんけれど、完全なことはいけれど、ないけれど、亀山市の産業立地をしっかりと前へ進め、先般から古田議員、それから鈴木議員からご質問がありました。やはり三重県下初となりますこのコストコの市内への立地が生み出す本市への有形無形の効果というのは大きなものがございます。

したがって、私どもは今日に至ります過程で最大限の努力を重ねてきておるところでございますし、その間、国際情勢とかいろんな経済環境の中で、コストコ自身が現在その事業実施の時期を模索しながら前へ進めていただいておりますというふうにご覧いただいております。

操業の延期とか、今、議員少し勘違いされておられますけれど、2年前の2月28日の立地協定におきまして、協定書は確かにこれは紳士協定でありますので、他の企業立地の立地協定においても同様のものでございます。罰則があるとかないとか、こういうものではございません。

しかしながら、立地協定、県とコストコの支社長、3者の中で、これを公の場で立地協定をし、そして3者が協力をしながらこのコストコの操業に向けて努力をしていこうという確認をしたのがあの日でございます。

その協定締結後のプレス発表というか記者会見というかその場におきまして、ケン・テリオ支社長のほうから、2024年から2026年、2年後から4年後の間に操業したいという意向を示されたものでございます。そこは、何度も申し上げておりますが、そういうことで2024年が確定しておいたものではございませんけれど、その中で今日の努力を重ねてきておるところでございます。

したがって、ネガティブな情報とか根拠のないうわさとかそういう次元じゃなくて、やはり亀山市としては県と連携をしながら、このコストコの市内への立地に向けて、今後も全庁一丸となってしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますし、議員は去年もこの質問は、財政状況が厳しい中でコストコをはじめ、産業立地をしっかりと進めよと、こういうご趣旨のご質問をいただいたのを記憶いたしております。

いろいろ課題はありますが、また先方も民間企業でありますので、様々な事情も拝察いたしますけれど、亀山市としては、この早期操業に向けて最大限の努力を重ねてまいりたいというふうに考えるものでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

言わんとすることは分かるけど、結果的には何も前へ進んでおらん、協議もしておらん。

そうやで、もっと努力をせなあかんですやろう、市は、誘致のためならもっと、本社に行くなり、どこへ行くなりして。滋賀県は、同時にできる予定やったけど、私が聞くとおとところ、滋賀県は3億

円を市が用意した。通産かどこかの、国の資金をもって、それをもって充てたということを聞いています。

そうやで、もっと亀山市独自も、県も国もやっぱり協力体制を取ってやらんとなかなか市長の言うている範囲内でこれはできへんですわ、ここに座っておっては。もっといろんなところへ行って、やっぱり誘致活動をせんことには。

そんなもの、課長、部長にお任せではあかんですよ。自らやっぱりもっと働きかけをせんと、これはできるもんやないと思うんです。

だから、もう少し、この協定は私は何の意味もない。ひよっとしたら、これは白紙になる可能性もあるということだけ申し上げておきます。終わります。

○議長（森 美和子君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で、関連質問を終わります。

これにて日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

明日19日から25日までの7日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

明日19日から25日までの7日間は休会することに決定しました。

休会明けの26日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時44分 散会）

令和6年6月26日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

令和6年6月26日（水）午前10時 開議

- 第 1 議案第39号 亀山市税条例の一部改正について
第 2 議案第40号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
第 3 議案第41号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 4 議案第42号 亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について
第 5 議案第43号 亀山市営住宅条例の一部改正について
第 6 議案第44号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
第 7 議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
第 8 議案第46号 令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第 9 議案第47号 財産の取得について
第 10 議案第48号 市道路線の認定について
第 11 議案第49号 市道路線の認定について
第 12 議案第50号 市道路線の認定について
第 13 議案第51号 市道路線の認定について
第 14 議案第52号 市道路線の認定について
第 15 議案第53号 市道路線の変更について
第 16 議案第54号 市道路線の廃止について
第 17 議案第55号 専決処分した事件の承認について
第 18 議案第56号 専決処分した事件の承認について
第 19 議案第57号 専決処分した事件の承認について
第 20 請願第 1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願
第 21 議案第58号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
第 22 委員会提出議案第3号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書の提出について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君

11番	福 沢 美由紀 君	12番	森 美和子 君
13番	鈴 木 達 夫 君	14番	岡 本 公 秀 君
15番	伊 藤 彦太郎 君	16番	服 部 孝 規 君
17番	小 坂 直 親 君	18番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	山 本 伸 治 君
理 事	亀 渕 輝 男 君	政 策 部 長	笠 井 武 洋 君
総務財政部長	原 田 和 伸 君	総務財政部参事	佐 藤 康 二 君
市民文化部長	小 林 恵 太 君	市民文化部次長兼 関 支 所 長	北 川 明 美 君
健康福祉部長	林 秀 臣 君	子ども未来部長	高 宮 綾 子 君
産業環境部長	富 田 真左哉 君	産業環境部参事	村 田 博 君
建設部長	高 桐 美智代 君	上下水道部長	杉 本 良 則 君
危機管理監	木 田 博 人 君	会計管理者	米 津 ひろみ 君
消 防 長	豊 田 達 也 君	消 防 部 長	豊 田 賢 治 君
消 防 署 長	倉 田 利 彦 君	地域医療統括官	谷 川 健 次 君
地域医療部長	小 森 達 也 君	教 育 長	中 原 博 君
教 育 部 長	亀 山 隆 君	代表監査委員	国 分 純 君
監査委員事務局長	高 嶋 美 季 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	落 合 巧 君

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	書 記	渡 邊 靖 文
書 記	山 北 康 仁		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る13日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第39号から日程第19、議案第57号までの19件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第39号	亀山市税条例の一部改正について	原案可決
議案第40号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	原案可決
議案第47号	財産の取得について	原案可決
議案第55号	専決処分した事件の承認について	承認
議案第56号	専決処分した事件の承認について	承認

令和6年6月21日

総務委員会委員長 中島雅代

亀山市議会議長 森 美和子 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第41号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第57号	専決処分した事件の承認について	承認

令和6年6月20日

教育民生委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議員 森 美和子 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第42号	亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について	原案可決
議案第43号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第44号	亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第48号	市道路線の認定について	原案可決
議案第49号	市道路線の認定について	原案可決
議案第50号	市道路線の認定について	原案可決
議案第51号	市道路線の認定について	原案可決
議案第52号	市道路線の認定について	原案可決
議案第53号	市道路線の変更について	原案可決
議案第54号	市道路線の廃止について	原案可決

令和6年6月19日

産業建設委員会委員長 豊田 恵理

亀山市議会議員 森 美和子 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第45号	令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第46号	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決

令和6年6月25日

予算決算委員会委員長 服部孝規

亀山市議会議員 森 美和子 様

○議長（森 美和子君）

初めに、中島雅代総務委員会委員長。

○5番（中島雅代君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、21日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第39号亀山市税条例の一部改正については、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、特別土地保有税に関する改正において、本市で該当があるのかとの質疑があり、これについては、平成15年の税制改正以降、課税していないため該当はないとの答弁でありました。

次に、固定資産税に関する改正において、わがまち特例により課税標準の特例割合を2分の1とする特例措置が適用される対象区域に関する質疑があり、これについては、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した一定の固定資産について、わがまち特例が導入されたもので、本市においては現在対象はないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第40号亀山市都市計画税条例の一部改正については、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第47号財産の取得については、平成27年に取得した高規格救急自動車を更新することで消防力の維持を図るため、高規格救急自動車の取得について令和6年5月14日付で仮契約したので、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、消防関係車両を購入する際の入札における指名業者に関する質疑があり、これについては、救急自動車はトヨタと日産以外に取り扱う業者はほとんどなく、一部県外ではトラックをベースとした車両を製造する業者もあるが、本市の道路状況等も鑑みてトヨタと日産を指名したとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第55号専決処分した事件の承認については、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要な亀山市税条例の一部の改正を令和6年3月30日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第56号専決処分した事件の承認については、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要な亀山市都市計画税条例の一部改正を令和6年3月30日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、条例改正による市の税収への影響について質疑があり、これについては3年ごとに講じられてきた都市計画税の負担調整措置の仕組みの延長と、令和3年度及び4年度に限り実施した負担調整措置の廃止であり、特に大きな影響はないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、今岡翔平教育民生委員会委員長。

○7番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、20日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第41号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、省令基準が改正され、保育士及び保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、省令基準と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、経過措置の期間に関する質疑があり、これについては、将来に別段の措置が取られるまでの間、改正前の配置基準の効力を存続させるものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第57号専決処分した事件の承認については、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要な亀山市国民健康保険税条例の一部改正を令和6年3月30日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、国民健康保険税の軽減判定基準が引き上げられる改正による影響に関する質疑があり、これについては、令和5年度課税データから試算すると、軽減対象範囲の拡大により24世帯が対象となり、約74万円程度の軽減額の増加を見込んでいるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、豊田恵理産業建設委員会委員長。

○10番（豊田恵理君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、19日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第42号亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正については、令和6年7月1日から亀山市石水溪キャンプ場バンガロー施設に冷暖房設備を設置することに伴い、当該設備を利用する場合の利用料金への加算額を定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、冷暖房設備の加算額の設定根拠に関する質疑があり、これについては、市内の公共施設や他市の施設の料金を参考にし、利用時間の区分ごとに電気料を1時間当たり約15円として、100円単位で算出した額を上限範囲として定めたとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第43号亀山市営住宅条例の一部改正については、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第44号亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正については、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、条例で定義している管理不全状態の空家等に対し、新たに同法で管理不全空家等が規定されたことなどから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、現在把握している管理不全空家等の件数に関する質疑があり、これについては、過去には18件あったが、現在は9件まで解消しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第48号から議案第54号までの市道路線関係の議案7件については、開発行為により設置された新規路線及び国道の路線変更に伴い、市道として存置する必要がある道路の新規路線の認定、国道の区域変更に伴う路線の変更並びに国道との重複認定解消のための路線の廃止について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、板屋北在家線及び北在家板屋線は今後どこが管理するのかとの質疑があり、これについては、板屋北在家線は市の管理となり、北在家板屋線は県管理の国道として移管されるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、服部孝規予算決算委員会委員長。

○16番（服部孝規君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託のありました議案第45号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第46号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して、各分科会で審査することを決

定し、19日に産業建設分科会、20日に教育民生分科会、21日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、25日に関係部長等の出席を得て、当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受け、これらの報告に対する質疑はありませんでした。

初めに、議案第45号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第46号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、国民健康保険加入者の保険証を廃止し、マイナンバーカードを保険証に利用するためのシステム修正委託料であり、マイナンバーカードを持っていない人を含め、全ての人の保険証まで廃止してしまう強引な手法であるなどの理由から反対討論がありました。

そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第39号から議案第57号までの19件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団を代表し、議案第46号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論します。

この増額補正は、本年12月より現行の保険証を廃止し、マイナ保険証に切り替えるためのシステム修正委託料です。

既にマイナンバーカードの保険証利用は始まっておりますが、ポイント付与などにより保険証にひもづけしている人はたくさんいるにもかかわらず、マイナ保険証を使う人は僅か六、七%ほどです。

医療者側としてもカード読み取りの不具合など課題を上げられています。障がい者や施設入所者の使いづらさの課題も解決していないままです。

そもそもマイナンバーカードは任意であるのに、マイナ保険証の利用を進めるだけでなく、マイナンバーカードを持っていない人を含め全ての人の保険証まで廃止してしまう、この強引なやり方が反対の理由です。

以上の理由により本議案に反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第39号から議案第57号までの19件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、まず討論のありました議案第46号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第46号令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第39号から議案第45号まで及び議案第47号から議案第57号までの18件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第39号 亀山市税条例の一部改正について

議案第40号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第41号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第42号 亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について

議案第43号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第44号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

- 議案第45号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第47号 財産の取得について
- 議案第48号 市道路線の認定について
- 議案第49号 市道路線の認定について
- 議案第50号 市道路線の認定について
- 議案第51号 市道路線の認定について
- 議案第52号 市道路線の認定について
- 議案第53号 市道路線の変更について
- 議案第54号 市道路線の廃止について
- 議案第55号 専決処分した事件の承認について
- 議案第56号 専決処分した事件の承認について
- 議案第57号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

次に、去る13日の本会議におきまして、所管の総務委員会にその審査を付託しました日程第20、請願第1号を議題とします。

総務委員会委員長に委員会における請願審査の経過と結果について報告を求めます。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

令和6年6月21日

総務委員会委員長 中 島 雅 代

亀山市議会議長 森 美和子 様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	令和6年5月20日
件 名	「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願

請願者の住所・氏名	三重県津市丸之内養正町1-1 三重弁護士会 会長 長谷部拓哉
紹介議員氏名	森 英之、新 秀隆、福沢美由紀、岡本公秀、小坂直親、櫻井清蔵
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採択
措置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（森 美和子君）

中島雅代総務委員会委員長。

○5番（中島雅代君登壇）

ただいまから、総務委員会における請願審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託のありました請願の審査に当たるため、21日に委員会を開催いたしました。

請願第1号「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願については、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法（刑事訴訟法の再審規定）が改正されるよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定しました。

以上、総務委員会の請願審査の報告といたします。

○議長（森 美和子君）

総務委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、請願第1号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、請願第1号「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第1号「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願については、採択することに決定しました。

次に、日程第21、議案第58号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第58号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ4億2,104万円を追加し、補正後の予算総額を228億8,507万8,000円といたしております。

今回の補正予算は、住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業及び定額減税調整給付事業において、給付対象者数及び給付金額の増加が見込まれますことから、交付金及び事務費の増額分を計上いたしております。

初めに、歳出につきましては、民生費の住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業に9,040万円を計上するとともに、定額減税調整給付事業に3億3,064万円を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、今回の補正予算の財源として、国庫支出金に重点支援地方創生臨時交付金4億2,104万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第58号に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑は議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、発言を許します。

14番 岡本公秀議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

新和会の岡本です。

それでは、議案第58号、一般会計補正予算（第2号）に関して質疑を行います。

まず最初に、住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業として9,040万円が計上されてお

ります。

この事業の目的及び背景についてお尋ねします。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今回補正で計上させていただきました住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業につきましては、昨年11月に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策におきまして、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、昨年度と同様でございますが、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ非課税世帯を対象にした給付金の支給が決定されたところでございます。

その状況がその後も続いておりましたことから、昨年同様に令和6年度におきましても、住民税非課税世帯または住民税均等割のみの非課税世帯に対しまして、新たにそれに該当することになりました世帯を対象に、令和5年度同様に1世帯10万円を給付するものでございます。

なお、18歳以下の児童がいる世帯につきましては、児童1人当たり5万円を加算するというものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、この給付金給付事業は、令和5年度に続いて令和6年度も行うと。そういうことで、令和5年度にいただいた方は今回の対象ではないと。新しく非課税世帯になった方が対象ということよろしいですね。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、こういった給付対象者の方への通知ということで伺いますけれども、その通知方法はこういった手段で行うのか。また、その通知をいただいた方は、それに対する例えば返事を出す必要があるのか、そこに関して伺います。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今回、この給付の対象となる方に対しましては、課税情報に基づきまして現在システムでの集計を終えたところでございまして、その最終確認を実施しておりますところ。この最終確認を終えた後に、7月下旬をめどに申請書、確認書になりますが、こちらを個別に郵送する予定で作業を進め

ております。

申請の期限につきましては、国のほうで10月末と定められておりますので、同様の対応ということになります。この申請を受け取られた方につきましては、その申請書に振込口座や必要な事項をご記入いただいて、添付に必要な口座の内容を確認するような金融口座の写しでありますとか、本人確認をするための確認書類のコピーなど、そういった添付書類を添付した上でご提出をいただくという予定で、その点、申請をいただいた後、3週間程度を目安に給付を行うという予定で進めております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

いろんな公のお金をいただくに当たっては、銀行口座の控えとか身分証明とか、いろんな書類をようけ添付せんことにはあかんで、結構字を書く必要があるわけですが、こういうふうな書類を相手さんに送って、きちっと記入して、返していただいたら、それはそれでええんですが、その締切りが決まっていますわね、10月の下旬でしたか。その締切りがだんだん近づいてくるのに向に返事がないということも、必ずそういった方が一定数おられるわけですが、そういう方に対しては当然把握しておると思うんで、例えばもう一度催促を、こういった書類を出すことを忘れていませんかとか、そういうふうなことはやっていただくと思うんですが、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

これまでから、給付金については何度か給付をさせてきていただいておりますけれども、その際と基本的には同じような対応になります。申請期限が10月末となっております。その前に申請をこれまでも大体約95%ぐらいの方にはご申請をいただいて、給付してきたという状況がございますが、この給付金につきましても、これまで同様に期限である10月のその月の頭ぐらいを目安に未申請の方に対しまして再通知を予定しております。それを受けていただいて、全ての対象の方が、給付が必要な方については受けていただけるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

一応こういった書類を送付すると、先ほども答弁にありましたが、95%ぐらいの方がそういった方に給付したということは、残り5%が返事がない方もおられるんですね。だけど、それはもう自分でやることですから、もうこれは仕方がないで、一応、だけど再通知はきちっとしていただいて、忘れていませんかと、それはきちっとやっていただきたく存じます。

この住民税非課税世帯への給付金給付事業についての質疑はこれで終わります。

次に、定額減税調整給付事業というのが3億3,064万円上げられておるわけですが、この事業の背景について伺います。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

こちらの定額減税調整給付事業につきましても、基本的には先ほどの住民税非課税世帯に対する給付と同様になりますが、国において閣議決定をされましたデフレ完全脱却のための総合経済対策として、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するためのデフレ脱却のための一時的な措置として、現在、住民税や所得税において定額減税が実施をされております。

しかしながら、定額減税の額を下回る額しか所得税等が課税されていない方もいらっしゃいまして、そういった減税がし切れない方というのは発生が見込まれますことから、そうした方も含めて定額減税の実効性を高めるということから、定額減税調整給付金を給付するというものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

定額減税という言葉を知ると、何か税金を納めている方はまけてやるけれども、そうじゃない、該当しない方は関係ないようなイメージを持つんですが、今回は定額減税のその言葉に関わらず、税金を幾ら納めておるか、少ないか多いかに関わらず、これは全国民が対象でこの恩恵を受けられると、そういうふうに判断していいわけですね。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今回のこの定額減税調整給付金につきましては、その対象者は基本的には定額減税の対象になる方のうちで減税がし切れない方が対象という形になってまいります。そのため、もともと税金がかかってない非課税の方につきましては対象とはなりません。その方につきましては、最初に申し上げた住民税等の非課税の重点支援給付金等が支給されるというような形になってまいります。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

その答弁ですが、今回は定額減税という言葉を使っているけれども、その先ほど最初の質疑であった、その住民税非課税云々という話ですけど、これは令和5年にいただいた方は今回の対象ではないということは、住民税が非課税やけど、令和5年にあなたはいただいているから今回は対象ではないよという人は、今回の定額減税の給付事業のらち外に置かれるような気がするんですけども、だから今回は、僕は全国民に4万円の給付というのが、納税額が多い少ないとか関わらず、だからその納税額がゼロであっても、納税額が100円であっても、全国民が対象と僕は考えておったんですけど、それは僕の考えが間違っておったんですかね。ちょっともう一度説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今回の定額減税調整給付金につきましては、あくまでも定額減税がまず基本にありまして、定額減税をされる方に対して定額減税がまずなされます。定額減税がされるんですけども、所得税や住民税の額が減税される額に満たない方につきましては、1人当たり3万円プラス1万円の合計4万円掛ける人数分になりますけれども、その額だけの定額減税の恩恵が受けられないということになりますので、そういった差額が生じる方についてのみ調整給付金が支給をされるという形になります。

議員おっしゃられる非課税の方につきましては、令和5年度もしくは令和6年度の住民税の非課税世帯等の重点支援給付金のほうの対象となってまいりますので、今回のこの調整給付金については対象にならないということでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、税金の納付額が少なくて、そこから税金をおまけするという手段ではできない方は、その不足分といいますか、それを現金給付ということですね。しかしながら、こういうふうな税金の納付額がちょっと足らずに定額減税できない人というのは本当に千差万別で、人によって全部金額が違うわけで、これは事務が大変煩瑣ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今回の定額減税の調整給付金につきましては、議員おっしゃられるとおり、積算も税の数字が固まっていないことにはなかなかできないという部分もございますし、事務的には非常に手間のかかる仕組みだなというふうには考えております。しかしながら、間違いのないような形で精査をしながら事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

いやいや、それは先ほどは税金を納めていない方というのを上げたわけですが、そうじゃなくて、逆に高額所得の方は、この給付事業とかそういった定額減税の対象になるのかならないのか、それもお伺いします。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

定額減税そのものにつきましては、納税額というか、所得2,000万円以上とかの高額納税者については、そもそも定額減税の対象になっておりませんので、調整給付も同じように対象外という形になってまいります。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

高額所得の方は対象外ということですね。

それで、先ほど最初に部長のほうから説明がありました、例えば税金の納付額が1人4万円を引いていただくんやけれども、それよりも少ないから、その不足というか、引き切れない分を現金で給付するということですね。その場合に説明を読むと、現金給付は1万円単位というんですよね。引くとか引かないとか、引き切れない部分は1,000円単位で発生するけれども、1,000円単位で納付しないで、万円単位の納付ということは、逆に言うと2万5,000円給付したらええのに、結果的に3万円給付せざるを得んと、それでまた思わぬ利益を得る人も出てくるんじゃないかなろうかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

今回の定額減税調整給付金につきましては、その算定につきましては、先ほど議員おっしゃられたように、所得税と個人住民税の所得割それぞれから定額減税の額を差し引いた上で、それぞれの差額を合計する形になります。

おっしゃられるように、純粋な差引きの数字については、1,000円とか100円という端数が生じますけれども、給付金につきましては、端数については切り上げた上で1万円単位で給付するという形になりますので、減税で引き切れる方よりも調整給付金を受け取られる方のほうが、受け取られる総額としては多くなるというケースは生じるものというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そういった面が出てくるということをおも聞いていますが、1万円単位で給付するからね。そういうふうな思わぬ利益が、何千円とかそんな話ですけども、出る方がおるということは制度上仕方がないのかなと思います。

今回もこの対象者への通知ということに関しては、先ほどの話と同じようにやっていただけると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

対象となる方への通知につきましては、先ほどもおっしゃっていただいたように、住民税非課税世帯に対する方と同様で今現在精査をしておりますので、それが終えた段階で7月下旬をめどに通知をさせていただく予定をしております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

確かに非常に煩雑というか、そういうふうな手間のかかることですが、間違いのないようにきちっとやっていただきたいということを申し述べて、私の質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第58号に対する質疑を終結します。

次に、ただいま議題となっております議案第58号については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、所管の予算決算委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第58号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（森 美和子君）

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午前10時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど予算決算委員会にその審査を付託しました議案第58号について、予算決算委員会委員長に委員会における審査と審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第58号 令和6年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

原案可決

令和6年6月26日

予算決算委員会委員長 服 部 孝 規

亀山市議会議長 森 美和子 様

○議長（森 美和子君）

服部孝規予算決算委員会委員長。

○16番（服部孝規君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案第58号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についての審査に当たるため、同日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業及び定額減税調整給付事業の増額補正において、事業の対象者数に関する質疑があり、これについては、住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業は1,300世帯が対象であり、加算対象児童数は300人である。定額減税調整給付事業は約9,400人を対象としているとの答弁でありました。

次に、予算が不足した場合の対応に関する質疑があり、これについては、今回の補正予算で基本的には給付できると考えているが、不足が生じた場合は追加の予算補正等で対応したいとの答弁でありました。

次に、扶養親族がいる場合の給付額に関する質疑があり、これについては、減税額の積算において、扶養親族も含めた人数に1人当たり所得税3万円と住民税1万円を合わせた4万円を乗じて算出し、この金額に満たない額が給付対象者となるとの答弁でありました。

次に、定額減税調整給付金に係る相談体制に関する質疑があり、これについては、給付の問合せについては、国や市で設置する相談窓口で対応し、税務関係に関する相談については、税務署等及び市の税務課で対応するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第58号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第58号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第58号令和6年度亀山市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22、委員会提出議案第3号再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

中島雅代総務委員会委員長。

○5番（中島雅代君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第3号につきましては、総務委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず、委員会提出議案第3号再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、言わば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってそれぞれ違いが生じており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

ゆえに国におかれては、再審法を速やかに改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第3号について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第3号については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないことといたします。

次に、委員会提出議案第3号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案第3号再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第3号再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和6年6月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

（午後 1時10分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年6月26日

議 長 森 美和子

2 番 櫻 木 善 仁

1 1 番

福 沢 美由紀